

第 1 1 期第 8 回小金井市男女平等推進審議会（令和 7 年度第 3 回）次第

日時：令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

午前 9 時 3 0 分～1 1 時 3 0 分

場所：市役所本庁舎第一会議室

1 議 題

(1) 男女共同参画施策の推進について

ア 第 6 次男女共同参画行動計画推進状況調査について

(2) （仮称）第 7 次男女共同参画行動計画（案）の策定について

ア 小中学生アンケート調査結果報告書について

イ 素案について

ウ 市民懇談会について

(3) その他

2 報告事項

(1) 市議会の報告について

(2) その他

3 その他

4 配布資料

資料 1 小金井市第 6 次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和 6 年度実績）（案）

資料 2 第 6 次男女共同参画行動計画における令和 6 年度推進状況調査【調査票 1】に対する意見・質問シート（回答）

資料 3 10/10 提言案に対する意見シート

資料 4 小中学生アンケート調査結果報告書（案）

資料 5 （仮称）第 7 次男女共同参画行動計画素案

資料 6 市民懇談会の概要について

資料 7 市民懇談会資料（案）

資料 8 市議会の報告

参考

1 第 1 1 期第 7 回（令和 7 年 7 月 2 8 日）会議録

- 2 小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について（提言案）
- 3 令和7年3月28日「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）
- 4 「第39回こがねいパレット」チラシ

(案)

資料1

小金井市第6次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(令和6年度実績)

令和7年11月

小 金 井 市

はじめに

小金井市では、小金井市第5次男女共同参画行動計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、令和3年3月に「小金井市第6次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、令和6年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

平成8年12月3日
告示第99号

男 女 平 等 都 市 宣 言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかけがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第6次男女共同参画行動計画の概要

1	基本理念	1
2	基本目標	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の性格	3
5	計画の期間	4
6	施策の体系	5

II 第6次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和6年度実績）

1	推進状況調査の概要	6
2	推進状況調査結果の概要	7
3	推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4	推進状況調査結果（事業別一覧）	10

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1)	人権・男女平等の意識改革の推進	10
施策の方向(2)	男女共同参画の基盤となる人権の尊重	12
施策の方向(3)	多様性への理解の促進	14

主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1)	教育の場における男女平等教育の推進	14
施策の方向(2)	生涯を通じた男女平等教育の推進	16

主要課題 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1)	配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	18
施策の方向(2)	被害者支援の推進	20
施策の方向(3)	相談・連携体制の整備・充実	20

主要課題 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1)	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	22
----------	--------------------------------	----

主要課題 5 生涯を通じた心と身体健康支援

施策の方向(1)	女性のライフステージに応じた健康づくり	24
施策の方向(2)	性差や年代に応じた心と体の健康づくり	26

主要課題 6	様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向(1)	各家庭の状況等に応じた支援	30
施策の方向(2)	自立した生活への支援	30
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
主要課題 1	家庭における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	育児支援体制の整備	32
施策の方向(2)	男性の家庭・地域活動への参画促進	34
施策の方向(3)	介護等への支援体制の整備	36
主要課題 2	働く場における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づく	36
施策の方向(2)	働く場における男女平等の推進	36
主要課題 3	女性の活躍と多様な働き方への支援	
施策の方向(1)	女性の就労に関する支援	38
主要課題 4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
施策の方向(1)	地域づくり活動における男女共同参画の推進	40
基本目標Ⅲ	男女共同参画を積極的に推進する	
主要課題 1	政策・方針決定過程への男女の参画	
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	42
主要課題 2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	市民参加・協働による事業展開	42
主要課題 3	推進体制の充実・強化	
施策の方向(1)	庁内の男女平等の推進	44
施策の方向(2)	計画の推進体制の強化	44
5	配布・配架一覧表	46

Ⅲ 資料

1	行政委員会及び審議会等における女性の割合（令和 7 年 4 月 1 日現在）	52
2	男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和 6 年度）	54

I 第6次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い
支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひ
とりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とす
る 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に次の2つのテーマが重要であ
るとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子
ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認
め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参
画社会の実現の基本となるものです。

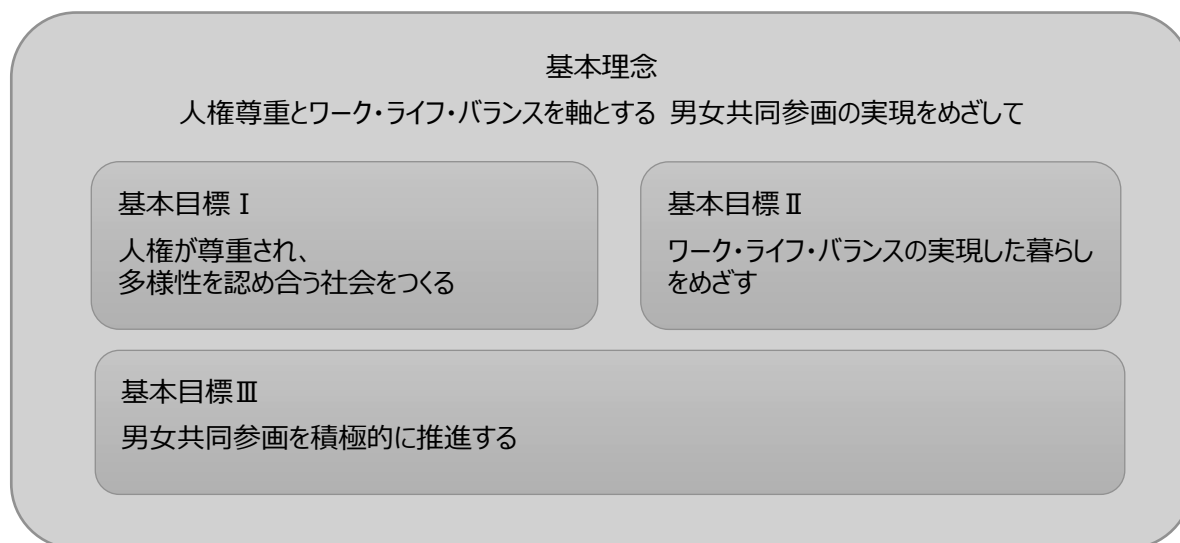
2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高
齢化、人口減少社会の中で、今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題と
なっています。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育
児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を
進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現
に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」
に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、
新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社
会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、小金井市第6次男女共同参画行動計画（以下「本計画」とい
う。）の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バラン
スを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境の整備を図ります。

また「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した施策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

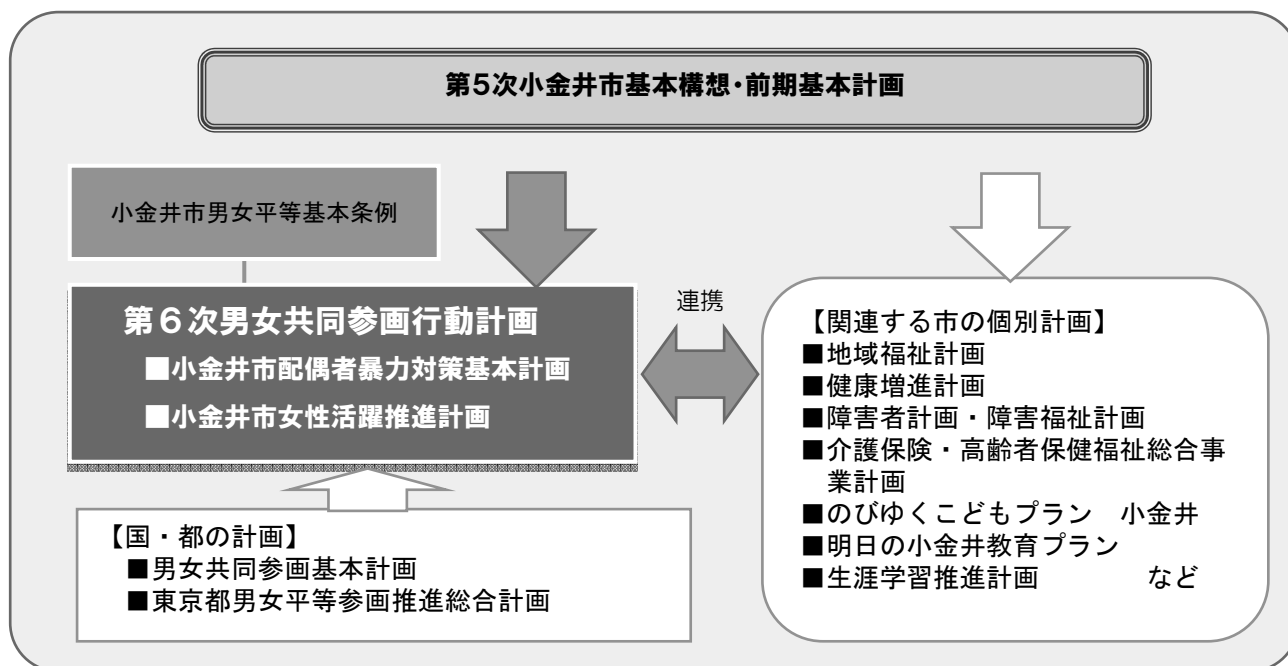
また「小金井市特定事業主行動計画」に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第5次小金井市基本構想・前期基本計画の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

4 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整を図りながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



5 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

（計画の期間）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
～第 4 次	第 5 次男女共同参画行動計画				第 6 次男女共同参画行動計画				
第 4 次小金井市基本構想					第 5 次小金井市基本構想				
後期基本計画					前期基本計画				
(国) 第 4 次男女共同参画基本計画					(国) 第 5 次男女共同参画基本計画				
(都) 東京都男女平等参画推進総合計画					(都) 東京都男女平等参画推進総合計画				

6 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3)多様性への理解の促進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)男性の家庭・地域活動への参画促進 (3)介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

Ⅱ 第6次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和6年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目 的】

第6次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、各施策事業の進捗状況について調査・評価を行う。小金井市男女平等基本条例第11条では男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し公表すると定めている。

【調査事業】

第6次男女共同参画行動計画に掲載されている110事業

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる（61事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（35事業）

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する（14事業）

【対 象 課】

第6次男女共同参画行動計画に掲載されている22課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（4課）：地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（4課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課、こども家庭センター

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○自己評価（対前年度実績）

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

○男女共同参画の視点

（効果があったと思われる男女共同参画の視点を「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

○自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比

○男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要

この一覧表は、担当課が令和6年度に行った事業に対して、前年度に比べての自己評価結果及び「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目 標	施策事業数		自己評価				効果があったと思われる男女共同参画の視点 (複数回答有)					
	a	b	A	B	C	D	①	②	③	④	⑤	⑥
基本 目標 Ⅰ	54事業 【61事業】	77事業 【95事業】	15事業 (19.5%)	60事業 (77.9%)	1事業 (1.3%)	1事業 (1.3%)	18事業 (23.4%)	10事業 (13.0%)	31事業 (40.3%)	29事業 (37.7%)	4事業 (5.2%)	22事業 (28.6%)
基本 目標 Ⅱ	29事業 【35事業】	40事業 【52事業】	5事業 (12.5%)	35事業 (87.5%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	10事業 (25.0%)	15事業 (37.5%)	15事業 (37.5%)	5事業 (12.5%)	11事業 (27.5%)	8事業 (20.0%)
基本 目標 Ⅲ	14事業 【14事業】	19事業 【19事業】	3事業 (15.8%)	16事業 (84.2%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	7事業 (36.8%)	5事業 (26.3%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	9事業 (47.4%)	9事業 (47.4%)
計	97事業 【110事業】	136事業 【166事業】	23事業 (16.9%)	111事業 (81.7%)	1事業 (0.7%)	1事業 (0.7%)	35事業 (25.7%)	30事業 (22.1%)	46事業 (33.8%)	34事業 (25.0%)	24事業 (17.6%)	39事業 (28.7%)

※施策事業数（上記 a 欄の【 】）の 110 事業のうち、評価対象となる事業は 97 事業。1 施策事業に対して複数の担当課が施策事業を展開しているため、総事業数（上記 b 欄の【 】）は 166 事業、評価対象事業数は 136 事業となる。

※効果があったと思われる男女共同参画の視点は複数回答可としているため、重複して選択している項目もある。

※表中の（ ）内の割合（％）は、上記 b 欄の評価対象事業数を基に算出している。（小数点第二位を四捨五入）

※網掛けは、効果があったと思われる男女共同参画の視点で割合が高かった項目。

3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方

欄外に、「基本目標」、「主要課題」、「施策の方向」、「施策」を記載しています。

担当課が実施した内容を記載しています。

参加者数の記載については、可能な限り男女別の人数を明記し、事業目的の達成感を測る指標の一つとしています。

「番号」「事業名」「事業内容」「担当課」を記載しています。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。 ・新成人向け啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課 企画政策課	男女共同参画情報誌「かたらい」60・61号を発行 発行部数 60号:2,600部 61号:2,600部 配布先 市町村・区市町村関係機関、医師会会員、歯科医師367箇所 録集を発行 機関、学校、市施設等 計151 ※別紙「配布・配架等一覧表」参照 男女共同参画シンポジウム及び「こがねいパレット」の参加者へ、男女平等基本条例及び男女平等都市宣言の紹介資料を配布した。 「こがねいパレット」記録集に男女平等都市宣言を掲載した。 男女共同参画週間に第二庁舎1階で啓発物品と合わせ資料を配布した。 市報11月1日号1面に全面で男女共同参画社会の実現に向けた啓発記事を掲載した。
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。 ・人権に関する講演会の開催 ・人権啓発物品の配布	広報秘書課 広報秘書課	人権講座(タイトル:「令和の不登校対応を考える～ポリウェーガル理論をもとにして～」、講師:大熊雅士) 参加人数:118人 ※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課	「ジェンダー統計からみる男女共同参画の現状と課題～小金井市民の男女平等観の問題点は?～」をテーマに講演会を開催した。 講師:杉橋やよい氏(専修大学経済学部教授) 参加者 10人(アンケートの回答は7人。うち女性3人、男性4人、そのほか0人)
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。
(9)	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	クロームブックの使用及びSNSの取扱い等について、男女平等の観点を含めて人権に配慮することを授業の中で都度伝えてきた。また、携帯電話会社や警察等と連携し、セーフティ教室を実施する際、情報モラルの内容を取り扱った。

事業を実施したことにより、「効果があったと思われる男女共同参画の視点」を以下の6項目から選択しています。（複数回答可）

【効果があったと思われる男女共同参画の視点】

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

対前年進捗度の自己評価を記載しています。

■自己評価（対前年進捗度）について

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同等の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

事業を実施していく上での、今後の課題や推進の方向性を記載しています。

事業を実施したことにより、得られた効果や達成度の理由を記載しています。

自己評価（対前年進捗度）※1	効果があったと思われる男女共同参画の視点（効果視点）※2						自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	「かたらい」60号では、「『家族の在り方』について考える」をテーマとして、昭和から現在に至る家族関係の変化等に関する記事を掲載した。 「かたらい」61号では、「多様性・自分らしく輝く」をテーマとして、多様な働き方・生き方に関する記事を掲載した。 「第38回こがねいパレット」記録集は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。 「かたらい」及び「こがねいパレット記録集」の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。 （前年度比） 配布先は前年とほぼ同一 総発行部数はこがねいパレット記録集は同数、かたらいは前年比1,000部増	今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。 また、市報及びホームページ、X(旧Twitter)へ掲載し、周知を図っていく。
B	○	○					講演会参加者に男女平等基本条例等の周知を行うことができた。 （前年度比） 資料の配布機会 前年同様 「こがねいパレット」記録集発行部数 前年同様	今後も、周知を進めていくために講演会や市報及びホームページ等を利用し、男女共同参画の理解促進を図っていくとともに周知方法についても検討していく。
C	○		○	○			前年度と同規模で開催。アンケートで人権意識が「高まった」と回答した人は86%で、多くの方に人権意識を啓発することができた。 （前年度比） 参加者 ＋16人	実施内容やテーマを探りながら、事業の継続を図る。
B	○	○				○	募集人数40人としたが、酷暑の中の開催となったことが原因か、事前申込者数より実際の参加者数が減ってしまった。 （前年度比）参加者 △18人	より多くの市民に参加してもらえるよう、昨年度に引き続きテーマ設定やポスターデザインなどの周知に工夫を図ってきたい。
D							例年は市報で、メディア・リテラシーに関して男女平等に配慮した表現について注意喚起する記事の掲載を行っていたが、令和6年度は、市報リニューアル等により、当初予定していた内容の記事が掲載できず、広報の機会を設けることができなかった。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、市報を活用して市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						授業でクロームブックを活用したり、私生活でスマートフォンを扱うことも考えられる子どもに対する必要な指導を行うことができた。 【前年度比】実施校数 ＝ 前年度同様 小・中学校全14校	特にSNSやチャット上でのやり取りの中で、自分が意図しない人権侵害や男女平等の視点を注意することを指導する内容に盛り込むようにする。

4 推進状況調査結果（事業別一覧）

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布	企画政策課	男女共同参画情報誌「かたらい」60・61号を発行 発行部数 60号:2,600部 61号:2,600部 配布先 東京都・区市町関係機関、医師会会員、歯科医師会会員、学校、市施設等 計367箇所 「第38回こがねいパレット」記録集を発行 発行部数 400部 配布先 東京都・区市町関係機関、学校、市施設等 計151箇所
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	男女共同参画シンポジウム及び「こがねいパレット」の参加者へ、男女平等基本条例及び男女平等都市宣言の紹介資料を配布した。 「こがねいパレット」記録集に男女平等都市宣言を掲載した。 男女共同参画週間に第二庁舎1階で啓発物品と合わせ資料を配布した。 市報11月1日号1面に全面で男女共同参画社会の実現に向けた啓発記事を掲載した。
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。	・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努めたほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書を展示をした。 (令和6年度 展示冊数50冊 うち貸出冊数4冊)
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。		企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催 【重点施策】

(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解など様々な人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	人権講座(タイトル:「令和の不登校対応を考える～ポリヴェーガル理論をもとにして～」、講師:大熊雅士) 参加人数:118人
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。		企画政策課	「ジェンダー統計からみる男女共同参画の現状と課題～小金井市民の男女平等観の問題点は?～」をテーマに講演会を開催した。 講師:杉橋やよい氏(専修大学経済学部教授) 参加者 10人(アンケートの回答は7人。うち女性3人、男性4人、そのほか0人)
(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。		企画政策課	市民実行委員による企画・運営で、第38回「こがねいパレット『みんなとちがってもいいじゃない』」をテーマに開催した。 参加人数 38人(アンケートの回答は33人。うち女性26人、男性7人、回答なし0人) 記録集 400部(令和7年3月発行)

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	「かたらい」60号では、「『家族の在り方』について考える」をテーマとして、昭和から現在に至る家族関係の変化等に関する記事を掲載した。 「かたらい」61号では、「多様性・自分らしく輝く」をテーマとして、多様な働き方・生き方に関する記事を掲載した。 「第38回こがねいパレット」記録集は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。 「かたらい」及び「こがねいパレット」記録集の発行を通じ、男女平等意識の啓発を行うことができた。 (前年度比) 配布先は前年とほぼ同一 総発行部数はこがねいパレット記録集は同数、かたらいは前年比1,000部増	今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。 また、市報及びホームページ、X(旧Twitter)へ掲載し、周知を図っていく。
B	○	○					講演会参加者に男女平等基本条例等の周知を行うことができた。 (前年度比) 資料の配布機会 前年同様 「こがねいパレット」記録集発行部数 前年同様	今後も、周知を進めていくために講演会や市報及びホームページ等を利用し、男女共同参画の理解促進を図っていくとともに周知方法についても検討していく。
A	○						男女共同参画週間に合わせて、関連図書や男女共同参画室所蔵資料を、1階一般室と2階YA(ヤングアダルト)コーナーでも、テーマ図書とし展示・貸し出しを行い、来館者に男女共同参画の意識の啓発を行うことができた。	今後も、人権・男女平等の資料の収集に努めるとともに、男女共同参画週間に合わせて、テーマ図書展示及び図書館X(旧ツイッター)等での広報活動を行い、資料の活用にも努める。

B	○		○	○			前年度と同規模で開催。アンケートで人権意識が「高まった」と回答した人は86%で、多くの方に人権意識を啓発することができた。 (前年度比) 参加者 +16人	実施内容やテーマを探りながら、事業の継続を図る。
B	○	○				○	募集人数40人としたが、酷暑の中での開催となったことが原因か、事前申込者数より実際の参加者数が減ってしまった。 (前年度比)参加者 -18人	より多くの市民に参加してもらえるよう、昨年度に引き続きテーマ設定やポスターデザインなどの周知に工夫を図っていきたい。
A			○			○	著名な講師を招いたことが功を奏し、予想を上回る申込みがあり、募集開始と同日で定員を満了すほど大盛況であった。 (前年度比) 参加者 +17人(女性+10人 男性+3人) 記録集 前年同数	市民実行委員会を中心に、毎年度、異なるテーマや内容を企画して開催することで、市民に男女共同参画の啓発を継続して行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

施策① メディア・刊行物等への配慮

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。
(9)	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	クロームブックの使用及びSNSの取扱い等について、男女平等の観点を含めて人権に配慮することを授業の中で都度伝えてきた。また、携帯電話会社や警察等と連携し、セーフティ教室を実施する際、情報モラルの内容を取り扱った。
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課 ※別紙「配布・配架等一覧表」参照
		・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	新入職員への新任研修及び庁内への「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を通して、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」による市刊行物への適切な言葉や表現の使用について周知を図った。
		・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。 月2回、1日・15日に発行。 令和6年度は1,614,530部発行 (令和6年4月15日号～令和7年4月1日号)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

(11)	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課	市報及びホームページに男女平等に関する苦情・相談の窓口の情報等について掲載し、周知を図った。 専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えている。 令和6年度申出件数 1件
(12)	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課 人権・身の上相談 14回18件 市民相談 毎日
		・女性総合相談	企画政策課	女性総合相談 59日、177コマ実施。 延べ相談件数 151件 保育利用件数 0件

施策③ 多文化共生のまちづくり

(13)	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。様々な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課	非核平和映画会「島守の塔」上映 参加者62人 原爆写真パネル展 参加者498人(男245人、女253人) 横断幕掲出(市内4か所)7/17～8/15 原爆死没者への黙とう 平和行事参加の旅 中止 平和の日記念行事 参加者58人
(14)	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室	外国語科や外国語活動において、世界の多様な文化や習慣について、ALTと共に理解を深めた。 立川市にある英語体験型学習施設に小学5年生を派遣し、外国を模した雰囲気の中で英語を学ぶとともに、多様な文化に対する理解を深めた。
(15)	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課 ①漫オワークショップ(参加者20人※うち4人が外国人) ②防災館体験ツアー(参加者28人※うち6人が外国人) ③日本語スピーチコンテスト(出場者8人(男性7人、女性1人)、司会1人、観覧者37人※出場者、司会は外国人) ④やさしい日本語講座(参加者13人※うち1人が外国人) ⑤国際交流ミニ運動会(参加者61人※うち21人が外国人)
			・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館 【緑分館】 「生活日本語教室」(全41回)参加者延べ1,766人 国際交流イベント「世界文化遺産のモスクで知るイスラムの世界」(全2回)参加者延べ68人 【貫井北分館】 成人学校「インドから学ぶ共生のあり方ーカーサートと人権」(全2回)参加者延べ66人 【東分館】市民講座「ヨーデル歌手が語る、おもしろい国スイスとその民族音楽」(全2回)参加者延べ55人
(16)	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課	専門の相談員による外国人相談 0回0件

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
D							例年は市報で、メディア・リテラシーに関して男女平等に配慮した表現について注意喚起する記事の掲載を行っていたが、令和6年度は、市報リニューアル等により、当初予定していた内容の記事が掲載できず、広報の機会を設けることができなかった。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、市報を活用して市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						授業でクロームブックを活用したり、私生活でスマートフォンを扱うことも考えられる子どもに対する必要な指導を行うことができた。 【前年度比】実施校数 = 前年度同様 小・中学校全14校	特にSNSやチャット上でのやり取りの中で、自分が意図しない人権侵害や男女平等の視点を注意することを指導する内容に盛り込むようにする。
B	○					○	新任研修や庁内全課に対する男女共同参画の視点からの表現に係る調査を実施することができた。	全職員に、市刊行物へ適切な言葉や表現を用いていくように継続して周知を図り、手引きの活用を進めていく。
B	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。 (前年度比)2,430部増	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

B					○		昨年度同様、市報・ホームページに掲載し、窓口の周知に努めた。 苦情・相談申出の処理を行い、終了した。 (前年度比)+1件	引き続き市報やホームページ等を通して窓口の周知を継続し、公平に適切かつ迅速に処理できる体制を維持していく。
A		○	○	○		○	相談件数が増加。人権擁護委員の日及び人権週間になちなみ、人権擁護委員が人権啓発活動及び特設相談会を実施した。 (前年度比) 人権・身の上相談 ±0回+8件 なお、市民相談は毎日実施している。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B			○	○		○	前年度よりも延べ相談件数が増え、生活上のさまざまな悩みを抱える相談者の支援を行うことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 +3件 101.3%	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者の事情に応じて情報提供を行っていく。引き続き、市報及びホームページ等を通じ、女性総合相談の周知を行っていく。

B	○					○	昨年度と同規模で開催。アンケートで平和意識が「高まった」と回答した人は、非核平和映画会で78%、原爆写真パネル展で84%、平和の日記念行事で78%となり、多くの方に人権尊重や平和の尊さについて啓発することができた。 (前年度比) 非核平和映画会 参加者 △17人 原爆写真パネル展 参加者 +115人 平和の日記念行事 参加者 △41人 なお、平和行事参加の旅は最少催行人数に達しなかったため中止した。	人権・平和に関する講演会等の実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図るとともに、多様な人々が平和に暮らせる社会の実現を目指す。
B	○						外国の文化や習慣の多様性について理解が進むとともに、言語を含め、外国への関心を高めることができた。 【前年度比】 英語体験型学習施設派遣人数 959人(前年度から皆増)	外国語や外国の文化に対する理解を深めることの方法について、教科ごとの研究会などを通じて学校間の情報共有を促進し、内容の充実を図る。
A	○						各事業について今までから内容のブラッシュアップを行い、参加者の交流の促進に努めた。また、昨年に引き続き実施したミニ運動会では、子どもから大人まで多くの方に参加していただき、多くの方・多世代の方と交流することができた。 総参加者数 R5 155人(うち外国人47人) R6 168人(うち外国人33人) 前年度比 +13人(△14人) ※ただし、イベントの内容が昨年度と違うため、単純比較はできない。	外国籍市民との、言語の違い、文化・価値観の違いを超えて、地域における共生を推進するため、イベントを企画し、誰もが参加しやすい事業となるよう工夫をしていく。
A	○	○	○	○	○		生活日本語教室の参加者が増加し、外国人の日本語教育を推進した。各国の文化を学び、国際理解が深まった。 (生活日本語教室前年度比) 延べ参加者数174.9%	引き続き、生活日本語教室や各種イベントを開催し、国際交流事業を開催する。
B			○	○		○	専門の相談員による外国人相談としての利用は無いが、外国人からの問合せに対しては、他の市民と同様に行っている。また、DXの一環で試行的に総合案内に同時翻訳モニターを設置し、コミュニケーションを図った。 (前年度比) 外国人相談 ±0回±0件	代替手段の検討を行い時代に即した形に見直しを図る。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(3) 多様性への理解の促進
施策① 性の多様性への理解促進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(17)	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度を運用します。	企画政策課	令和2年10月に、性的少数者への理解を促進していくため、小金井市パートナーシップ宣誓制度を開始。令和4年11月には東京都と連携協定を締結した。 市報への掲載やシンポジウム、「こがねいバレット」等のイベントで周知を行ったほか、令和6年5月に開催された東京レインボープライド2024においてパートナーシップ宣誓制度周知チラシを配架した。 令和6年度宣誓件数 1件
(18)	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修会等を実施します	企画政策課	市職員向けには、「性の多様性への理解促進研修」を実施。平成30年度から職員課主催の「人権研修」でも性の多様性についての内容を取り入れている。 市民向けには「性の多様性への理解促進講座」を実施。 また、多摩地域複数市と連携実施した若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業において、市内の教員研修に講師を派遣し、性の多様性に関する研修を実施した。 【令和6年度参加者】 ・性の多様性への理解促進研修 29人 ・性の多様性への理解促進講座 6人 ・講師派遣事業(小金井第三小学校) 38人

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

(19)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。		職員課	平成26年度の新任研修から男女共同参画の科目を設けており、令和6年度についても新入職員向けに研修を実施した。また、市町村職員研修所で開催している男女共同参画形成研修に入所2年目の職員を派遣した。 【令和6年度参加者】 ・新入職員研修 30名 ・男女共同参画形成研修(オンライン) 16名
				指導室	教員を対象に校内又は校外において人権に関する研修会を実施した。 緑中学校を人権尊重教育推進校に指定し、男女平等を含む様々な人権配慮についての教育を推進することとした。 教員向けにジェンダーバイアスに関する研修を、指導室が教育長を講師として行った。
(20)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育	指導室	各校の人権教育計画に基づき、人権教育プログラムを活用した男女平等教育が推進されるように人権教育推進委員に対して研修を実施した。 市立小学校において、ジェンダーバイアスに関する授業を、教育長が行った。 人権尊重教育推進校として緑中学校を指定し、学校全体で人権を尊重する視点を取り入れた授業を展開した。
			・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育	指導室	男女平等の視点に立った、主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観の育成に資するキャリア教育の計画について、教務主任研修会において理解促進を図った。
			・個々の能力に応じた進路指導	指導室	主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を進路指導主任研修会において実施した。 もくせい教室の保護者を対象に、進路を考えるための会を開催し、不登校の生徒に関して、進路選択の幅が広がるようにした。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○		○	○			市報11月1日号において特集記事を組み、その中で周知を行ったほか、近隣自治体と共に東京レインボープライド2024へ参加し、パートナーシップ宣誓制度の事業周知を行った。 (前年度比) 宣誓件数+1件	今後も市報等の広報媒体や各種イベント等において事業周知活動を継続的に行う。
B	○		○	○		○	昨年度同様、研修等を実施し、理解と支援促進に努めたほか、市内小中学校長に対し、若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業について説明を行い事業周知に努めた。 (前年度比)参加者数 ・性の多様性への理解促進研修 +9人 ・性の多様性への理解促進講座 △7人 ・講師派遣事業 +3人	今後も研修・講座を開催し、性の多様性に対する理解・支援の促進に努める。

B	○						新入職員へ、男女共同参画の意識向上を図ることができた。また、2年目職員(前年未受講者含む)については、市町村職員研修所へ派遣し、理解を深めた。	今後も研修を継続していくとともに、時代背景に合わせた研修内容となるように適宜検討していく。
B	○						校内における人権教育プログラムを活用した研修の実施を促進した。 人権尊重教育を推進するための教員向け研修会等を実施した。 人権教育推進委員会や子どもの権利に関する条例の理解研修を実施した。 初任者研修において、人権教育をテーマに研修を実施した。 【前年度比】人権尊重教育推進校 1校(前年度0校)	今後は校内における研修の充実が図られるよう取り組んでいく。
B	○						人権教育プログラムを参考にしつつ、各教科、特別の教科道徳、特別活動等において教育活動を推進した。 【前年度比】人権教育推進委員会 年3回→年3回	教育課程届出相談の際に各校の人権教育計画についてきめ細やかに指導することで、男女平等教育推進に係る各校の教育活動の充実に努めていく。
B	○						計画に基づき、固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成を発達段階に応じて実践することができた。 【前年度比】教務主任会でのテーマ設定 = 前年度同様	固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成における実践について、学校間の活発な情報交換を促し、互いの教育活動に生かすことを通じてキャリア教育の充実に努めていく。
B	○						研修内容を踏まえ、各校において適切な進路指導を進めることができた。 【前年度比】進路指導主任研修会での研修実施 = 前年度同様	進路指導において押さえるべき要点等を進路指導主任を通じて進路指導に関わる全教員が理解を深めることにより、きめ細やかな進路指導の実現に努めていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C=縮小
D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

施策① 家庭における教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(21)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。	・平日コース及び土曜日コースの実施	こども家庭センター	両親学級 令和6年度実績 平日コース(年4回実施):参加人数78人(女性:41人、男性37人) 土曜日コース(年12回実施):参加人数499人(女性:251人、男性248人) ※再掲No.69
(22)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。		こども家庭センター	・エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者448人(うち父親参加者数69名)、子ども394人 ・カルガモ教室 年12回(1日間コース) 参加者 保護者168人(うち父親参加者数17名)、子ども153人 ※再掲No.69
(23)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。		生涯学習課	各小中学校PTA等に家庭教育学級の実施を委託し開催。開催できなかった学校もあるが9校で実施した。

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

(24)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。		公民館	【本館】 子どもの人権講座(全5回)参加者延べ103人 【真井北分館】 市民講座「ぬくいきた認知症サポーター講座」(全3回)参加者延べ16人 市民講座「手話にふれてみよう」(全4回)参加者延べ52人
(25)	男女共同参画に関する講座等の開催支援		・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員等が出向き説明をする「出前講座」を23回(うち男女共同参画講座0回)実施。
		市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	公民館	【緑分館】 「子どもと大人をつなぐ地域づくり～コミュニティスクールとは」参加者延べ24人 「みんなで0・1才の育児を楽しむ」(全3回)参加者延べ38人 「多文化共生の地域づくり」(全3回)参加者延べ56人 「子どもの学校外での居場所について」(全2回)参加者延べ58人 「親子で楽しい音時間」(全2回)参加者延べ84人

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③ 男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○	○				両親学級は沐浴等の実習を行うため、感染症対策として、マスク着用で実施した。コロナ流行前の令和元年度の参加者が601人に対し、令和5年度は、557人、令和6年度は577人の参加があった。 (前年度比)参加人数 平日コース 116.4% 土曜日コース 101.8% 【R5】平日コース67人中男性32人、土曜日コース490人中男性245人。 【R6】平日コース78人中男性37人(前年度比5人増115.6%)土曜日コース499人中男性248人(前年度比3人増101.2%)	両親学級では、赤ちゃんの沐浴や着替えなどを実習する。妊婦の体調面から、長時間実習は避ける必要があるが、限られた時間内で家庭において共に子育てに関わっていただけるようにプログラムを開拓し継続して支援する。
A	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)エンジェル参加者:保護者+127人、子ども+99人 カルガモ参加者:保護者+35人、子ども+24人	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり、今後も継続実施する。前年度に比べ、エンジェル教室の父親参加が増えている。引き続き、周知や父親が来やすい環境づくりを推進していく。
B						○	各小中学校PTAにおいて、開催方法や内容に創意工夫があり、それぞれの特色ある講座を多くの学校で開催することができた。 (前年度比)実施校 △3校	昨今の状況からPTAがなくなったり、担い手不足が起こっている。今後も保護者、学校の協力を得ながら、事業の実施に向けて取り組んでいく。

A	○	○	○	○	○		各講座を通じ、人権尊重、男女平等、障害者差別解消を推進するのに寄与した。 (前年度比)延べ参加者数120.4%	引き続き人権尊重、差別解消を視点とした講座を実施する。
B						○	市民からの依頼で開催される講座実施数は増加していますが男女共同参画に関する講座依頼は0件でした。 (前年度比)開催数 +4回(うち男女共同参画講座±0回)	広報活動、市報等でPRを行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
A	○	○	○	○	○		男女共同参画に関する学習の場の提供が図られた。 (前年度比)延べ参加者数135.4%	今後も目的に沿った講座となるよう継続して支援していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(26)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	・DV相談カードの配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示	企画政策課	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を開催した。DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市等で作成しているポスターやリーフレット、相談先カードの展示・配布を行った。
(27)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。		企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(28)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。		こども家庭センター	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数 837件 延数 7,248件
				こども家庭センター	【要保護児童対策地域協議会の開催】 代表者会議年1回、実務者会議年3回、 個別ケース会議年42回、 要保護児童対策地域協議会研修会1回(対面講演後、期間・視聴者限定でのオンデマンド) ※再掲No.28

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点施策】

(29)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。		指導室	人権教育プログラムを活用し、ハラスメントの防止について児童・生徒に指導した。
(30)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	・「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度と同様の期間、内容で開催した。 来庁者及び職員に対しDV防止の啓発を行うことができた。	今後も継続して開催し、DVの防止に向けた啓発及び情報提供を行っていく。
B	○	○	○	○		○	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)実数100%、延件数120%	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。 個々の相談内容に応じ、適切な機関へつなげられるよう丁寧に実施していく
B				○		○	実務者会議は3回実施の内2回は試行的に地区を限定し保育園や学校の担当者が参加して実施。個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にし早期発見や支援などに努めた。研修会は対面型とオンラインで開催し、関係機関内に理解を広めた。	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携する。 要保護児童対策地域協議会の研修の場を活用し、今年度は子どもの背景を考慮した対応の仕方について実施。引き続き関係機関内の連携を進めていく。

B	○						人権教育プログラムを活用した指導を各校の計画に基づき小・中学校全校において実施した。 【前年度比】実施校数 = 前年度同様 小中学校全14校	人権教育プログラムに加え、子どもの権利に関する条例を活用した授業等を実践することで、児童・生徒への人権教育を継続的にを行い、正しい理解を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C=縮小
D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 被害者支援の推進
施策① 安全確保と自立支援の実施

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(31)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。		企画政策課	DV等被害者の安全確保のため、警察や庁内関係各課と連携し対応した。 また、緊急的な被害者支援として、緊急一時保護宿泊費等助成制度を実施。 令和6年度申請件数 0件
(32)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。		企画政策課	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 また、庁内においてはDV等被害者対応に係る情報交換会を開催し、関係職員に対し、被害者等に関する個人情報の取扱いについて注意喚起を行うとともに、各課の現状について情報共有をした。
				市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(33)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。		企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携し、DV被害者への必要な支援、情報提供を行った。 再掲No.32
(34)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	・保育に関する支援	保育課	児童相談所及び子ども家庭センターと連携し、保育所入所及び在園している要保護児童への支援を行っている。
			・就学等に関する支援	学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように就学相談員が就学相談を行った。また、子ども家庭センター、児童相談所等と情報共有等、連携を図った。
				指導室	要保護児童への支援に関して、指導室からスクールソーシャルワーカーを派遣し、校内委員会にも参加した上で、必要な対応を取れるようにした。 子ども家庭支援センターと連携し、要保護児童の就学相談を実施した。

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実

施策① 相談体制の整備・強化

(35)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課	女性総合相談を実施し、女性の抱えるさまざまな悩みを相談できる環境を整えた。 延べ相談件数 151件 ※再掲No.12
(36)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(37)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課	関係機関が開催したDVに関する研修会等に参加した。 参加者 2人

施策② 連携体制の充実

(38)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課	情報交換会や男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて、情報共有を図った。また、必要に応じて警察等関係機関とも情報共有を含め連携を図った。 情報交換会の開催 1回 ※再掲No.32、33
(39)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課	国、都からの情報を通じて、都内の配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行った。

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③ 男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	対応が必要なケースが生じた際は、警察や庁内関係各課と連携し、迅速に対応を行った。 緊急一時保護宿泊費等助成は前年同様申請はなかった。 (前年度比) 申請件数 ±0件	今後もDV等被害者の安全が確保できるよう、警察や庁内関係各課との連携を密に行っていく。
B			○	○		○	前年同様、措置申出者に対し、市民課と連携し閲覧制限等の措置を実施した。庁内の情報交換会は令和6年度は対面で開催した。 (前年度比) 情報交換会の開催 ±0回	引き続き支援措置申出者に対しては市民課と連携し支援措置を実施するほか、庁内関係者間の情報交換会も開催する。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○		○	庁内関係各課と連携し、DV被害者への必要な支援、情報提供を行った。庁内情報交換会を開催した。 (前年度比) 情報交換会の開催 ±0回	引き続き情報交換会を開催することで庁内関係各課と情報共有を行い、被害者支援に必要な連携を行っていく。
B		○	○	○		○	必要な家庭に対し、入所への配慮を行うとともに、在園している要保護児童についても連携しながら支援を行っている。	保育施設及び各関係機関の連携をより深めていく必要がある。
B				○		○	支援体制を整備しており、適宜対応できた。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。
B	○					○	保護者の希望も踏まえ、教育相談所が関わりながら就学等に関する支援を進めた。 【前年度比】支援充実に資する活動 = 前年度同様	スクールソーシャルワーカーと学校の連携を促進する取組を強化する。 要保護児童の支援に向けて、ケース会議を各校で開催するなどし、関係機関の連携充実を図る。

A			○	○		○	前年度同様、年間を通じて相談体制を整備し、相談者への対応を行った。 (前年度比) 延べ相談件数 +3件 101.3%	市報やホームページ、刊行物等を通して、女性総合相談の周知を行い、さまざまな悩みを抱える女性への支援に努めていくと共に、必要に応じた情報提供も行っていく。
A				○		○	研修会等に参加し、関係機関から提供された情報を通して、DVIに関する知識・動向を把握することができた。	引き続き研修会等への参加及び情報収集を行い、DVIに関する動向把握、相談能力向上に努める。

B				○		○	庁内関係各課との情報交換会や連絡会議等により各課との連携を確認し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行うことができた。 (前年度比) 情報交換会の開催 ±0回	引続き関係機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行うことができるよう、支援体制を充実させていく。
B				○		○	国、都からの情報を収集し、他自治体における配偶者暴力相談支援センターの状況等を把握することができた。	今後も継続して情報収集を行う。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充実

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(40)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。		企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 庁内関係各課に対し被害者の個人情報保護の支援、相談先や庁内の連携について周知を図った。また、お互いの業務内容についても情報交換を図った。
				市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(41)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施	企画政策課	男女平等に関する苦情・相談窓口を設置し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。 各種ハラスメントを含め、専門の女性カウンセラーに相談ができる相談先として、女性総合相談を実施した。 市報及びホームページ等を利用し、ハラスメントへの苦情処理相談窓口及び女性総合相談について周知を図った。 苦情処理窓口相談件数 1件 女性総合相談延べ相談件数 151件 ※再掲No.12、35
			・人権・身の上相談の実施	広報秘書課	人権・身の上相談 14回18件 ※再掲No.12
			・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

(42)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	・虐待防止、権利擁護に関する啓発	子育て支援課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
				介護福祉課	高齢者虐待の防止、早期発見、被虐待高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、ネットワークを構築している。虐待の防止から、個別支援に至る各段階で関係機関と連携し、多面的な支援を実施。また、高齢者の権利擁護に関する啓発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止や早期発見を促進させる。その他、施設虐待に対応する。 高齢者虐待に係る延べ相談件数:756件
				自立生活支援課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター	【要保護児童対策地域協議会の開催】 代表者会議年1回 実務者会議年5回 個別ケース会議年44回 要保護児童対策地域協議会研修会1回(対面講演後、期間・視聴者限定でのオンデマンド)
			・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課	市所管課と連携し障がい者虐待に関する通報、相談を受け、必要に応じ虐待疑義者に対し聞き取り調査、助言、指導を行った。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	関係機関、庁内関係各課と連携し支援措置を実施することにより、被害者の個人情報の保護を行った。 また、庁内において被害者の個人情報保護の徹底について周知することができた。	今後も継続して支援措置を実施するとともに、庁内関係各課と連携し個人情報保護に努める。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
A			○	○		○	苦情処理窓口、女性総合相談共に件数増となり、周知が図れた。 (前年度比) 苦情処理窓口相談件数 +1件 女性総合相談延べ相談件数 +3件 101.3%	市民の苦情処理に対応するため今後も相談できる体制を整えていく。 女性総合相談については、市報、ホームページ、刊行物等を通して周知を行い、悩みを抱える女性の支援に努めていく。
A		○	○	○		○	相談件数が増加。人権擁護委員の日及び人権週間になちなみ、人権擁護委員が人権啓発活動及び特設相談会を実施した。 (前年度比) 人権・身の上相談 ±0回+8件 なお、市民相談は毎日実施している。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

B				○		○	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。 また、虐待が疑われるケースについて関係機関等より情報提供がきている。 (前年度比) 高齢者虐待に係る延相談件数:+127件	継続して高齢者の権利擁護を推進し、関係機関等に連携を呼び掛ける。
B				○		○	実務者会議は5回実施の内3回は試行的に地区を限定し保育園や学校の担当者が参加して実施。個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にし早期発見や支援などに努めた。研修会は対面型とオンラインで実施し、関係機関内に理解を広めた。	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携する。 要保護児童対策地域協議会の研修の場を活用し、今年度は子どもの背景を考慮した対応の仕方について実施。引き続き関係機関内の連携を進めていく。
B				○		○	14件通報届け出 15件終結(前年度からの継続を含む) 9件継続対応 (前年度比)通報件数 1.75倍	引き続き事業を継続し、虐待の防止、早期発見、予防等に努めていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題5 生涯を通じた心と身体 の健康支援

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

施策① 母子保健事業等の推進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(43)	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	・妊婦健康診査	こども家庭センター	令和6年度実績 各種健診受診者数(助産院及び都外医療機関での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目:880人 ・妊婦健康診査 2～14回目:8,770人
			・超音波検査、子宮頸がん検診	こども家庭センター	令和6年度実績 各種健診受診者数(助産院及び都外医療機関での受診数は除く) ・妊婦超音波検査:3,003人 ・妊婦子宮頸がん検診:850人
(44)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。		健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(45)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。		企画政策課	関係各課で作成している関連冊子(例:のびのびこがねいつこ2025)等を婦人会館に配架した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○			母子健康手帳交付時に、各種受診票を配布。受診票は「妊娠中に使います」という緑色の封筒に入れ、他の資料に埋もれないよう配慮している。 (前年度比)受診者数 ・1回目: +22人 ・2～14回目: △636人	母子保健法に基づき今後も事業を継続し、安定した妊娠期を過ごせるよう支援する。
B			○	○			母子健康手帳交付時に、各種受診票を配布。受診票は「妊娠中に使います」という緑色の封筒に入れ、他の資料に埋もれないよう配慮している。 超音波検査の実施が1回から4回までに拡充されたことにより、増加している。 (前年度比)受診者数 ・超音波検査: +2,012人 ・子宮頸がん検診: +13人	母子保健法に基づき今後も事業を継続し、安定した妊娠期を過ごせるよう支援する。
C	○			○		○	昨年度までは市報も活用し情報提供を行っていたが、令和6年度は紙面の都合により掲載ができなかった。	より効果的な手法を用いて引き続き情報提供に努めたい。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり

施策① 健康づくりの推進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(46)	各種健(検)診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健(検)診等を実施します。	・特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施した。 令和6年度特定健診受診者数 男性:2,814人 女性:4,061人 令和6年度後期高齢者健診受診者数 男性:3,057人 女性:4,686人
			・集団健康診査	健康課	受診年で35～39歳の方、社会保険から国民健康保険加入に切替えた40歳以上方、生活保護等保険未加入の方、障害をお持ちの16～39歳の方を対象に健康審査を実施した。 受診実績170人
			・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 令和6年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,352人 乳がん検診受診者数 1,641人
			・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 令和6年度受診実績 受診者数 88人
(47)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。		健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○令和6年度実績(健康相談) 相談実施回数 6回 相談延人数 17人 ○令和6年度実績(健康講演会) 実施回数 医科8回 歯科3回 参加者延べ人数 146人
(48)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。		健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民で希望する方に健康手帳を交付した。
(49)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。		健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保している。 令和6年度実績:休日数72日 実績 医科:医療機関数288か所 総患者数7,513人 医科準夜:医療機関数72か所 総患者数663人 歯科:医療機関数72か所 総患者数242人
(50)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。		健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 令和6年度実績 栄養個別相談:実施回数11回 相談延数:乳幼児8件、成人13件 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数62人
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	・メンタルチェックシステムの活用	健康課	市民向けに気軽にストレス度やメンタルチェックシステムを提供し、自身や家族のメンタルヘルスに関心をもってもらおう。 令和6年度 「こころの体温計」本人モード7,684件 「こころの体温計」家族モード1,718件 赤ちゃんママチェック555件 ストレス対処タイプテスト1,940件 アルコールチェック1,358件
			・ゲートキーパー養成研修	健康課	職員及び市民、関係者向けゲートキーパー養成研修 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行った。 令和7年1月23日、2月7日、2月28日実施 参加者:職員18名 市民7名 相談事業関係者26名(2回分)
			・相談先の周知	健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○				関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。 また、ポスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。 (前年度比) 特定健診受診者数 男性96.8% 女性:98.0% 後期高齢者健診受診者数 男性:102.9% 女性:102.0%	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き健診事業を実施し、生活習慣病を予防することにより、年代に応じた健康づくりを推進する。
B		○	○				昨年同様、有職者でも受診しやすいように土曜日を実施した。前年比としては受診者数が増加した。 (前年203人、前年比83.7%)	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				罹患率の高い年齢層の市民に勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を、さらにその中の未受診者に再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付したほか、特定健診の案内にがん検診の通知を同封し、受診勧奨を図った。前年比としては受診者数が少ないものの、例年と同程度の受診者数を維持できた。 【受診者数前年度対比】 子宮頸がん検診 104.5% 乳がん検診 94.3%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように土曜日に実施した。 【前年度比】(前年48人)183.3%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B			○				【前年度対比】 健康相談: 6回20人→6回17人 健康講演会: 年間を通して、各ライフステージや性別を考慮したテーマ選定を行った。 11回→11回 延参加人数 133人→146人	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。
B			○				ホームページから書式をダウンロードし、必要なページを自宅等でプリントアウトできるようにしている。	気軽に利用してもらえるよう、ホームページからのダウンロードによる利用を周知していく。
B		○	○				市報・ホームページ等で制度の周知を行った。 医療機関と連携し、休日・準夜における診療体制を確保し、地域医療体制を維持することができた。 (前年度比) 医科: 総患者数94% 医科準夜: 総患者数100% 歯科: 総患者数103%	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることが出来る環境づくりを図る。
B			○				個別相談は、個々に応じた相談を行った。 集団指導は、講義とデモンストレーション・試食で4回、講義と調理実習・試食で2回実施した。 個別相談: 実施回数9回→11回 相談延数: 乳幼児12人→8人 成人11人→13件 集団指導: 実施回数6回→6回、参加延人数47人→62人	市民の食育を推進するためにも、個別対応と集団の2つを行っていく。
B				○	○		利用件数は、13,255件で前年13,247件とほぼ同じ。	自身や家族のメンタルヘルスに関心持ち、異変に気が付いてもらえるよう、広く周知していきたい。
B	○			○			前年度全3回で39名、今年度全4回で51名の参加状況だが、市民の参加が前年度より少なかった。	開催時期や周知の方法を検討していきたい。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。	・糖尿病予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に糖尿病予防教室を実施した。 また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきいき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。 令和6年度実績(延人数) 糖尿病予防教室：2回 参加数 27人 糖尿病予防教室【復習会】(栄養)：1回 参加数 11人 糖尿病予防教室【復習会】(運動)：1回 参加数 12人 いきいき健康教室：2回 参加数 39人
			・骨粗しょう症予防教室	健康課	仕事や育児で忙しい20歳～45歳の女性を対象とし、自分の体のことを見直し、ケアする指導を実施。保育付きで参加しやすいよう開催している。講義と運動を2日間で行う。参加延人数：7人
			・メタボリックシンドローム予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、メタボリックシンドローム予防教室として「親子健康教室」「体組成測定でボディメイク教室」を開催した。 「親子健康教室」は、メインターゲットを健康に関する意識の低い30・40代の男性とし、対象者が教室に参加しやすくするために、「親子健康教室」という名称で、父親と子供(小学生)と一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善を図った。 「体組成測定でボディメイク教室」では、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育を実施したため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 参加延人数 親子健康教室 1回 21人 ボディメイク教室 2回 19人
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。		健康課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。		指導室	学習指導要領に則り、小学校体育科の保健領域および中学校の保健体育科の保健分野において飲酒・喫煙・薬物の問題、性に関する学習を実施した。 「生命の安全教育」を市立小中学校の教育課程に位置付けた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○				糖尿病予防教室(2回)参加人数 前年比:142% 糖尿病予防教室【復習会】(栄養・運動) 参加人数 前年比:115% いきいき健康教室(2回)参加数 前年比:162% 参加者増加理由:新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月に5類感染症に移行されてから、徐々に社会全体の自粛の雰囲気が薄れたためと思われる。	市民の生涯健康を促進するためにも、継続して健康づくりを支えていく。
B			○				概ね前年度と同様の参加者数となった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。
B			○				親子教室: 新型コロナウイルス感染症で事業を縮小していたが、調理実習を再開したためか参加者数が増加した。 参加人数前年比263% ボディーメイク教室: 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月に5類感染症に移行されてから徐々に社会全体の自粛の雰囲気が薄れたためか参加者は増加した。 参加人数前年比271%	市民の健康増進のため、今後も継続する。
B	○			○	○		発達段階に応じて、性暴力の加害者にならない・被害者にならない・傍観者にならないための生命の安全教育を実施した。 【前年度比】 生命の安全教育の教育課程への位置づけ = 前年度同様 小中学校全14校	東京都教育委員会による「性教育の授業」に応募し、本市中学校において実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C=縮小
D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 各家庭の状況等に応じた支援

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(55)	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。	・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	こども家庭センター	・育児支援ヘルパー事業 利用者数83人(うち産前 6件、うち多胎児家庭 17件) ・養育支援訪問事業(ヘルパー) 利用者数8人(専門相談) 利用者数1人 ・育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 8人 ・養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 25人 ※再掲No.64
(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。		子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 2世帯実施

施策の方向(2) 自立した生活への支援

施策① 各種相談支援の実施

(57)	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。		地域福祉課	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行った。
(58)	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。		企画政策課	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、専門の女性カウンセラーによる相談を実施した。 必要に応じて他の相談機関や制度等について情報提供を行った。 延べ相談件数 151件 相談者数 53件 保育利用件数 0件 ※再掲No.12、35、41
(59)	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。		子育て支援課	就労支援の充実 こども家庭センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 5件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 486件
(60)	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。		広報秘書課	人権・身の上相談 14回18件 法律相談 101回539件 税務相談 24回141件 相続等暮らしの書類作成相談 12回36件 建築登記表示登記相談 11回46件 行政相談 11回4件 交通事故相談 11回15件 年金・労務・成年後見制度相談 12回23件 外国人相談 0回0件 市民相談 毎日
(61)	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。		地域福祉課	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行った。 新規相談受付人数 413人

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○	○			産前及び産後4か月(多胎児は3年)以内またはその後において、支援が必要な家庭に、育児支援ヘルパーや養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B		○	○				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパー派遣を行った。 (前年度比)+1世帯	ひとり親家庭の生活を支えるうえで必要な事業であり、今後も継続して実施する。

B			○	○			前年度と比較し、相談件数は微増した。 (前年度比) 新規相談受付件数 +6人 支援計画策定件数 +18人	引き続き、「福祉総合相談窓口」を幅広く周知するとともに、生活困窮者等に対する支援体制の強化を図る。
A			○	○		○	前年よりも女性総合相談件数が増え、相談体制の充実を図ることができた。 (前年度比) 女性総合相談延べ相談件数 +3件 101.3% 保育利用件数 ±0件	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者に応じて情報提供を行っていく。 引き続き市報及びホームページ等で女性総合相談の周知を行っていく。
A			○	○			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 就労支援については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えている。就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、ハローワーク等につないでいる。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐことは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。 (前年度比)プログラム策定員による相談△7件、母子父子自立支援員相談件数+30件	母子及び父子並びに寡婦福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律で設置について規定されており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。
B			○	○		○	相談回数及び件数は前年度同等。様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識が「はぐくまれた」と考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 ±0回+8件 法律相談 ±0回△3件 税務相談 ±0回△2件 相続等暮らしの書類作成相談 +1回△12件 建築・登記・表示登記相談 +1回+3件 行政相談 ±0回△4件 交通事故相談 △1回△4件 年金・労務・成年後見制度相談 +1回+1件 外国人相談 ±0回±0件 なお、市民相談は毎日実施している。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
A			○				相談体制の充実を図るため、令和6年度は包括化推進員を1名(地区担当)を増員し、市内4地区すべての配置を完了した。	引き続き、「福祉総合相談窓口」の周知に努め、複雑化・複合化した課題の解決に向けた支援を行う。また、地域生活課題を抱えた方の早期発見のためにアウトリーチ等の取組を行う。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 育児支援体制の整備

施策① 地域での子育て支援体制の充実

※1 自己評価(対前年進捗度)

A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C＝縮小

D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(62)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。		保育課	待機児童が解消に向かう中、認可保育施設の定員適正化に取り組んだ。
(63)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで(障がいのある児童は4年生まで)の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。		児童青少年課	定員1,120人、入所児童数1,618人(令和6年4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長保育。学校休業中は午前8時から保育。
(64)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	こども家庭センター	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等の育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員や市保健師が家庭訪問し、適切な指導や助言等を行った。 令和6年度実績 訪問家庭数:889件(里帰り先での訪問は含むが、訪問したが不在・拒否した家庭は含めない。なお多胎児家庭は1件とみなす。)
			・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	こども家庭センター	・育児支援ヘルパー事業 利用者数83人 (うち産前 6件、うち多胎児家庭 17件) ・養育支援訪問事業(ヘルパー) 利用者数8人 (専門相談) 利用者数1人 ・育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 8人 ・養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 25人 ※再掲No.55
(65)	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」	こども家庭センター	子ども家庭支援センター ゆりかご ひろば利用数:保護者 9,942人 (うち父親利用人数 1,431人) 乳幼児 10,940人 合計 20,882人
			・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	児童青少年課	児童館子育てひろば 769回 17,918人 学童ひろば588回 5,446人
(66)	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。		生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を行った。1,541回実施 学習アドバイザー延べ人数398人 放課後子どもサポーター延べ人数8,748人 参加者131,909人
(67)	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	こども家庭センター	保健センターで20回、市内施設6か所で49回実施。 身体測定、保健、母乳、栄養、歯科相談 利用者乳児1,042名、幼児381名
			・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他	こども家庭センター	こども家庭センター総合相談件数 実数 837件 延数 7,248件
			・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課	各園において、日々在園児の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行った。また、園庭開放を実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○					令和7年4月1日時点の待機児童数は6人で前年度と比較して+6人となった。	配慮が必要な家庭が十分に保育園を利用できるよう、引き続き定員の適正化に努めていく。
B	○	○					(自己評価)前年度と同様 (前年度比)106% 入所児童数+93人 (効果視点)保護者が働き続けられる環境を提供することで、女性の社会参加を支援した。	今後も女性の「働きたい」を支え、働き続けられる環境の提供を継続して実施していく。
B			○				訪問家庭数前年比 121.1% 出生通知票が未提出の家庭を含めて全数訪問は行い、不在の場合は訪問した旨の通知を郵便受けに投函している。 コロナ禍の感染対策が解除されたことに伴い数が増加したと考えられる。	今後も事業を継続し、地域で安心して子育てができるよう支援する。
B		○	○	○			産前及び産後4か月(多胎児は3年)以内またはその後において、支援が必要な家庭に、育児支援ヘルパーや養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。	今後も内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施する。
B	○		○		○		親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することで、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。新型コロナウイルス感染症対策のための人数制限を徐々に緩和しており、利用者は前年度より大幅に増加し、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。 (前年度比)利用者 保護者+1,746人(うち父利用: +269人)、乳幼児+1,544人	子育てをする市民の健康維持・管理のため、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B	○						(自己評価)実施場所は前年度と同様 (前年度比)101.5%(児童館回数) 児童館 +12回 人数98.7% 学童 +12回 人数118.1% (効果視点)父親や祖父母の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実により一定の効果があった。	今後も親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を継続して実施していく。
A		○			○		前年度と比較し、教室不足等のため開催日数は減少したが、参加者は増えた。 (前年度比) 日数 △25回 参加者 +9,915人	より安全安心な居場所づくりのため学校施設等を利用し、放課後子ども教室関係者、学校、学童保育所の連携を深め、更なる事業充実に向け取り組んでいく。
A				○			会場をコロナ禍以前の7か所に戻し、多くの市民が利用できるようにした。父親の来所も各所でみられ、とくに乳児の来場者が増加した。 実施施設数: 前年比+1 利用者数 : 前年比82.2%(△225名)	子育てをする市民の健康維持・管理のため、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B	○	○	○	○		○	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 実数: 前年比100.2% 延数: 前年比120.5%	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。 個々の相談内容に応じ、適切な機関へつなげられるよう丁寧を実施していく。
B		○					各園での相談件数は20件。 園庭開放は市立保育園全園で週2日程度実施した。 (前年度比)△7件	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C=縮小
D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点施策】

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(68)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。		こども家庭センター	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(69)	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	・両親学級	こども家庭センター	両親学級 令和6年度実績 平日コース(年4回実施):参加人数78人(女性:41人、男性37人) 土曜日コース(年12回実施):参加人数499人(女性:251人、男性248人) ※再掲No.21
			・エンジェル教室・カルガモ教室	こども家庭センター	・エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者448人(うち父親参加者数69名)、子ども394人 ・カルガモ教室 年12回(1日間コース) 参加者 保護者168人(うち父親参加者数17名)、子ども153人 ※再掲No.22
(70)	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	・子ども家庭支援センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター	・お父さんと遊ぼう 年11回 保護者136人 子ども140人 ・お父さんと遊ぼうスペシャル 年3回 保護者27人 子ども27人 ・父親講座 年1回 保護者8人 子ども6人 ・ひろばの父親利用人数 年1,431人
			・児童館の子育てひろば	児童青少年課	子育てひろば父親参画促進事業 70回 1,110人(内、成人男性208人)
(71)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。		介護福祉課	家族向けの介護教室等をそれぞれ3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:25人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:23回 参加者数:129人 また、男性のための介護者サポーター養成講座を実施した。養成者数:7人

施策② 男性の地域活動への参画促進

(72)	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館	【緑分館】 「基礎から学ぶプロが教える男めし」参加者17人 【貫井北分館】「男性の家事参画応援講座!味噌づくりと交流会」参加者12人 【緑分館】 「市民がつくる自主講座」説明会を7回開催した。
(73)	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課	5月から6月に7回実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点（該当するものを「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○	○				両親学級は沐浴等の実習を行うため、感染症対策として、マスク着用で実施した。コロナ流行前の令和元年度の参加者が601人に対し、令和5年度は、557人、令和6年度は577人の参加があった。 （前年度比）参加人数 平日コース 116.4% 土曜日コース 101.8% 【R5】平日コース67人うち男性32人 土曜日コース490人うち男性245人 【R6】平日コース78人うち男性37人（前年度比+5人、男性115.6%） 土曜日コース499人うち男性248人（前年度比+3人、男性101.2%）	両親学級では、赤ちゃんの沐浴や着替えなどを実習する。妊婦の体調面から、長時間実習は避ける必要があるが、限られた時間内で家庭において共に子育てに関わっていただけるようにプログラムを開拓し継続して支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 （前年度比）エンジェル参加者：保護者+127人、子ども+99人 カルガモ参加者：保護者+35人、子ども+24人	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり、今後も継続実施する。前年度に比べ、エンジェル教室の父親参加が増えている。引き続き、周知や父親が来やすい環境づくりを推進していく。
B	○	○	○		○		父親同士、自然と会話が生まれ交流につながる人気イベントとなっている。ひろばの父親利用人数が前年度より増加している。 （前年度比） お父さんと遊ぶ：父親107%子ども97% お父さんと遊ぶスペシャル：父親112%子ども112% 父親講座：父親100%子ども120% 年間父親利用123%	イベントの利用は前年度と同水準であり、またひろばの年間利用が増加しており、一定の利用定着がみられる。社会的に必要な事業と認識しており、市民ニーズとともに内容を適宜見直し、今後も継続実施する。
B	○	○	○		○		（自己評価） 子どもと過ごせる居場所となる事業を実施することで、父親の育児参加と交流を図ることができた。 （前年度比） △2回 参加113.6%（内、成人男性111.8%）	土曜日等に開催し、父親同士の交流を図ることで、地域の子育て仲間作りの場となり、父親のみでも子どもと過ごせる居場所となる事業を展開することで、男性の育児参加を促進していく。
B	○	○	○	○	○	○	男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 （前年度比） 1 家族介護教室 実施回数：±0 参加者数：+1人 2 家族介護継続支援事業 実施回数：±0 参加者数：+8人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

A	○	○	○	○	○		2講座とも定員の2倍以上の応募があり、男性の参加を推進できた。 （前年度比）延べ参加者数131.8% （前年度比）市民がつくる自主講座説明会開催数 140%	今後も男性の参加を推進する事業を実施していく。
B			○				今年度は7回実施することができた。 （前年度比）+1回	参加者増のため新しい内容等や周知方法について検討し実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C＝縮小
 D＝未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(3) 介護等への支援体制の整備

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(74)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施した。 新規相談者数：3,327人
			・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・介護保険サービス利用Q＆Aの発行	介護福祉課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(75)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、様々な相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。		自立生活支援課	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種障害福祉サービスの支給により障がい者への生活支援を行った。
(76)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。		介護福祉課	家族向けの介護教室等をそれぞれ3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数：4回 参加者数：25人 2 家族介護継続支援事業 実施回数：23回 参加者数：129人 また、男性のための介護者サポーター養成講座を実施した。養成者数：7人 ※再掲No.71

主要課題2 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(77)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、「こがねいバレット」等、様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課	市報、ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載し、啓発を行った。 男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、こがねいバレット等の機会を利用し、普及啓発資料を配布した。
(78)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課	パンフレット掲出等(約2,000部)による情報提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント(総参加191名)、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなどを実施した。 ※男女共同参画の推進によりアンケート用紙等の性別欄を削除したことから総数のみ報告しております。

施策の方向(2) 働く場における男女平等の推進

施策① 雇用の場における男女共同参画

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・メンタルチェックシステムの活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(80)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	・市ホームページによる「男女雇用機会均等法」等の周知	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(81)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。		管財課	総合評価方式の加点項目として、「育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等で、就業規則等に規定されているものの有無」を設けている(令和6年度 総合評価実施件数 7件)。

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○	○		○	介護保険サービス利用に関する相談を含む、高齢者の生活に関する相談業務を市内地域包括支援センターに委託し、実施した。 (前年度比)新規相談者数: +383人	引き続き高齢者と介護者の相談支援を行っていく。
B			○				支給決定人数(R6年度末時点) 成人: 875人(男520人、女355人) 児童: 579人(男412人、女160人) (前年度比) 成人: +34人(男18人、女15人) 児童: +66人(男45人、女14人)	引き続き事業を継続し、必要とされている方に対し適切にサービス提供できるよう努めていく。
B	○	○	○	○	○	○	男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数: ±0 参加者数: +1人 2 家族介護継続支援事業 実施回数: ±0 参加者数: +8人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○				○	前年度同様、市報、ホームページ及びイベント開催時における啓発資料の配布により情報発信を行った。	引き続き市報、ホームページのほか、イベント開催時等を通してワーク・ライフ・バランスの推進について周知を図っていく。
B		○	○				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。新型コロナウイルス感染症の影響がなくなりつつある中、イベント参加者数が増加した。 (前年度比) 就職イベント総参加者 10人減	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントへの参加者は、例年と比較すると減少している。引き続き関係機関と連携を図りながら継続して実施する。

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○				加点項目を設けることにより、企業に対する社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。 (前年度比)実施件数 +3件	引き続き、加点項目を設けることにより、男女共同参画の取組みを奨励していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C=縮小
D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

施策の方向(1) 女性の就労に関する支援

施策① 女性の就業支援・起業支援

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(82)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課	東京しごとセンター多摩との共催で実施していた事業が、令和5年度より後援事業へと変更となったことに伴い、連携先がマザーズハローワーク立川に変更。令和5年度に引き続きマザーズハローワーク立川と共催で女性のための再就職支援講座(講演会及び個別相談会)を開催した。 講演会参加者 9人 個別相談会参加者 2人 保育利用者 2人
(83)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(84)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(85)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、補助金制度等の情報提供を実施した。令和7年3月31日現在入居者数83名。 ※男女共同参画の推進によりアンケート用紙等の性別欄を削除したことから総数のみ報告しております。
(86)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

(87)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナーの案内を周知した。 また、小金井市農業経営者クラブが主催する簿記講習会への参加者を募集した。
(88)	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課	認定・認証農業者の個別相談会での説明や農家支部別座談会で案内チラシを配布し締結を促した。
(89)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課	青年部は、他人を動かし自分を抑制する心理学の技術等の講習会を2回開催、また小中学生を対象とした職業体験(ちびっこフェスタ)を開催した。 女性部では、メタボ対策健康体操及びアクセサリー作り等の講習会を2回、視察研修会は2回実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○		○	○	参加人数は当日キャンセルが生じたため、前年度に比べて減少してしましたが、仕事と家庭の両立を希望される市民に対する有益な情報提供の機会となった。 (前年度比) 講演会参加者 △7人 個別相談会参加者 △1人 保育利用者 ±0人	引き続き東京しごとセンター多摩とは後援という形式で連携を継続するとともに、マザーズハローワーク立川と協力し、就労希望の女性に向けた講座を企画・実施していく。
B		○	○				相談対応やセミナー、情報提供により創業支援を行った。 前年度比:入居者数+1名	引き続き同様の支援を実施していく。

B			○				農業経営者クラブが主催する農業簿記講習会に女性農業者が3人参加した。 (前年度比)参加者△1人	東京都等が主催する研修だけではなく、JAと協力しながら独自の視察等を実施し、女性農業者の積極的参加を図る。
B			○				認定・認証農業者の申請、更新時及び支部別座談会において家族経営協定の制度説明を行い、締結を促した。 (現在7経営体が締結)。	引き続き農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促す必要がある。
A		○					実施回数は昨年度と同程度であるが、実施内容が、「障がい者の方が利用できる店舗づくり」、「心理学」で、青年部員の資質向上に繋がった。また、健康体操を通じて、経費削減や従業員の確保に繋がりが、小規模事業者の経営改善に役立てた。 青年部及び女性部の活動を通じて地域振興に寄与することができた。	引き続き、補助金による支援を行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
施策の方向(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進
施策① 地域活動団体等の活動促進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(90)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。		コミュニティ文化課	NPO法人連絡会との共催で協働講演会「協働って何？」(参加者約30名)を実施した。
(91)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、年少女児にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。 「年少女児野球教室」:実施回数1回、参加者数79人 「ジュニアサッカーフェスティバル」:実施回数 1回 参加者数 201人
			・科学の祭典の開催	生涯学習課	今年度は科学実験等41タイトル別ブースの出展があり、実験や観察とものづくりを3つのテーマ別に行い、午前と午後2回のサイエンスライブショーを対面形式で行った。 夏休み作品展作品161点を出展し来場者3,850名。
(92)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。		介護福祉課	小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興をはかった。 会員数 993人(男性303人、女性690人)
				子育て支援課	子育て・子育て支援ネットワーク協議会(参加団体数116団体)に補助金支出
				児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付、健全育成活動等を支援。子供会育成連合会への補助金交付、青少年育成指導への補助。連合会委員36人(男14人、女22人)
				生涯学習課	市内で活動し、市の事業等にも協力している小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

(93)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。		企画政策課	男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等へ参加する市民に、参加費用の一部を補助しているが、令和6年度の申請はなかった。 参加者 0人
(94)	児童館ボランティアの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組めます。		児童青少年課	児童館事業でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成。(令和6年度 249人)(内、女性158人)
(95)	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。令和6年度は対面講座(8回)において延べ296人の参加、オンデマンド講座(8テーマ)において241人の受講登録となった。
			・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課	スポーツ推進委員(24人)の内訳は、男性11人、女性13人であり、半数以上が女性で構成されている。令和6年度も例年同様ニュースポーツ出前教室等の地域のスポーツ活動に参加した。
(96)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。		コミュニティ文化課	令和6年度は、令和6年8月1日に改定版のリストを発行した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B						○	市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO法人と連携して準備を進めたことで、協働意識が高まった。	市民協働という観点から引き続きNPO法人と連携して講演を行う。
A	○						子どもたちに男女の隔たりなく、プロの指導によりスポーツに親しむ機会を提供できた。 (前年度比)234人→280人(+46人)	子どもたちに対する男女平等意識の育成にもなることから、関係機関等と連携・協力しながら事業実施に向け取り組んでいく。
B						○	対面形式で科学の実験等を行った。また、夏休み作品展についても、来場者に近くで見られる作品を会場で展示した。 (前年度比)4,000人→3,850人(△150人)	科学の楽しさを知ってもらえるように関係機関等と連携・協力しながら事業実施に向け取り組んでいく。
B						○	補助金交付により、社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動、友愛活動、その他社会活動を悠友クラブ等が実施するなかで、男女ともに活動できた。 (前年度比) 会員数:△49人(男性:△27人 女性:△22人)	引き続き、各種活動を通じ、高齢者が孤立することなく、社会と関わるができるよう支援していく。
B		○	○	○		○	子育て・子育て支援ネットワーク協議会への支援を通じて、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワーク作りは大切であり、子育て・子育てに関する相互援助と情報発信を促進した。 (前年度比)△3団体	子育て・子育てに関する相互援助と情報発信の促進を今後も継続実施する。
B						○	地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があつた。 (前年度比)連合会委員女性比102.8%	今後も青少年健全育成団体の支援を通じ、継続して男女がともに社会参加していく環境作りを促進していく。
B						○	市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助していく。

B	○					○	市報及びホームページへの掲載、「こがねいバレット」参加者へ事業の周知を行ったが申請者がいなかった。 (前年度比) 参加者 ±0人	市報やホームページ、刊行物等を通して、事業周知を行っていく。
B						○	(自己評価)(効果視点) 児童館事業を通じて地域で活動する中・高校生ボランティアリーダーを育成することが、男女が共に参画する環境づくりに一定の効果があつた。 (前年度比)参加者135.3% (内、女性+48人)	性別に関係なく、地域での社会奉仕活動を楽しみながら行えるよう、今後も継続して児童館事業を通して中高校生を育成していく。
B						○	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、開催方法の検討を行い実施し、地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。 オンデマンド参加人数241人(前年比+28人) 対面式講座参加人数296人(前年比△66人) 総計参加人数537人(前年比△38人)	令和6年度もオンデマンド開催と対面開催の2種類を行った。対面開催では同じ目的を持った人同士で交流ができると好評であり、オンデマンド開催は育児・仕事等の合間にフレキシブルな受講ができると好評であつたため、この2種の開催を今後も実施していく。
B						○	スポーツ推進委員定例会・協議会の開催(全9回)その他、団体が実施する研修への参加(63人) (前年度比) 開催数 9回(9回→9回) 参加数 63人(57人→63人)	仕事と両立している委員が多く、特に平日日中の活動への参加が課題である。
B						○	市民活動団体リストにより、多くの市民や団体が結ばれ、市民活動がさらに活性化し、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策① 男女の市政参画の促進【重点施策】

※1 自己評価(対前年進捗度)

A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C＝縮小

D＝未着手(該当事業に取り組まなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(97)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。 男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。 女性の登用比率 37.6%(R7.4.1現在)
(98)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、様々な意見を得られるよう男女の偏りがなく配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課	防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。 令和7年4月1日現在 防災会議:29人(男性:20人、女性9人) 女性比率31.0% 安全・安心まちづくり協議会:16人(男性13人、女性3人) 女性比率18.8%
(99)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課	女性キャリア支援研修については、平成29年度から女性キャリア支援研修Ⅰ(内部講師の研修)に加え、女性キャリア支援研修Ⅱ(外部講師の研修)を実施している。また、令和3年度より、「男性管理監督職のための女性キャリア支援研修」を実施している。 【令和6年度参加者】 ・女性キャリア研修Ⅰ 9名 ・女性キャリア研修Ⅱ 5名 ・男性管理監督職のための女性キャリア支援研修 47名
			指導室	学校訪問、校長面接等の機会を通じて管理職候補者選考の受験勧奨を実施した。 学校マネジメント講座を実施し、教員自身のキャリアアップの意識向上を促進した。

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

施策① 市民や地域団体との協働

(100)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。		企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等の支援を行っている。また、女性談話室の活用により、市民団体の活動を支援した。 後援事業 0件
(101)	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課	市民編集委員と協力し、テーマや紙面内容の検討、取材及び編集執筆等を行い、情報誌「かたらい」60号、61号を発行した。 市民編集委員 3人
			・市民実行委員等との連携による「こがねいバレット」の実施	企画政策課	市民実行委員5人による企画・運営で、第38回「こがねいバレット」を『みんなとちがってもいいじゃない』をテーマに開催した。開催に合わせ「こがねいバレット」に賛同する団体を紹介した。 市民実行委員 5人 賛同団体 12団体
			・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課	7団体から協働事業についての提案が行われ、プレゼンテーション審査等により、2つの事業が採択、決定した。
			・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課	コミュニティ文化課と連携し、NPO派遣研修を実施し、市内NPO法人に職員を派遣した。 【令和6年度実績】 派遣先 8団体 派遣職員数 33名

施策② 参画を促す環境づくり

(102)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがなく配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	例年4月に実施する「市民参加条例対象附属機関等に係る調査」において、女性委員の登用について各課へ周知を行っている。令和6年9月開催の第70回市民参加推進会議で令和6年4月1日現在の附属機関等の委員の構成状況を報告した。
(103)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	他自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。
(104)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する資料を収集し、女性談話室に配架した。 市民や市民団体が利用できるオープンスペースとして女性談話室を活用できるように整えた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A					○	○	前年度の登用率と比べ0.9ポイント上昇した。しかし未だ女性登用率が0%の審議会等があり、学識経験者枠において男女比率の隔たりが大きいことが要因となっているケースが多い。 (前年度比) 女性の登用率 +0.9ポイント	引き続き行政委員会及び審議会等における女性委員の登用状況調査結果について庁内に周知し、女性委員の登用について全庁に対し要請していく。
B					○	○	審議会において、男女問わず様々な意見を得られるよう審議会運営を行ったため。 女性委員比率(前年度比):防災会議+4.3ポイント、安全・安心まちづくり協議会±0ポイント	引き続き各審議会委員における女性比率の向上を図る。
B	○				○		女性職員対象のキャリア研修に加えて、男性管理監督職のための女性キャリア支援研修の実施により、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進した。 (前年度比) ・女性キャリア支援研修Ⅰ・Ⅱ 参加者 107.7%(13名→14名) ・男性管理監督職のための女性キャリア支援研修参加者 195.8%(24名→47名)	今後も男女共同参画の視点に立って女性職員のキャリアアップを支援していく。
B	○				○		学校を訪問し、校長及び副校長と直接対面して人材育成に係る個別的情報交換を行い、受験奨励を推進した。 【前年度比】 指導室長の学校訪問回数 年2回 = 前年度同様	キャリアプランの立案とそれに基づく面談等を通じて、女性が見通しをもったキャリアアップを実現できるよう、支援の充実を図る。

B					○	○	後援申請は前年度同様なかった。 (前年度比) 後援事業 ±0件	今後も継続して男女共同参画関係団体の活動を支援していく。
B	○	○			○	○	3人の市民編集委員の協力のもと、前年度同様年2回の情報誌「かたらい」を発行することができた。 (前年度比) 市民編集委員 ±0人	引き続き男女共同参画施策の推進に資する記事を掲載すべく、企画立案段階から市民編集委員と協力しながら情報誌「かたらい」を発行していく。
B	○	○			○	○	イベントの企画段階から講師選定、会場の準備からイベント当日の運営に至る全てを市民実行委員と連携し実施した。定員を超える申込みもあり、急きょサテライト会場を設ける等、臨機応変な対応も行うことができ、盛況に終えることができた。 (前年度比) 実行委員 △2人 賛同団体 △3団体	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して市民や市民活動団体等と連携していく。
B					○		プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市がお互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報など)を結集し、協働して事業を行うことができた。 採択事業 ・「小金井平和の日」制定10周年記念・こがねいデジタル平和資料館の設立 ・小金井魂炸裂!! 俺たちの人生の舞台はここだ!	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営を継続していく。
B	○				○		令和2年度及び3年度、当該研修を中止したため、令和6年度については、入所2、3年目程度の職員を派遣し、市民協働意識向上等を図るとともに、人的ネットワークを拡大することができた。 (参考)令和5年度実績 7団体 23名 (前年度比)+1団体 +10名	今後も職員の市民協働意識向上等のため継続して実施していく。

B					○		委員構成は、女性36%(前年度37%)となり、前年度と比べ微減があったものの、依然として偏りがないように配慮が必要である。	市民参加条例第9条第4項の配慮規定の浸透に向け、周知徹底を図る。
B					○		近隣自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。	今後も情報収集に努め、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討していく。
B	○	○					男女共同参画に関する定期刊行物の購入・配架は例年通り継続して行うことができた。 市民や市民団体等が利用できるよう整えることができた。	男女共同参画に関する情報を提供できるよう資料を整えとともに、市報やホームページ等により女性談話室の利用を促進できるよう周知を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C＝縮小
D＝未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 推進体制の充実・強化

施策の方向(1) 庁内の男女平等の推進

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(105)	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。
			指導室	全教員にICT端末を配布し、働き方改革につながる職場環境の整備を推進した。 働き方改革検討委員会において、ICTのさらなる活用について意見交換を行った。
(106)	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。 女性管理職者割合は20.3%(女性13名(部長1名、課長12名)/合計64名。令和7年4月1日現在)だった。

施策の方向(2) 計画の推進体制の強化

施策① 計画推進体制の整備

(107)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。		企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催した。 構成:各部庶務担当課長職及び男女共同参画施策関連課長職(30人) 行政連絡会議の開催 2回
(108)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。		企画政策課	男女共同参画施策の推進及び(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)の検討を行った。 審議会の開催 5回
(109)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課	第6次男女共同参画行動計画に係る令和5年度の推進状況調査報告書を作成し、庁内電子掲示板及びホームページ並びに図書館等で公表した。 男女平等推進審議会からの質問等を各課へフィードバックし、審議会からの提言書を庁内へ周知し、ホームページへ掲載した。
(110)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。		企画政策課	国や都、他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集した。 また、近隣自治体と連携し若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業を実施した。 東京都とのパートナーシップ宣誓制度に係る連携を継続実施した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○					育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図るため、法改正等に伴い職員次世代育成支援プランハンドブックの改定版(令和6年4月及び各種休業制度に関するチラシの改訂(令和6年2月)を作成し、庁内職員向けに電子データ等で周知を図った。 (参考)育児休業取得率:令和6年度 女性100%(前年度100%) 男性76.9%(前年度108.3%) (前年度比) 女性100% 男性71%	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続していく。
B	○					○	ICT端末活用により、教材作成等が効率化され、働き方改革の推進につながることを教員が実感した。 【前年度比】 ICT端末の効果的活用 = 前年度同様	端末の活用は進んだが、効率的な働き方に資するICTの効果的な活用については今後も研究を進める必要がある。
B	○					○	人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った結果、前年並みとなった。 (前年度比) 女性管理職者数: +0名	今後も男女共同参画の視点に立って配慮していく。

A						○	第6次男女共同参画行動計画の推進のため、各種事業を推進していくうえで男女共同参画行動計画や男女平等意識への理解促進を図ることができた。さらに(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)の策定に向けての情報共有等も行った。 (前年度比) 行政連絡会議 +1回	庁内の連携による男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していくために、今後も継続して実施していく。	
A	○	○				○	○	計画を実行性のあるものとしていくために、報告について審議会としての意見に基づき提言が提出された。 また、(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)に向けての審議も並行して行った。 (前年度比) 審議会 +1回	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただくとともに、次期行動計画策定に向けて検討を進める。
B						○	第6次男女共同参画行動計画推進状況報告や審議会の提言を公表及び庁内へ周知し、男女共同参画施策について理解促進を図ることができた。	第6次男女共同参画行動計画に基づき、計画の進捗を管理していくとともに、男女平等推進審議会から推進状況について提言をいただき、各事業へ反映させるよう努めていく。	
B	○	○				○	○	国や都、他自治体の動向や調査結果を把握することができた。 また、近隣自治体と連携することで、若年層セクシュアル・マイノリティ向けの居場所事業と学校への教員派遣事業を実施することができた。	今後も国や都、他自治体の情報を収集し、動向を把握していく。 引き続き他自治体と協働可能な事業について連携を図っていく。

5 配布・配架等一覧表

事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、配布・配架した。
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	子どもの権利救済機関「子どもオンブズパーソン」の周知啓発の機会等にリーフレットを配布した。
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	冊子「二十歳のみなさんへ」を発行し、二十歳を祝う会にて配布した。 冊子中、2ページに、人権の尊重、女性総合相談、DV・デートDV、男女共同参画推進事業の紹介、ワーク・ライフ・バランス、多様性への理解、男女平等都市宣言掲載 発行部数：800部
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	男女平等に関する図書の購入(①女性情報、We learn、女性展望)や収集(③共同参画、④とうきょうの労働、その他資料)、収集した資料の配架を行った。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	市民編集員3人とともに、「かたらい」60号及び61号を発行した。 60号：『家族の在り方』について考える 61号：多様性・自分らしく輝く 発行部数：計5,200部(前年度比123.8%)
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権啓発物品の配布	広報秘書課	人権・平和各種イベント時にリーフレット、ボールペン、ティッシュ、メモ帳、付箋紙等を配布した。
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周知を図った。
(26)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布	企画政策課	DV被害の相談先を記載した「DV相談カード」の配布・配架を行った。 市報・市ホームページにて、DV被害の相談先の周知及びDV防止の啓発を行った。
(27)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。
(30)	デートDV防止対策の充実	「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	企画政策課	「知っておきたいデートDV」を市ホームページに掲載するなど周知を図った。 また、デートDVの内容も含めた冊子「知っていますか？身近なDV」を配布している。
(30)	デートDV防止対策の充実	成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課	二十歳を祝う会で配布している「二十歳のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を掲載し周知を図った。 発行部数：800部 ※再掲(事業No.2参照)

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、公民館、集会施設等)	市内大学等	市内金融機関・商業施設等	その他	
担当課			○				○	
担当課		○	○				各種連絡会 出張講座 小学校など	
担当課、経済課、選挙管理委員会							○	二十歳を祝う会にて配布
①出版社 ②国 ③都			○				○	女性談話室(婦人会館)に配架
担当課、かたらい編集委員	○	○	○	○	○	○		
担当課、多摩東人権擁護委員協議会			○				○	
担当課		○	○					
担当課	○	○	○	○			○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課							○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課	○	○	○					
担当課、経済課、選挙管理委員会							○	二十歳を祝う会にて配布

事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(36)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	刊行物「二十歳のみなさんへ」を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。 また、市報・市ホームページ等でも相談機関の情報提供を行った。
(41)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	市ホームページ等において、セクシュアルハラスメント防止について啓発を行い、各種ハラスメントの関係法令や相談先の周知を図った。
(42)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	こども家庭センター	【オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間活動 令和6年11.1～11.30】 ・市役所1階及び保健センターに以下①②設置、関係機関へポスター等(③)配付 ①ポスター(オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、里親月間、ヤングケアラー啓発) ②オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、こども家庭センターティッシュ 各200部 ③こども家庭庁虐待防止啓発ポスター、チラシ、ヤングケアラー啓発ポスター及びチラシ(127機関 ポスター1～3種600部、チラシ1～3種4,500部) ④市保有自転車にオレンジリボン反射板の設置 ⑤市内巡回バス内に東京都児童虐待防止推進月間ポスター掲示 【街頭キャンペーン 令和6年11.15】 ・武蔵小金井駅前でチラシ、ティッシュ等280部配布
(42)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	自立生活支援課	市ホームページにおいて、障がい者の虐待防止について啓発を行い、相談先の周知を図った。
(44)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	こども家庭センター	妊娠届受理時に母子手帳のほか、妊婦健診受診票等の妊娠時、出産時に必要な物一式の中に就労している妊婦のためのリーフレットを入れて配布している。
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	相談先の周知	健康課	自殺予防啓発カードやリーフレットを保健センターに設置。武蔵小金井駅前にて街頭キャンペーン実施し、啓発グッズ配布。
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	東京都エイズ予防月間(11/16～12/15)のポスター1枚、リーフレット30枚を保健センターにて掲示、設置。また、普及啓発媒体(リーフレット入りポケットティッシュ20個)・パンフレット50部等を設置。
(68)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	こども家庭センター	妊娠届受理時に母子手帳のほか、妊婦健診受診票等の妊娠時、出産時に必要な物一式の中に父親ハンドブックを入れて配布している。
(74)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	市民向けに市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険サービス除く)をまとめた冊子を作成し、配布した。(3,400部配布)

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・ 担当課窓 口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商 業 施設等	その他	
担当課、経済課、 保険年金課、選挙 管理委員会	○	○					○	刊行物は二十歳を祝う会にて配布
担当課	○	○	○					
①こども家庭庁、 東京都 ②チラン:こども家 庭庁 ティッシュ:担当課 ③こども家庭庁、 東京都 ④⑤東京都	○	○	○	○			○	市の啓発物は、学校・学童・保育所・児童館に配 布
担当課	○	○						
厚生労働省「働く 女性の心とからだ の応援サイト」から 抜粋し課で作成			○					こども家庭センター・市民課・夜間窓口(管財課) で配布
健康課	○	○		○		○		
東京都			○					
自治体共同印刷 で作成			○					こども家庭センター・市民課・夜間窓口(管財課) で配布
担当課		○	○	○			○	地域包括支援センター

事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(74)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護保険サービス利用Q&Aの発行	介護福祉課	市民向けに、介護保険サービス利用の適正な利用を促すためのガイドブックを作成し、窓口を設置し希望者に配布した。
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報への情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」(②)を小金井市でも250部発行し、市内の施設にて配布した。
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和6年度「こがねい仕事ネット」閲覧数36,502件
(79)	労働相談などの各種相談窓口の周知	メンタルチェックシステムの活用	経済課	メンタルヘルスに関するパンフレット(約40部)を窓口カウンターに設置した。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の自己診断ツールを周知した。
(80)	関連法令等の周知徹底	市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知	企画政策課	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知
(80)	関連法令等の周知徹底	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和6年度「こがねい仕事ネット」閲覧数36,502件 ※再掲(事業No.79参照)
(80)	関連法令等の周知徹底	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報への情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」(②)を小金井市でも250部発行し、市内の施設にて配布した。 ※再掲(事業No.79参照)
(83)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターや仕事センター多摩による講習の案内パンフレット等の掲出や「こがねい仕事ネット」等で周知をした。
(84)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和6年度「こがねい仕事ネット」閲覧数36,502件 ※再掲(事業No.79参照)
(86)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	窓口で、国や都で作成しているチラシやパンフレットを掲出するほか、「こがねい仕事ネット」に事業者向けの就労支援等に関する情報を掲載した。またポケット労働法でも事業者向けの関係法令の情報を周知している。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・ 担当課窓 口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商 業 施設等	その他	
担当課		○	○				○	地域包括支援センター
①都、国等 ②都編集、市印刷	○	○	○	○			○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター
市運営、事業者・ 市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
都			○					こがねい仕事ネットでの情報掲載
担当課		○						
市運営、事業者・ 市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
①都、国等 ②都編集、市印刷	○	○	○	○			○	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
市							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載

Ⅲ 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合(令和7年4月1日現在)

(1) 行政委員会(地方自治法第180条の5)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値		根 拠 法		
固定資産評価審査委員会	3	2	66.7%	(33.3%)	地方税法第423条		
人事委員会(公平委員会)	3	0	0.0%	(0.0%)	地方公務員法第7条		
教育委員会	4	1	25.0%	(25.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	1	25.0%	(50.0%)	地方自治法第181条		
監査委員	3	2	66.7%	(33.3%)	地方自治法第195条		
農業委員会	14	3	21.4%	(14.3%)	農業委員会等に関する法律		
(1) 合計	31	9	29.0%	(22.6%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
					6	5	83.3%

(2) 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値		根 拠 法		
長期計画審議会	16	5	31.3%	(33.3%)	長期計画審議会条例		
指定管理者選定委員会	5	1	20.0%	(20.0%)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例		
市民参加推進会議	12	6	50.0%	(50.0%)	市民参加条例		
男女平等推進審議会	10	7	70.0%	(70.0%)	男女平等基本条例		
男女平等苦情処理委員	2	1	50.0%	(50.0%)	男女平等基本条例		
行財政改革審議会	10	1	10.0%	(10.0%)	行財政改革審議会条例		
情報公開・個人情報保護審査会	4	1	25.0%	(50.0%)	情報公開・個人情報保護審査会条例		
情報公開・個人情報保護審議会	11	1	9.1%	(8.3%)	情報公開・個人情報保護審議会条例		
行政不服審査会	3	1	33.3%	(33.3%)	行政不服審査法/行政不服審査法の施行に関する条例		
防災会議	29	9	31.0%	(26.7%)	防災会議条例		
消防団運営審議会	11	1	9.1%	(9.1%)	消防団運営審議会条例		
国民保護協議会	24	2	8.3%	(8.3%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条例		
安全・安心まちづくり協議会	16	3	18.8%	(20.0%)	安全・安心まちづくり条例		
空家等対策協議会	14	2	14.3%	(7.1%)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等対策協議会条例		
公務災害補償等審査会	3	2	66.7%	(66.7%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例		
はけの森美術館運営協議会	6	2	33.3%	(33.3%)	はけの森美術館条例		
はけの森美術館収集評価委員会	5	1	20.0%	(20.0%)	はけの森美術館条例		
芸術文化振興計画推進委員会	9	3	33.3%	(33.3%)	芸術文化振興条例		
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7%	(16.7%)	小口事業資金融資あつせん条例		
消費生活審議会	8	3	37.5%	(25.0%)	消費生活条例		
国民健康保険運営協議会	14	3	21.4%	(20.0%)	国民健康保険条例		
地下水保全会議	5	0	0.0%	(0.0%)	地下水及び湧水を保全する条例		
環境審議会	10	3	30.0%	(30.0%)	環境基本条例		
緑地保全対策審議会	10	5	50.0%	(40.0%)	緑地保全及び緑化推進条例		
市立公園等指定管理者評価委員会	9	4	44.4%	(44.4%)	市立公園条例		
廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0%	(57.1%)	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例		
公共下水道事業審議会	7	1	14.3%	(42.9%)	公共下水道事業審議会条例		
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0%	(50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例		
地域福祉推進委員会	12	5	41.7%	(41.7%)	地域福祉推進委員会条例		
民生委員推せん会	7	5	71.4%	(66.7%)	民生委員法		
障害支援区分判定審査会	22	8	36.4%	(36.4%)	障害支援区分判定審査会条例		
児童発達支援センター運営協議会	12	6	50.0%	(50.0%)	児童発達支援センター条例		
介護認定審査会	39	14	35.9%	(38.5%)	介護保険法、介護福祉条例		
介護保険運営協議会	17	8	47.1%	(38.9%)	介護保険法、介護福祉条例		
食育推進会議	16	10	62.5%	(56.3%)	食育基本法、食育推進基本条例		
市民健康づくり審議会	14	2	14.3%	(21.4%)	市民健康づくり審議会条例		
子ども・子育て会議	15	10	66.7%	(66.7%)	子ども・子育て会議条例		
市立保育園の在り方検討委員会	8	6	75.0%	-	市立保育園の在り方検討委員会設置条例		
子どもオンブズパーソン	3	2	66.7%	(50.0%)	子どもオンブズパーソン設置条例		
青少年問題協議会	24	8	33.3%	(33.3%)	青少年問題協議会条例		
児童館運営審議会	9	4	44.4%	(33.3%)	児童館条例		

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
都市計画審議会	19	5	26.3% (21.1%)	都市計画法、都市計画審議会条例
まちづくり委員会	10	1	10.0% (10.0%)	まちづくり条例
交通安全推進協議会	20	5	25.0% (25.0%)	交通安全推進協議会設置条例
地域公共交通活性化協議会	28	3	10.7% (17.2%)	地域公共交通活性化協議会条例
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業審議会	10	0	0.0% (0.0%)	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	3	0	0.0% (0.0%)	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例
奨学資金運営委員会	8	4	50.0% (62.5%)	奨学資金支給条例
いじめ問題対策委員会	5	3	60.0% (60.0%)	いじめ防止対策推進条例
市史編さん委員会	7	1	14.3% (14.3%)	市史編さん委員会条例
文化財保護審議会	6	1	16.7% (16.7%)	文化財保護条例
スポーツ推進審議会	9	5	55.6% (50.0%)	スポーツ推進審議会条例
社会教育委員の会議	10	5	50.0% (40.0%)	社会教育委員の設置に関する条例
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	16	3	18.8% (18.8%)	市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例
図書館協議会	10	5	50.0% (55.6%)	図書館協議会条例
公民館運営審議会	9	4	44.4% (40.0%)	公民館条例
公民館企画実行委員の会議	30	17	56.7% (46.7%)	公民館条例
(2) 合計	674	226	33.5% (32.4%)	委員会数 女性を含む 委員会数 割合
				57 54 94.7%

(3) その他の諮問機関(要綱などによる委員会等)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
公共施設在り方検討委員会	10	3	30.0% -	公共施設在り方検討委員会設置要綱
子供の安全確保に係る協議会	4	2	50.0% (50.0%)	子供の安全確保に係る協議会設置要綱
市民交流センター運営協議会	9	3	33.3% (33.3%)	市民交流センター運営協議会設置要綱
市民協働推進委員会	6	3	50.0% (33.3%)	市民協働推進委員会設置要綱
飼い主のいない猫対策推進協議会	5	2	40.0% (40.0%)	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱
地域自立支援協議会	22	10	45.5% (45.5%)	地域自立支援協議会設置要綱
精神保健福祉連絡協議会	13	7	53.8% (46.2%)	精神保健福祉連絡協議会設置要綱
医療的ケア児支援連携推進協議会	12	8	66.7% (57.1%)	医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱
認知症施策事業推進委員会	9	4	44.4% (55.6%)	認知症施策事業推進委員会設置要綱
生活支援事業協議体	7	4	57.1% (85.7%)	生活支援事業協議体設置要綱
在宅医療・介護連携推進会議	17	8	47.1% (29.4%)	在宅医療・介護連携推進会議実施要綱
予防接種健康被害調査委員会	7	3	42.9% (33.3%)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱
こども家庭センター運営協議会	10	8	80.0% (80.0%)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱
教育プラン検討会議委員	6	1	16.7% -	教育プラン検討会議設置要綱
学校運営協議会 一小	13	8	61.5% (50.0%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 二小	11	3	27.3% (50.0%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 三小	12	4	33.3% (33.3%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 四小	12	8	66.7% (66.7%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 東小	13	6	46.2% (46.2%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 前原小	11	5	45.5% (45.5%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 本町小	12	6	50.0% (61.5%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 緑小	11	6	54.5% (0.0%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 南小	12	4	33.3% (33.3%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 一中	14	6	42.9% (36.4%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 二中	13	7	53.8% (53.8%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 東中	12	6	50.0% (50.0%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 緑中	10	3	30.0% (20.0%)	学校運営協議会に関する規則
学校運営協議会 南中	11	6	54.5% (50.0%)	学校運営協議会に関する規則
玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	4	0	0.0% (0.0%)	玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会設置要綱
放課後子どもプラン運営委員会	19	9	47.4% (47.4%)	放課後子どもプラン運営委員会設置要綱
(3) 合計	327	153	46.8% (46.9%)	委員会数 女性を含む 委員会数 割合
				30 29 96.7%

(1)+(2)+(3)=総合計	1,032	388	37.6% (36.7%)	委員会数 女性を含む 委員会数 割合
				93 88 94.6%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和6年度）

庁内全課（対象42課）に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

令和6年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は40課で、全体の95.2%でした。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q1

令和6年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	40課（95.2%）
ない	2課（4.8%）

■男女いずれかに偏った表現

Q2

男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	40課（100%）
B おおよそできている	0課（0%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3

男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	40課（100%）
B おおよそできている	0課（0%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4

男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	40課（100%）
B おおよそできている	0課（0%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■男女で異なった表現

Q5

男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	40課（100%）
B おおよそできている	0課（0%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

■人目を引くための手段として使う表現

Q6

伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	40課（100%）
B おおよそできている	0課（0%）
C できている面もあるが不十分である	—
D （あまり）できていない	—

部名	課名	Q 1 情報発信の有無		Q 2	Q 3	Q 4	Q 5	Q 6
		ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○		A	A	A	A	A
	財政課	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○		A	A	A	A	A
	情報システム課		○	-	-	-	-	-
総務部	総務課	○		A	A	A	A	A
	職員課	○		A	A	A	A	A
	管財課	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○		A	A	A	A	A
市民部	市民課	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○		A	A	A	A	A
	経済課	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○		A	A	A	A	A
	市民税課	○		A	A	A	A	A
	資産税課	○		A	A	A	A	A
	納税課	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○		A	A	A	A	A
	ごみ対策課	○		A	A	A	A	A
	下水道課	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○		A	A	A	A	A
	自立生活支援課	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○		A	A	A	A	A
	健康課	○		B	B	B	B	B
子ども家庭部	子育て支援課	○		A	A	A	A	A
	こども家庭センター	○		A	A	A	A	A
	保育課	○		A	A	A	A	A
	児童青少年課	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○		A	A	A	A	A
	道路管理課	○		A	A	A	A	A
	建築営繕課		○	-	-	-	-	-
	交通対策課	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○		A	A	A	A	A
学校教育部	庶務課	○		A	A	A	A	A
	学務課	○		A	A	A	A	A
	指導室	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○		A	A	A	A	A
	図書館	○		A	A	A	A	A
	公民館	○		A	A	A	A	A
議会事務局		○		A	A	A	A	A
監査委員事務局		○		A	A	A	A	A
選挙管理委員会事務局		○		A	A	A	A	A
会計課		○		A	A	A	A	A

発行 小金井市

企画財政部企画政策課男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224

E-mail s010303@koganei-shi.jp

第6次男女共同参画行動計画における令和6年度推進状況調査【調査票1】に対する意見・質問シート

基本 目標	主要 課題	施策の 方向	施策	事業 No.	担当課	意見・質問等	回答
I	1	(1)	②	6	企画政策課	昨年度も、シンポジウム参加者数の少なさについて指摘があり、周知方法を検討していくとの回答であったが、残念ながら今年度も参加者数は振るわなかった様に見受けられます。 周知方法の検討、改善も大切だが、より多くの方にご覧いただくことを目的とするのであれば、後日、オンデマンド配信することも検討した方が良いのではないのでしょうか。オンデマンドの視聴者数、視聴者を把握したいのであれば、申込者にのみ視聴できるように、配信管理する方法もあると思います。※もし、既にオンデマンド配信されているようでしたら、ご放念ください。	オンデマンドによる配信については、講師の了承も必要なため、様々調整は必要ではありますが、他課での実績もあることから、前向きに検討させていただきます。
I	1	(2)	①	8	企画政策課	【D評価】事業内容の記載からすると「市報」以外の媒体を利用した取組ができたのであれば、それを「実施した内容」に記載して自己評価した方がいい。	例年市報にて周知啓発を行うに留まっており、令和6年度は市報リニューアルに伴い、調整が整わず掲載できず、その他の手段も講ずることができませんでした。
I	1	(2)	①	8	企画政策課	昨年度より市報リニューアルにより予定記事が掲載できなかった経緯を知りたい。市報は全戸全市民へのアナログ紙面での情報提供機能を持ち、市政において重要なメディア・刊行物である。大切な内容変更について、庁内で十分な検討がなされていない様子も伺えるのは大変残念なこと。男女平等・人権尊重など、市として市民に継続的に普及啓発をすべき課題は市報という紙のメディアで、たまたま目に触れるという機会も重要と考えます。とにかく部局、庁内で再検討して（リニューアル市報と旧市報との比較と読者数の変化など市民からのフィードバックも必要）、ヒアリングを受けてください。	昨年度は市報リニューアルに伴い、11月1日号の1面／2面に、男女共同参画の特集記事を組んでいただきました。紙幅の都合上、DV相談窓口などの周知を優先し、メディア・リテラシーに関する啓発記事を割愛することになりました。次年度以降、特集号等で啓発記事が載せられるどうかを含め調整していきます。リニューアル市報については概ね好評をいただいておりますが、引き続き市民の方のご意見をいただきながら編集してまいります。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	1	(2)	②	12	広報秘書課	「相談件数が増加」したことが評価対象なのか？周知や情報共有ができたため、必要な人が相談できたことが評価対象では？	必要な人への周知や情報共有を怠ったことはありません。その上で、相談件数の増加は、必要な人に情報提供が行え、相談まで繋げられた結果として、評価の指標とさせていただきました。
I	1	(2)	③	13	広報秘書課	「男女共同参画のために今後の課題や推進の方向性」について、書いてください。	次のとおり加除修正いたします。「人権・平和に関する講演会等の実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図るとともに、多様な人々が平和に暮らせる社会の実現を目指す。」
I	1	(2)	③	14	指導室	前年度比に書かれている「前年度から皆増」とは、どういう意味か？	前年度が0であったため、皆増となった。
I	1	(2)	③	14	指導室	英語体験型学習施設派遣は新規事業と思われるが、その成果はいかがだったのか聞きたい。良い取組であれば継続実施を希望する。（B評価→A評価？）	小学5年生を対象に実施し、英語を身近に感じたり、これからの学びの意欲を引き出す等の効果がありました。令和7年度以降も継続予定です。
I	1	(2)	③	15	コミュニティ文化課	「男女共同参画のために今後の課題や推進の方向性」では、多文化共生の視点が必要では？前年度比を書いてください。	次のとおり修正します。 (修正前) 誰もが参加しやすい事業となるよう工夫をしていく。 (修正後) 外国籍市民との、言語の違い、文化・価値観の違いを超えて、地域における共生を推進するため、イベントを企画し、誰もが参加しやすい事業となるよう工夫をしていく。 総参加者数 R5 155人（うち外国人47人） R6 168人（うち外国人33人） 前年度比 +13人（△14人） ※ただし、イベントの内容が昨年度と違うため、単純比較はできない。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	1	(2)	③	16	広報秘書課	ここ数年、相談実績がないことを鑑み、今後の方向性に記載されている通り、代替手段の検討し、「外国人相談窓口」はなくしても問題ないように思えます。むしろ大切なのは、No. 15のようなイベントや講座開催などによる、外国人と日本人の横のつながりを促すコミュニティづくりであるように思います。横のつながりがつくられることにより、互いのコミュニケーションが深まり、外国人の日常的な悩みの解決にもつながる可能性が期待できるのではないのでしょうか。	ごもっともなご意見だと思われます。いただいたご意見を踏まえて検討させていただきます。
I	1	(2)	③	16	広報秘書課	外国人相談の専門相談員について、相談員の受け持つ外国語の種類や相談システムについて知りたい。事業として掲げながら利用者ゼロは何が問題か課題を知りたい。	相談員が受け持つ外国語は、英語になります。日常生活を営むうえで生じる問題や市政に関する相談に応じるとしていますが、現状、前段は他の市民と同様に必要な専門相談に繋いだり、後段は各課で対応できています。インターネットの普及により、言葉（言語）の壁が無くなり、情報の入手も容易になり、異文化交流も進む中、困りごとは外国人であっても日本人と大差なく、開設当初に必要とされた通訳に重きを置いた外国人相談はその事業自体の必要性について問われていると思われます。なお、日常のお悩みに対しては、前述のご意見を参考にしていきます。
I	2	(1)	①	19	指導室	「男女共同参画のために今後の課題や推進の方向性」に書かれている「研修の充実」とはどのような方向性なのか？	〇〇教育、△△教育など学校教育に対する期待がますます多様化する中であって、都教委や指導室では様々なジャンルの研修を実施しています。そうした中でも、ジェンダーバイアスや人権尊重に関する研修は、より多くの教員が受講できるように取り組んでいきます。
I	2	(2)	①	22	こども家庭センター	参加者数を増やしていくことで、子育て支援の充実が図られているので、A評価でもよいと思いました。	ご意見ありがとうございます。A評価に修正いたします。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	2	(2)	②	25	公民館	市民が企画する市民に寄り添った、多岐に渡るテーマの講座開催は、大変素晴らしい取組だと思います。参加者数も前年度より増えているようで、市民の関心の高さが伺えます。参加者数の男女比に興味があるので教えていただけると幸いです。	「子どもと大人をつなぐ地域づくり～コミュニティスクールとは」参加者延べ24人、男:女=1:2 「みんなで0・1才の育児を楽しむ」(全3回)参加者延べ38人、男:女=不明(保護者は全員女性だがお子さんの性別は未記録) 「多文化共生の地域づくり」(全3回)参加者延べ56人、男:女=1:2 「子どもの学校外での居場所について」(全2回)参加者延べ58人、男:女=不明(性別未記録) 「親子で楽しい音時間」(全2回)参加者延べ84人、男:女=不明(保護者は全員女性だがお子さんの性別は未記録)
I	3	(3)	①	37	企画政策課	相談対応能力の向上で、研修会等に参加した人数が述べ2人なのにAの自己評価が腑に落ちません。詳細を知りたい。	「延べ」を削除し、表記を修正します。 企画政策課男女共同参画室2名が、相談対応能力の向上のため、各種研修会や、関係機関の情報交換会に参加しています。 令和6年度は延べ12回、オンライン研修や集合型研修等に参加しました。昨年度に比べて参加した研修が増えたためA評価としました。
I	5	(1)	①	45	企画政策課	【C評価】「市報」以外の新たな情報提供方法はないのか?市報に掲載できないときの代替手段を用意すべきと思う。本施策は単純に縮小したのであればやはり「評価C」が妥当なんだと思いますが。	市報以外の周知方法として、令和5年度は情報誌「かたらい」59号に記事を掲載しましたが、令和6年度は他の記事が優先したため紙幅を割くことができませんでした。 令和7年度はホームページに新たに記事を作成して啓発を図っているところです。LINEの利用など代替手段も検討していきます。
I	5	(1)	①	45	企画政策課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供ができなかった経緯を知りたい。	これまで配架していた資料が尽きたこと、市報及び情報誌「かたらい」で紙幅が割けなかったことによります。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
I	6	(2)	①	59	子育て支援課	きめ細やかな相談支援を行った結果、母子父子自立支援員相談件数が増加しているのであれば、A(充実・強化)という評価でもよいと思いました。	普段の相談の姿勢を評価してもらえるのであれば、評価Aに変更をお願いしたい。
I	6	(2)	①	60	広報秘書課	「男女共同参画のために今後の課題や推進の方向性」に書かれている「実施内容の充実」とはどのような方向性なのか？	実施内容の充実とは、相談枠の増設・変更や予約方法の変更を加えながら、利便性の向上を図り、利用者数の増加を目指します。
II	1	(1)	①	63	児童青少年課	定員1,120人、入所児童数1,618人。超過入所児童の処遇実態を知りたい。自己評価と今後の方向性欄で女性の社会参加の支援を強調しているが表現に違和感を持ちました。児童の処遇や人権への配慮が根底になければいけないのでは。現状の課題を直視してほしい。	市では定員超過に対応するため、既存施設を有効活用し対応をしております。頂いたご意見を参考に児童が安全に過ごせる環境を優先しながら、より良い運営を目指して取り組んでまいります。
II	1	(1)	①	66	生涯学習課	「男女共同参画のために今後の課題や推進の方向性」では、子ども達の安全・安心な居場所づくりについて触れると、事業の充実の方向性が明確になると思います。	(記載変更) より安全安心な居場所づくりのため学校施設等を利用し、放課後子ども教室関係者、学校、学童保育所の連携を深め、更なる事業充実に向け取り組んでまいります。
II	1	(1)	①	66	生涯学習課	放課後子ども教室が昨年度13万人(延べ数)の児童に利用されたと知り大いに驚いています。開催日数が教室数減にもかかわらず1万人近く増えているのにさらに驚きました。夏期・冬期・春休み・土日は開かれていないのですよね。学習アドバイザー、放課後子どもサポーターの位置付け、資格、また現状と課題を教えてください。	土日に関しては、イベント等を行うことがあります。学習アドバイザーとサポーターは共に有償のボランティアであり、学習アドバイザーはバドミントン教室などのプログラムを行っており、サポーターは見守りスタッフです。資格については特に設けてはならず、地域の人々との関わりという放課後子ども教室のコンセプトに準じております。現状は利用者が増加傾向にありますが、天気や気温、また場所の確保が難しく、場合によっては開催ができないことがあります。

基本 目標	主要 課題	施策の 方向	施策	事業 No.	担当課	意見・質問等	回答
Ⅱ	1	(1)	①	67	こども家庭センター	前年度比は出せませんか？	こども家庭センター総合相談件数の前年度比 実数:令和6年度835件のため前年度比100.2% 延数:令和6年度6,013件のため前年度比120.5% となっております。
Ⅱ	1	(1)	①	67	保育課	前年度比は出せませんか？1園あたりでもよいと思います。出せないようでしたら理由を書くとうよいと思 いました。	各園での相談件数は市立保育園全5園で合計20件で、 前年度と比較してマイナス7件でした。
Ⅱ	1	(2)	①	69	こども家庭センター	土曜日コース参加者が前年度450%と大幅に増加し た。同センターによる父親向けの取組状況を聞きたい。	事業No. 69の両親学級については、事業No. 21の再掲 ですが、更新をしておらず、事情No. 21の内容が正しい 数値です。前年比450%は101.8%の誤りです。訂正し お詫び申し上げます。
Ⅱ	1	(2)	①	69	こども家庭センター	前年度比については、父親の数を出すことはできま すか？この項目は「男性」に着目しているのです。	上記の訂正を反映し、父親の数を算出しました。 【R5】平日コース67人中男性32人、土曜日コース490人 中男性245人。 【R6】平日コース78人中男性37人（前年度比5人増 115.6%）土曜日コース499人中男性248人（全年度比3 人増101.2%）となっております。
Ⅱ	1	(2)	②	73	生涯学習課	回数だけでなく、参加者数を出すことはできます か。	現状利用者は増加しております。7回における延べ参 加者は122人です。
Ⅱ	1	(3)	①	74	介護福祉課	新規相談者数が大幅に増えています。理由はどのよ うにお考えですか。	単身者で身寄りがいない、もしくは疎遠のため頼り になる親族がいない高齢者等が増えていると考えられ ます。
Ⅱ	1	(3)	①	75	自立生活支援課	前年度比に書かれている数字は何を表していますか？ 増加した人数ですか？	増加した人数です。プラス表記を加えます。

基本 目標	主要 課題	施策の 方向	施策	事業 No.	担当課	意見・質問等	回答
Ⅱ	3	(1)	②	89	経済課	女性部への活動支援である視察研修会は、どのような場所を視察したのですか？ 青年部の講習会には、女性も参加していますか？それとも青年部=男性部という解釈でしょうか？	アサヒ飲料富士山工場を視察しました。 女性の参加者はおりませんでしたが、青年部は18歳以上45歳までの男女で構成されています。
Ⅱ	3	(1)	②	89	経済課	女子部のアクセサリ作りの講習会がどのように地域振興に寄与すると考え、支援を行っているのですか？	手作りの個性的なオリジナルアクセサリを身に付けて接客することで、お客様との会話の接点を作り、コミュニケーションの幅も広がるため、新規顧客獲得や売上UP等の販売促進につながり、地域振興に寄与すると考えております。
Ⅱ	4	(1)	①	91	生涯学習課	前年度比を書いてください。A評価の理由は、展示を工夫して科学の楽しさをが伝えられたと、という点ですか？	前年度と同様の内容だったため、Bに評価を変更します。
Ⅱ	4	(1)	①	91	生涯学習課	科学の祭典は、来場者の多さから大変盛況なイベントであったことが伺えます。 女性研究者活躍推進（未来の女性研究者のすそ野拡大）の観点から、対面形式で行った実験等の企画に、女子がどの程度参加したか気になります。差し支えなければ男女比等教えてください。	データ採取していないため回答難しいです。
Ⅱ	4	(1)	①	92	介護福祉課	前年度比を書いてください。	（前年度比） 会員数:-49人（男性:-27人 女性:-22人）
Ⅱ	4	(1)	①	92	子育て支援課	「男女共同参画のために今後の課題や推進の方向性」について、書いてください。	（修正） 子育て・子育てに関する相互援助と情報発信の促進を今後も継続実施する。

基本 目標	主要 課題	施策の 方向	施策	事業 No.	担当課	意見・質問等	回答
Ⅱ	4	(1)	①	92	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課	各地域活動支援団体への支援状況を知りたい。特に 子育て支援課と介護福祉課	【介護福祉課】 小金井市悠友クラブ及び悠友クラブ連合会に対しては、小金井市悠友クラブ補助金交付要綱に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーション事業及び広く高齢者が自主的かつ積極的に参加することができる事業に対して補助金を交付した。 (令和6年度決算額) 悠友クラブ(13団体) : 4,187,586円 悠友クラブ連合会(1団体) : 3,511,747円 【子育て支援課】 地域活動団体である小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会に対して補助金を支出している。 【児童青少年課】 青少年健全育成地区委員会への補助金交付、健全育成活動等を支援。子供会育成連合会への補助金交付。 【生涯学習課】 例年同様、申請に基づいて生涯学習課より市内で活動し、市の事業等に協力いただいているスカウト協議会へ経費の一部を補助してまいります。
Ⅱ	4	(1)	②	94	児童青少年課	女性のエンパワーメントの拡大という視点から、ボランティアリーダーの育成に女性の参加者数が増えたことはA評価に値するのでは？	自己評価(対前年進捗度)については、B＝前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)のためにBとした。 ※昨年度回答のR5年度はコロナ明けの実施となったため、評価をA＝充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)とした。
Ⅱ	4	(1)	②	95	生涯学習課	A評価とした理由は何ですか？スポーツ推進委員に女性の数が前年度に比べて増え、地域における女性のエンパワーメントに貢献できた、ということですか？	前年度と同様の内容だったため、Bに評価を変更します。

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業No.	担当課	意見・質問等	回答
Ⅲ	2	(1)	①	100	企画政策課	男女共同参画関係団体と市が認識しているのはどのような団体ですか。	こがねいパレットに賛同いただいている団体を始め、広く男女共同参画に関する活動を行う団体との認識です。
Ⅲ	2	(1)	①	101	職員課	市職員の市内NP0法人派遣研修の実施の成果や効果について聞きたい。効果ありなら、個別に取り上げたい。	基本構想に掲げる「まちづくりの基本姿勢（参加と協働）」について、現場で働く体験を通じて協働の相手を理解する目的で実施しています。平成24年度から令和6年度までの期間で計269人の職員を派遣しています。研修後に行う報告会では、行政、NP0それぞれの立場と得意分野を生かし、コミュニケーションを取り合うことが重要といった学びが報告されています。
Ⅲ	2	(1)	②	103	企画政策課	（仮称）男女平等推進センター整備は20年近く足踏み状態が続いてます。新庁舎建設に絡めた施策展開予定だとほぼ実現不可能だと思っています。そこでせめてセンター機能の検討に着手し市民と協働の取組を第7次計画には盛り込むべきだと考えます。近隣自治体のセンター機能等、収集した情報を提供してください。その上で新設された女性支援法の具現化のための道筋を考慮し、小金井市として中長期の方針を示し、第7次計画に落とし込む作業に着手してください。	センター機能については、令和2年1月22日付けで男女平等推進審議会から、センターのあり方や機能について詳しい提言をいただいています。庁内の調査では、啓発事業や情報提供のコーナー、講座やグループ活動のための交流スペース、女性相談、託児コーナーなどを回答しています。また、令和6年度に実施した市民・職員意識調査の結果も参考になります。庁内全体の施設計画と一体で動くものと考えており、様々な状況を鑑みながら引き続き検討していきます。
Ⅲ	2	(1)	②	104	企画政策課	北側にある婦人会館の女性談話室の利用状況は経年で実態調査していますか。利用者数や利用実態を把握した上で貴重な公共施設として有効活用されることを強く望みます。	事前に利用申込書を提出していただいた件数は、年度で管理しています。令和5年度は、年144件、月平均13.1件、令和6年度は年168件、月平均15.3件の利用があります。毎月の開室が28日程度としますと、利用率はおおよそ50%強というところですが、オープンスペースのため実際には予約なしで利用されている方もいらっしゃいますので、利用件数はこれより多いと思われます。英会話、書道、読書、打合せなど利用目的は様々です。今後も利用しやすい環境を整えていきます。

基本 目標	主要 課題	施策の 方向	施策	事業 No.	担当課	意見・質問等	回答
Ⅲ	3	(1)	①	105	職員課	育児休業取得率で、男性が108.3%は、どのような算出の仕方ですか？	令和5年度に新規取得した職員／令和5年度に新規取得対象となった職員で算出。 出産した年度と育児休業の取得年度が異なる者がいたため、100%超えとなりました。

【自由記入欄】（全体的な意見、など）

■全体的に目玉として取り上げる項目が少ないという感じです。

■各部署からの報告内容の記載については、だいぶ改善されてきたと思います。

■成果が上がっている取組については拾い上げ、報告書に記載したいですね。

■地域のNPO法人等の活動団体との連携や補助金が有効に活用されていることも取り上げたいと思います。

■「市のホームページで周知をする」とのコメントが散見されますが、例えば男女共同参画に関するサイトに毎月どれほどアクセスがあったのか？などの実績をフォローしているのでしょうか？どのツール（市報？ホームページ、ライン？X？チラシ？）を使用すると周知がより効率的になるのかを確認する必要があると思います。周知内容や周知したい相手にもよるとは思いますが小金井市として市民に対する男女共同参画行動計画についての情報発信についての方針を知りたいと思います。

■〈提案〉婦人会館及び女性談話室の有効活用について

アクセスが悪く利便性に欠けるがせつかくある公共施設を有効活用するために「婦人」という名称を変更して機能を明確にしたらいかがか。例えば第6次行動計画のp.26市民参加による推進事業事例にある《「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援》にあるような先駆的女性の市民活動を、市民参加条例を持つ市政の土台として位置付け直し、さまざまな資料のアーカイブを収集する（デジタルを含む）センターとし、利用者が常に映像を見られるような設備を備えた集客力のある施設へと変身させられたら！と思います。

■健康課の取り組んでいる土曜日の検診などは、非常に良い取り組みだと思う。また、介護や看護・養育などで一定の時間を取って外に出にくい人のための方策が考えられるとよいと思った。

10/10 提言案に対する意見シート

[illegible]

小金井市性別による無意識の思い込みに係る 小中学生アンケート調査結果報告書

1 調査の目的

(仮称)第7次男女共同参画行動計画(令和8～12年度)を策定するにあたり、小中学生に「性別による無意識の思い込み」に係るアンケートを行い、計画づくりの参考とします。

また、子どもの意見表明の機会及び男女平等社会への意識付けの機会とします。

2 調査概要

◇調査対象:市内公立小学校6年生 1,013 人 市内公立中学校3年生 754 人

◇調査方法:学校を通じてクロームブックによる WEB 回答

◇調査期間:令和7年5月9日(金)～5月19日(月)

◇回収状況:

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学校6年生	1,013	923	923	91.1%
中学校3年生	754	623	623	82.6%

3 報告書の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものである。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合がある。このことは、本報告書内の分析文、グラフにおいても反映している。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものである。

◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表している。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合がある。

4 設問一覧

問番号	設問内容	都(R4) との比較	都(R5) との比較
1	「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある	○	○
2	(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う	○	○
3	「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある	参考	参考
4	「男の子だから」「女の子だから」と親(保護者)に言われたことがある	参考	参考
5	「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある	参考	参考
6	「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある	参考	参考
7	性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある	○	○
8	算数(数学)・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください		○
9	国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください		○
10	家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください		○
11	育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください		○

●比較分析について

比較分析において使用した調査は次のとおりである。

①東京都:令和4年度性別による「無意識の思い込み」に関する実態調査

◇調査対象:東京都内公立小学校の児童(5年生、6年生) 10,020人(回答者数 6,622人)

◇調査方法:インターネット方式

◇調査期間:令和4年9月16日(金)から令和4年10月7日(金)まで

②東京都:令和5年度性別による「無意識の思い込み」に関する実態調査

◇調査対象:都立高等学校の生徒(全日制・定時制、1・2年生) 43,210人(回答者数 10,763人)

◇調査方法:インターネットを利用した Web 画面から直接回答

◇調査期間:令和5年9月1日(金)から令和5年9月21日(木)まで

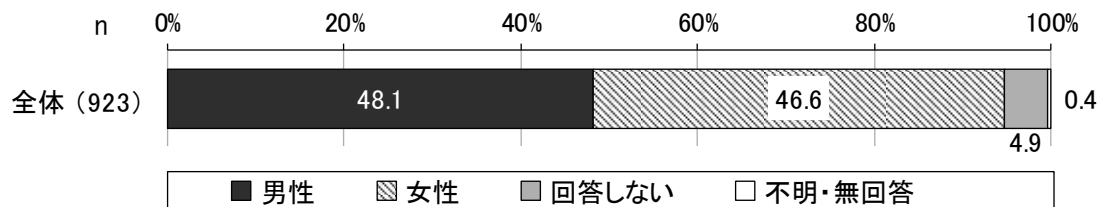
◎回収状況:

	配布数	有効回収数	有効回収率
小学生	10,020	6,622	66.1%
高校生	43,210	10,763	24.9%

5 調査結果

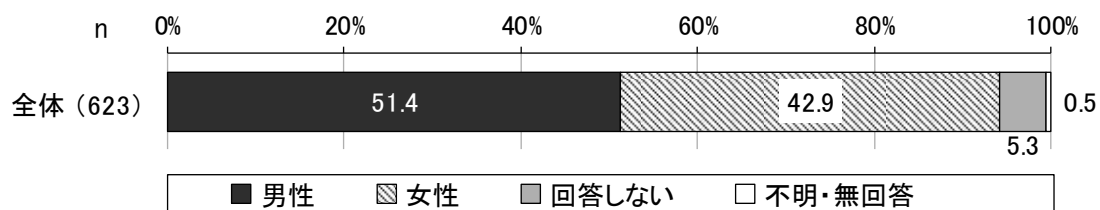
■小学生 | 性別

小学生の性別についてみると、「男性」が 48.1%、「女性」が 46.6%、「回答しない」が 4.9%となっている。



■中学生 | 性別

中学生の性別についてみると、「男性」が 51.4%、「女性」が 42.9%、「回答しない」が 5.3%となっている。

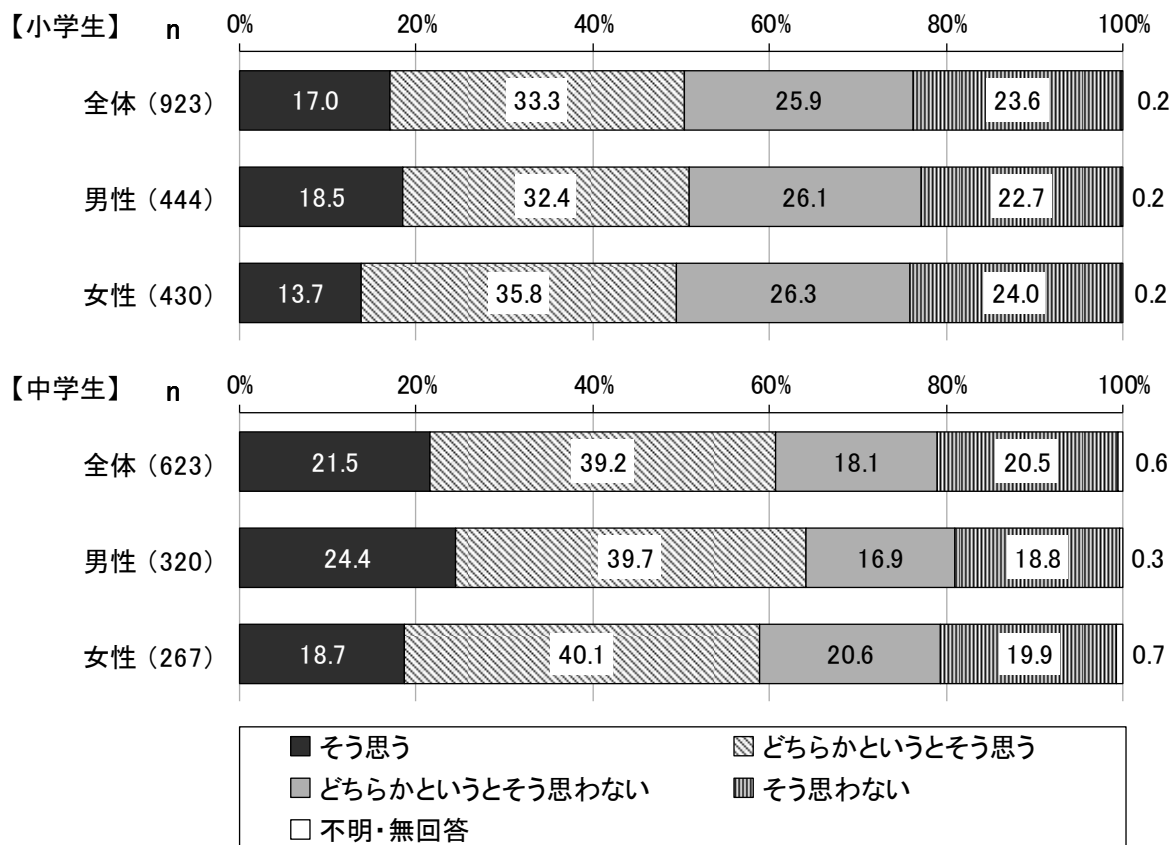


※学校名、クラス名(省略)

問1.「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。

「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるかについて、小学生では、「そう思う」「どちらかという
とそう思う」を合わせた〈思う〉が 50.3%、「どちらかというと思わない」「そう思わない」を合わせた
〈思わない〉が 49.5%と、〈思う〉の割合が〈思わない〉よりもわずかに高くなっている。

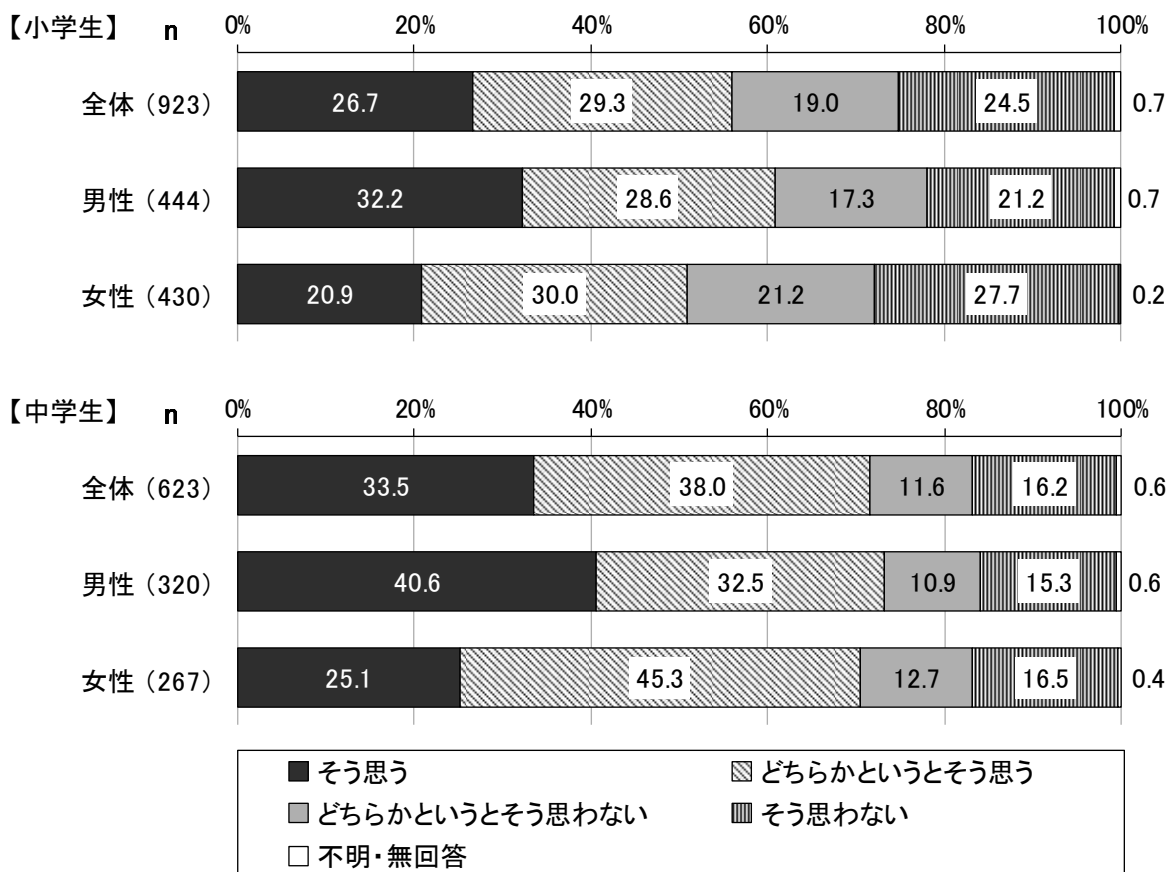
中学生では、〈思う〉が 60.7%、〈思わない〉が 38.6%と、〈思う〉の割合が〈思わない〉よりも大幅に高
くなっている。



問2.(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。

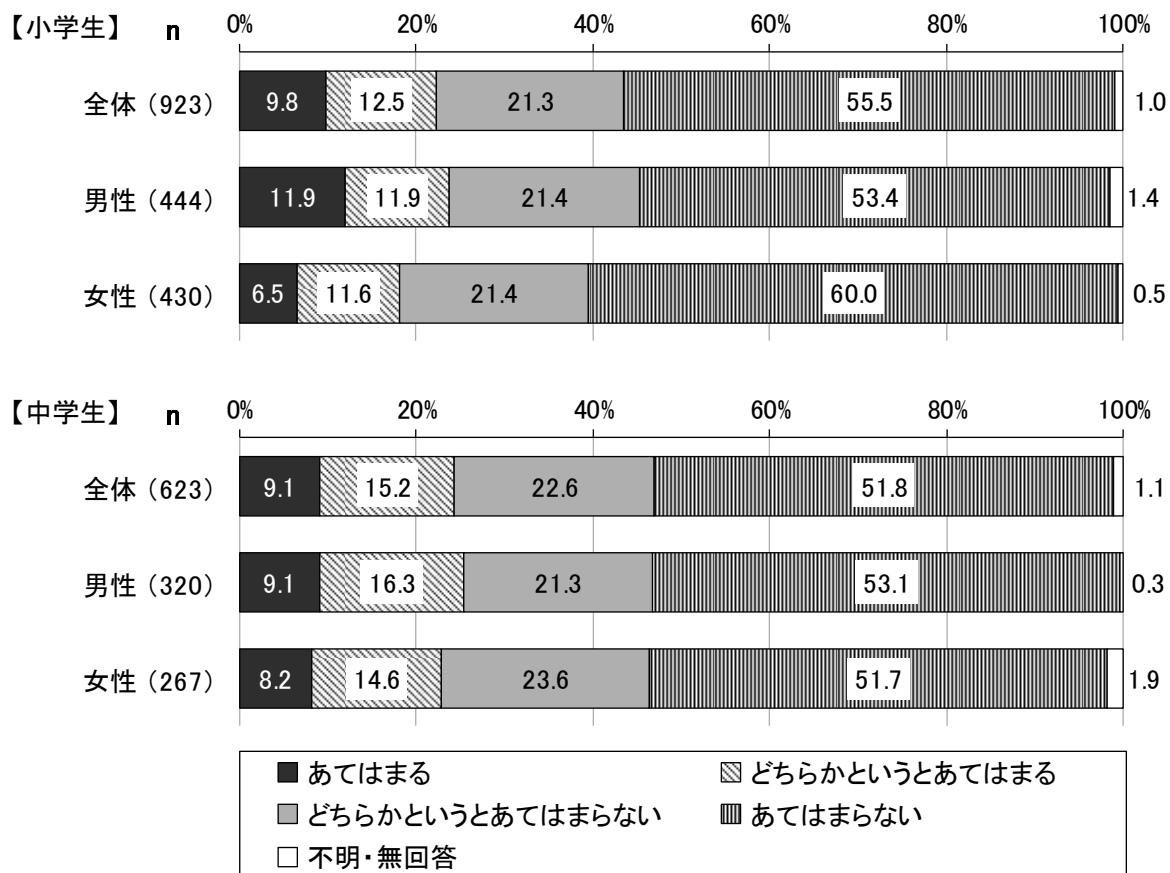
(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うかについて、小学生では、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた〈思う〉が 56.0%、「どちらかというと思わない」「そう思わない」を合わせた〈思わない〉が 43.5%と、〈思う〉の割合が〈思わない〉よりも高くなっている。

また、小学生男性では「そう思う」が 32.2%、中学生男性では 40.6%と、女性と比較して、小学生で 11.3 ポイント、中学生で 15.5 ポイント高くなっている。



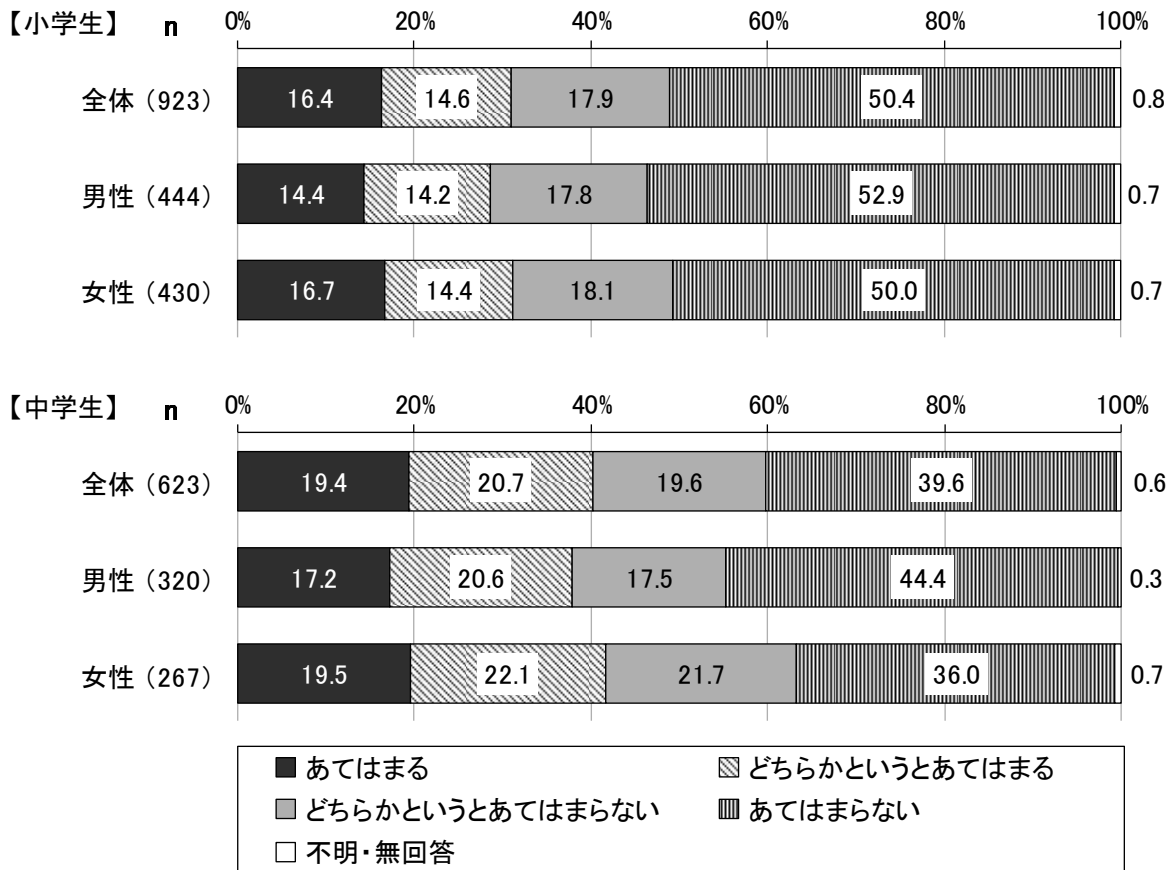
問3.「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、小学生男性と中学生男性、中学生女性では、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉が2割を超えている。



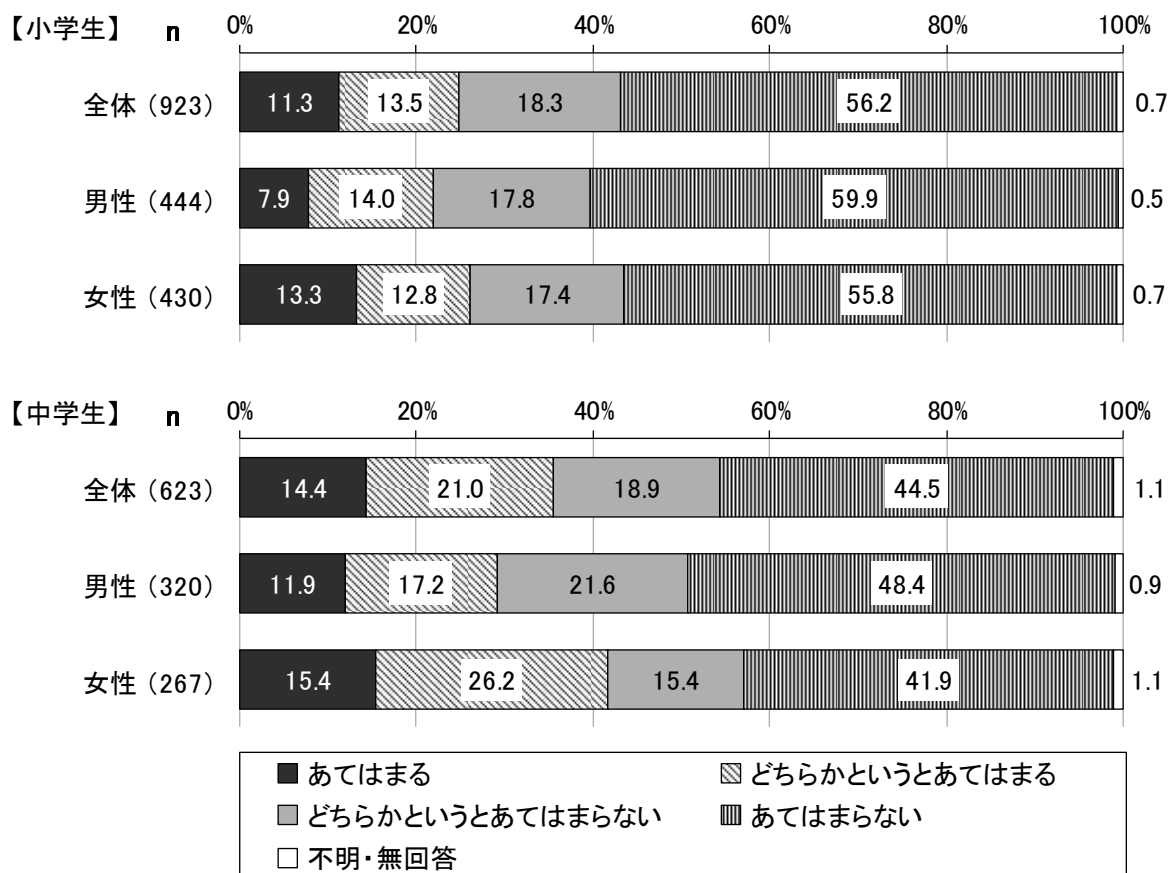
問4.「男の子だから」「女の子だから」と親(保護者)に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、小学生の女性と中学生男性では、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉が3割、中学生女性では4割を超えている。



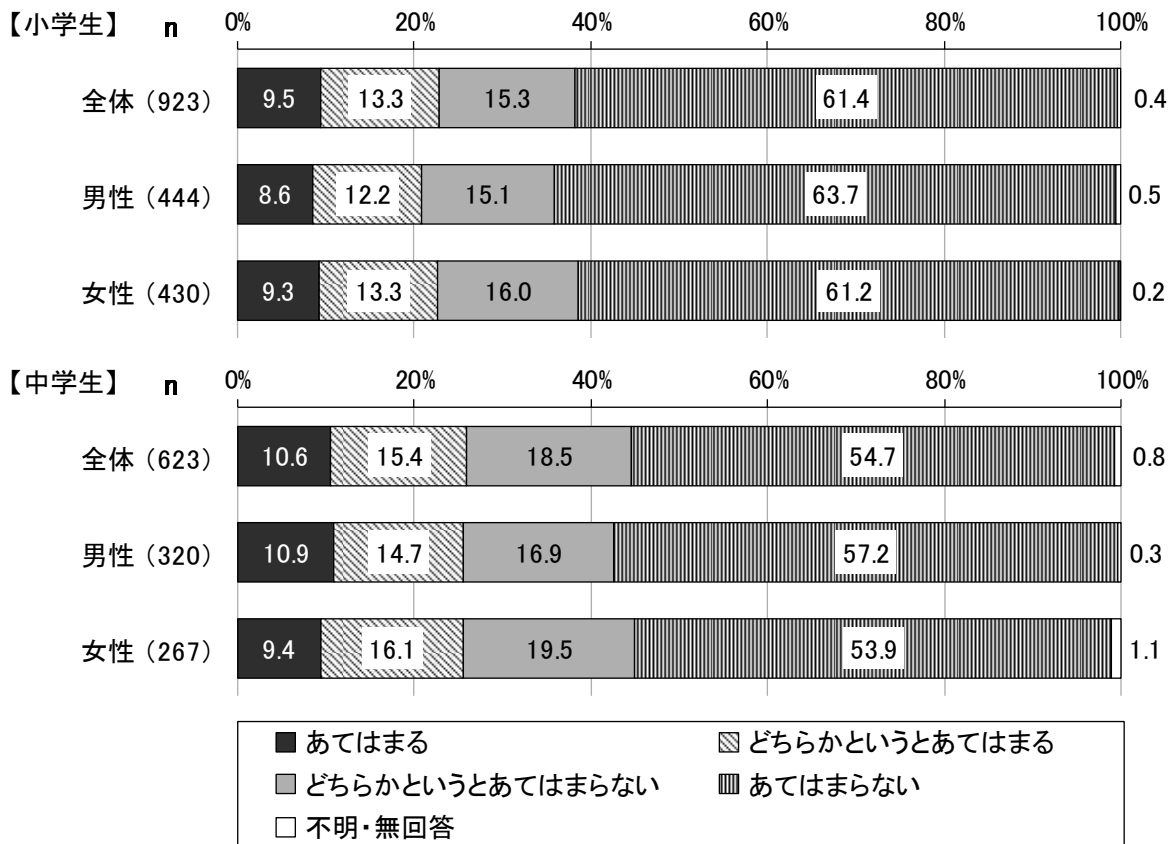
問5.「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、小学生が2割、中学生では3割を超えている。また、中学生女性では、〈あてはまる〉が41.6%と、中学生男性(29.1%)と比較して 12.5 ポイント高くなっている。



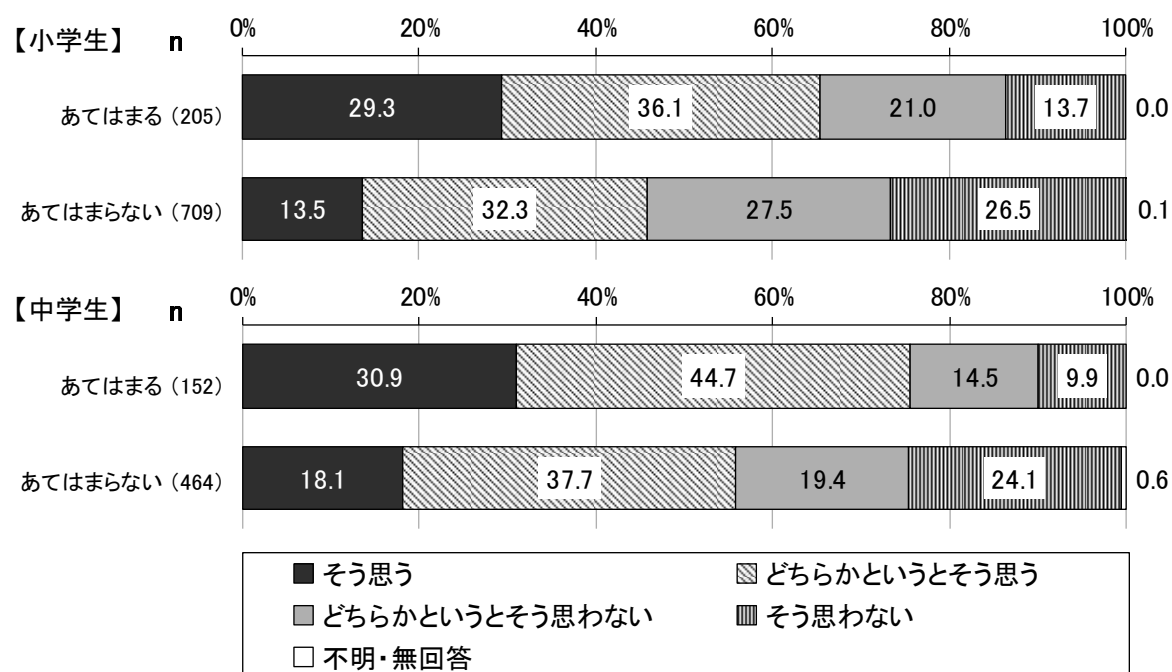
問6.「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、小中学生、男女ともに2割を超えている。



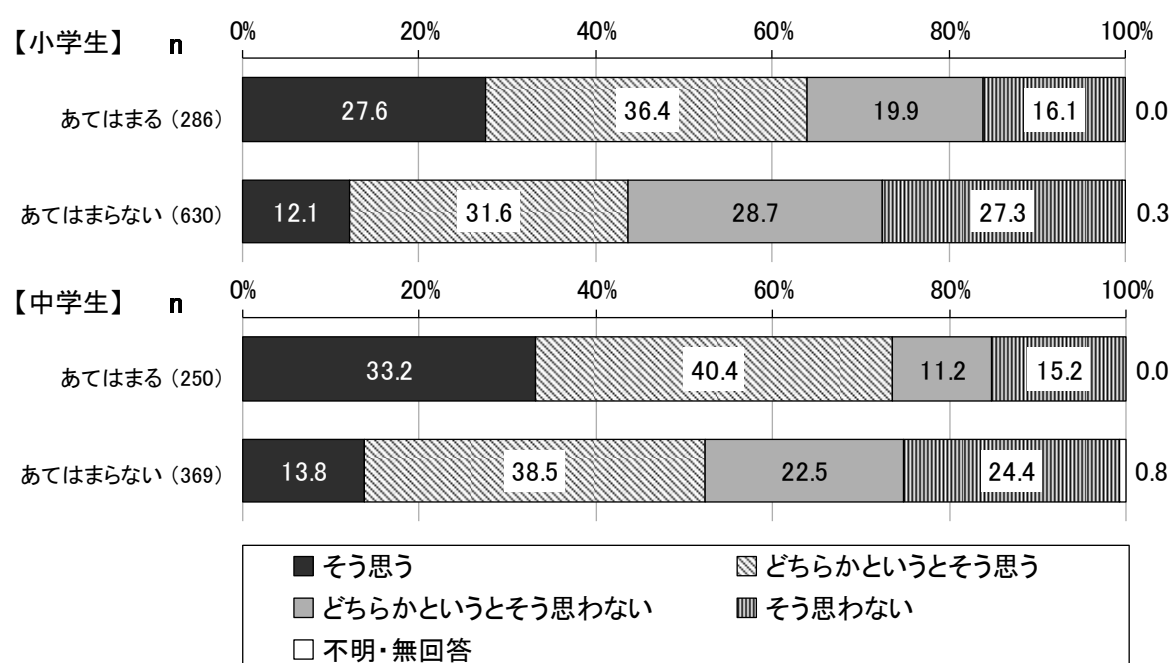
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無別(問3)／「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合(問1)

「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)では、〈思う〉が小学生で6割台半ば、中学生で7割台半ばと、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 19.6 ポイント、中学生で 19.8 ポイント高くなっている。



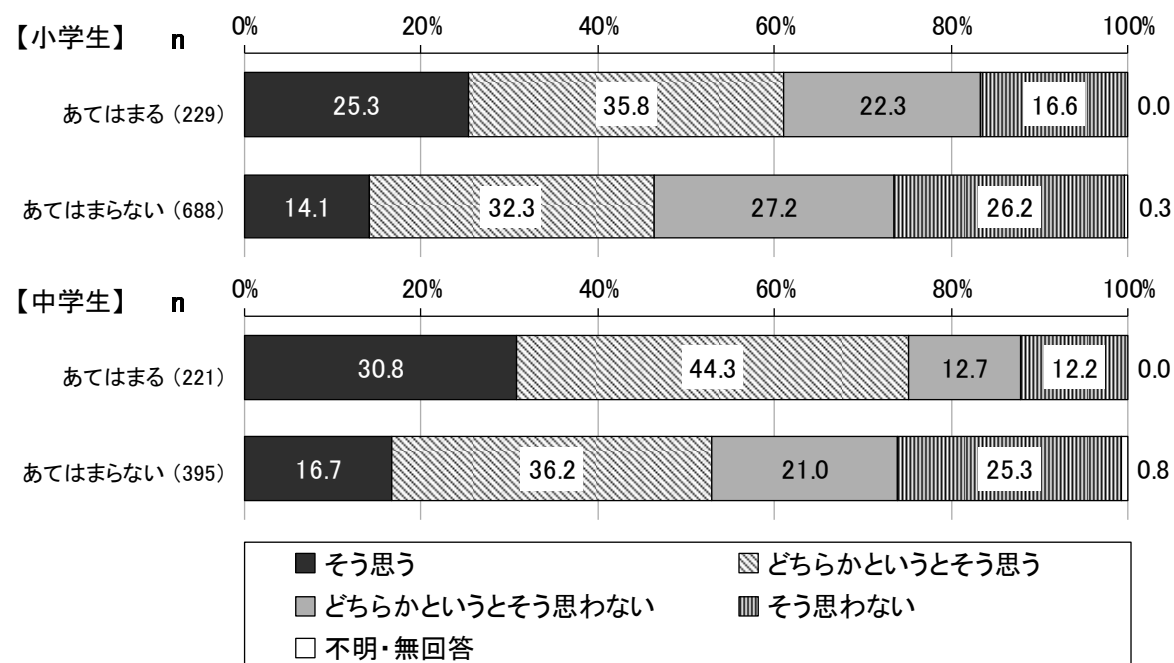
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無別(問4)／「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合(問1)

「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台半ば、中学生で7割台前半と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 20.3 ポイント、中学生で 21.3 ポイント高くなっている。



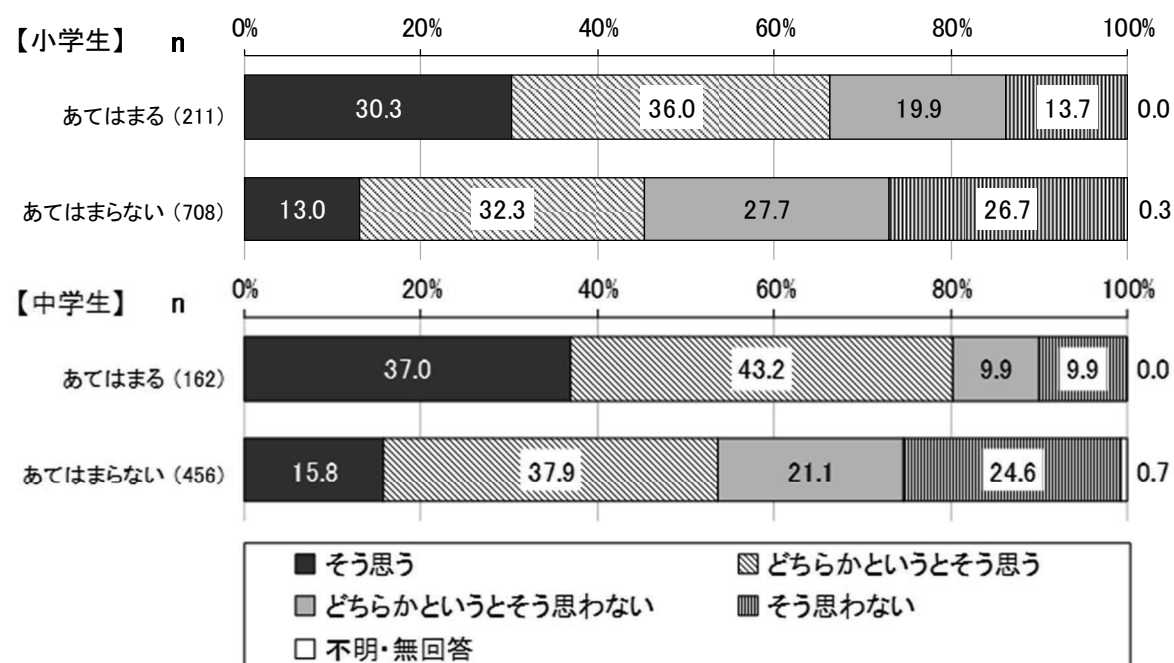
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無別(問5)／「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合(問1)

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台前半、中学生で7割台半ばと、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では 15.3 ポイント、中学生で 22.2 ポイント高くなっている。



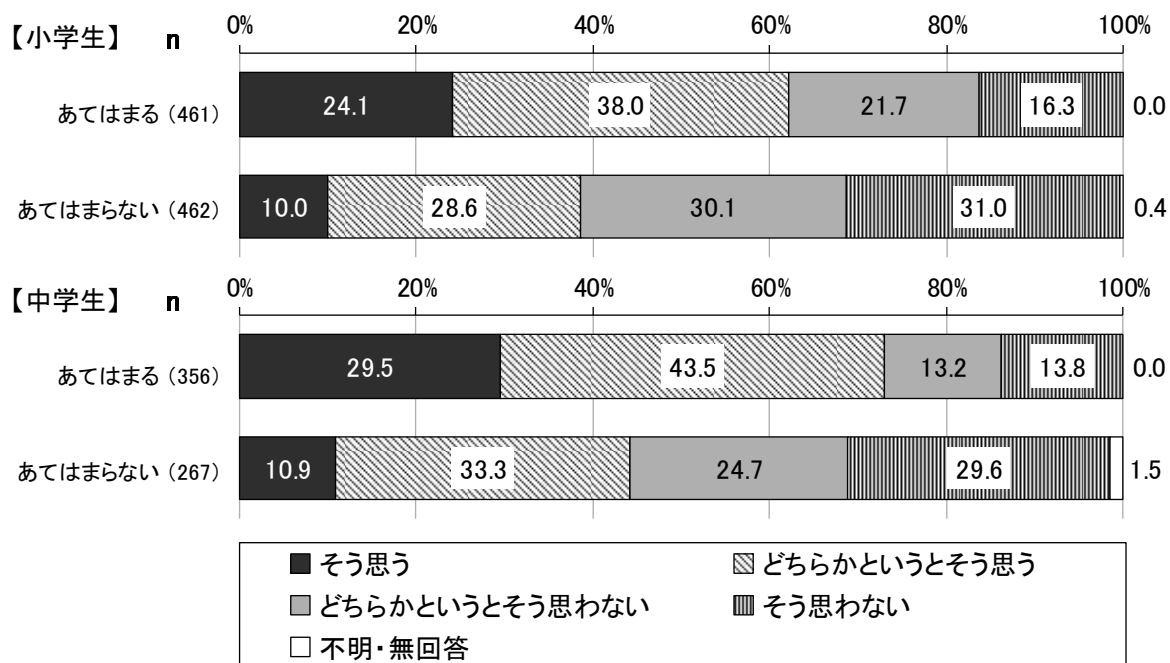
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無別(問6)／「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合(問1)

「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台後半、中学生で約8割と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では 21.0 ポイント、中学生で 26.5 ポイント高くなっている。



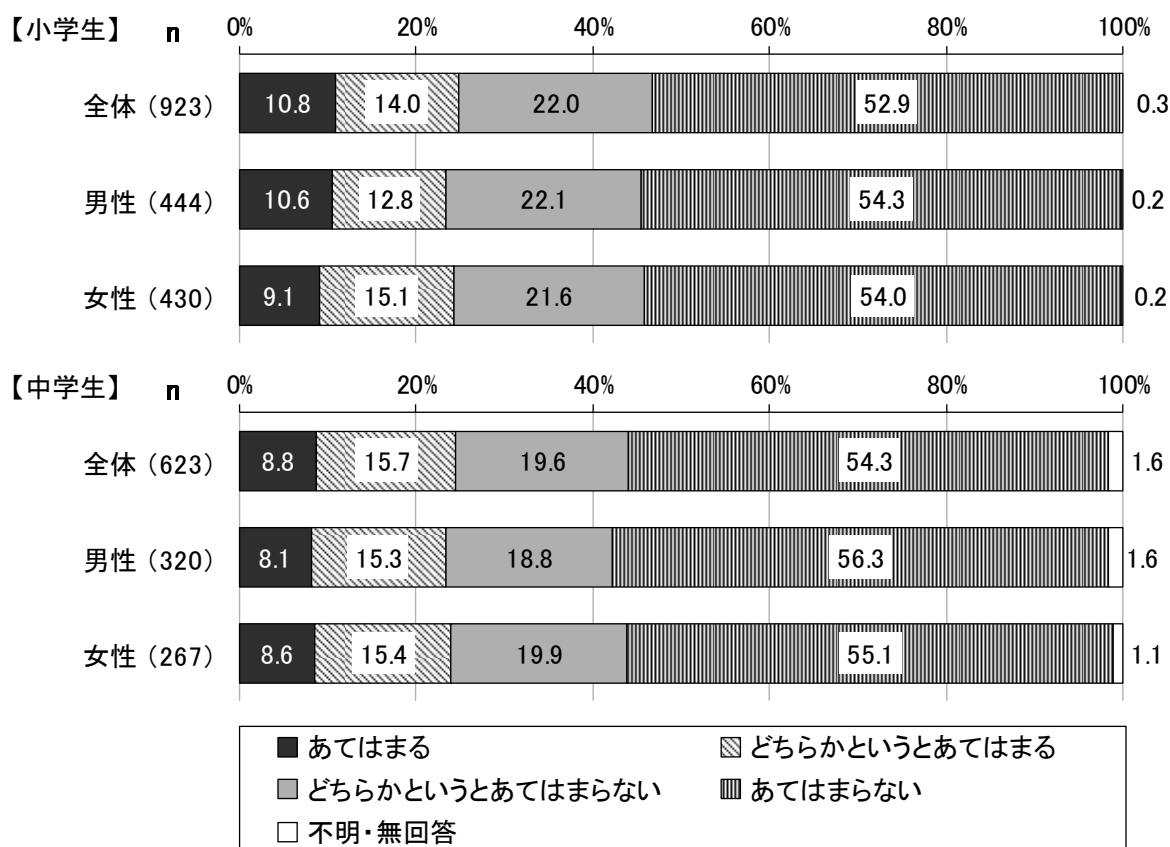
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無別／「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合(問1)

「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台前半、中学生で7割台前半と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では 23.5 ポイント、中学生では 28.8 ポイント高くなっている。



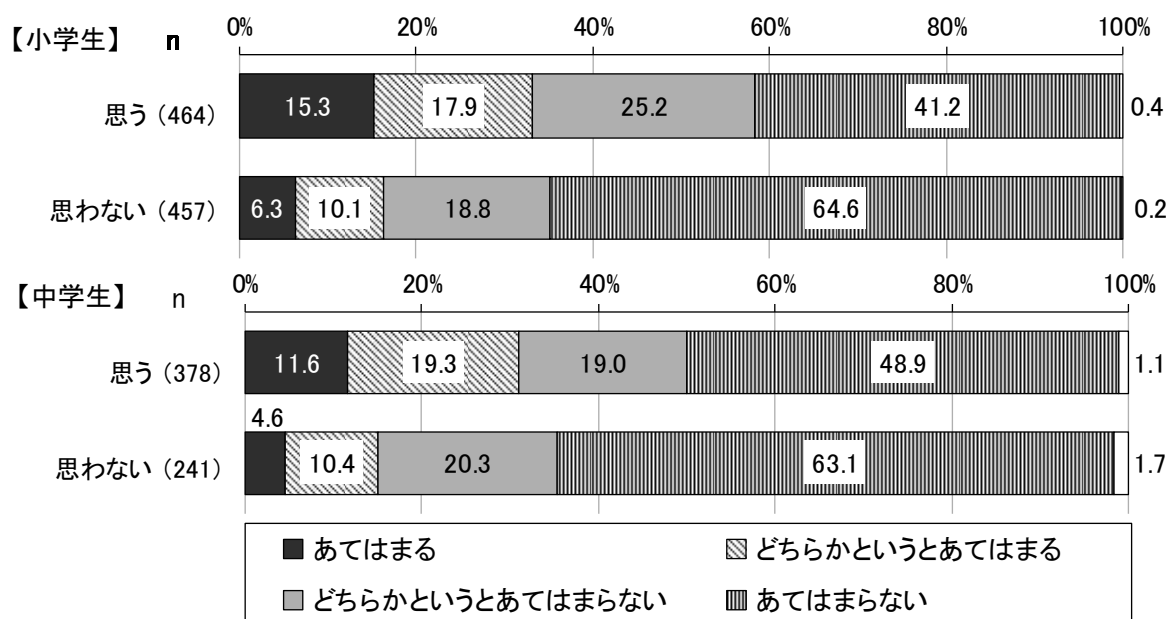
問7.性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、「あてはまる」「どちらかというたとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、小中学生、男女ともに2割を超えている。



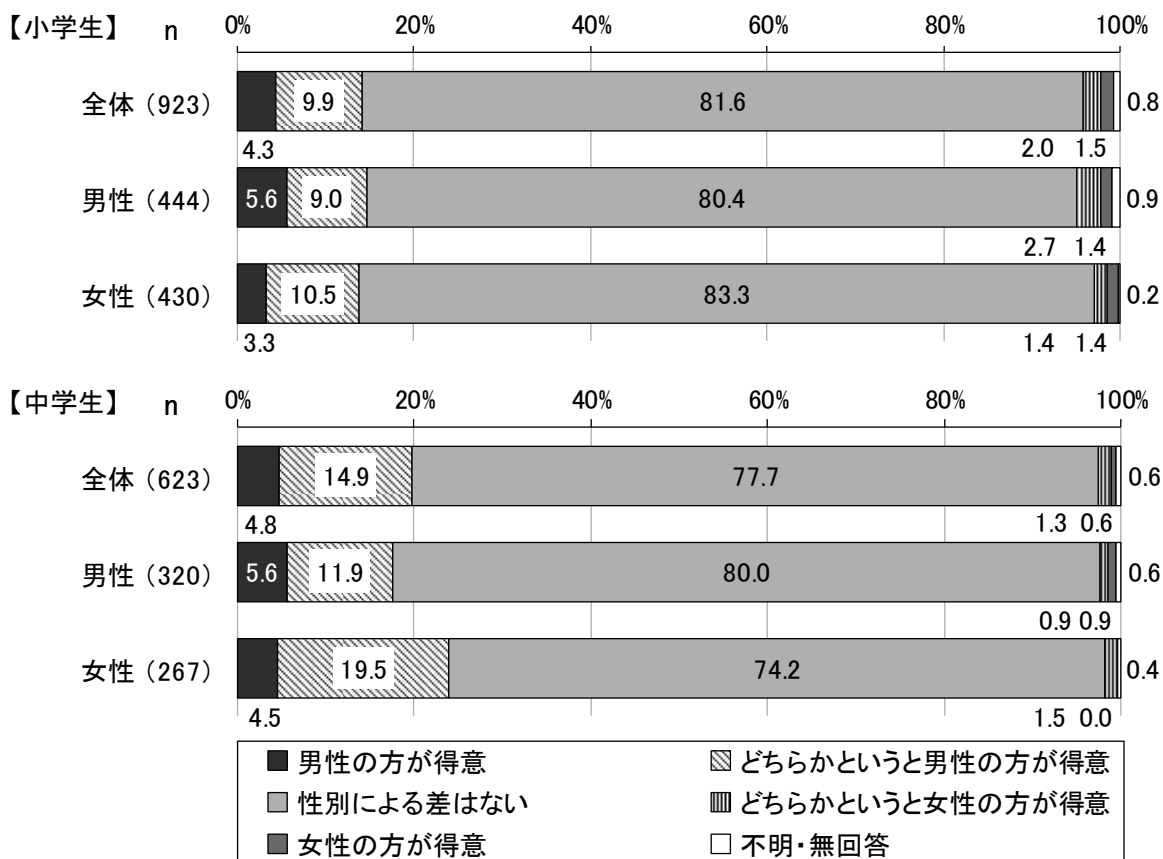
■「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある経験別(問1)／性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある割合

「男の子/女の子だから」と思うことがある人(思う)は、「あてはまる」「どちらかというたとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉が、小中学生ともに3割を超えており、思うことのない人(思わない)と比較して、小学生で 16.8 ポイント、中学生で 15.9 ポイント高くなっている。



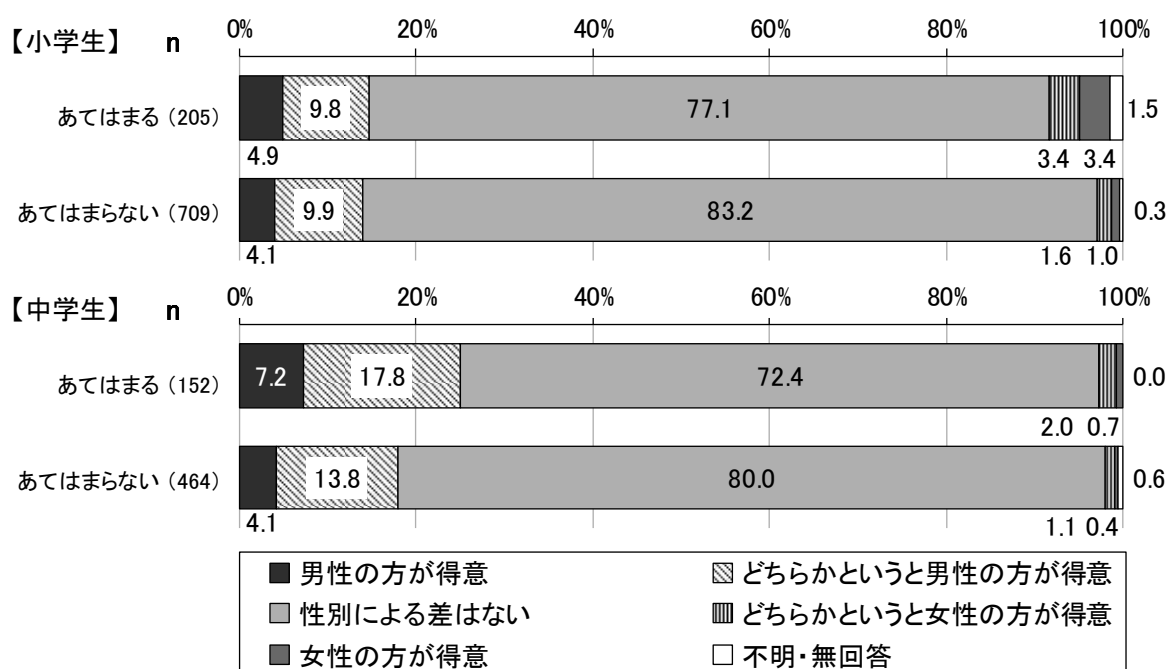
問8.算数(数学)・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

算数(数学)・理科の得意・不得意について、小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと男性の方が得意」となっている。また、中学生女性では、「男性の方が得意」「どちらかというと男性の方が得意」を合わせた〈男性の方が得意〉が2割を超えている。



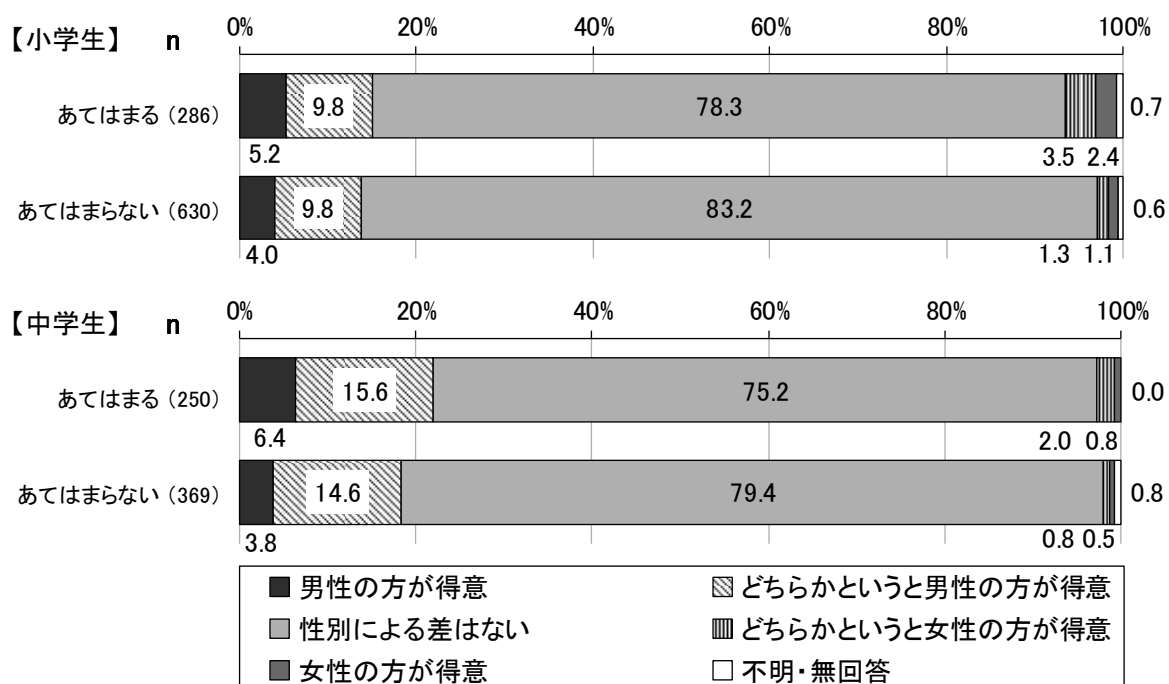
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無別(問3)／算数(数学)・理科の得意・不得意について

「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が中学生で25.0%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.1ポイント高くなっている。



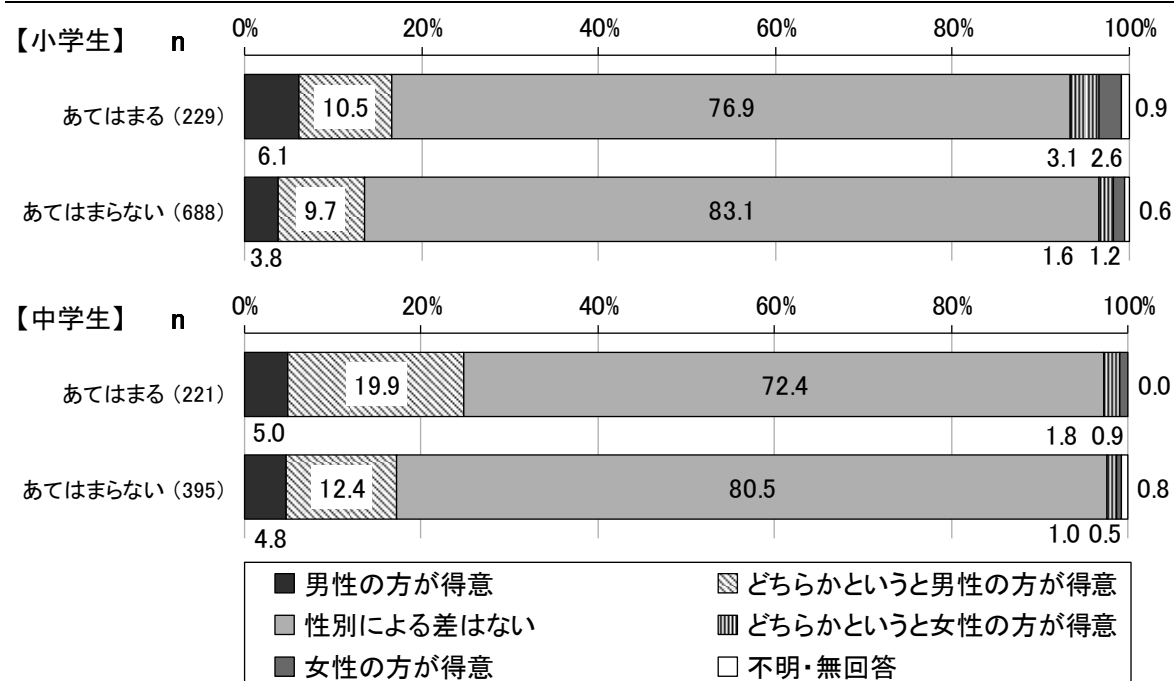
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無別(問4)／算数(数学)・理科の得意・不得意について

「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)と、ない人(あてはまらない)とでは、大きな差はみられませんでした。



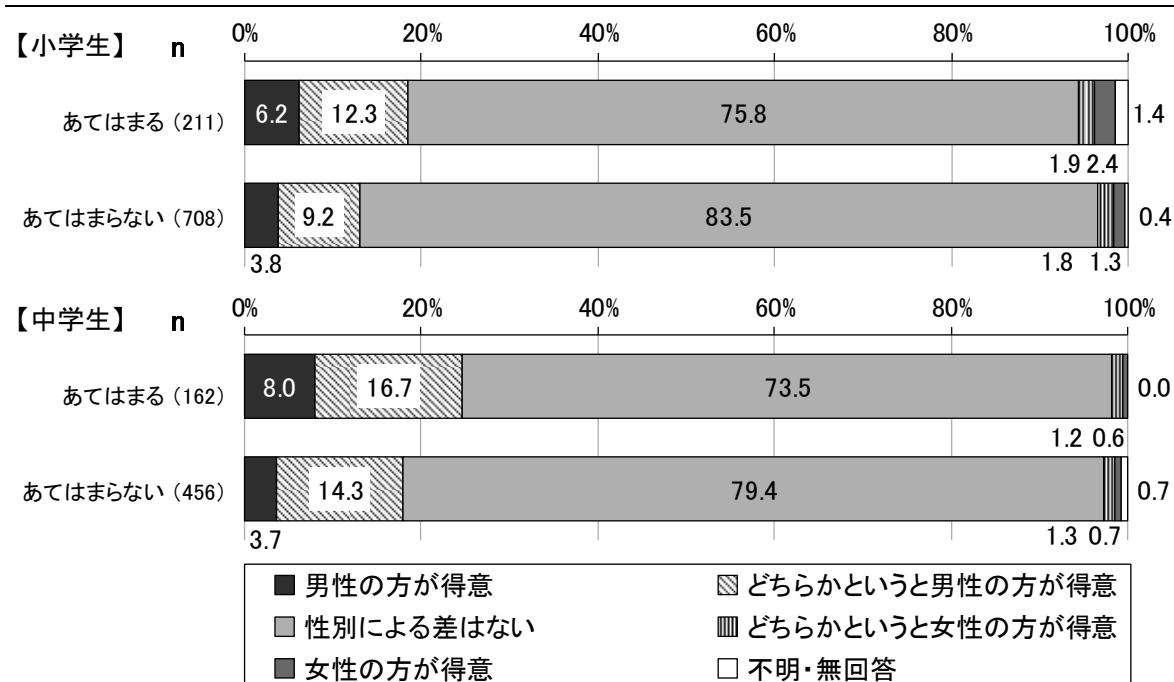
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無別(問5)／算数(数学)・理科の得意・不得意について

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が中学生で 24.9%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.7 ポイント高くなっている。



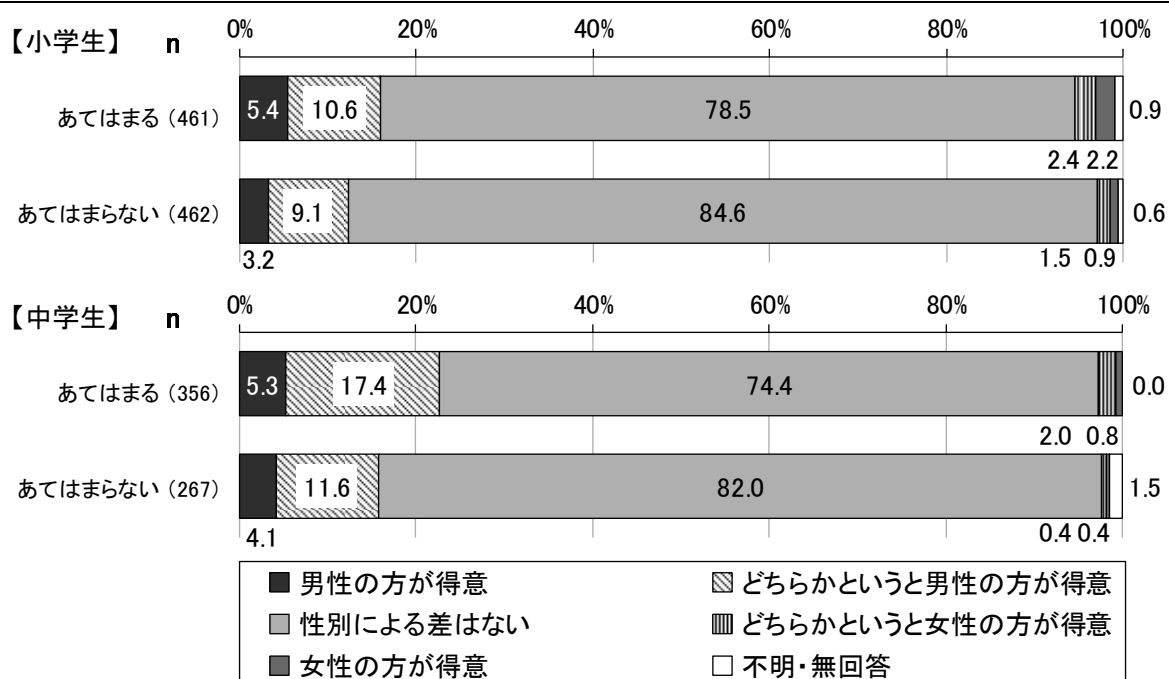
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無別(問6)／算数(数学)・理科の得意・不得意について

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が小学生で 18.5%、中学生で 24.7%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 5.5 ポイント、中学生で 6.7 ポイント高くなっている。



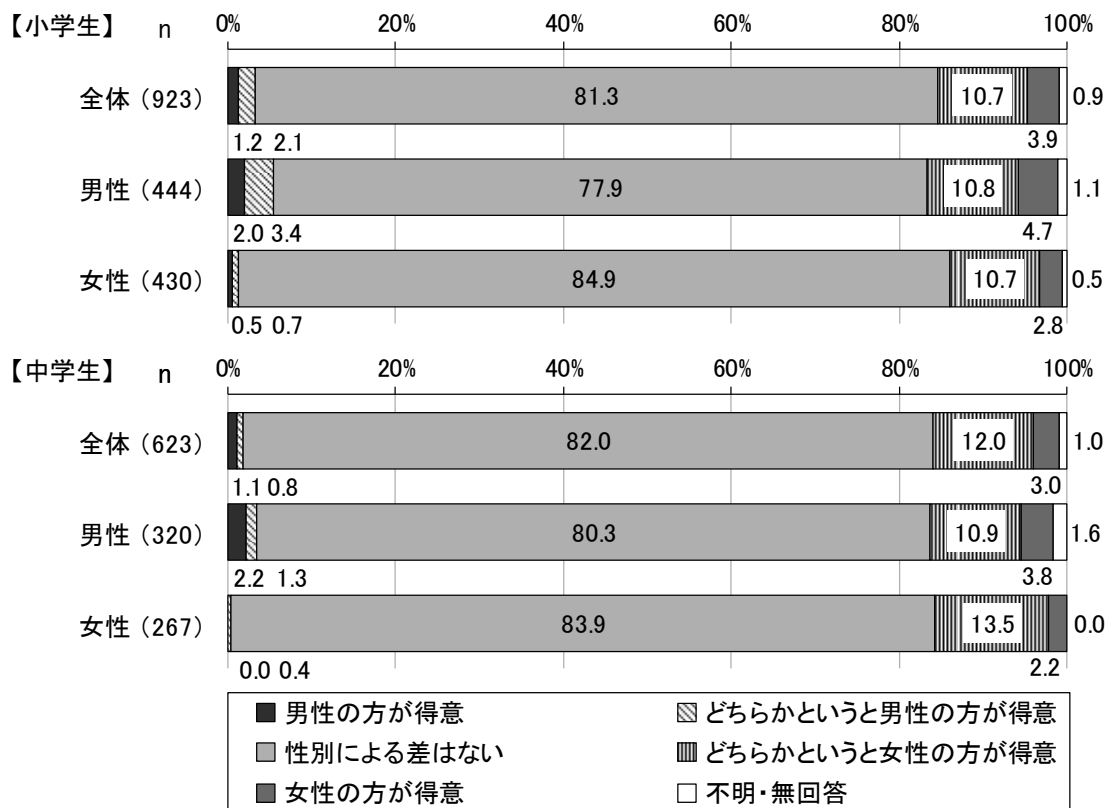
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無別／算数(数学)・理科の得意・不得意について

「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が中学生で 22.7%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.0 ポイント高くなっている。



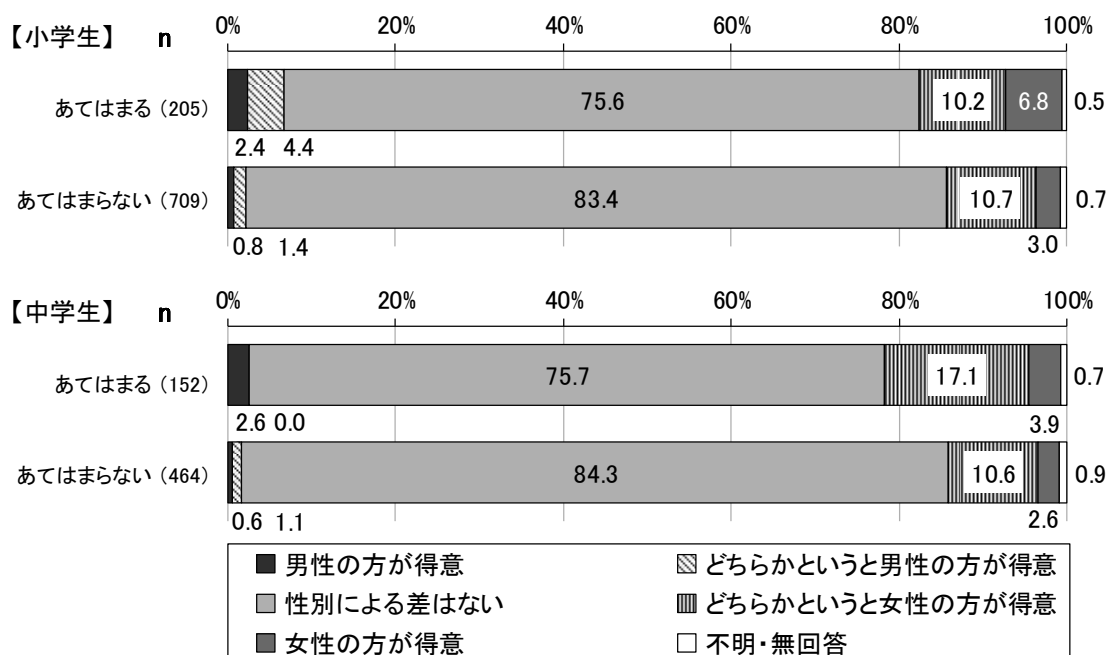
問9.国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

国語・英語の得意・不得意について、小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと女性の方が得意」となっている。



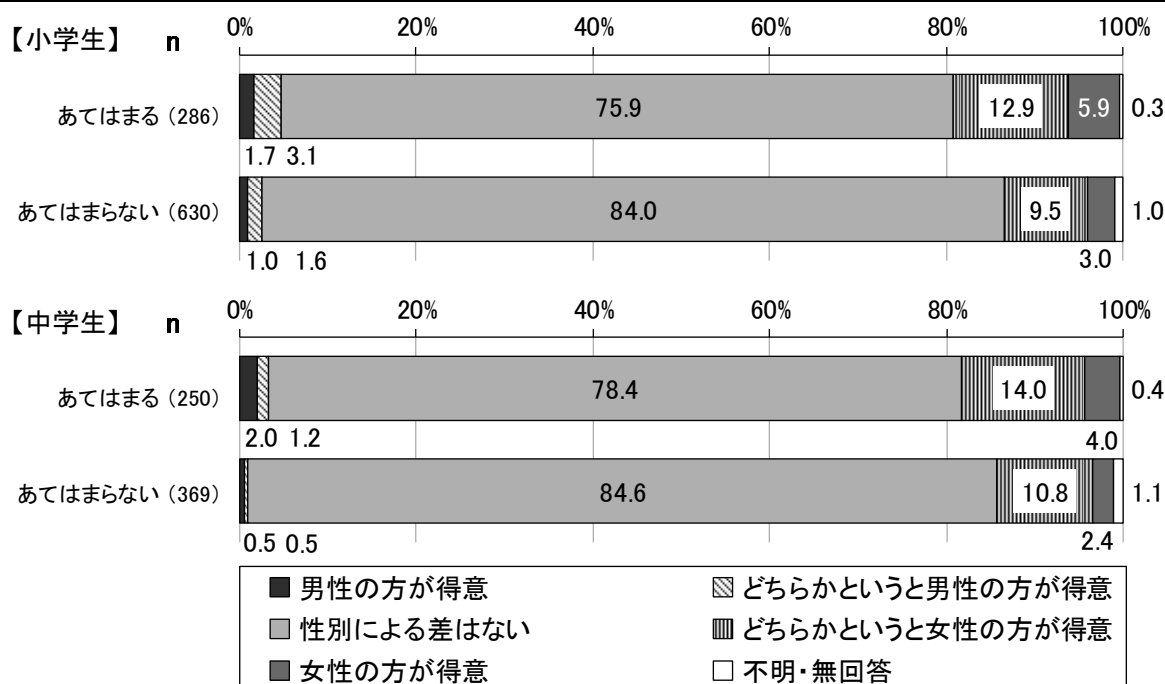
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無別(問3)／国語・英語の得意・不得意について

中学生では、「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が中学生で 21.0%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.8 ポイント高くなっている。



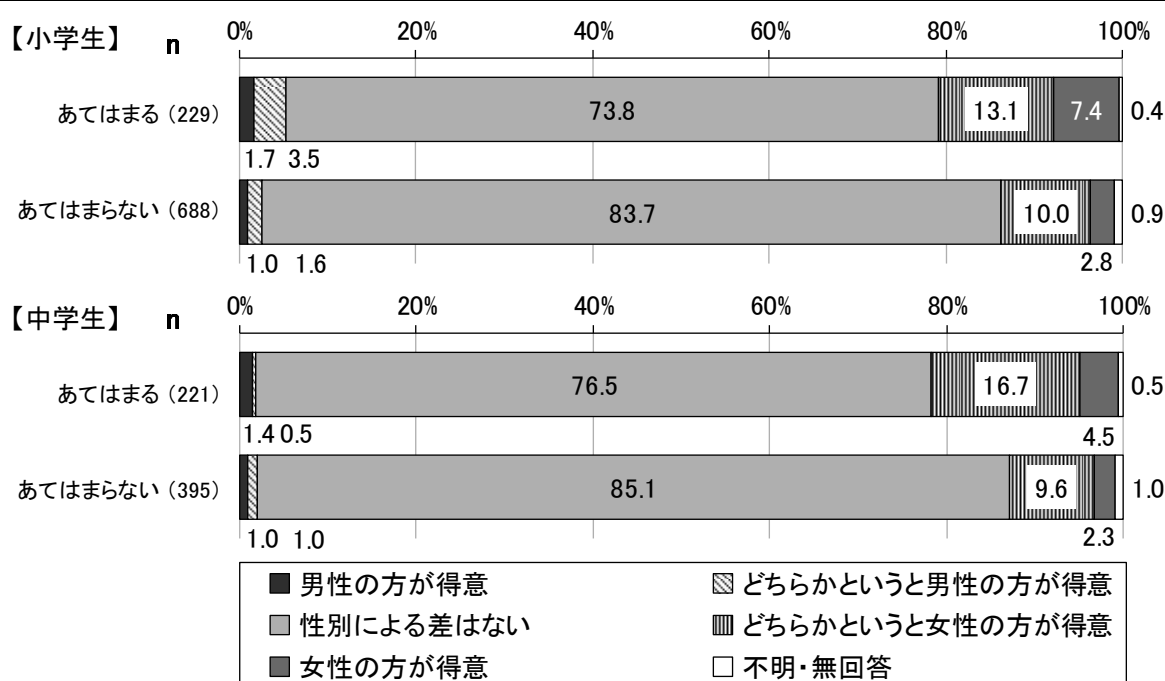
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無別(問4)／国語・英語の得意・不得意について

小中学生ともに大きな差はみられませんでした。



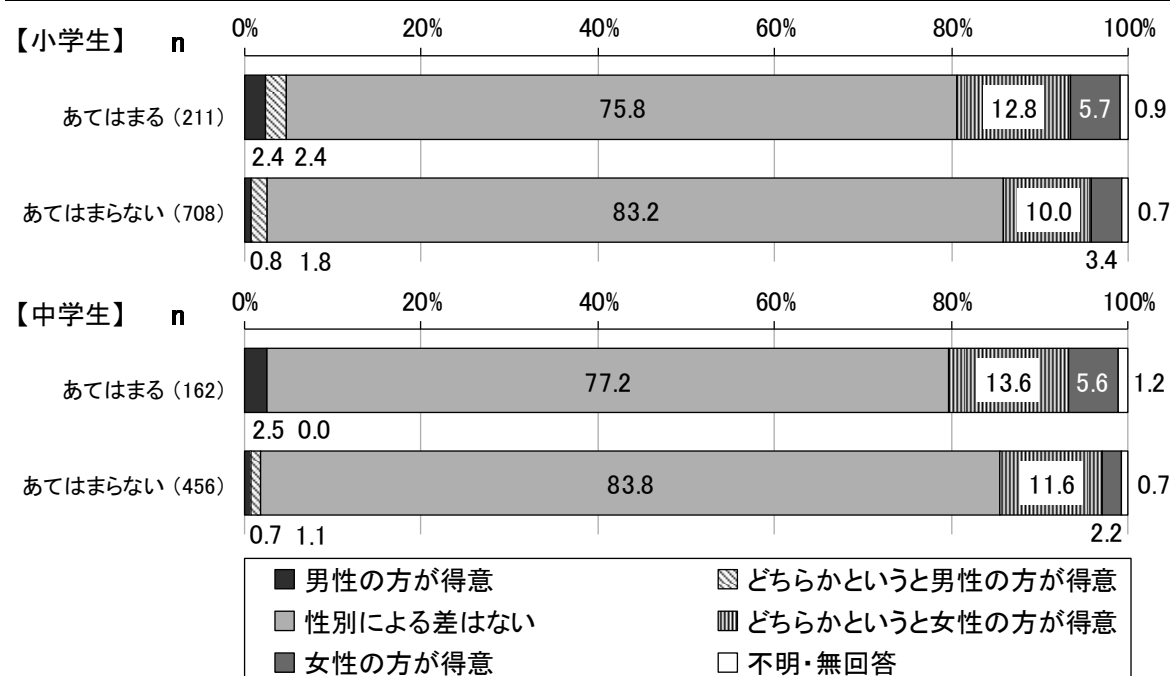
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無別(問5)／国語・英語の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が小学生で 20.5%、中学生で 21.2%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 7.7 ポイント、中学生で 9.3 ポイント高くなっている。



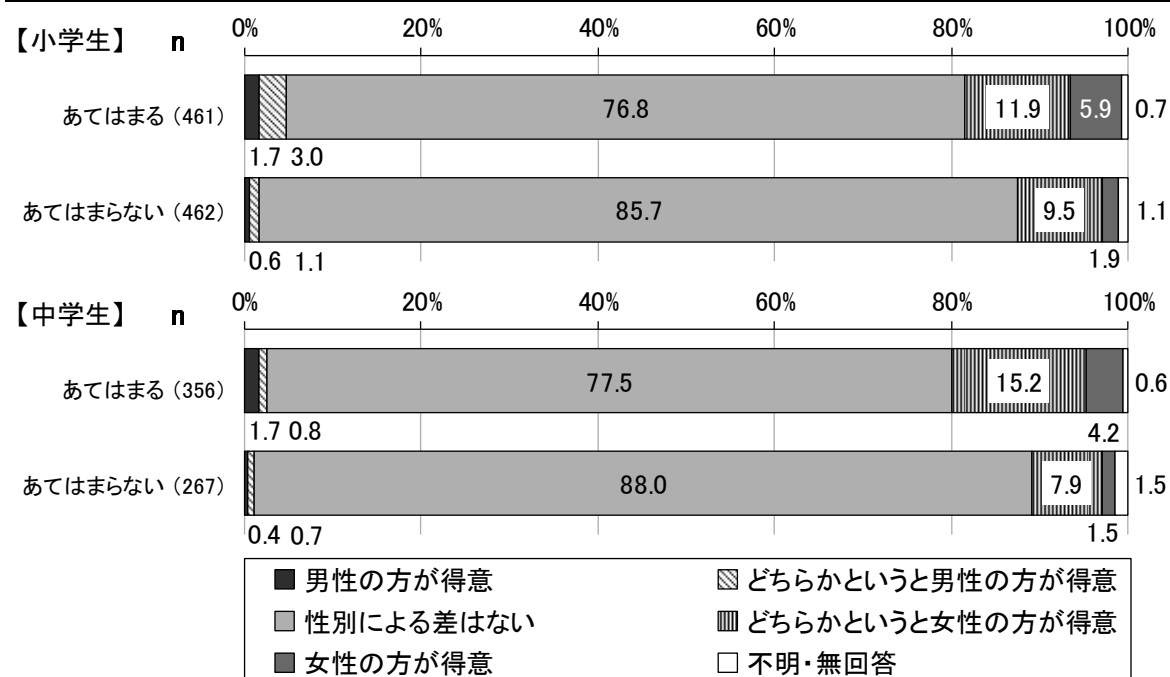
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無別(問6)／国語・英語の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が小学生で 18.5%、中学生で 19.2%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 5.1 ポイント、中学生で 5.4 ポイント高くなっている。



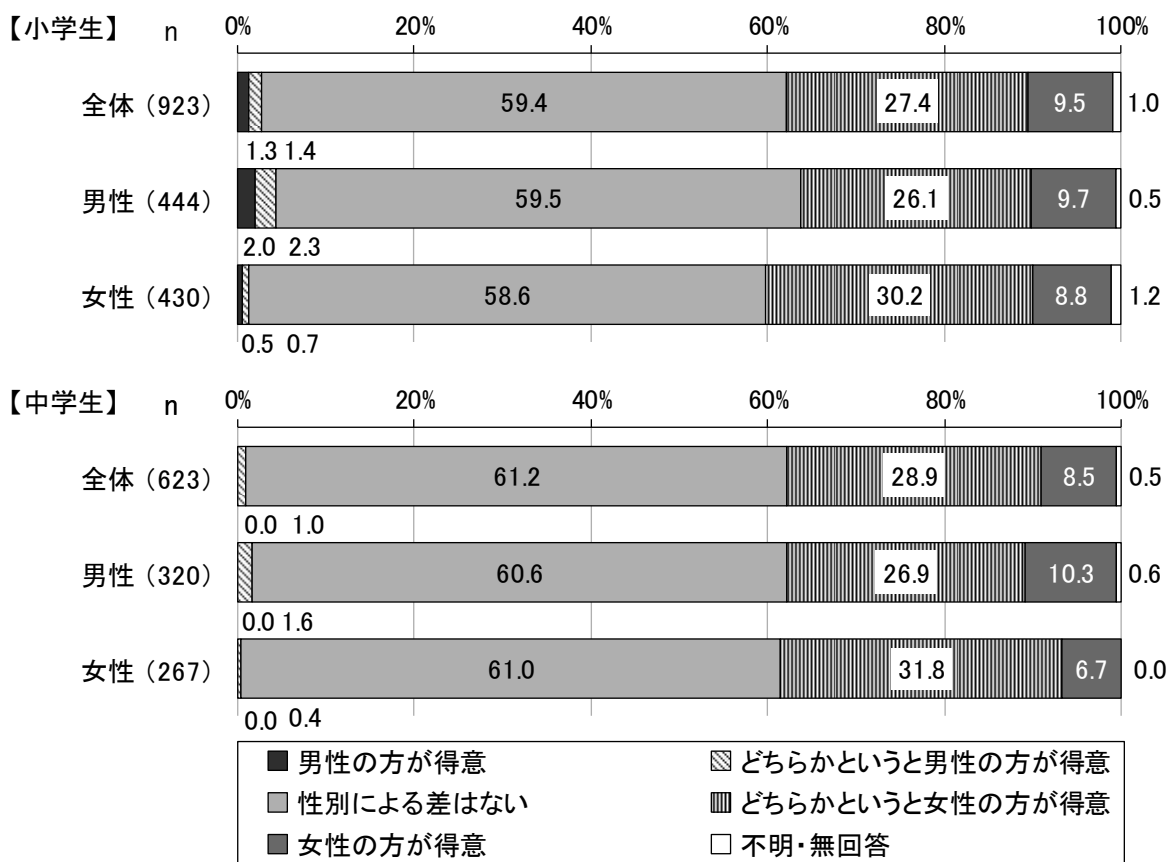
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無別／国語・英語の得意・不得意について

中学生では、「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が小学生で 17.8%、中学生で 19.4%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 6.4 ポイント、中学生で 10.0 ポイント高くなっている。



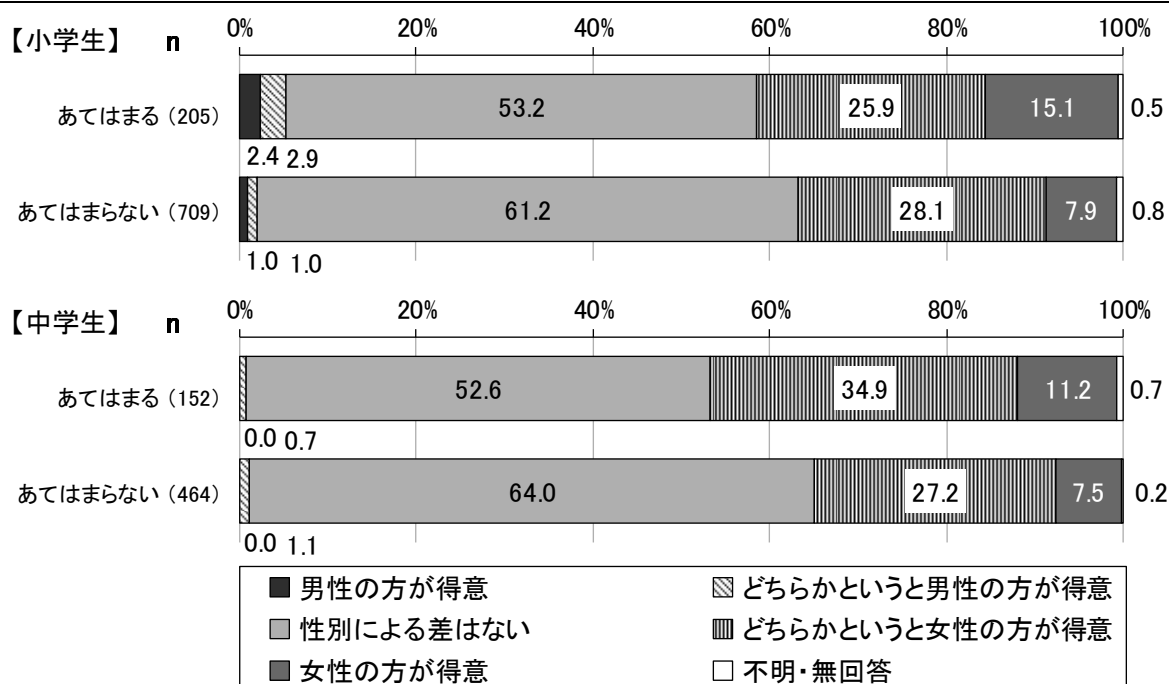
問 10.家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと女性の方が得意」となっている。また、「どちらかというと女性の方が得意」「女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉は、小学生男性と、中学生男性、中学生女性では3割超、小学生女性では約4割となっている。



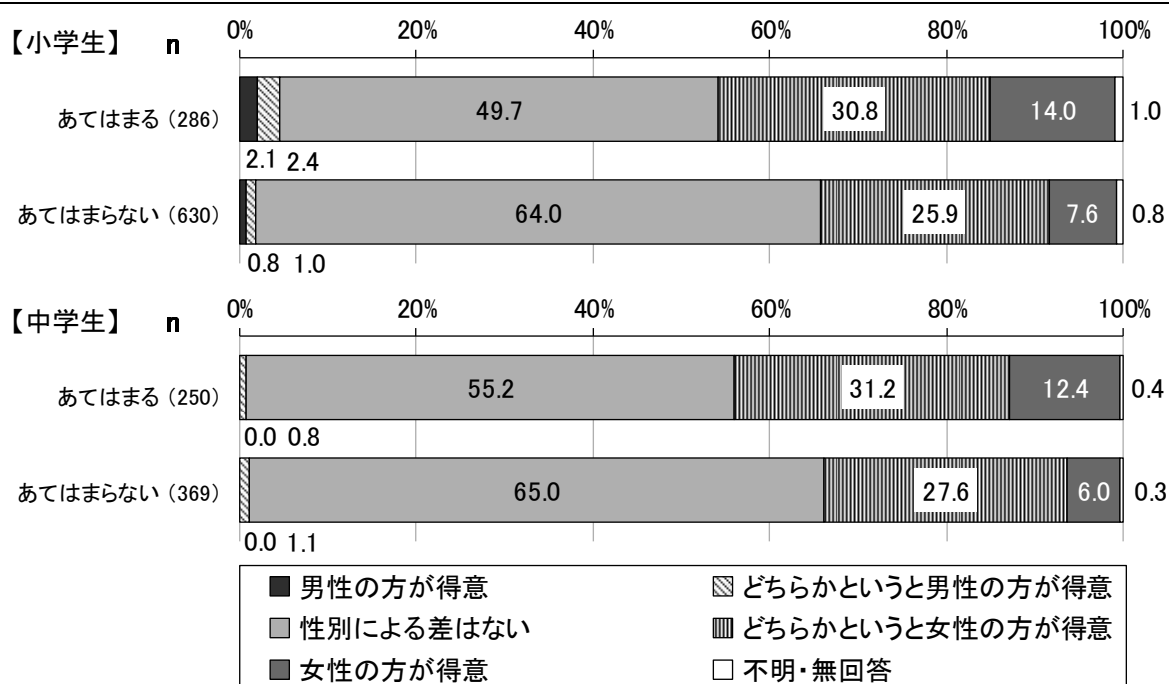
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無別(問3)／家事の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えている。また、中学生で経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 11.4 ポイント高くなっている。



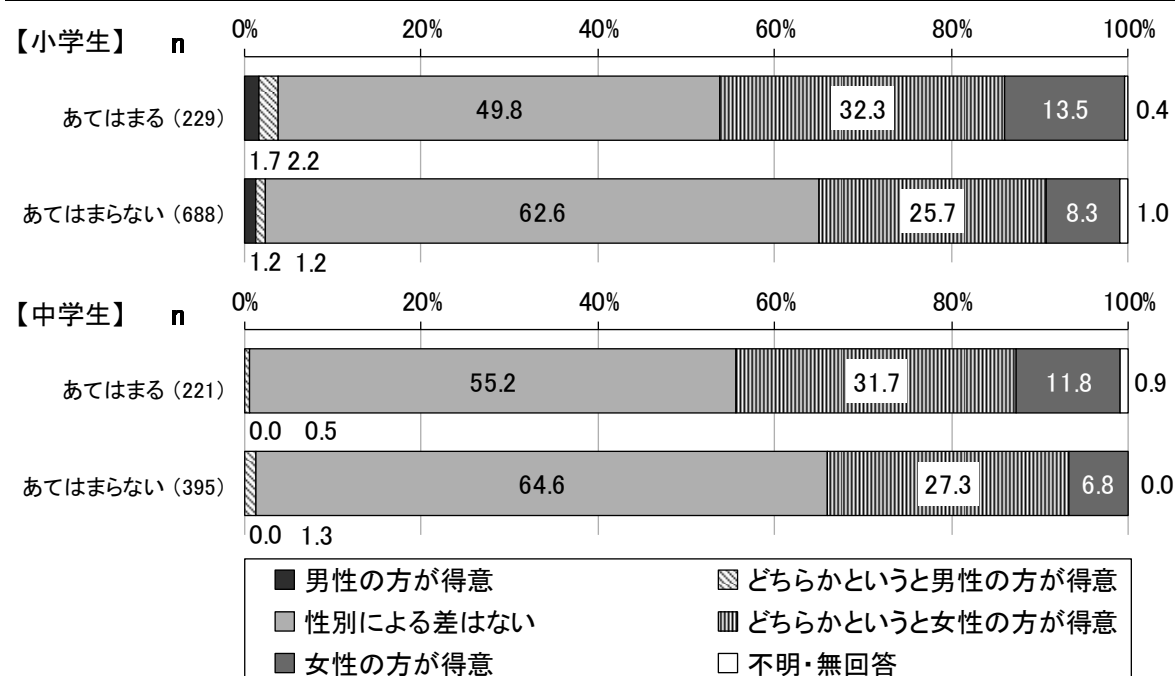
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無別(問4)／家事の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 11.3 ポイント、中学生で 10.0 ポイント高くなっている。



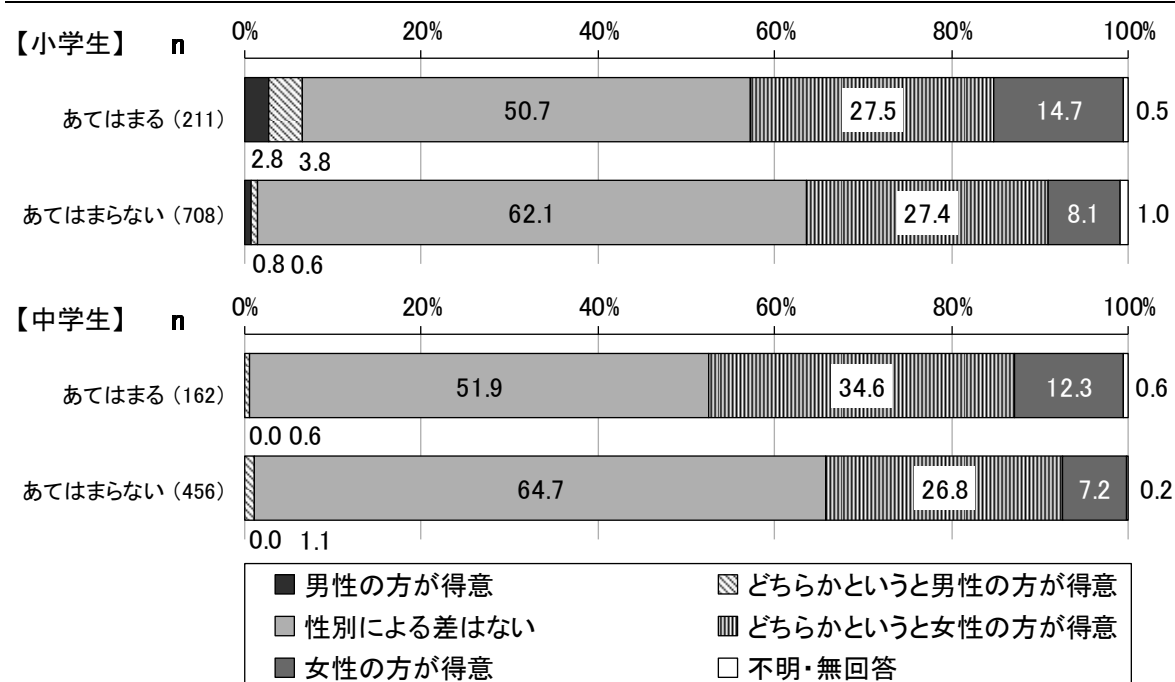
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無別(問5)／家事の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 11.8 ポイント、中学生で 9.4 ポイント高くなっている。



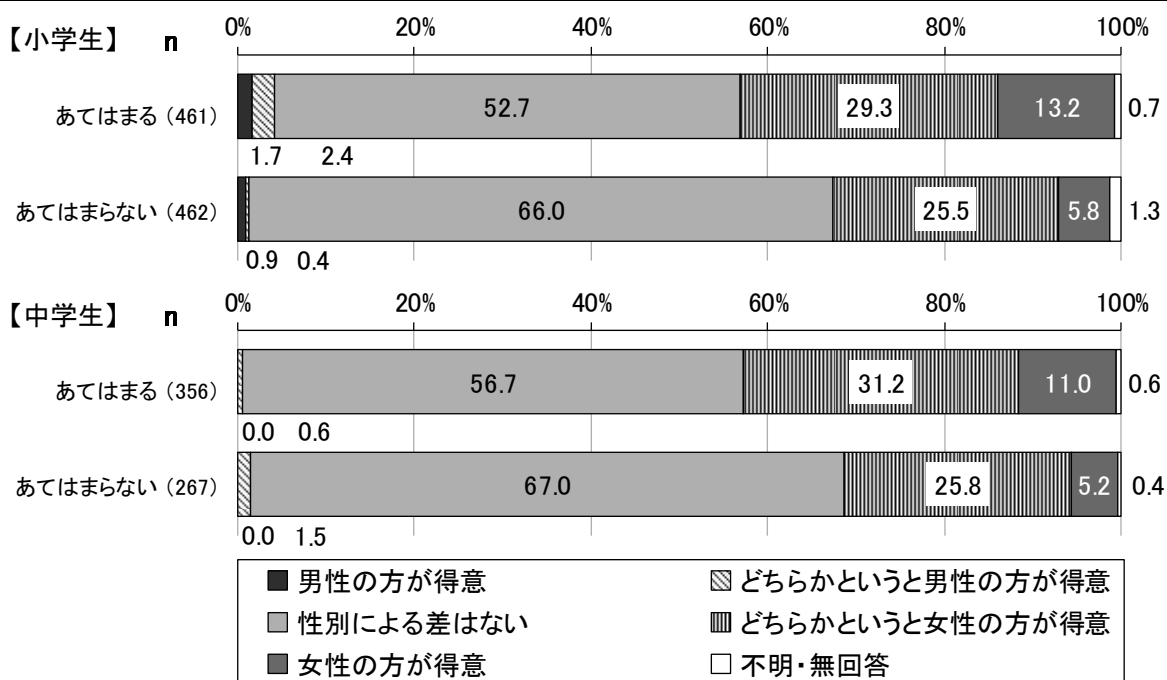
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無別(問6)／家事の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、特に、中学生では、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 12.9 ポイント高くなっている。



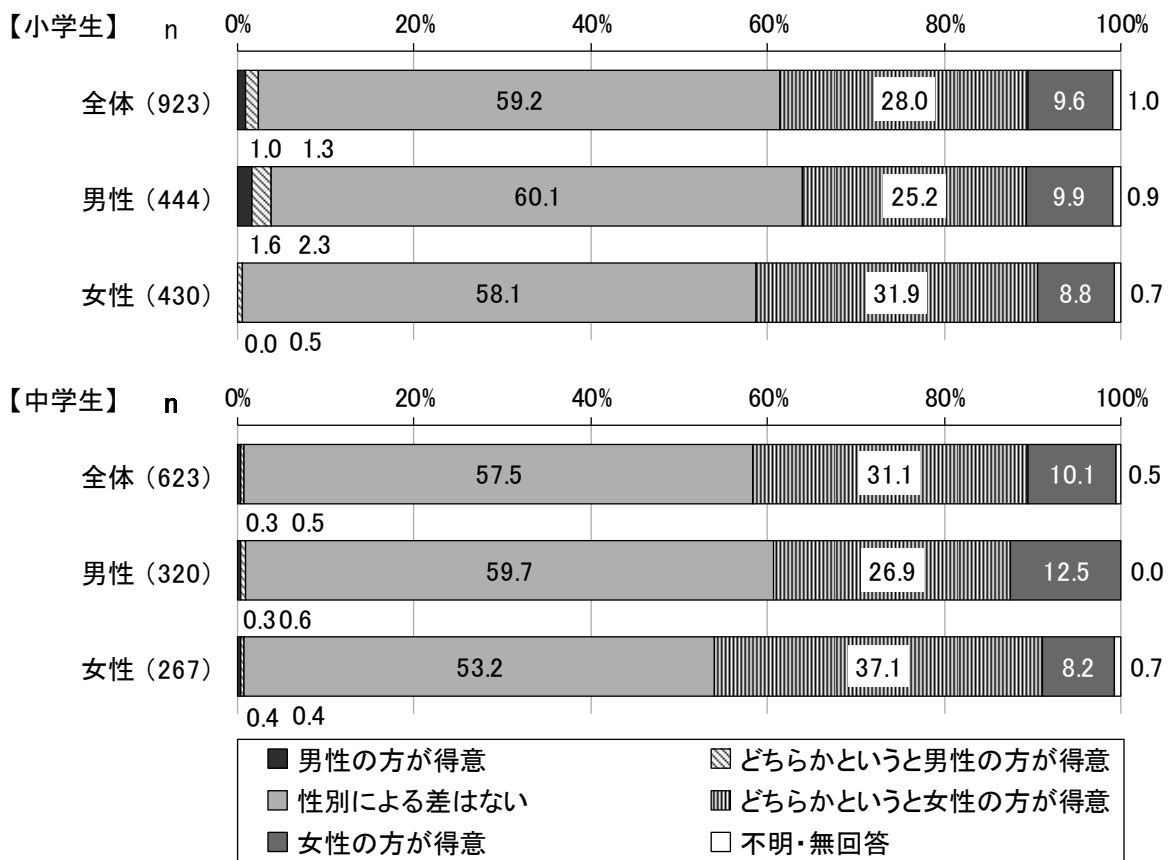
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無別／家事の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、特に、中学生では、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 11.2 ポイント高くなっている。



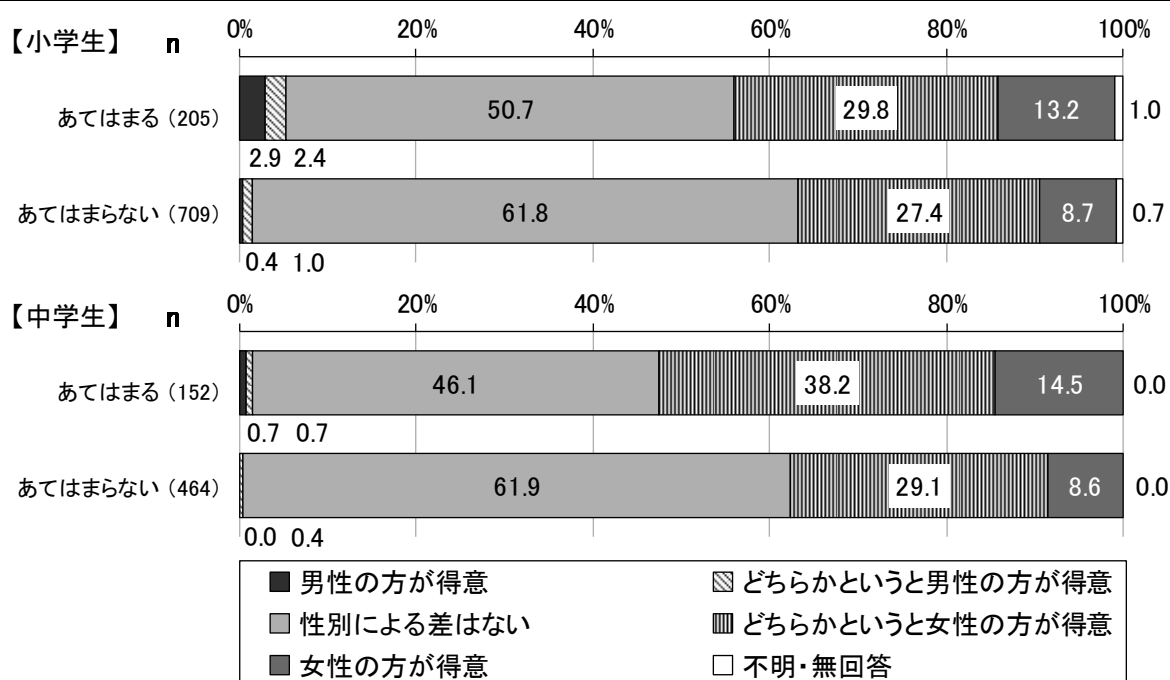
問 11. 育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと女性の方が得意」となっている。また、小中学生ともに女性では、「どちらかというと女性の方が得意」「女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が4割を超えている。



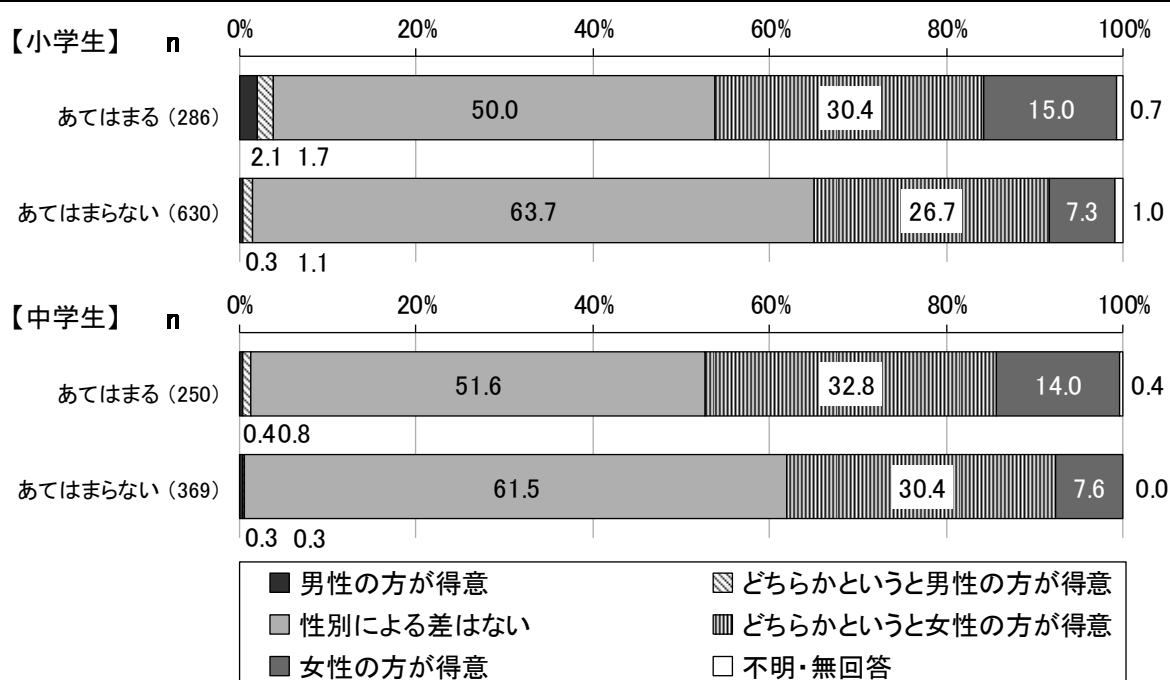
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無別(問3)／育児の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えている。特に、中学生では、〈女性の方が得意〉が半数を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 15.0 ポイント高くなっている。



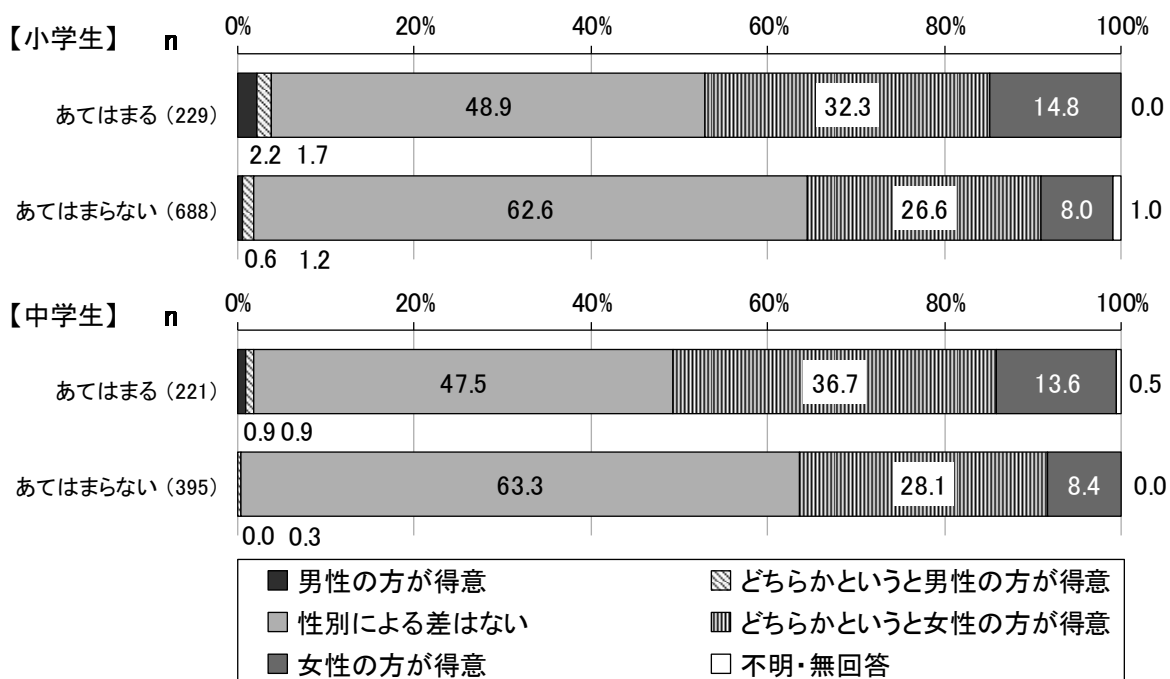
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無別(問4)／育児の得意・不得意について

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 11.4 ポイント、中学生で 8.8 ポイント高くなっている。



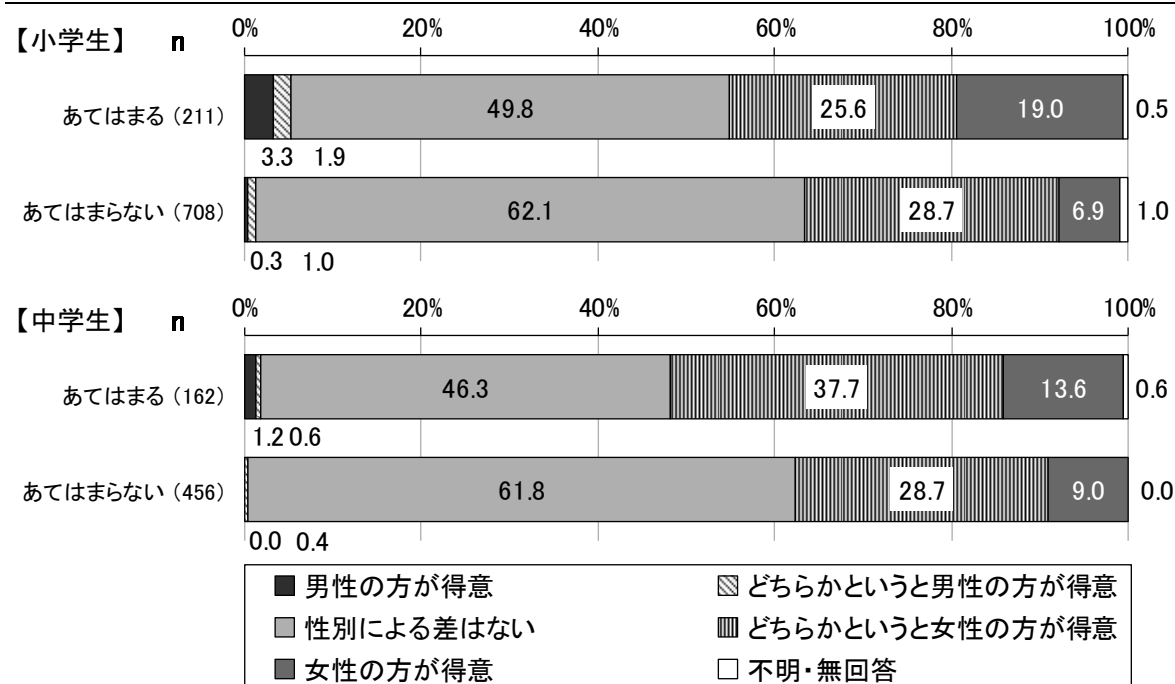
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無別(問5)／育児の得意・不得意について

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)では、
 (女性の方が得意)が、小学生で4割、中学生で5割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)
 と比較して、小学生で 12.5 ポイント、中学生で 13.8 ポイント高くなっている。



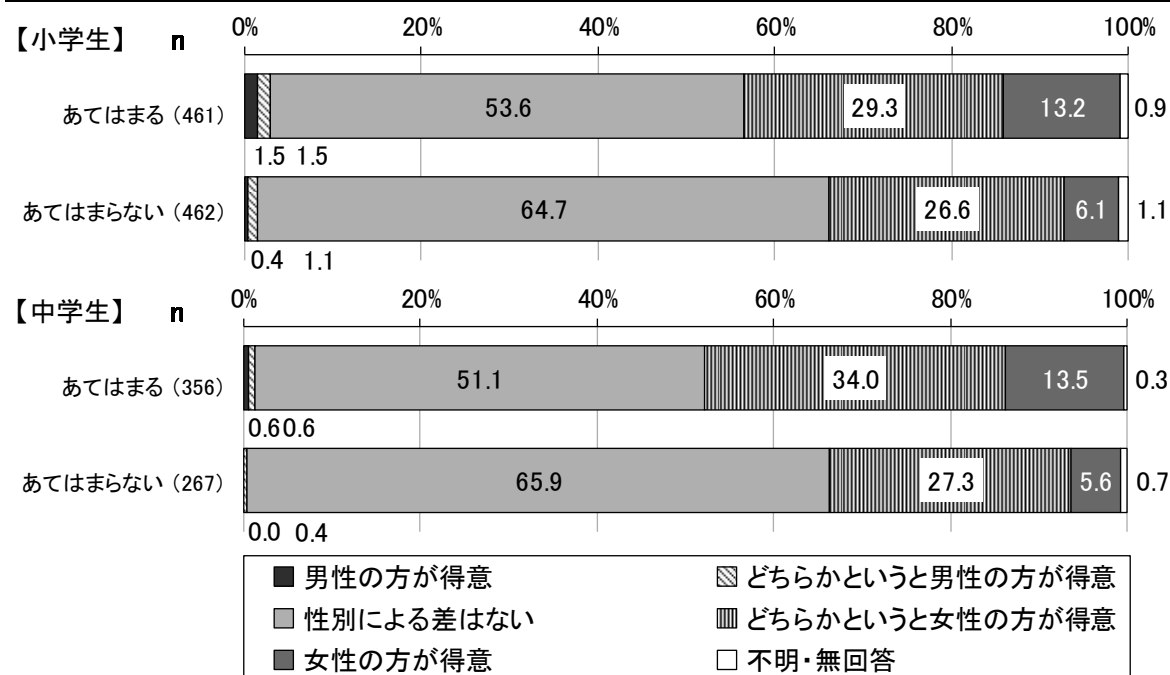
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無別(問5)／育児の得意・不得意について

小学生では、「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割台半ばと、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 9.0 ポイント高くなっている。中学生では、言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が半数を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 13.6 ポイント高くなっている。



■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無別／育児の得意・不得意について

小学生では、「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割台前半と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 9.8 ポイント高くなっている。中学生では、言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割台後半となっており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 14.6 ポイント高くなっている。



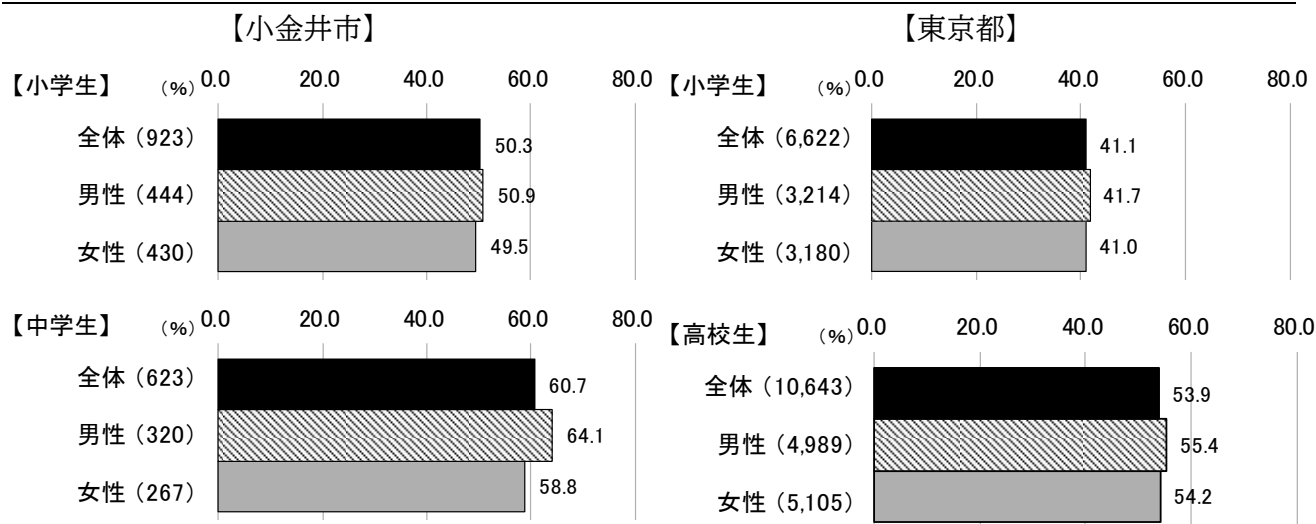
6 東京都との比較

(1)性別に対する意識

問1.「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。

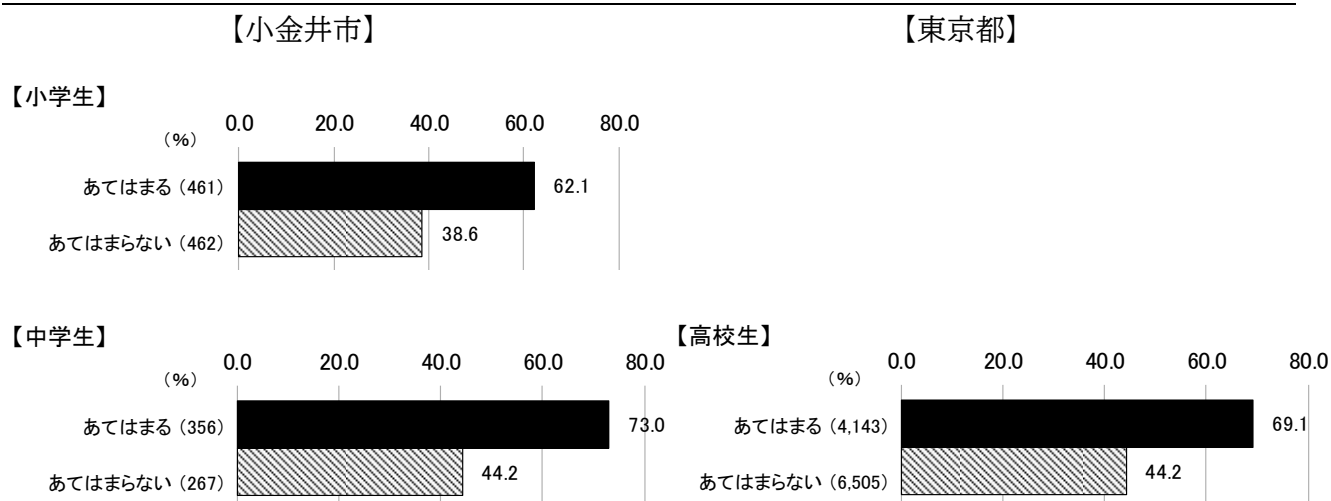
「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるかについて、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた〈思う〉が小金井市では、中学生(60.7%)が小学生(50.3%)より 10.4 ポイント高くなっている。

東京都と比較すると、小金井市の小学生(50.3%)が東京都の小学生(41.1%)より 9.2 ポイント高くなっている。



◆性別に対して言われた経験別の「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合の分析

「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈「男の子だから」「女の子だから」と思う〉が小学生で 62.1%、中学生で 73.0%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では 23.5 ポイント、中学生では 28.8 ポイント高くなっている。



小学生に比べて、中学生でより「男の子/女の子だから」と思う傾向がある。

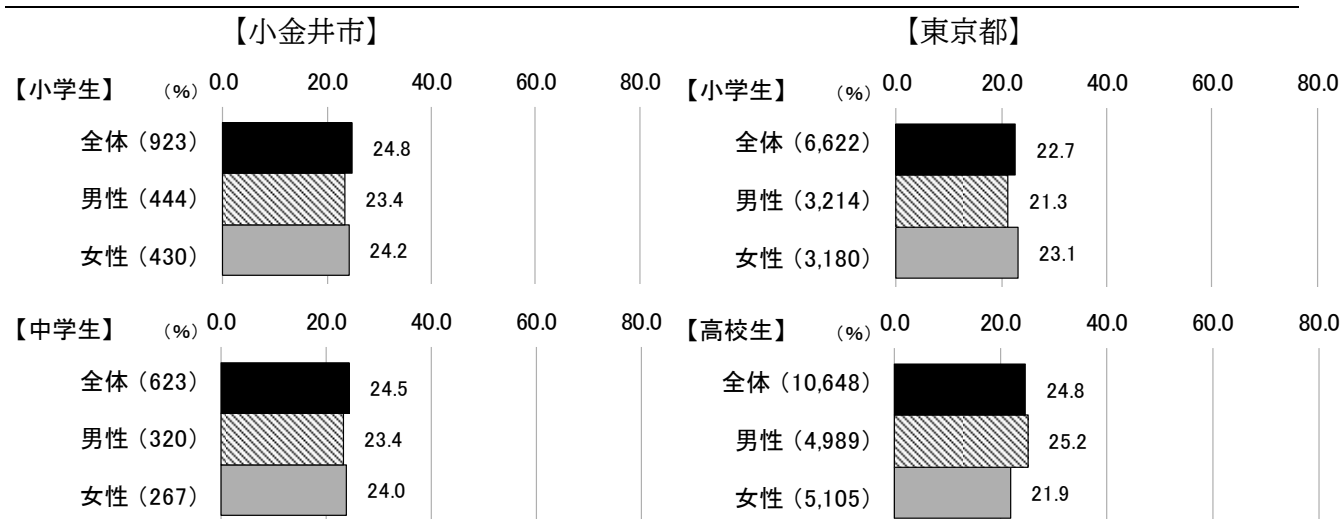
「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人の方が、自身も「男の子/女の子だから」と思う傾向がある。

東京都全体と比較すると、やや小金井市の方が「男の子/女の子だから」と思う傾向がある。

問7.性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。

性別を理由に、思ったことが言えなかったことがあるかについて、「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、すべての属性で2割台となっている。

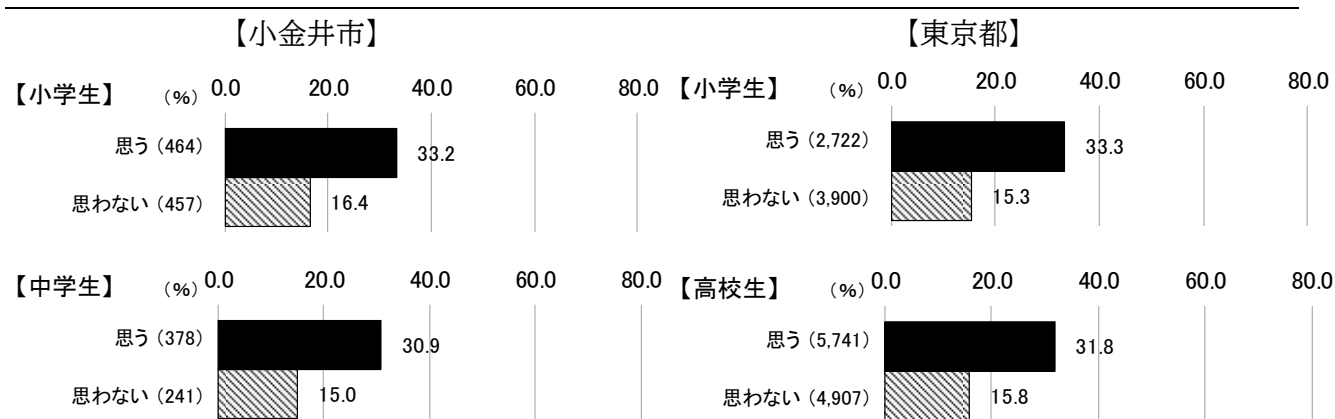
東京都と比較すると、大きな差はみられない。



◆性別に対する意識の有無別の性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある割合の分析

「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるか別にみると、思う人では〈思ったことが言えなかったことがある(あてはまる)〉が小学生で 33.2%、中学生で 73.0%と、思わない人と比較して、小学生では 16.8 ポイント、中学生では 28.8 ポイント高くなっている。

東京都と比較すると、大きな差はみられない。



性別を理由に言いたいことが言えなかった経験は2割程度の児童・生徒にみられる。

「男の子/女の子だから」と思う人の方が、「思ったことが言えなかった」傾向がある。

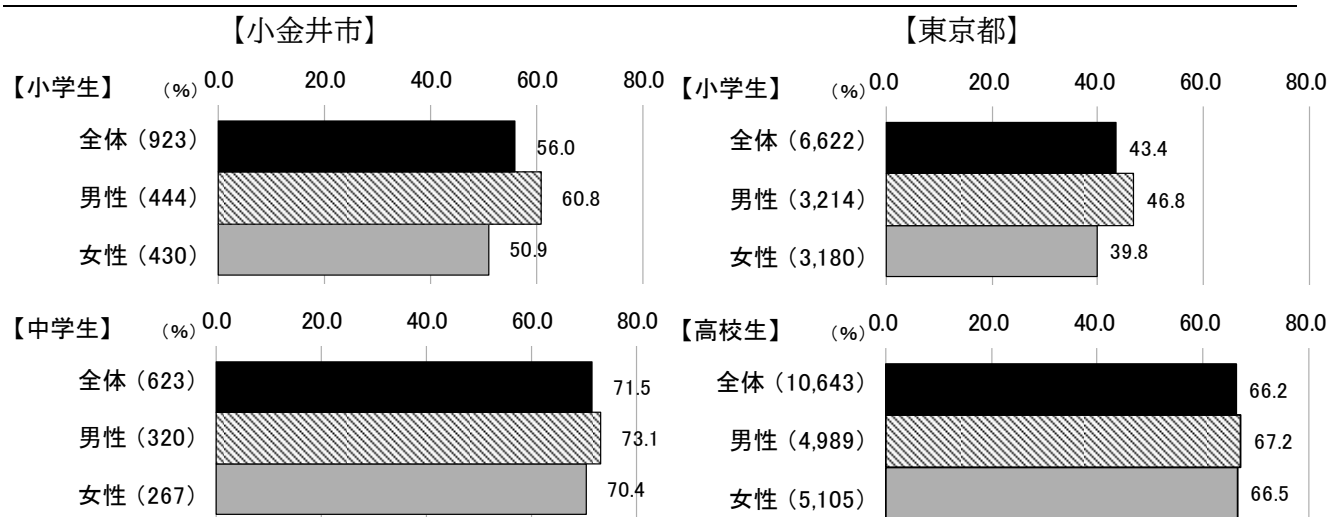
東京都全体と比較しても、大きな傾向の差はみられない。

(2)職業に対する「性別による思い込み」

問2.(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。

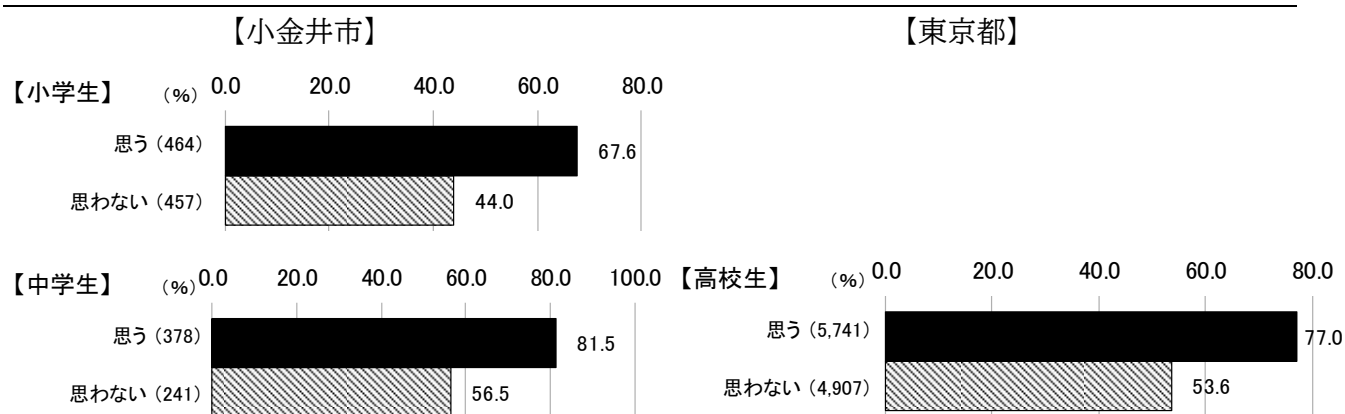
(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うかについて、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた〈思う〉が小金井市では、**中学生(71.5%)が小学生(56.0%)より 15.5 ポイント高くなっている。**

東京都と比較すると、**小金井市の小学生(56.0%)が東京都の小学生(43.4%)より 12.6 ポイント高くなっている。**



◆性別に対する意識の有無別の(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う割合の分析

「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるか別にみると、思う人では〈(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う〉が小学生で 67.6%、中学生で 81.5%と、**思わない人と比較して、小学生では 23.6 ポイント、中学生では 25.0 ポイント高くなっている。**



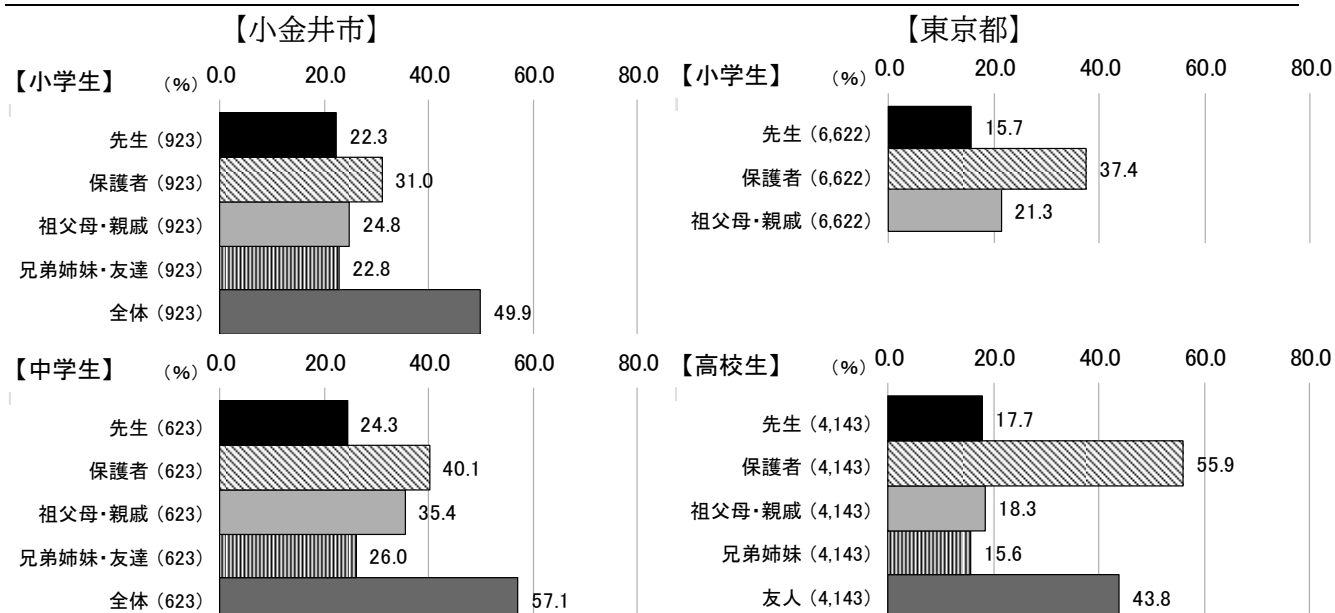
小学生に比べて、中学生でより「性別で向いている仕事と向いていない仕事がある」と思う傾向がある。

「男の子/女の子だから」と思う人の方が「性別で向いている仕事と向いていない仕事がある」と思う傾向がある。

(3) 周囲からの影響

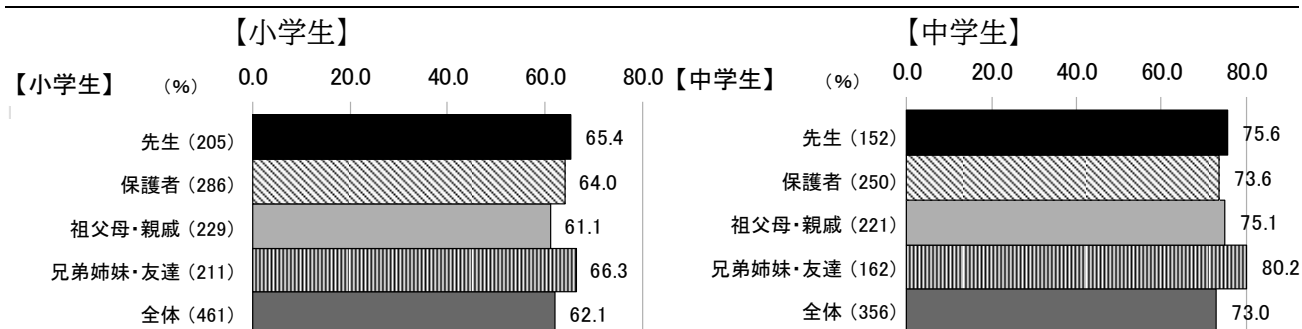
「男の子/女の子だから」と言われた経験については、小学生で「保護者」が 31.0%と最も多く、次いで「祖父母・親戚」が 24.8%、「兄弟姉妹・友達」が 22.8%、「先生」が 22.3%で、**誰かしらから言われた経験のある割合は 49.9%となっている。**

中学生で「保護者」が 40.1%と最も多く、次いで「祖父母・親戚」が 35.4%、「兄弟姉妹・友達」が 26.0%、「先生」が 24.3%で、**誰かしらから言われた経験のある割合は 57.1%となっている。**



◆性別に対する意識への周囲からの影響に関する分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に「男の子だから」「女の子だから」と思う割合をみると、小学生、中学生ともに大きな差はみられない。



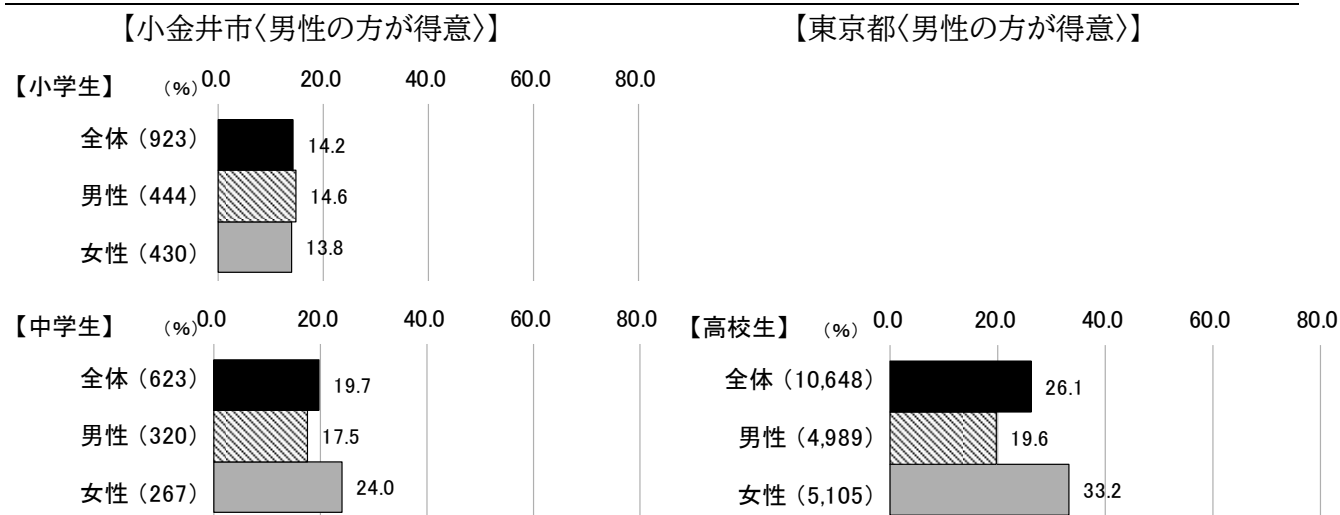
保護者や祖父母・親戚から「男の子/女の子だから」と言われた経験が多く、誰かから言われた経験がある割合は小学生で約5割、中学生で6割弱と高い。

言われた人別に思う割合をみると、言われた経験がある人数は少ないものの、「兄弟姉妹・友達」の影響を受けている割合が最も高い。

(4)教科に対する性別による思い込み

問8.算数(数学)・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

算数(数学)・理科の得意・不得意について、「男性の方が得意」「どちらかというと男性の方が得意」を合わせた「男性の方が得意」が、小学生や中学生男性では1割台であるものの、中学生女性では 24.0%となっている。



◆算数(数学)・理科の得意・不得意に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に算数(数学)・理科は「男性の方が得意」と思う割合をみると、大きな差はみられない。

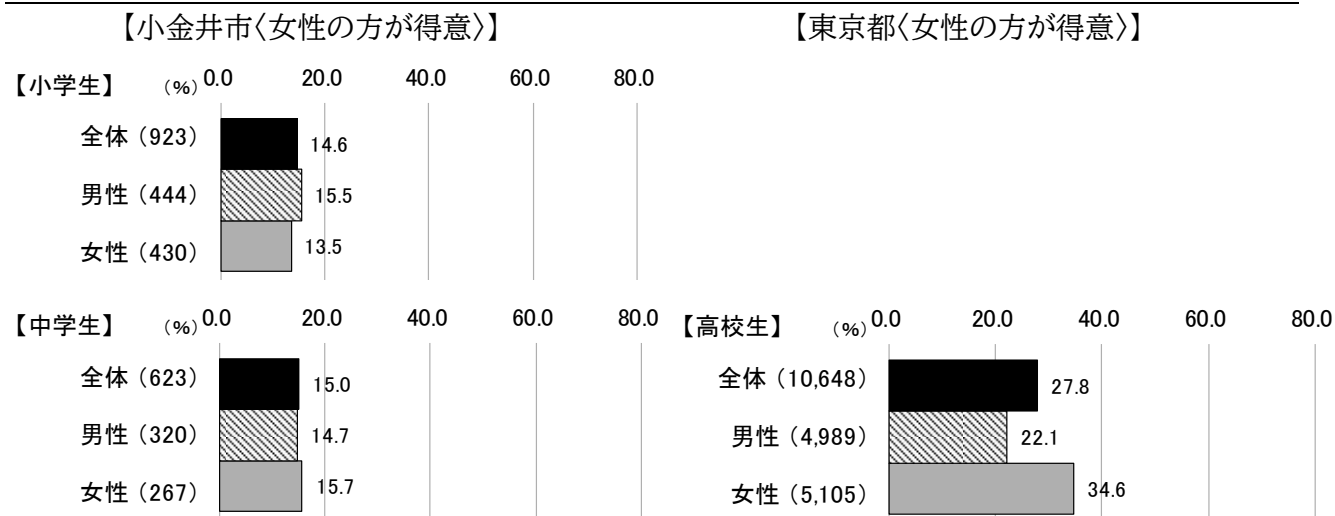


算数(数学)・理科の得意・不得意については、中学生女性でやや男性の方が得意だとする「性別による思い込み」を持っている傾向がある。

影響を与える人については、大きな差はみられない。

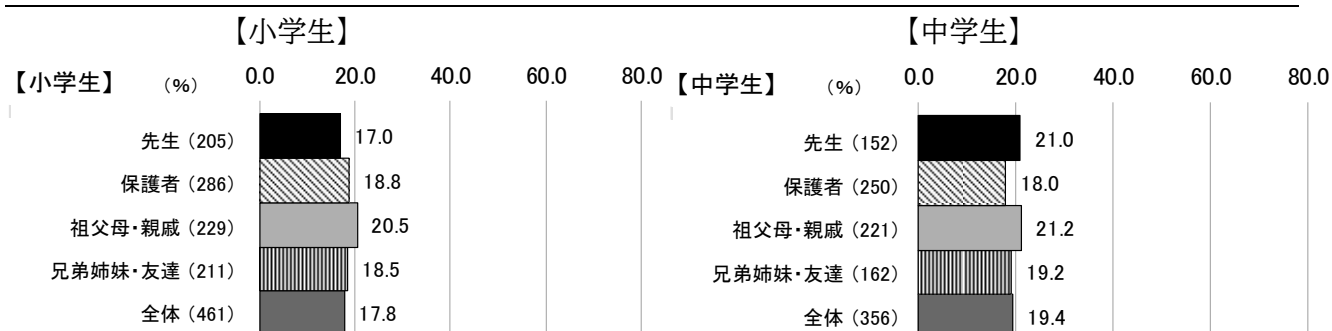
問9.国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

国語・英語の得意・不得意について、「女性の方が得意」「どちらかというと女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が、小学生、中学生ともに1割台となっている。



◆国語・英語の得意・不得意に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に国語・英語の得意・不得意は〈女性の方が得意〉と思う割合をみると、大きな差はみられない。



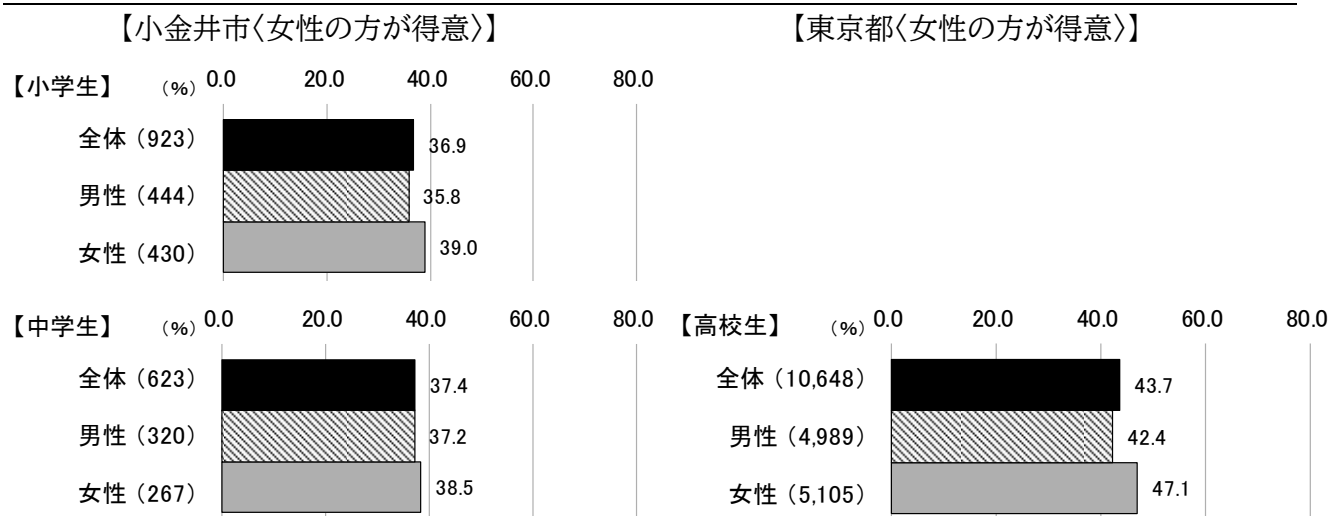
国語・英語の得意・不得意については、女性の方が得意との「性別による思い込み」を持っている傾向が1割程度となっている。

影響を与える人については、大きな差はみられない。

(5)家事・育児に対する性別による思い込み

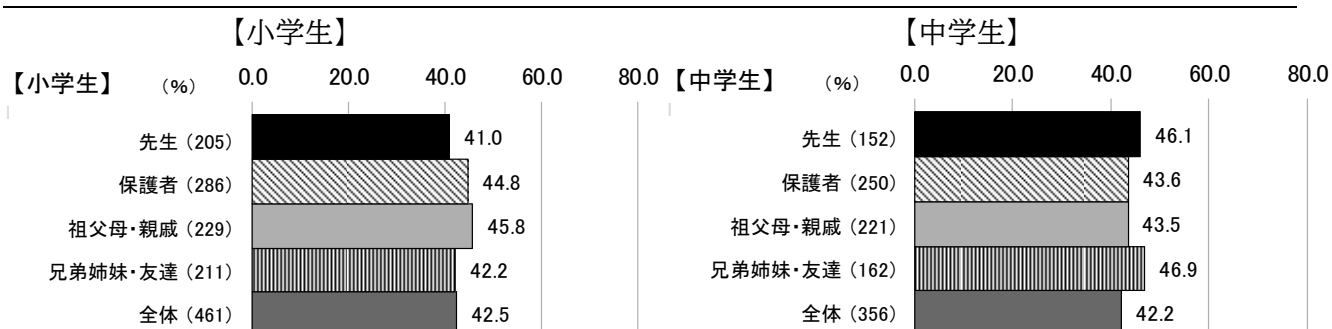
問 10.家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

家事の得意・不得意について、「女性の方が得意」「どちらかというと女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が、小学生、中学生ともに3割台と高くなっている。



◆家事の得意・不得意に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に家事の得意・不得意は〈女性の方が得意〉と思う割合をみると、大きな差はみられない。

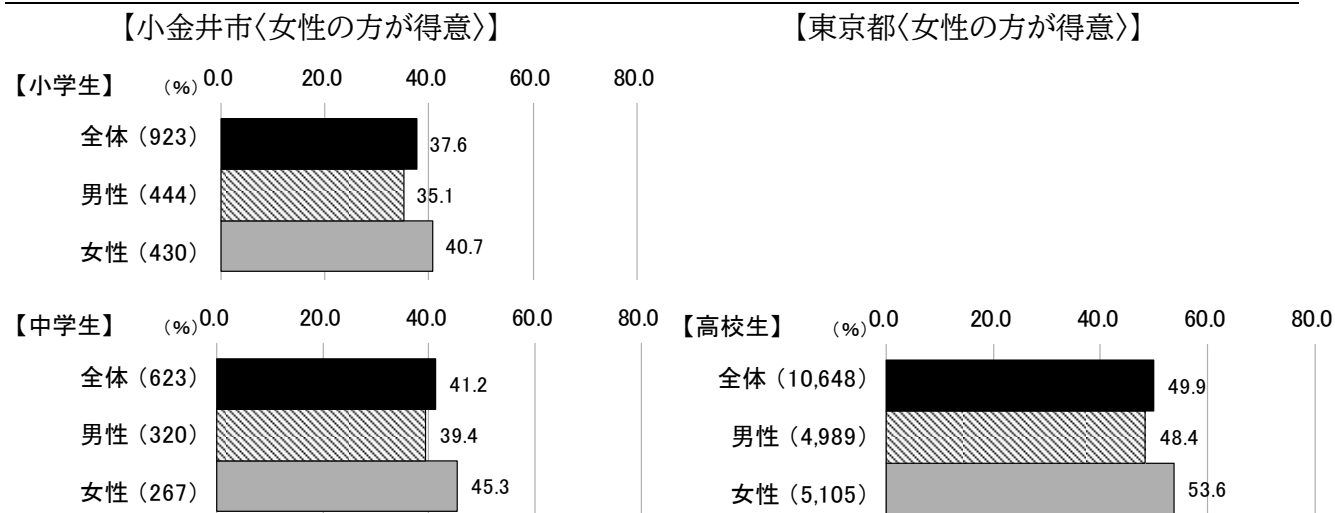


家事の得意・不得意については、女性の方が得意との「性別による思い込み」を持っている傾向が3割程度となっている。

影響を与える人については、大きな差はみられない。

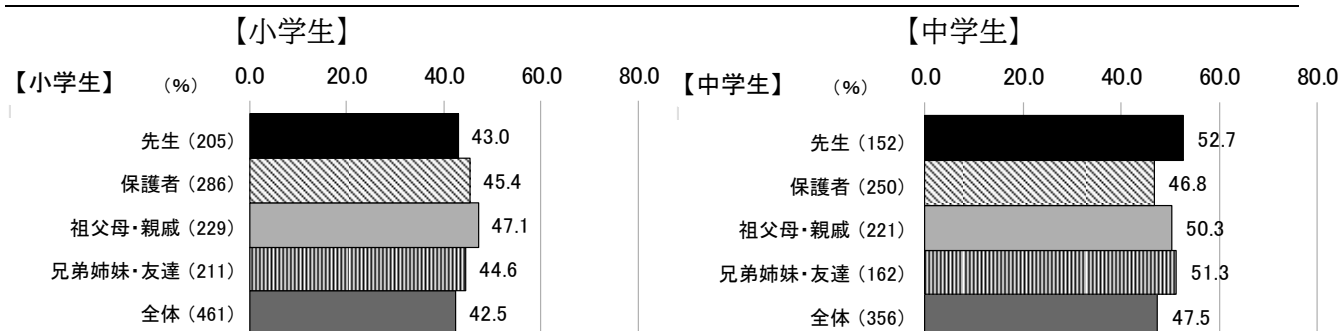
問 11. 育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

育児の得意・不得意について、「女性の方が得意」「どちらかというと女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が、小学生男性、中学生男性で3割台、小学生女性、中学生女性で4割台と高くなっている。



◆育児の得意・不得意に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に育児の得意・不得意は〈女性の方が得意〉と思う割合をみると、大きな差はみられない。



育児の得意・不得意については、女性の方が得意との「性別による思い込み」を持っている傾向が3～4割程度と高くなっている。

影響を与える人については、大きな差はみられない。

7 自由記述

◎あなたが考える男女平等について、自由なご意見をお聞かせください。

あなたが考える男女平等について、自由に記述していただいたところ、小学校6年生から 671 件、中学校3年生から 366 件の貴重な意見をいただいた。一人で2つ以上の内容にわたって記述されているものもあるため、件数は延べ件数となる。

以下は内容を分類し、特に多く寄せられた意見の中から代表的なものを抜粋して掲載するとともに、傾向についてまとめたものである。自由記述は原則として原文のままを掲載している。

No	カテゴリー	小学校 6年生	中学校 3年生
1	差別の撤廃	324	143
2	個性・意思の尊重	172	97
3	社会全体への意識改革と現状認識	28	37
4	学校生活	25	7
5	働き方・家事・育児	15	12
6	性差の認識と区別の必要性	14	38
7	能力の尊重	12	10
8	その他/特になし	81	22
合計		671	366

◆差別の撤廃

小学生は「男の子だから」「女の子だから」といった言葉への違和感を素直に表現し、性別に関係なく同じように扱われることが平等だと考える傾向がある。

一方、中学生は性別の枠組み自体への問いや、ジェンダー平等・教育の重要性など、より社会的・構造的な視点から深く考察している。年齢とともに、平等や差別の撤廃への理解が身近な体験から社会全体の課題へと広がっていることがうかがえる。

【小学校6年生】

- ◇ どちらも「男の子だから」や「女の子だから」など関係無しで、受け入れること。
- ◇ 「男だから」とか「女だから」という言い方や態度や扱いがないものが男女平等なんじゃないかと思います。また、性別は男と女のみと決めつけず人それぞれの性別で同じ扱いなどをされることだと思います。
- ◇ 差別などをなくせば、男女平等になると思います。
- ◇ 女子だからこうしなくちゃいけないとなんとなくの社会の常識があるのはおかしいと思います。
- ◇ 男子と女子が「女子なんだから〇〇しないで」「男子なんだから〇〇やって」などと性別によって差別されることなく自分が得意なことでみんなのためになれると良いと思う。
- ◇ 女子だから、男子だからと言ってやらないのではなく、苦手でも進んでやるのは大事だと思います。

- ✧ 「男の子だから～」、「女の子だから～」などがないことが男女平等だと思います。
- ✧ 私は、男女で、できるできないなどと変わることはなく、同じ権利があると思う。
- ✧ 男子は、強いとか、女子は、弱いみたいな偏見を普段から持っている人もいるからそういう偏見をなくすところから始めてほしい。
- ✧ 女性と男性が仕事などで平等で扱われる社会になったほうが良い。

【中学校3年生】

- ✧ こういうアンケートがなくなるような環境こそが、男女平等。
- ✧ お互いが過ごしやすく生活できることを平等と思った。
- ✧ 男女平等を主張することも大事だけど主張しすぎるのも逆に差別になりそう。
- ✧ 固定概念をなくしてほしい。
- ✧ 男女で態度を変えることをなくしてほしい。
- ✧ 平等の基準は人それぞれだから難しい。
- ✧ 性別の先入観を捨て接すること。
- ✧ どちらかを優遇・特別扱いではなく、ただ同じように扱う。
- ✧ 差別しない。
- ✧ 同じ状況下ですごし、両者それ以上のことを望まないこと。
- ✧ そもそも男女という枠はただの生物学的で単純な話で、その枠に当てはまらない人も当然いる。性差があるとすれば体格の傾向ぐらいで、なぜ今性別によって得意不得意が別れているように思えるのかは、メディアや周囲の人間からの刷り込みのせいである。男女平等ではなくジェンダー平等で、性別に限らず、人種や生い立ちなどからの差別的な意識や行動がなくなることが最終的な目標だと思う。誰もが理不尽に差別されたり、理不尽に押し付けを受けたり、理不尽に暴力を受けることのない社会づくりが大切なのであって、そのためには若いうちから、なんなら幼児からでもしっかりと平等的な意識をもたせる教育に力を入れるべきだと思う。
- ✧ 男女平等、LGBTQ+、などの名前がなくなるほどに当たり前の文化として受け入れられる社会になってほしいと思います。性自認について悩んでいる人がいたら、みんなで寄り添えるような人が少しでも増えたら嬉しいです。ですが、男女平等とはいえ、男子じゃないから殴ってもいいだろう、というような考えは話が別なので、その線引きはしっかりできる人がいるといいなと思います。
- ✧ できる範囲で唱えていくのは良いかもしれないが、やり過ぎてどちらかが上に立ってしまうのは良くない。
- ✧ 女の子だから身だしなみや言葉遣いがきれいじゃないとだめみたいな風潮はやめてほしい。逆に自分も女だから笑顔でいなきゃとか気にしてしまうのも辛い。

◆個性・意思の尊重

小学生は「男の子だから」「女の子だから」といった言葉に違和感を持ち、性別に関係なく自分の好きなことを自由に選べる社会を理想としている。職業や服装、色の選択など日常の中で個性と意思が尊重されることを重視している。

一方、中学生は「男だから」「女だから」といった性別による制限に疑問を持ち、個人の自由な選択を重視している。LGBTQ+など多様な性のあり方も含め、誰もが自分らしく生きられる社会の必要性を論理的に捉えている。性別にとらわれず、個性や希望に応じて生き方を選ぶことこそが本当の平等だと考えている。

【小学校6年生】

- ◇ 女性が働いてもいいし、男性が家事をしても良い社会になってほしい。そしたら不満がなくなると思う。
- ◇ 男女でできることは様々だと思うけどそれは、個人差だと思いました。だから、「男だから」などのことは言わないほうがいいと思う。
- ◇ どんな姓を自認していても、認めてもらえる世界。
- ◇ 女の子だから男の子だからと行動を制限されずに、このようなアンケートもする必要がなくなるのが平等で理想だなと思います。
- ◇ 保育士や看護師は女性の仕事、パイロットや社長は男性の仕事、などの考えがある職業があるので、そのような考え方はやめたほうが良いと思う。
- ◇ 私が考える男女平等とは、男女関係なく意見を言ったり、仕事をやったり、スポーツをやったり、料理をやったり、などということです。
- ◇ 男女関係なく「男の子だからそれ」や「女の子だからそれ」などを言われずに自分の好きなことをして良い。
- ◇ 自分の個性に合わせて生活をすると良い。自分が男だからじゃなく自分の個性と考える。性別によって悩むことはないと思います。私は親に女の子なんだからとか言われて傷ついたので女の子のお友達などが性別について悩ませられていたら相談に乗ってあげたいです。個人的な話なんですけど女の子が無理に男の子を好きにならなくていいと思います。反対する人もいるだろうし賛成する人もいるかも知れないその中で私は賛成です誰が誰を好きになってもいいと思います。同性婚も良きだと思います。
- ◇ 今でも、男子は髪を切っている。女子はボブ以上ぐらいで髪を伸ばしているという考えを持つ人がいるし。親も、弟(K)が「俺かみ伸ばそうかな！ハーランド(サッカー選手)も伸ばしてるし！」と言ったら親は「Kは髪切ったほうがカッコいいよ！男の子だし、、、」と言っていました。それを聞いた私からしたら「え！？今ってジェンダー平等な時代じゃないの？」(心の声)と思いました。だから、まだ男女平等な社会に完全には到達していないと思います。
- ◇ 最近はランドセルの色とか、服装については女の人は色んな色があったり、ズボンとかがあったりするけど男の人の方はまだ黒が主流だったり、暗い色しかなかったり、スカートを履く人があまりいなかったり、男の人の方は男女平等についてあんまり進んでいないと思う。
- ◇ 男子だからこうしなさい、女子だからこうしなさい、またはあれをやりなさい、これをしちゃだめ、などのようなことは、差別になって悲しむ人や苦しむ人がいるかもしれないので、絶対にやってはいけないと思う。みんなが自分の夢や職業につけるようになることが大切だと思う。

- ✧好きなことをみんなできるような世界になれば、男女平等になると思います。
- ✧女の子だから工事現場で働けないのはやだ。男の子だから力が強いのはヤダ。
- ✧男の子だから「あお」女の子だから「ピンク・あか」とかを無くせるような世界にしたい。ランドセルも男の子がピンクのランドセルを、女の子が青・くろのランドセルを選んでもいいけどお母さんが、ピンクのランドセルで子どもがからかわれないか、いじめられないか心配することもあるかもしれないけどその心配も無くせるような世界にしたい。
- ✧みんな男女差別がない、やりたいことを自由にできるみんな笑える世界。
- ✧男女で向いている仕事などはあると思うけど男女ではいけない仕事はないと思う。
- ✧女の子だから、男の子だからという理由でやりたいことができなかったりするの男女不平等だと思います。男女ともにやりたいことがやれて、寄り添い会えるのが男女平等だと私は思っています！！
- ✧男子女子関係なく、スポーツやらを楽しんだりすること。女子でも、野球、サッカーやっても良き。男子でも、ダンス、バレエなどをやっても良き。
- ✧さっきのアンケートのように、将来の職業などについて性別の違いでなりやすい職業、なりにくい職業、やりやすい職業、なりにくい職業の差をなくすこと。(もし、男性の方が就きやすい職業に女性が就けても、「女性だから」と信用されにくかったり。)

【中学校3年生】

- ✧だれでも自分のやりたいことを、性別を理由に制限されずにできること。
- ✧「男だから」「女だから」そういうことで、生き方や選び方が左右されないということ。
- ✧適材適所で差別なくそれぞれが能力を十分に発揮できることが男女平等だと思う。
- ✧体格の問題などで男女に多少違いはあるが、それ故にしたいことが制限されてしまうのは違うし、それぞれ多様な考え方を持つことが大切だと思う。
- ✧性別関係なく、それぞれがしたいことをするのが平等だと思う。また、性別によって区別するのはその人自身の努力や己の尊重に反すると思う。
- ✧何でもできる
- ✧誰が何をしても何を行っても同じものとして扱うべきだと思います
- ✧女性・男性に関係なく、全員が同じ量の可能性を持っている必要があると思う。特に進学や就職などの進路を決めるときに、女だから、男だからといって、諦めることは絶対にあってはいけないと思っている。また、””男女””平等という呼び方に個人的に納得がいていない。なぜなら、この世の中には、LGBTQ+など、今までの””男女””の方に当てはまらない人がいて、その人達のことを考えていないように感じるからだ。
- ✧男女という価値観をすて一人の人間としてみること。
- ✧男性だから、女性だからといった理由で制限されることなく、自由な選択ができればいいと思います。ただ、性別による差は事実として少なからずあると思います。ただ、それを理解したうえで、誰かの思いが制限されることはなくなればいいなと思います。
- ✧そもそも、男女平等と行っている時点で、男女の差を意識してしまうと思う。性別関係なくただ一人の人だと考えたほうがいいと思う。
- ✧平等にすることは大切だが、やはり差があるからこそ豊かになるものがあるし、もともと差があるものだから無理になくそうとするのではなく、たとえ男女で傾向が分かれるとしても個人の得意不得意で考えるべき。あまり意識しすぎると逆に生きづらい。

- ✧ 男だから女だからという理由で夢を諦めたりしないこと
- ✧ 女も男も自由にファッションを楽しんで良い
- ✧ 女子も青やかっこいいものを好きになっていいし、男子もピンクや可愛いものを好きになってもいい。女子だから、男子だから、と決めつけない。
- ✧ 得意なこと苦手なことは、絶対にあるのでそしてそれは男だからでも女だからでもないで人の個性として見るのが大事だと思った

◆社会全体への意識改革と現状認識

小学生は、男女平等の理想を理解しつつも、現実には性別による偏見や不安が残っていることを素直に受け止めている。法律や歴史への関心も見られ、意識改革の必要性を感じながらも「難しさ」や「違和感」を率直に表現している。

一方、中学生は社会構造や潜在意識、メディアの影響などを踏まえ、平等の実現には深い課題があると捉えている。過剰な主張や思想の押し付けへの懸念もあり、冷静かつ多面的に現状を分析する傾向が強まっている。

【小学校6年生】

- ✧ 今の日本は性教育や男女平等の意識が他の国に遅れている。
- ✧ 勉強などは、やればできると思うから男女はあまり関係はないと思うけれど、他の面ではやっぱり「女の子なんだからしっかりしなさい」と言われることもあるから男女平等は良いけれど、難しいことなのかなと思っています。
- ✧ 日本には男女平等について様々な法律(男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、ジェンダーなどのことです)がある事は知っています。過去にも差別があって女性にとって不利だったのだから、それは、男女平等は意識すべきだとは思います。(逆に男性不利も避けたいけど)
- ✧ まだ男女平等は完全にできていないけれど、「女の子」「男の子」と言われることはまだあるのかなと思う。
- ✧ 男女平等と口で言っても最後は理想なわけであり、現にしっかり平等になっているわけではない。なのでまずはどちらが〇〇という考えを減らした方が良いと私は考える。しかしそれを実現することはむずかしいと思う。
- ✧ 最近は昭和などよりも男女平等に厳しいからそこまで問題はないと思う。男女平等論もあるし。
- ✧ 色々な考え方があると思います。人によってはちょっと怖いなっと思っている人もいればどんどん混ぜたいと思う人もいます。なのでその違いがあるのかっと思いました。
- ✧ 自分のなりたい将来が、男性ばかり(私は女性です)なので未来が心配です。
- ✧ 確かにできるだけなくしたほうがいいのはわかっているがやっぱり性別で分けてしまう。

【中学校3年生】

- ✧ インターネットなどでは女性も男性も互いを罵り合ったり偏見を押し付けたりしているなあという印象。
- ✧ 「性別がこうだからこれはできない」という考えを社会全体が持たなくなって初めて男女平等になると思う。

- ✧ 思っていなくても、〇〇は女の人の方が得意なイメージとか△△は男の人のイメージなどの植え付けられてしまっているイメージがなくなること。小さいときから感じてしまっていたら消えない！！
- ✧ 意識の根底にはやはり男性だから女性だからという潜在意識があると思うため男女平等はムズかしい問題だと思う。
- ✧ 実現できないと思う。
- ✧ 最近の社会では男女平等を糾弾しすぎていると考える。
- ✧ みんなが平等ならいいと思うけど最近は意識すぎて女性の方を保護しすぎていると思うこともあった。思想を強要するのは良くないと思った。
- ✧ たしかに男女差別がなくなることは大切だと思うが、今まで生きてきた中でたくさん男子だから、女子だからと言われてきたので考え方は変わらない気がする。
- ✧ 男女平等は人間の自由の権利として当然あって良いと思いますが、過激になって他の人を傷つけたりする方向でその呼びかけをするのは良くないと思います。平和に進められれば良いと思います。
- ✧ 男女の平均的な身体能力には必ず差ができてしまうし、身体的特徴も異なる。さらに男女平等の声が強くなった令和以前まで、「男は外、女は中」というような風潮があった社会だったが、それでも今日まで社会が継続しているという事実もある。しかし、私の母親は「女は大学にいかなくていい」と言われ、金銭的な理由もあり大学にいかせてもらえなかったという話を聞かされており、ニュースやネットでトランスジェンダーの人や同性愛の話を聞くと、認められてよかったと思う反面、今まで受けられなかったという事実があったことに心を痛めることもある。ほかにもインターネットで知ったこと等、それら諸々加味して意見を述べるなら、学歴や雇用の面、トランスジェンダー、同性愛、この3つは男女平等を認められるべきだと思う。

◆学校生活

小学生は、先生や友達による性別による扱いの違いや設備面での不公平に敏感で、学校生活の中で男女平等が十分に実現されていないと感じている。更衣室の整備や注意の仕方など、具体的な場面での意見が多く見られる。

一方、中学生は、教師の言動や体育のルールなど制度的な面に注目しつつ、平等が少しずつ浸透してきた実感も持っている。年齢とともに、身近な違和感から制度や意識の変化への視点へと広がっている。

【小学校6年生】

- ✧ 同級生でも女子だから男子だからとか決めつけていじめてくる人がいるから、そういうのを言わない社会にしていかなければいけないのではないかと思います。なので男女平等はまだ全然できていないと思う。
- ✧ まず先生が言っていては子どもも真似してしまい男女差別が生まれる。
- ✧ 男子更衣室を作してほしい。
- ✧ 班でグループを作るときなど。
- ✧ 女子更衣室だけあるのはおかしいと思う。男子だってゆっくり着替えたいから男子更衣室もあってほしい。
- ✧ でもたまに、先生によっては、女子が喋っているときには、怒らないのに男子が喋っているときは怒る先生がいるのでおかしいと思っています。

- ◇ 先生が女の子には注意しなくても男の子だったら強くあたっていたという事をよく目撃するのを楽しみたい。

【中学校3年生】

- ◇ だいぶ前から男女差別をなくそうと言っている割には教師など大人が女の子なんだからといってきた。
- ◇ 長距離走の距離を男女ともに 1500m、または 1000mに統一する。
- ◇ 身の回りが結構男女平等が生活に浸透しており先生たちも発言には気をつけてる素振りが見られました。

◆働き方・家事・育児

小学生は、家事や育児の分担に対して素直な疑問や理想を持ち、性別に関係なく協力し合うことが平等につながると考えている。家庭や学校での経験を通じて、意識の変化を実感している様子も見られる。

一方、中学生は、育休制度や職場での役割分担など社会的な仕組みに目を向け、性別による役割の固定化に対する賛否を含めた多様な意見を持っている。年齢とともに、個人の体験から社会全体の働き方への視点へと広がっている。

【小学校6年生】

- ◇ 大人になったとき育児はお母さんが赤ちゃんを産んでいるから女性の方が得意だと思う。平等にするために男の人が家事をすれば平等になると思う。
- ◇ 今は男性も女性も育児休業がとれる社会になっているが、やはり男性がそれを取る機会は少ないため、もっと支援するべきだと思う。
- ◇ 男子も女子も性別が違うだけで同じ人間だと思っています。学校の先生の教え方で、4年生のときは、性別による差があると思っていたけれど、考え方が変わりました。テレビでも、男女関係なく家事を分担している家があるという事を言っていたので、あまり変わらないと思います。
- ◇ 男女は平等な方が良く、将来、家事や育児をすべて任せられると考えると、自分のやりたいことができないし十分な睡眠を取れなかったり、それでやってもらおうとしても反抗されたらとてもつらいと思う。だから、男性にも家事や育児をしてほしいし男女平等と一緒に家事や育児でなくてもやったほうが良いと思う。
- ◇ 家事は男性でも触れる機会が少ないだけで差はないと思います。
- ◇ 家ではお母さんもお父さんもご飯を作ってくれるからそれが少ないのにびっくりした。そういう家がふえると良いと思った。

【中学校3年生】

- ◇ 男女ともに、仕事をしたり、育休を取ったりできる。
- ◇ 仕事、家事、収入ともに男女で差がない。性別関係なく意見を言うことができる。
- ◇ 会社などで上の職(社長など)につける女性が増えたらいいのかもしれない。
- ◇ 家事は女性がして、働くのは男性とかいうのは違うと思う。
- ◇ 働き方は昭和時代後期のような男が働いて女は育児という方針のほうが良いと思う。

◆性差の認識と区別の必要性

小学生は、男女の違いを認めつつも「差別」ではなく「配慮」が必要だと考え、スポーツや体格面での安全性から性差を意識する意見が見られる。

一方、中学生は「差別」と「区別」の違いを明確に捉え、生物学的な違いを前提にしながらも、互いの得意分野を認め合い、尊重し合うことの重要性を強調している。年齢が上がるにつれて、性差に対する理解はより抽象的かつ論理的に深まり、「平等」と「違い」の両立を模索する姿勢が強まっている。

【小学校6年生】

- ◇ 私は、男女で平等にしたほうがいいと思うんですけど、男女で関わるときには、嫌なときもあると思います。平等だからといって、すべてが平等ではなくて少しは、不平等なところがあってもいいと思います。
- ◇ 女、男っていう完全な差別とか、「あなたは女だから」とかっていう決めつけはやめておいたほうがいいと思います。でも流石に「配慮」はあってもいいかなって思います。
- ◇ 男女平等はいいが、スポーツなどでは分けたほうがいいと思う。
- ◇ 基本的には一人ひとりが自由に生きる権利があるのでそのへんは自由でいいと思うけど、ボクシングなどは性別による体格の差があって、危ない面もあるからそのへんは性別が一緒のほうが安全面としていいと思っている。

【中学校3年生】

- ◇ 体のつくりには差があるので、すべてが平等になることは難しい。男尊女卑とか、女尊男卑の考えが減ればいいと思う。
- ◇ 男女でできることが変わったり選択肢が少なくなったりするのは平等ではないけど、平等だからといえ区別をなくすのは違うと思う。
- ◇ 男性と女性で得意なものが違うなら認め合って支え合えばいいと思う。
- ◇ 男女で差があるのは当たり前のことだから、平らにするのも大事だが、違いも受け入れる。
- ◇ 何でもかんでも揃えようとするのはどうかと思う。
- ◇ 男尊女卑だったり女尊男卑は良くはないと思うけど、体の構造的に違うわけだし、完全な男女平等なんてないと思います。また、男女平等を唱えながら一方的な不満を言うのも違うと思います。
- ◇ 差別と区別をしっかりと分けることが大切。違いは必ず生まれるものだからこそ、それは区別する必要がある。
- ◇ 下手にジェンダー平等とか言わずに、生物学上の男女の違いを大切にしてチャンスのある程度同じくらいにすること。
- ◇ どちらの性別だからしてはいけないというふうには否定するのは良くないけれど、どちらの性別だからこそできることもたくさんあると思うので、それらを伸ばすのはいいことだと思う。
- ◇ 男女で分けることは大切だとは思いますがそれによって差別や決めつけなどのことをしてはいけないと思う。ただ精神的な区別と身体的な区別を一緒にするのはあまり良くないんじゃないかと思う。

◆能力の尊重

小学生は、能力は性別ではなく努力によって決まるという考えを持ち、誰もが自分の得意を伸ばせるべきだと考えている。性別による得意不得意の決めつけに疑問を持ち、個人の可能性を尊重する姿勢が強く表れている。

一方、中学生は、体力差や環境の影響など多面的な要因を踏まえつつ、制度的な配慮や公平性のあり方に対して批判的な視点も持っている。年齢とともに、能力の尊重に対する理解がより複雑で現実的なものへと深まっている。

【小学校6年生】

- ◇ 正直、人の能力の差は、その本人の努力次第だと思っています。なので、女だから、男だから、できる、できない、向いている、向いていないなどはないと思います。なので、やりたいことを性別を理由にやらないなどということをする必要はないんじゃないのかな。と私は考えています。
- ◇ たとえ異なる分野で優れているとしても、男女は平等であるべきだと私は信じています。
- ◇ 男子がいっぱいいるから、とかは考えることはあるけど、「男の子だから算数が得意」や「女の子だから国語が得意」などは違うと思います。なぜかという、その人はその人で性別関係なく得意不得意があると思うからです。
- ◇ 男の人も女の人も、いいところがあるけど、みんなが、練習とか勉強とかをしたら、同じぐらいの得意さになると思うから関係ない。

【中学校3年生】

- ◇ 最近の「男女平等」は少し枠組みが変わってしまったと思っている。昔は男女差別をなくす運動が正しい人だった。今も、正当な方法で男女差別をなくそうとする人がいる。しかし、最近「平等」が「公平」になってしまった。持つものが不利になり、努力しないものが有利になる。いつからこうなったのだろうか。
- ◇ 体力差や、体格差などが違うのはしょうがないけれど、それを人に押し付けたり、常識だから、というのは違うと思う。また、教科や家事育児の得意不得意は育ってきた環境や、好き嫌いがあるし、家事育児が得意な男性がいても、機械が得意な女性がいてもいいと思うし、変でもない、と思う。
- ◇ 女性の理系が現在少ないために女子に理科系の興味を持たせるため理系大学の女子枠を増やすなどをおこなっているが、一般枠を食っているのが問題となっている。ので、無理に女子枠を増やさなくとも、女子の理系が少ないという事実があるのならその事実を尊重し無理に女子に理系を目指さなくていいようなもっと抜本的な男女平等意識が必要だと思う。
- ◇ 男女関係なく、得意不得意はある

(仮称) 小金井市第7次
男女共同参画行動計画
【素案】

令和7年9月時点
小金井市

白紙ページ

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
（1）男女共同参画をめぐる近年の動き.....	2
2 計画の位置付け.....	7
3 計画の性格.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
（1）市民意識調査の実施.....	9
（2）子どもの意見聴取の実施.....	9
（3）男女平等推進審議会の開催.....	9
（4）パブリックコメント、市民懇談会の実施.....	9
第2章 小金井市の現状.....	10
1 人口等の推移.....	10
（1）人口の推移.....	10
（2）年齢3区分別人口の推移.....	11
（3）世帯の推移.....	12
（4）家族類型の状況.....	12
（5）転入・転出の状況.....	13
（6）未婚率の推移.....	14
（7）合計特殊出生率の推移.....	14
（8）就業の状況.....	15
（9）雇用の状況.....	15
（10）労働力率の状況.....	16
2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	25
3 計画の体系.....	26
第4章 施策の展開.....	28
基本目標1 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる.....	28
主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透.....	28
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進.....	35
主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）.....	39

主要課題4	ストーカーやハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）	45
主要課題5	生涯を通じた心と身体健康支援（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）	48
主要課題6	様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）	52
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	55
主要課題1	家庭における男女共同参画の推進	55
主要課題2	働く場における男女共同参画の推進	61
主要課題3	女性の活躍と多様な働き方への支援	65
主要課題4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	68
基本目標Ⅲ	男女共同参画を積極的に推進する	72
主要課題1	政策・方針決定過程への男女の参画	72
主要課題2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	74
主要課題3	推進体制の充実・強化	76
第5章	計画の推進	79
資料編		80

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年（2000年）に策定、令和2年（2020年）には男女共同参画基本計画（第5次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年（1996年）に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年（2003年）に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年（1984年）に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力（DV）・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第7次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

①社会情勢

◆持続可能な開発目標“SDGs”

“SDGs (Sustainable Development Goals)”は、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)です。女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

国際研究機関のSDSNが令和7年(2025年)6月に公表した、世界各国のSDGsの達成状況をまとめたレポートによると、日本の全体順位は167か国中19位とアジアでは最高順位であったものの、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」では、4段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されています。

そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっています。

◆ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和7年(2025年)の日本の順位は148か国中118位で、令和6年(2024年)の日本の順位146か国中118位と同位という結果となりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況です。

日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では148か国中125位、経済分野では148か国中112位と、全体の順位を引き下げています。

②国の動き

◆第6次男女共同参画基本計画 <令和7年(2025年)12月>

令和7年(2025年)12月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」(以下「第6次計画」という。)が閣議決定される予定となっています。

第6次計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法) <令和3年(2021年)6月改正法施行>

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が平成30年(2018年)5月に公布・施行されました。

この間、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年(2021年)6月に、①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する、②国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正されています。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) <令和7年(2025年)6月改正法公布>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)は、令和元年(2019年)5月に改正され、令和4年(2022年)4月1日から「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務づけられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。また、常時雇用の従業員数301人以上の企業を対象に、男女間の賃金差異・給与差異(国・地方公共団体)の公表が義務づけられました。

令和7年(2025年)6月11日に改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が公布されました。その中で、女性活躍推進法の期限を10年間(令和18年(2036年))

3月31日まで)延長するほか、従来の取組に加え、女性特有の健康課題への取組や求職者に対するセクシュアル・ハラスメント対策の義務化に伴い、政府が策定する基本方針にハラスメント対策を位置付けることが明記されました。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 <令和5年(2023年)6月施行>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、令和5年(2023年)6月に公布・施行されました。

基本理念を定め、国や地方公共団体の役割等を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

現在、国の「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」において、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整が行われています。

◆性犯罪に関する刑法等 <令和5年(2023年)7月改正法施行>

令和5年(2023年)6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、「不同意性交等罪」と「不同意わいせつ罪」として、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は犯罪であることが明記されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

令和5年(2023年)3月、国は「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけ、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法) <令和6年(2024年)4月施行>

女性を巡る課題に対応する婦人保護事業は、従来、昭和31年(1956年)に制定された「売春防止法」を法的根拠として実施されてきました。近年、女性を巡る課題はDV、ストーカー被害、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻や生活困窮等のように多様化・複雑化・複合化し、現行の法制度では対応に限界があるとの提言が、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会からなされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の増進を図るとともに自立して暮らせる社会を実現するため、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立しました。

同法に基づき、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務化されています。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）　＜令和6年（2024年）4月改正法施行＞

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年（2023年）5月に成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化などが改正されています。

◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律　＜令和7年（2025年）4月改正法施行＞

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年（2024年）5月に成立し、令和7年（2025年）4月1日から順次施行されました。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、個別周知・意向確認の義務化などが改正されています。

③東京都の動き

◆東京都男女平等参画推進総合計画 <令和4年(2022年)3月>

平成12年(2000年)3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和4年(2022年)3月に新たな「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、誰にとっても住みやすい社会の実現」を目指す男女平等参画社会のあり方として掲げ、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」の2部構成で計画を策定しています。

また、女性活躍推進計画では、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の3つの柱、配偶者暴力対策基本計画では、「配偶者暴力対策」、「男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策」の2つの柱が掲げられています。

◆東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 <令和5年(2023年)3月>

平成30年(2018年)10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年(2019年)12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、令和5年(2023年)3月には、第2期計画が定められました。

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」ことが掲げられています。

◆困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 <令和6年(2024年)3月>

令和4年(2022年)5月に成立した「困難女性支援法」や令和5年(2023年)3月に公示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、令和4年(2024年)3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

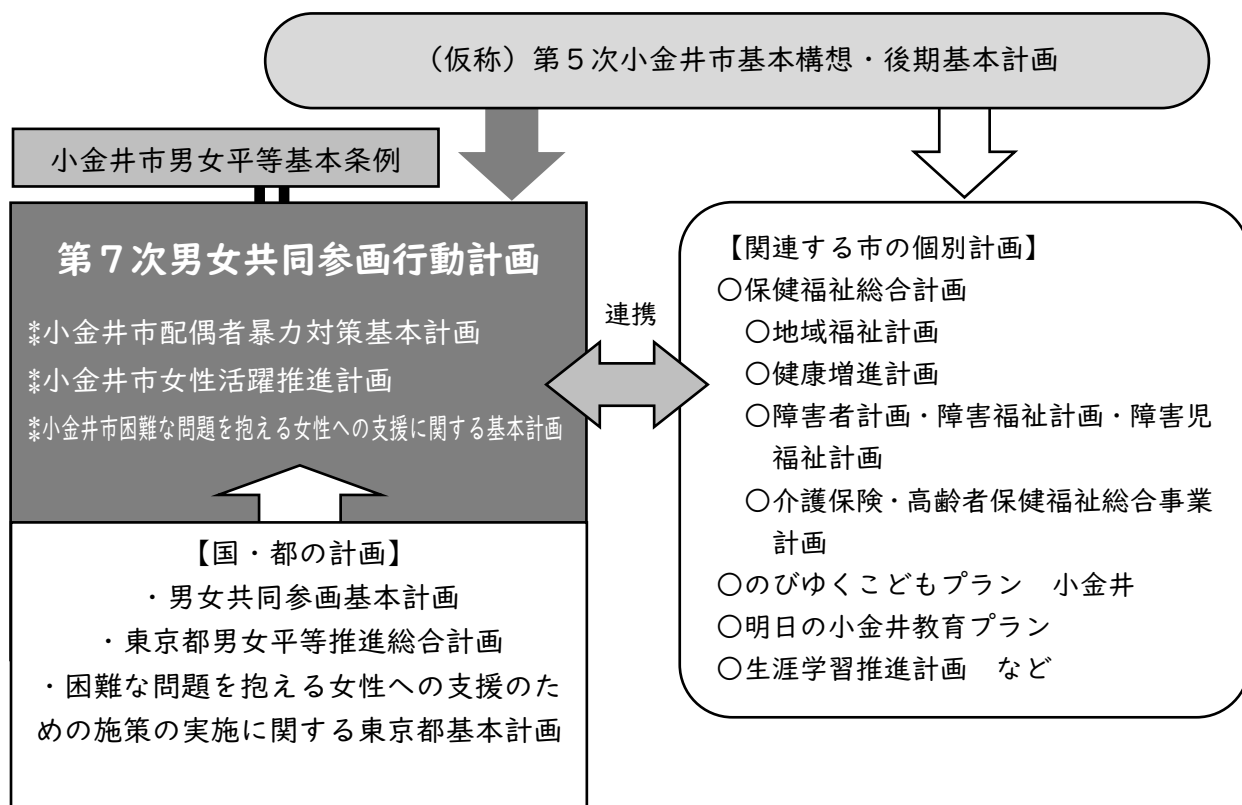
基本理念として、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」が掲げられています。

2 計画の位置付け

- ◆「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆本市の（仮称）第5次小金井市基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の性格

- ◆本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ◆本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ◆市民意識調査結果、子どもの意見聴取結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

◆本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

●○計画の期間

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第6次男女共同参画行動計画					第7次男女共同参画行動計画				
第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）									
前期基本計画					後期基本計画				
（国）第5次男女共同参画基本計画					（国）第6次男女共同参画基本計画				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画									

5 計画の策定体制

(1) 市民意識調査の実施

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

- ◇調査対象：市内に居住する 18 歳以上の男女個人 2,000 人
- ◇調査期間：令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 15 日（火）（10 月下旬到着分まで回収）
- ◇回収状況：全体 768 件／2,000 件（有効回収率：38.4%）

(2) 子どもの意見聴取の実施

計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市内小・中学生を対象とした「性別による無意識の思い込み」に関するアンケート調査を実施しました。

- ◇調査対象：市内公立小学校 6 年生・市内公立中学校 3 年生
- ◇調査期間：令和 7 年 5 月 9 日（金）～5 月 19 日（月）
- ◇回収状況：小学校 6 年生 923 件／1,013 件（有効回収率：91.1%）
中学校 3 年生 623 件／754 件（有効回収率：82.6%）

(3) 男女平等推進審議会の開催

公募市民や学識経験者等で構成された男女平等推進審議会において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

(4) パブリックコメント、市民懇談会の実施

計画案に対する市民からの意見を幅広く聴取するため、パブリックコメント及び市民懇談会を実施しました。

第2章 小金井市の現状

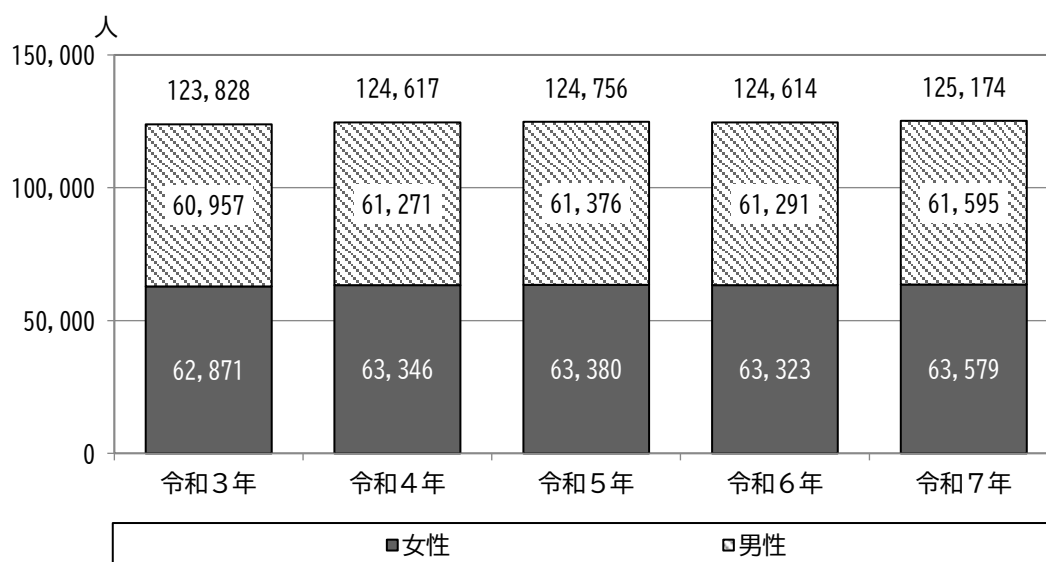
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて、緩やかな増加傾向となっており、令和7年（2025年）1月1日現在で125,174人となっています。

性別にみると、男性に比べて女性が約2,000人多くなっています。

●○男女別人口の推移



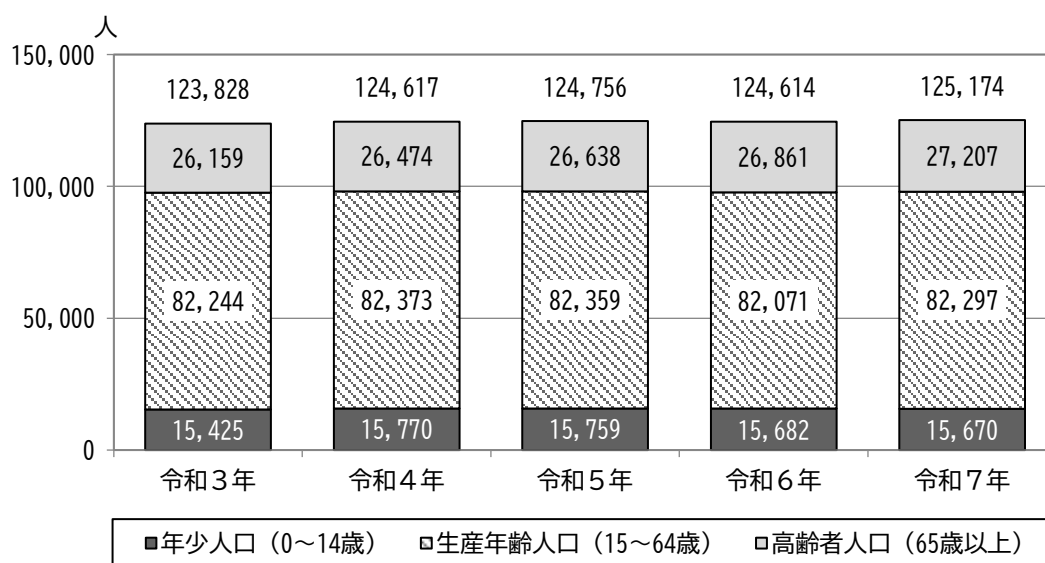
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、いずれの区分もおおむね緩やかに増加しています。

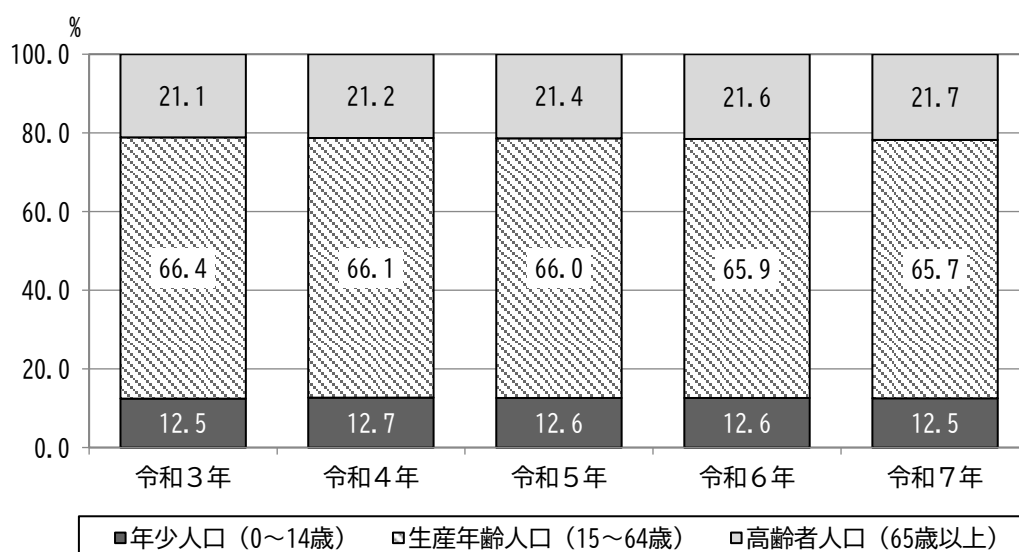
年齢3区分別の人口構成割合をみると、年少人口割合は横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢化率は増加傾向となっています。

●○年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

●○年齢3区分別の人口構成割合の推移

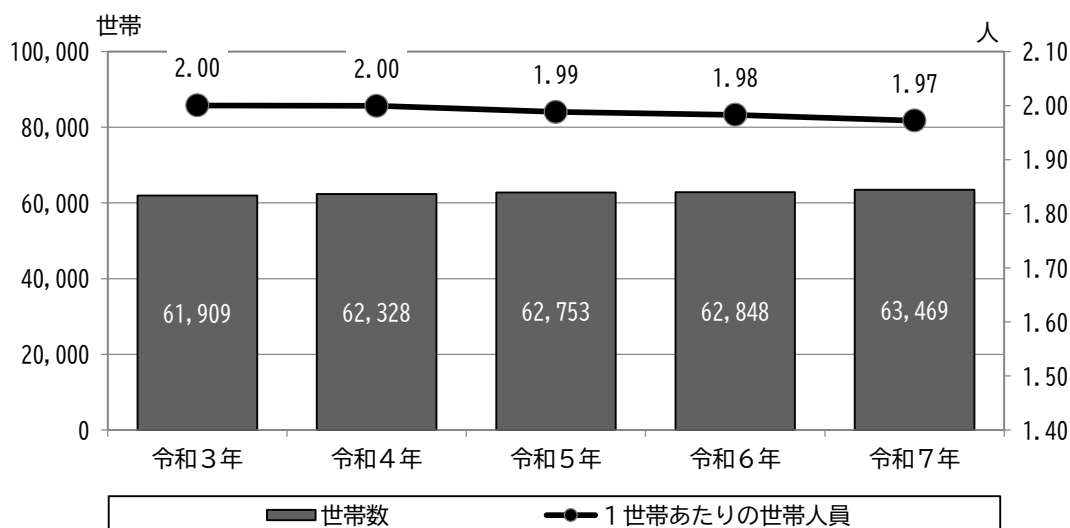


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 世帯の推移

世帯数は緩やかな増加傾向にあり、令和7年（2025年）時点で63,469世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は令和5年（2023年）以降2人を下回っており、令和7年（2025年）時点で1.97人となっています。

●○世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移

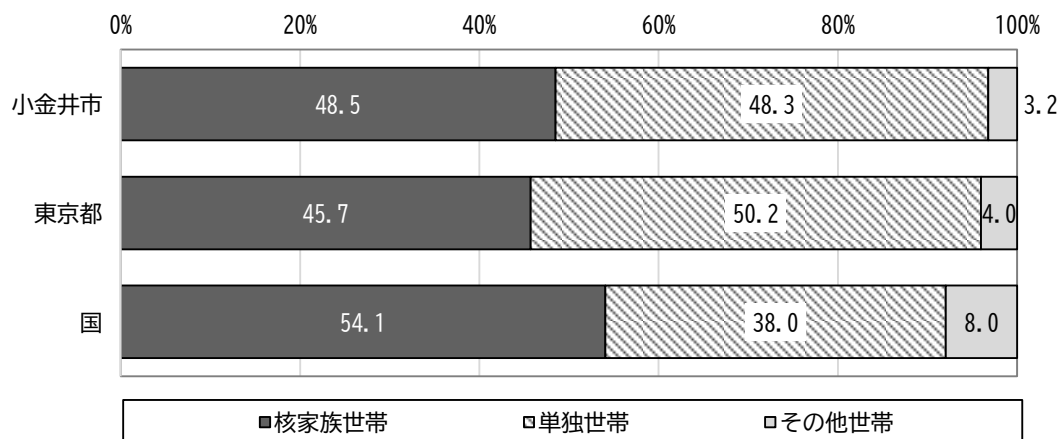


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(4) 家族類型の状況

家族類型の状況をみると、核家族世帯と単独世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単独世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はないものの、国と比較すると10.3ポイント高くなっています。

●○家族類型の状況（国・都比較）

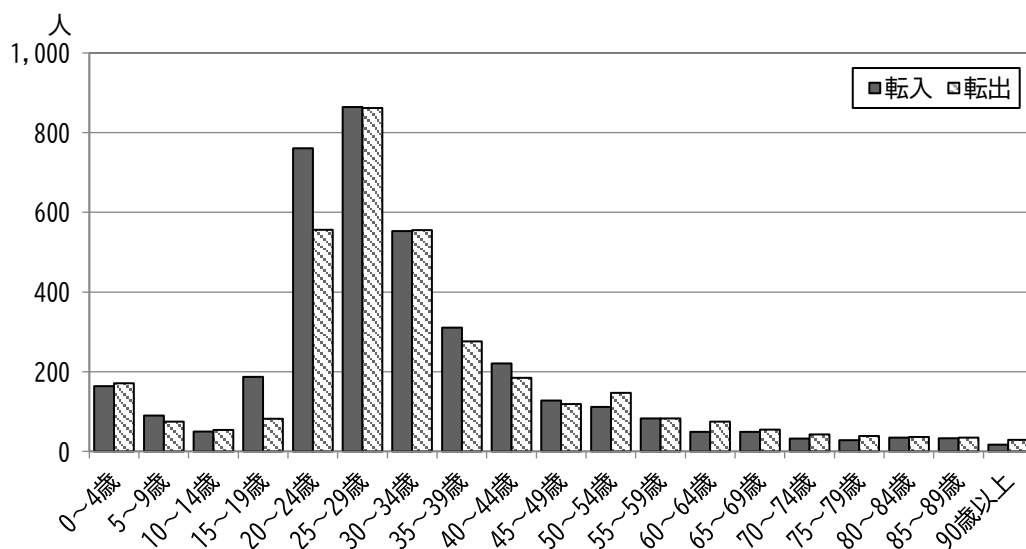


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 転入・転出の状況

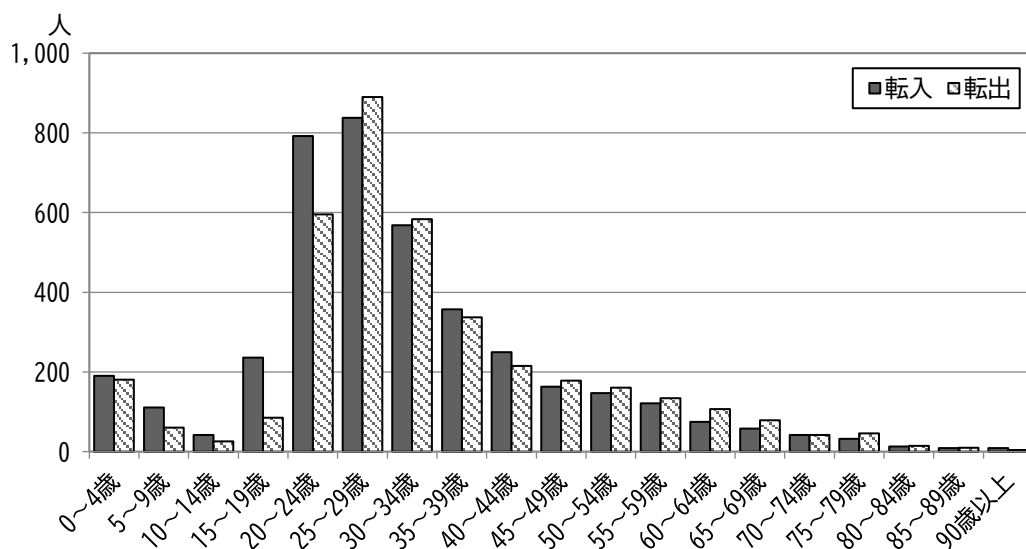
令和6年(2024年)の転入・転出状況をみると、男女ともに20歳代の転入数が多く、特に20～24歳は転入が転出を上回る転入増となっています。同様に15～19歳も転入増となっています。25歳以降は、転入と転出がほぼ同数となっています。

●○転入・転出の状況(女性)



資料：住民基本台帳人口移動報告(令和6年)

●○転入・転出の状況(男性)

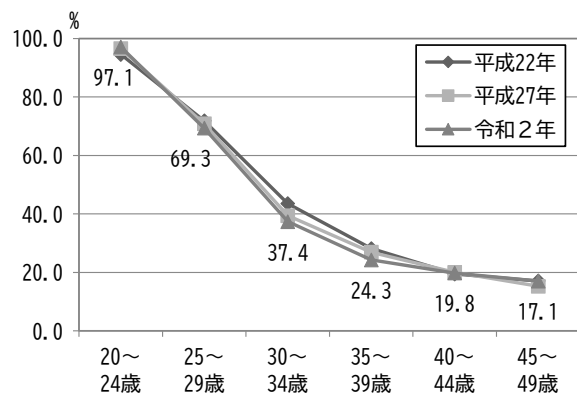


資料：住民基本台帳人口移動報告(令和6年)

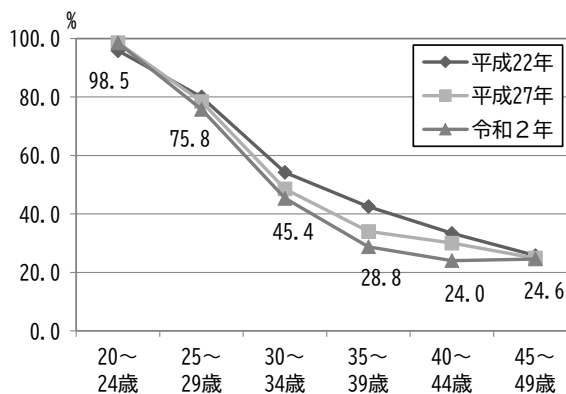
(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、男性はすべての区分で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低く、女性は25～44歳で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低くなっています。

●○未婚率の推移(女性)



●○未婚率の推移(男性)



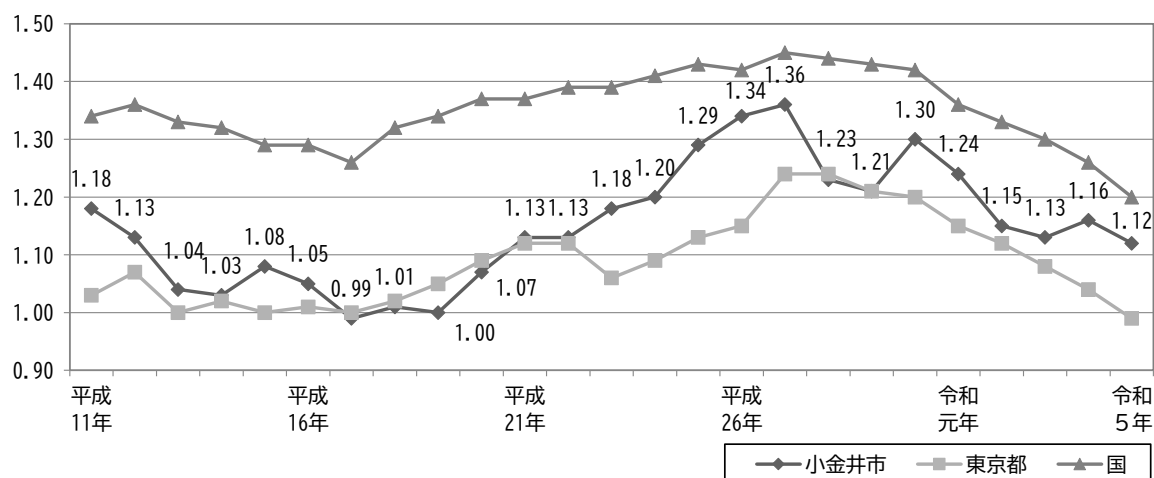
※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しつつ、平成27年(2015年)までは増加傾向でしたが、平成28年(2016年)、平成29年(2017年)に一旦減少し、東京都の数値に近づきました。平成30年(2018年)に再び増加したものの、その後国・都と同様に減少に転じ、令和5年(2023年)は1.12となっています。

●○合計特殊出生率の推移(国・都比較)



※数値は本市のみ。

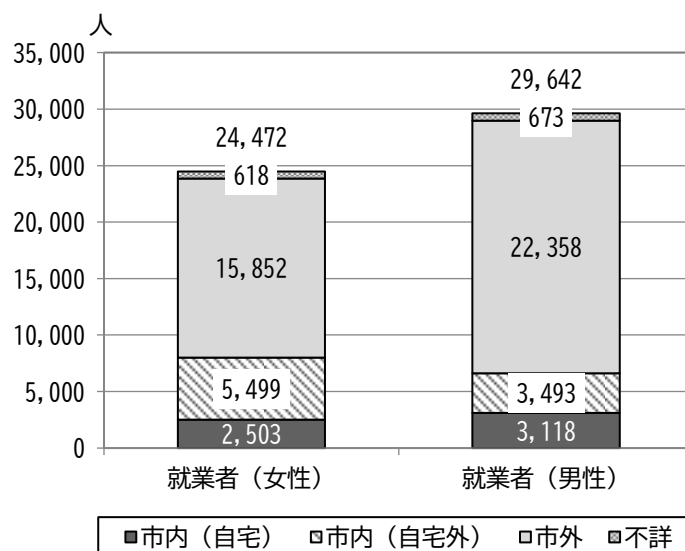
資料：国－人口動態統計(厚生労働省)

東京都、小金井市－人口動態統計(東京都保健医療局)

(8) 就業の状況

就業者の状況をみると、令和2年(2020年)の女性就業者は24,472人、男性就業者は29,642人となっています。男女ともに市外で就業している人が多くなっています。

●○就業者の状況



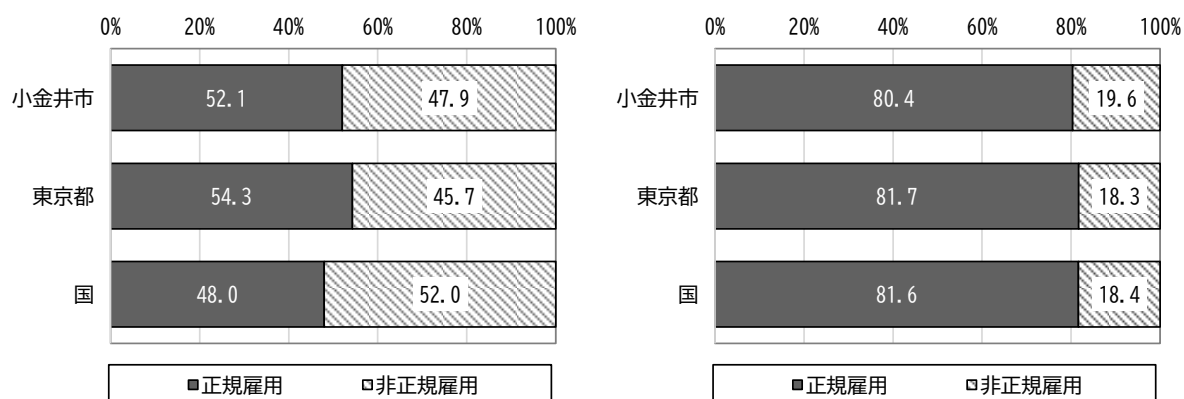
資料：国勢調査（令和2年）

(9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位をみると、小金井市の女性は正規雇用が52.1%、非正規雇用が47.9%となっており、正規雇用の割合は国より高く、東京都より低くなっています。

男性はいずれも正規雇用が80%を超え、国・東京都と同様の傾向となっています。

●○従業上の地位の状況（国・都比較）



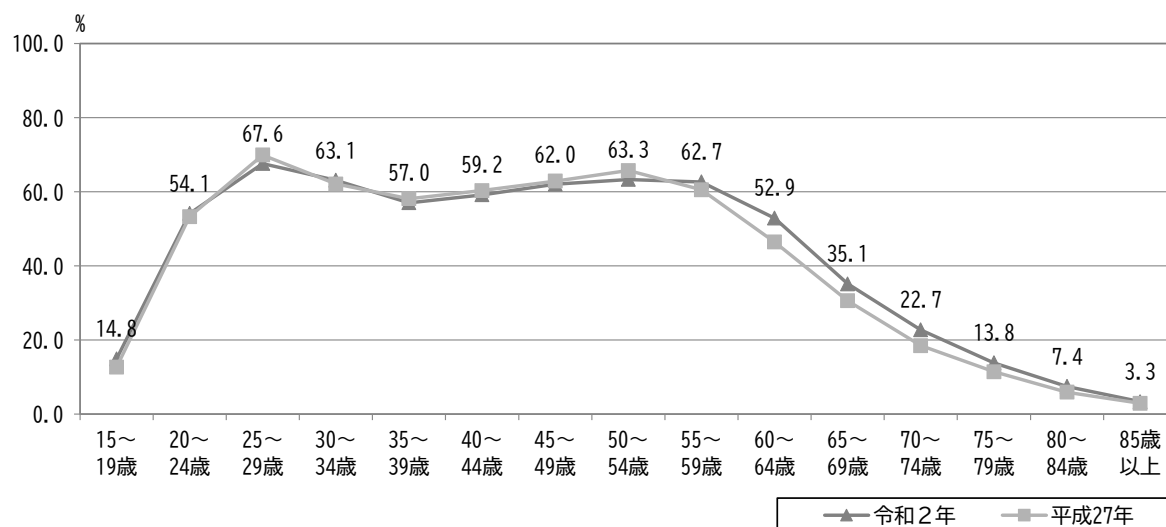
資料：国勢調査（令和2年）

(10) 労働力率の状況

女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳、35～54歳で令和2年（2020年）は平成27年（2015年）よりも低くなっています。

国・都と比較すると、小金井市では東京都と同様に25～29歳が最も高く、その後30歳代で減少するM字カーブを描こうとしますが、国と比較して、M字の谷が深く40歳代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

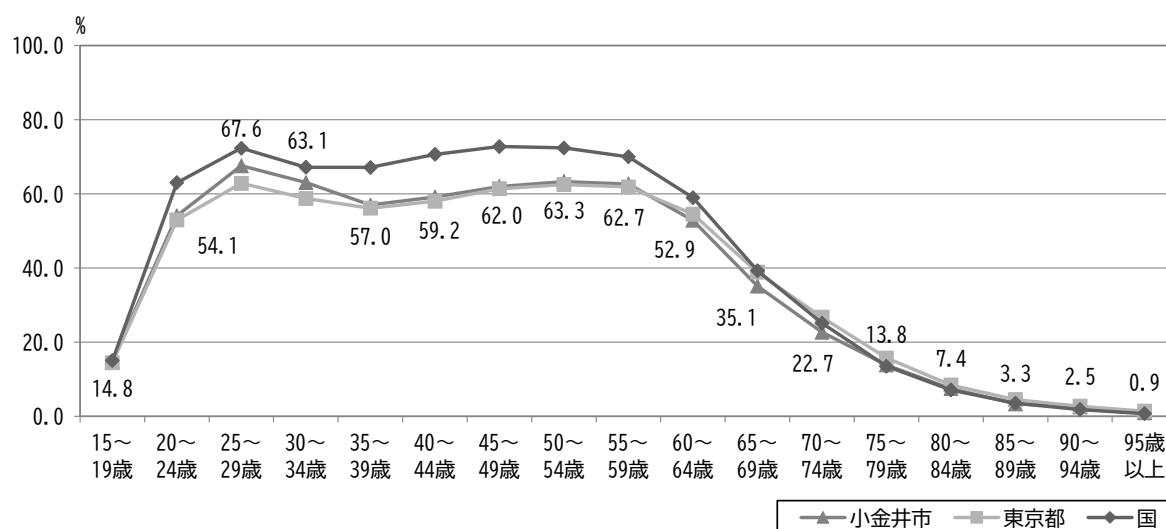
●○女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

●○女性の年齢5歳階級別労働力率の状況（国・都比較）



※数値は本市のみ。

資料：国勢調査（令和2年）

2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第6次男女共同参画行動計画期間における、令和3年度から令和6年度の推進状況調査から重点施策等の進捗状況を、第6次計画の目標ごとにまとめました。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

【重点施策】

◆人権・男女平等に関する講演会等の開催

- ◇ 人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット」を開催しました。
- ◇ 各種講演会への参加や啓発資料等の配布を通して男女共同参画の意識啓発を実施しました。

◆若い世代への啓発・教育の推進

- ◇ 市内小・中学校の児童・生徒に対し、人権教育プログラムを活用した、暴力の未然防止の意識づくりを推進しました。
- ◇ 「知っておきたいデートDV（リーフレット）」を市ホームページへ掲載し、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を推進しました。
- ◇ 二十歳を祝う会においても、DV相談等の案内を配付しました。

【アンケート調査結果より】

◆小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- ◇ 市民意識調査において、こがねいパレットの認知度は24.8%と第6次計画策定時(22.5%)から大きな変化は見られません。情報誌「かたらい」の認知度は12.9%と依然として低いことがうかがえます。また、第6次計画自体の認知度も13.0%にとどまっています。
- ◇ 相談事業の認知度も、女性総合相談が15.5%、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が25.5%と低いことがうかがえます。

◆DVの認知度

- ◇ 「〔①平手で打つ〕、〔⑥相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない〕、〔⑦なぐるふりをしておどす〕、〔⑧「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと侮辱的なことを言う〕で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が8割を超えています。一方、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」については、〔②大声でどなる〕で4割台、〔③外出などを制限する〕〔⑤何を言っても無視する〕〔⑨生活費を十分に渡さない〕で2割台となっています。

◆DV被害の相談有無、相談先

- ◇ DV被害の相談は、全体で「相談したかったが、相談しなかった」が11.5%、「相談しようと思わなかった」が55.6%と、“相談しなかった”割合が67.1%と高く、第6次計画策定時と比較して13.5ポイント高くなっています。相談した人の相談先として、第6次計画策定時同様「友人・知人」「親族」が高いものの、女性で「同じような経験をした同性」(11.2ポイント増加)、「家庭裁判所、弁護士、警察」(5.6ポイント増加)の割合が高くなっています。

◆小中学生の性別による無意識の思い込み

- ◇ 小中学生アンケートにおいて、「男の子／女の子だからと思うことがある」割合が小学生で50.3%、中学生で60.7%、「性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う」割合が小学生で56.0%、中学生で71.5%と、性別による思い込みがあることがうかがえます。
- ◇ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰から「男の子／女の子だから」と言われた経験がある人ほど、性別による思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ 本市においては、人権・男女平等の推進に向けて、様々な事業を実施しているものの事業自体や計画に対する市民の認知度は低く、本市の男女共同参画に関する取組が十分に伝わっていない状況がうかがえることから、引き続き認知度の向上に努めることが重要です。
- ◇ 暴力行為の内容によってはDVであると認識していない割合も高く、改めてDVなどのあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させ、これを許さない社会意識の醸成と未然に防ぐ環境づくりに努めることが重要です。
- ◇ 年齢を重ねるにつれ、周囲からの影響を数多く受けることで、「性別による無意識の思い込み」を抱いてしまうことが考えられるため、幼少期から「無意識の思い込み」について知ることが重要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【重点施策】

◆男性の家事・育児・介護への参画促進

- ◇ 出産、育児に関する両親学級やエンジェル教室、カルガモ教室において父親が参加しやすい環境を整えたことで、父親の参加者数が増加しています。
- ◇ 父親と子ども、父親同士の交流を図る各種事業を開催し、父親の育児参加と交流機会の提供に努めています。
- ◇ 要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等について、男性介護者も参加しやすいテーマ設定を行いました。

◆一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進

- ◇ 市報、市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載するとともに、男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、「こがねいパレット」等の機会を利用し、普及啓発資料を配布しました。
- ◇ 多様な働き方の普及・啓発に向けて、パンフレットによる情報提供や就職支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー等を行いました。

【アンケート調査結果より】

◆1日あたりの家事・子育てに携わる時間

- ◇ 市民意識調査において、第6次計画策定時と比較して男性の家事や子育てに携わる時間が増加していることがうかがえるものの、依然として共働きであっても男性に比べて女性の家事に携わる時間が長い傾向にあります。

◆育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと

- ◇ 育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男性にとっても女性にとっても、「短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する」、「職場や上司の理解・協力」、「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う」、「保育・介護の施設やサービスを充実する」ことが必要であることがうかがえます。

◆男性の家事・育児の参加について

- ◇ 男性の家事・育児参加へのイメージは、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も高く、第6次計画策定時よりも男女ともにそう考える傾向が高まっています。

◆育児休業・介護休業の利用意向について

- ◇ 育児休業の利用意向は、「利用したい」で女性（74.9%）が男性（60.8%）より14.1ポイント高くなっています。第6次計画策定時よりも、男性の「利用したい」割合が高く、男性の育児休業の取得意向の高まりがうかがえます。
- ◇ 介護休業の利用意向は、「利用したい」で女性（72.8%）が男性（64.8%）より8.0ポイント高くなっています。第6次計画策定時よりも、男性の「利用したい」割合が高く、男性の介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。

◆小中学生の家事・育児に対する性別による無意識の思い込み

- ◇ 小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で36.9%、中学生で37.4%、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で37.6%、中学生で41.2%と、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。
- ◇ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰から「男の子／女の子だから」と言われた経験がある人ほど、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の協力を得ながら、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を進めることが重要です。
- ◇ 男性の家事や子育てに携わる時間の増加や育児休業、介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。事業所や関係機関等の連携・協力を得ながら、男女がともに無理なく仕事と家庭、育児・介護に参画することができる環境づくりが重要です。
- ◇ 子どもたちの性別に対する意識は日常の様々な場面から影響を受け形成されるため、周りの大人が自身の「性別による無意識の思い込み」に気づき、家庭での役割分担を見直すなど、言動に留意することが重要です。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

【重点施策】

◆男女の市政参画の促進

- ◇ 多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。
- ◇ 防災・防犯分野では、男女双方の意見を反映することができるよう、審議会運営を行いました。

◆市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

- ◇ 指導的立場への女性の参画の促進に向けて、市女性職員を対象とした女性キャリア支援研修を実施しています。また、令和3年度より男性管理監督職のための女性キャリア支援研修を実施し、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進しています。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、令和6年度の男性育児休業取得率が76.9%と、目標を上回っています。

【アンケート調査結果より】

◆審議会等の女性委員比率について

- ◇ 審議会等の女性委員比率については、男女ともに「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と高いものの、第6次計画策定時よりも、「積極的に女性委員を増やした方がよい」が男女ともに5ポイント以上高くなっています。

◆各分野の男女平等観について

- ◇ 様々な場において男女が平等になっていると思うかについてみると、「男性の方が優遇されている」については、〔④政治の場〕が48.8%と最も高く、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた《男性優遇》では79.1%と約8割を占めています。

【まとめ・今後の課題】

- ◇ 引き続き、審議会等の女性参画率目標達成に向けて、定期的に状況把握を行うとともに、全庁的に女性委員の登用促進について要請することが必要です。
- ◇ 本市において、性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、男女平等の視点に立った職員配置を行うとともに、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組むことが重要です。

◎小金井市における市民参加による推進事業

こがねいパレット

昭和 52 年（1977 年）に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後 10 年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和 62 年（1987 年）には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21 世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成 13 年（2001 年）に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

情報誌「かたらい」

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和 63 年（1988 年）に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成 12 年（2000 年）には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

多摩3市男女共同参画推進共同研究会

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動を締め括りました。

「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成 15 年（2003 年）に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代をつなぐ－』、平成 18 年（2006 年）に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代を歩む－』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

市民組織の変遷(婦人問題懇談会～男女平等推進審議会)

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年(1984年)には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年(1995年)、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年(1996年)には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年(2001年)に設置された「(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年(2003年)の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第6次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

また、本計画策定にあたり実施した小中学生アンケートにおいて、子どもの頃から「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を持っている状況が明らかになりました。男女共同参画社会の実現に向けては、このような意識を変えていくことも重要です。

二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本目標		主要課題	
Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる			1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透
			2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
	DV 計画	困難 女性 支援 計画	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
			4 ストーカーやハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策
			5 生涯を通じた心と身体 の健康支援
			6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす		女性 活躍 推進 計画	1 家庭における男女共同参画の推進
			2 働く場における男女共同参画の推進
			3 女性の活躍と多様な働き方への支援
			4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する			1 政策・方針決定過程への男女の参画
			2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
			3 推進体制の充実・強化

施策の方向	施策
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 【重点】 ②人権・男女平等に関する講演会等の開催
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	①メディア・刊行物等への配慮 ②人権尊重における相談対応の充実 ③多文化共生のまちづくり
(3) 多様性への理解の推進	①性の多様性への理解促進
(1) 教育の場における男女平等教育の推進	①幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	①家庭における教育・学習の推進 ②地域・社会における教育・学習の推進
(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	①DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見 ②若い世代への啓発・教育の推進
(2) 被害者支援の推進	①安全確保と自立支援の実施
(3) 相談・連携体制の整備・充実	①相談体制の整備・強化【重点】 ②虐待等の防止対策・支援等の充実
(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	①ストーカーやセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実
(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	①母子保健事業等の推進
(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	①健康づくりの推進 ②健康と性に関する学習・啓発の充実
(1) 各家庭の状況等に応じた支援	①支援が必要な家庭への各種サポート
(2) 自立した生活への支援	①各種相談支援の実施
(1) 育児支援体制の整備	①地域での子育て支援体制の充実
(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②男性の地域活動への参画促進
(3) 介護等への支援体制の整備	①高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	①一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】
(2) 働く場における男女平等の推進	①雇用の場における男女共同参画
(1) 女性の就労に関する支援	①女性の就業支援・起業支援 ②農業・自営業等における男女共同参画の推進
(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	①地域活動団体等の活動促進 ②地域における女性のエンパワーメントの拡大
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①男女の市政参画の促進【重点】
(1) 市民参加・協働による事業展開	①市民や地域団体との協働 ②参画を促す環境づくり
(1) 庁内の男女平等の推進	①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 【重点】
(2) 計画の推進体制の強化	①計画推進体制の整備

第4章 施策の展開

基本目標1

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透

人権が尊重され、多様性を認め合うジェンダー平等社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

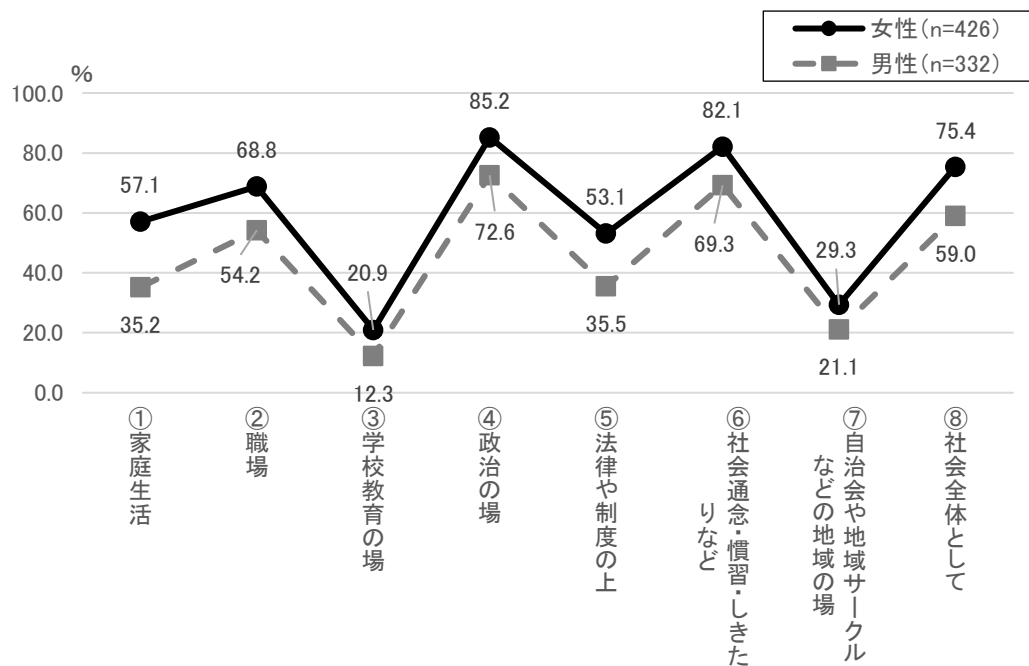
本市ではこれまで、人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや、市民参画による情報誌「かたらい」の発行及び「こがねいパレット」の開催等を進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における「男性優遇」は、全体で7割以上、「職場」「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。いずれの項目も女性が男性と比較して10ポイント以上高くなっており、男女間で意識に差があることが見られます。

また、こがねいパレットの認知度は前回調査から大きな変化は見られません。さらに、情報誌「かたらい」や第6次計画自体の認知度も1割台にとどまっており、必要な情報が十分に市民に届いていないことがうかがえます。

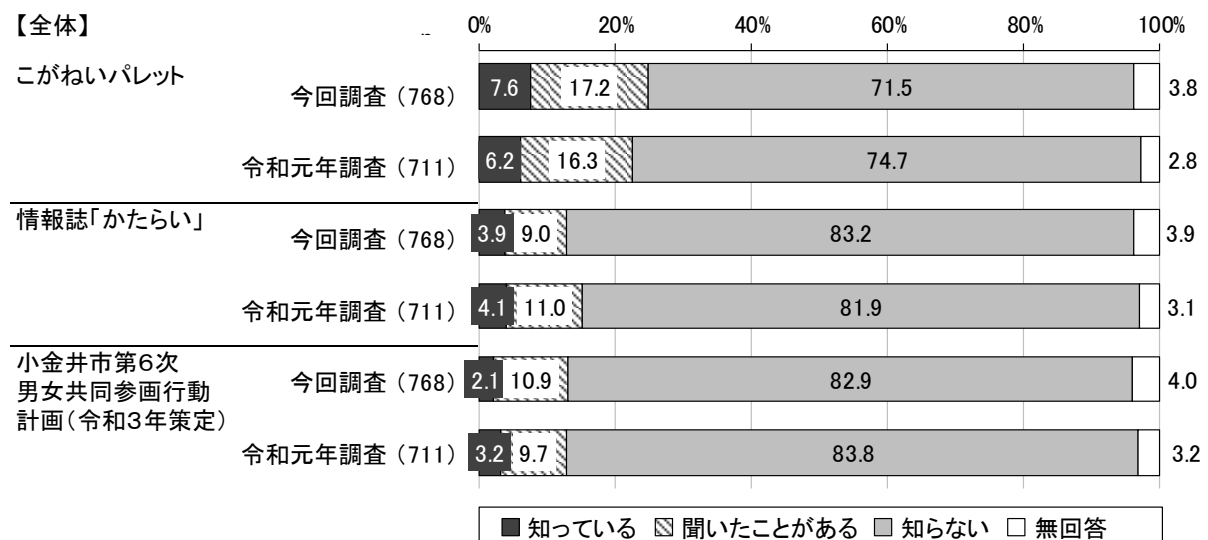
こうした状況をふまえ、今後も市民一人ひとりに人権尊重・ジェンダー平等意識が浸透するよう、情報媒体や取組自体の認知度の向上を図るとともに、様々な媒体や機会を通じて、普及・啓発活動に取り組むことが必要です。

●○各分野における《男性優遇》の割合（市民意識調査）



※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

●○小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況（市民意識調査）



施策の方向（１）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革やジェンダーバイアスの解消を進めるため、講演会や広報媒体等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進【重点】

No	事業名	事業内容	
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料等を作成・活用します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権啓発物品の作成・配布	広報秘書課
		・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課
2	男女平等に関する啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例、ジェンダーバイアスの解消など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	
		具体的な事業	担当課
		・ジェンダーバイアス解消にかかる普及啓発用リーフレットの作成・活用【新規】	企画政策課
		・二十歳を祝う会での啓発資料の配布	企画政策課
		・男女共同参画シンポジウム等での男女平等基本条例等の周知	企画政策課
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図るとともに、広く周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課
		・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館
4	情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」や「こがねいパレット」記録集を発行し、市施設等で配布し広く周知します。	
		具体的な事業	担当課
		情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	企画政策課

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催

No	事業名	事業内容	
5	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解など様々な人権をテーマに講演会等を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権に関する講演会等の開催	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・「こがねいパレット」の開催	企画政策課

施策の方向（２）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別にかかわらず、子どもの頃から一人ひとりの人権と尊厳が守られるよう、メディア・リテラシーの普及啓発や情報モラル教育を推進します。あわせて、人権尊重に関する相談体制の充実に努めます。また、国際理解教育や国際交流を通じて、互いの文化と人権を尊重し合える多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止、固定的な役割分担意識の解消を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・職員向け人権研修の実施	職員課
		・市民向け普及・啓発の実施	企画政策課

No	事業名	事業内容	
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。 また、学校教育において、発達段階に応じたメディア・リテラシーを身に付け、他者の人権に配慮した情報発信を行えるようにします。	
		具体的な事業	担当課
		・情報モラル教育の充実	指導室
		・児童・生徒向け普及・啓発の実施	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	
		具体的な事業	担当課
		・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課
		・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課
		・差別や偏見を助長しない表現や男女バランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等に関する苦情・相談の受付	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 また、子どもの権利について、相談・救済に取り組みます。	
		具体的な事業	担当課
		・人権・身の上相談	広報秘書課
		・女性総合相談	企画政策課
		・子どもオンブズパーソン	児童青少年課

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	
13	平和に関する講演会等の開催	平和に関する映画会や講演会等を開催します。様々な視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・ 平和に関する講演会等の開催	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 国際理解教育の推進	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課
		・ 生活日本語教室、国際理解講座等	公民館

施策の方向（３）多様性への理解の促進

多様な性自認や性的指向など、性の多様性に関する正しい理解の促進に向け、パートナーシップ宣誓制度の運用、周知に努めるとともに、性の多様性に関する情報提供や研修会等を実施します。

施策① 性の多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	
16	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領カード等を発行する制度を運用します。 また、広く市民に対し周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・ パートナーシップ宣誓制度の運用	企画政策課
17	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市民や職員を対象にした研修会等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 性の多様性への理解促進講座	企画政策課
		・ 職員向け人権研修の実施【再掲】	職員課

No	事業名	事業内容	
18	性の多様性に関する情報提供の実施	性の多様性の理解と支援を促進するため、情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・性の多様性への理解促進パネル展の実施	企画政策課
		・性の多様性リーフレットの作成・配布	企画政策課

主要課題２ 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

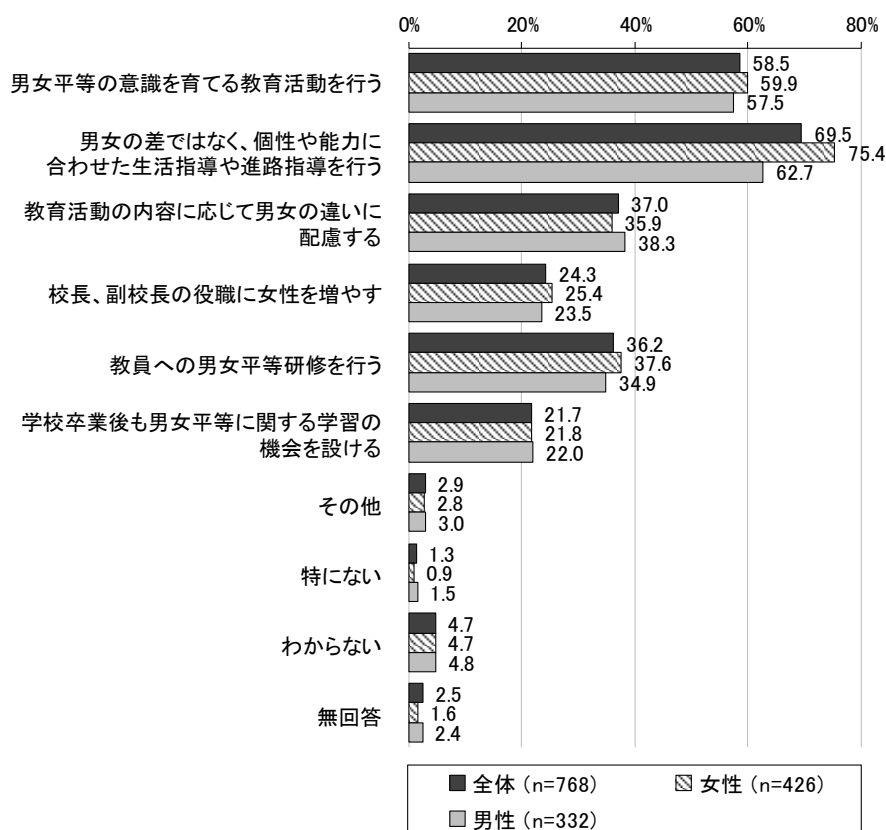
男女共同参画社会の実現には、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりがその意義を正しく理解し、必要性を認識することが重要です。そのために大きな役割を果たすのが、教育や学習の機会です。

令和６年（2024年）に実施された市民意識調査では、学校教育の場で男女平等を進めるために特に重要だと思うこととして、「男女の差ではなく、個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」や「男女平等の意識を育てる教育活動を行うこと」が多く挙げられました。

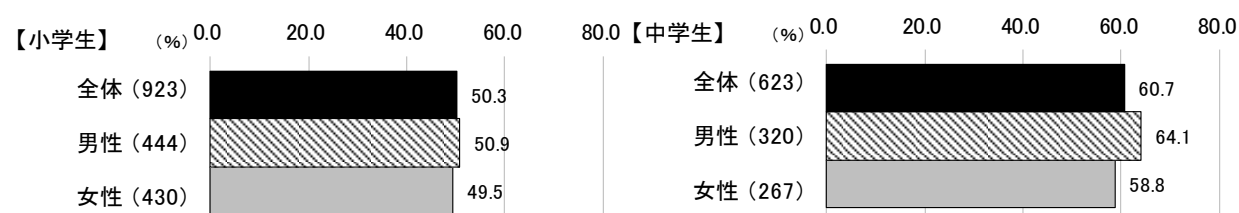
また、小中学生を対象としたアンケートでは、「男の子／女の子だから」と思うことがあると回答した割合が、小学生で約５割、中学生で約６割にのぼり、「性別によって向いている仕事・向いていない仕事がある」と考える割合も、小学生で５割半ば、中学生では７割を超えています。特に、「男の子／女の子だから」と誰かに言われた経験のある人ほど、自身もそのように強く思う傾向が見られました。

このように、幼少期や学齢期は身近な環境の影響を受けやすいため、学校・家庭・地域における教育や学習の場では、男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや社会の変化に応じて、男女共同参画に関する学びの機会を継続的に提供していくことが重要です。

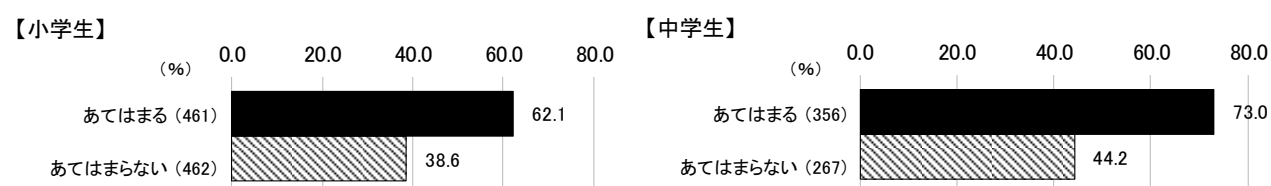
●○男女平等を進めるために学校教育の場で重要なこと（市民意識調査）



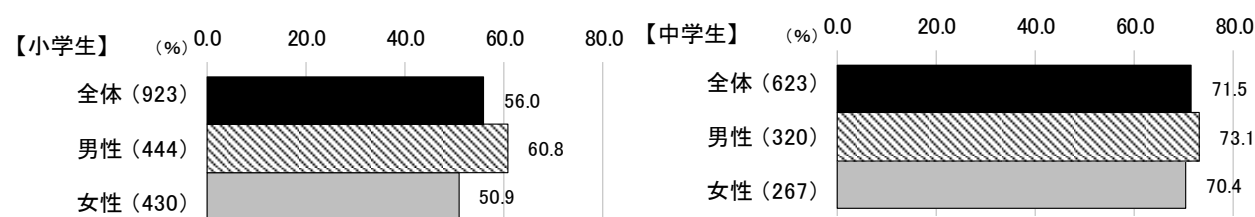
●○「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある（小中学生アンケート）



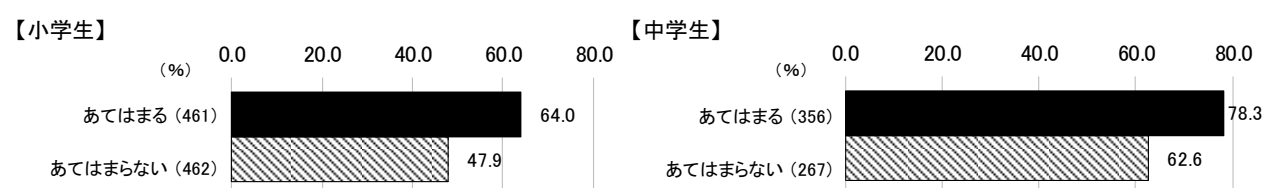
●○「男の子/女の子だから」と言われた経験別の「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合（小中学生アンケート）



●○（将来の仕事について）性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う（小中学生アンケート）



●○「男の子/女の子だから」と言われた経験別の性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うことがある割合（小中学生アンケート）



施策の方向（１）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じて、男女平等の意識を育む教育と、自分や他者を思いやる人権教育を推進します。子どもが固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう支援します。また、子どもの育ちや教育に関わる人を対象に、理解促進のための研修を実施します。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
19	男女平等の視点に立った学校教育の推進	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・職員研修の実施	職員課
		・教職員を対象とした人権、男女平等・男女共同参画に関する研修の実施	指導室
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。 また、子どもの権利学習に関する取組を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育	指導室
		・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育	指導室
		・子どもの権利学習	児童青少年課

施策の方向（２）生涯を通じた男女平等教育の推進

子どもの育ちに関わる保護者に対して、男女平等や人権、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への正しい理解を促す啓発に取り組みます。また、人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯にわたり男女共同参画への理解を深め、男女平等意識に基づいた行動を実践できるよう、家庭や地域に向けた学習機会の充実を図ります。

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だちづくりへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・平日コース及び土曜日コースの実施	こども家庭センター
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	父親と母親の育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だちづくりへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・エンジェル教室・カルガモ教室の開催	こども家庭センター
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家庭教育学級の開催	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権尊重・男女平等の視点を踏まえた講座の実施	公民館
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・市職員派遣による出前講座	生涯学習課
		・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催	公民館

主要課題３ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

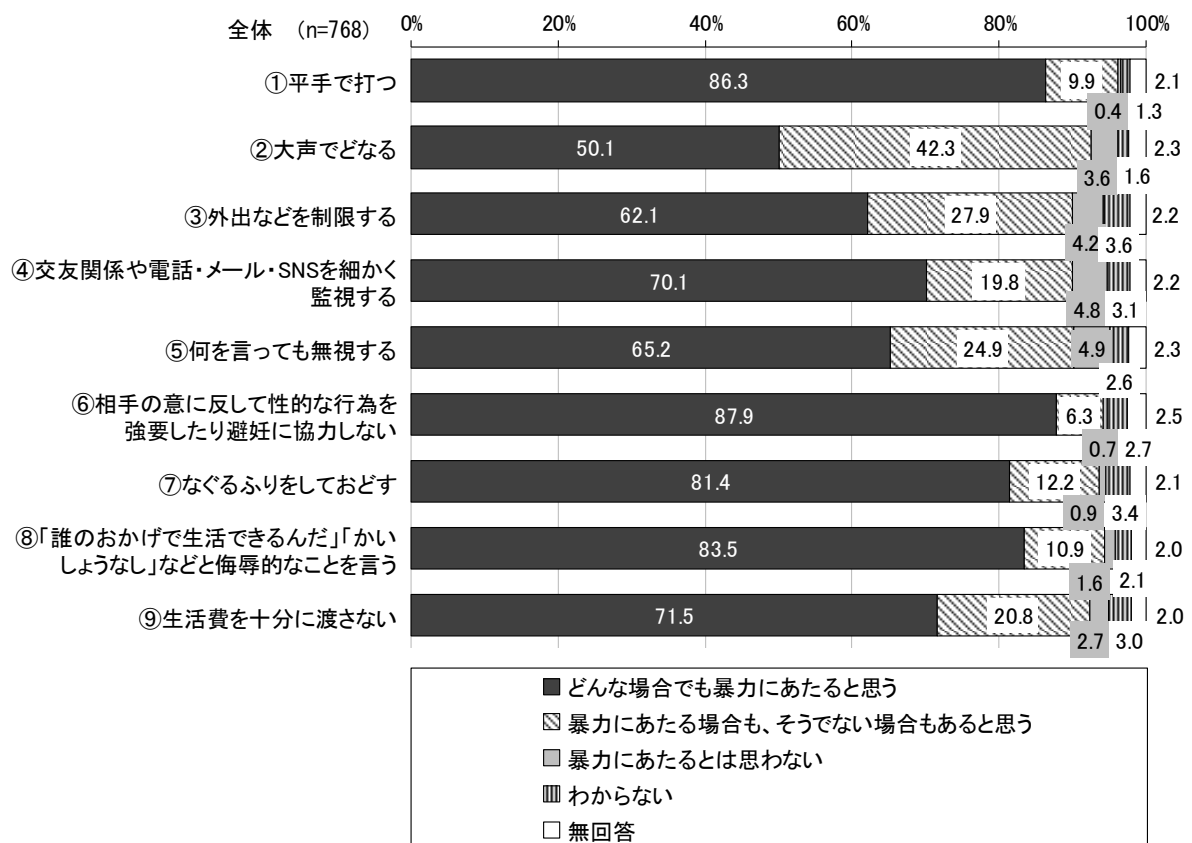
配偶者等からの暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、こうした暴力は家庭内など限られた関係性の中で起こるものと捉えられがちであり、周囲が気づかないまま、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。

本市では、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や、被害者支援の強化に取り組んできました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を活用した啓発活動を通じて早期発見のための意識づくりを行うとともに、命の大切さや他者を思いやる心を育む教育による未然防止にも力を入れています。

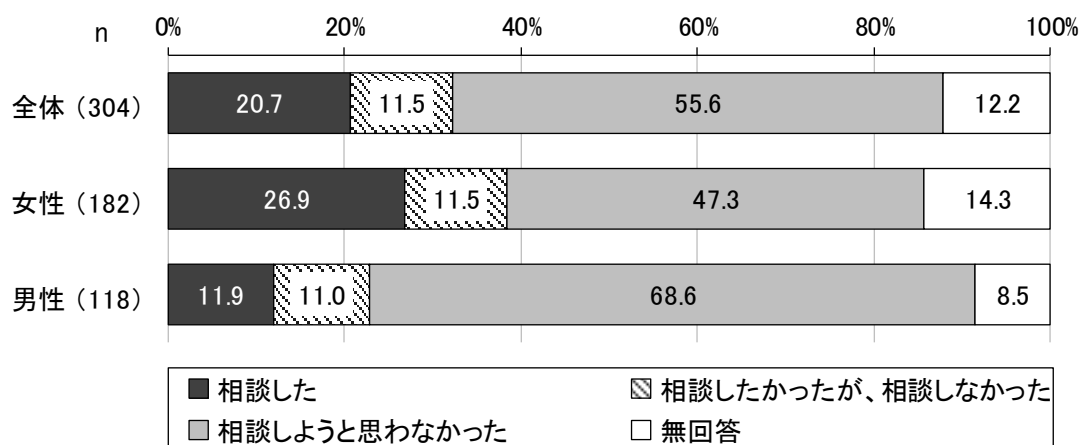
令和６年（２０２４年）に実施した市民意識調査の結果では、暴力行為の内容によっては配偶者等からの暴力に該当すると認識していない割合が高く、あらためて、配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させることが求められます。あわせて、暴力を許さない社会意識の醸成と、未然に防ぐ環境づくりが重要です。また、配偶者等からの暴力を受けた際に「相談しなかった」と回答した割合が７割弱と高く、相談への心理的・社会的ハードルの高さがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者が安心して相談できる体制や、安全を確保する保護体制の充実を図る必要があります。さらに、関係機関との連携を強化し、被害者が早期に支援を受けられる仕組みづくりも重要です。

●〇DVの認知度（市民意識調査）



●〇DV被害の相談有無（市民意識調査）



施策の方向（１）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力やデートＤＶは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識が市民に広く浸透するよう、広報・啓発活動を継続します。あわせて、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に向けて、体制の強化と関係機関との連携に努めます。

施策① ＤＶの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容	
26	ＤＶの防止に向けた啓発と情報提供	ＤＶ相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるＤＶの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・ ＤＶ相談カードの配布	企画政策課
		・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせたパネル展の実施	企画政策課
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、ＤＶ相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・ 医療機関・関係機関への情報提供の実施	企画政策課
28	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・ こども家庭センター総合相談の実施	こども家庭センター
		・ 要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター

施策② 若い世代への啓発・教育の推進

No	事業名	事業内容	
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラム及び子どもの権利に関する条例を活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権教育プログラムの実施	指導室
30	デートＤＶ防止対策の充実	デートＤＶの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・「知っておきたいデートＤＶ」（リーフレット）のホームページによる啓発	企画政策課
		・二十歳を祝う会におけるＤＶ相談等の案内配付	企画政策課

施策の方向（２）被害者支援の推進

被害者の安全確保を最優先に行うとともに、自立や生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援を行います。あわせて、子どもを含む家庭への心理的ケアにも配慮し、庁内外の関係機関と連携を強化することで、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容	
31	被害者等に関する個人情報保護の支援	ＤＶ被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	
		具体的な事業	担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援	企画政策課
		・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の実施	市民課
32	被害者の安全確保	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・関係機関との情報交換会の開催	企画政策課
		・緊急一時保護宿泊費等助成制度の実施	企画政策課

No	事業名	事業内容	
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・生活の再建に向けた支援と情報提供	企画政策課 地域福祉課 健康課 子育て支援課 こども家庭センター
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、こども家庭センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・保育に関する支援	保育課
		・就学等に関する支援	学務課 指導室

施策の方向（３）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実や窓口情報の周知を進めるとともに、被害者の状況や背景を丁寧に理解し、適切な対応ができるよう努めます。あわせて、相談員の相談対応能力の向上に努めるなど、相談機能の強化と関係機関との連携体制の充実を図り、切れ目のない支援につなげます。

施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・男性に対する相談支援窓口に関する情報提供の実施	企画政策課

No	事業名	事業内容	
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。 また、研修への参加を通じて、女性相談支援員等の関係職員が専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・DVに関する研修会等への参加	企画政策課 関係各課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・関係機関との情報交換会の開催【再掲】	企画政策課

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
39	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・虐待防止、権利擁護に関する啓発	こども家庭センター 介護福祉課 自立生活支援課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課

主要課題４ ストーカーやハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの行為は、DV（ドメスティック・バイオレンス）と並び、男女共同参画社会の形成を阻む重大な要因です。これらの行為は、家庭・学校・地域・職場など、日常生活の様々な場面で発生する可能性があり、誰もが被害者となる恐れがあります。社会的に決して許されるものではなく、その防止と被害者支援に向けた取組が強く求められます。

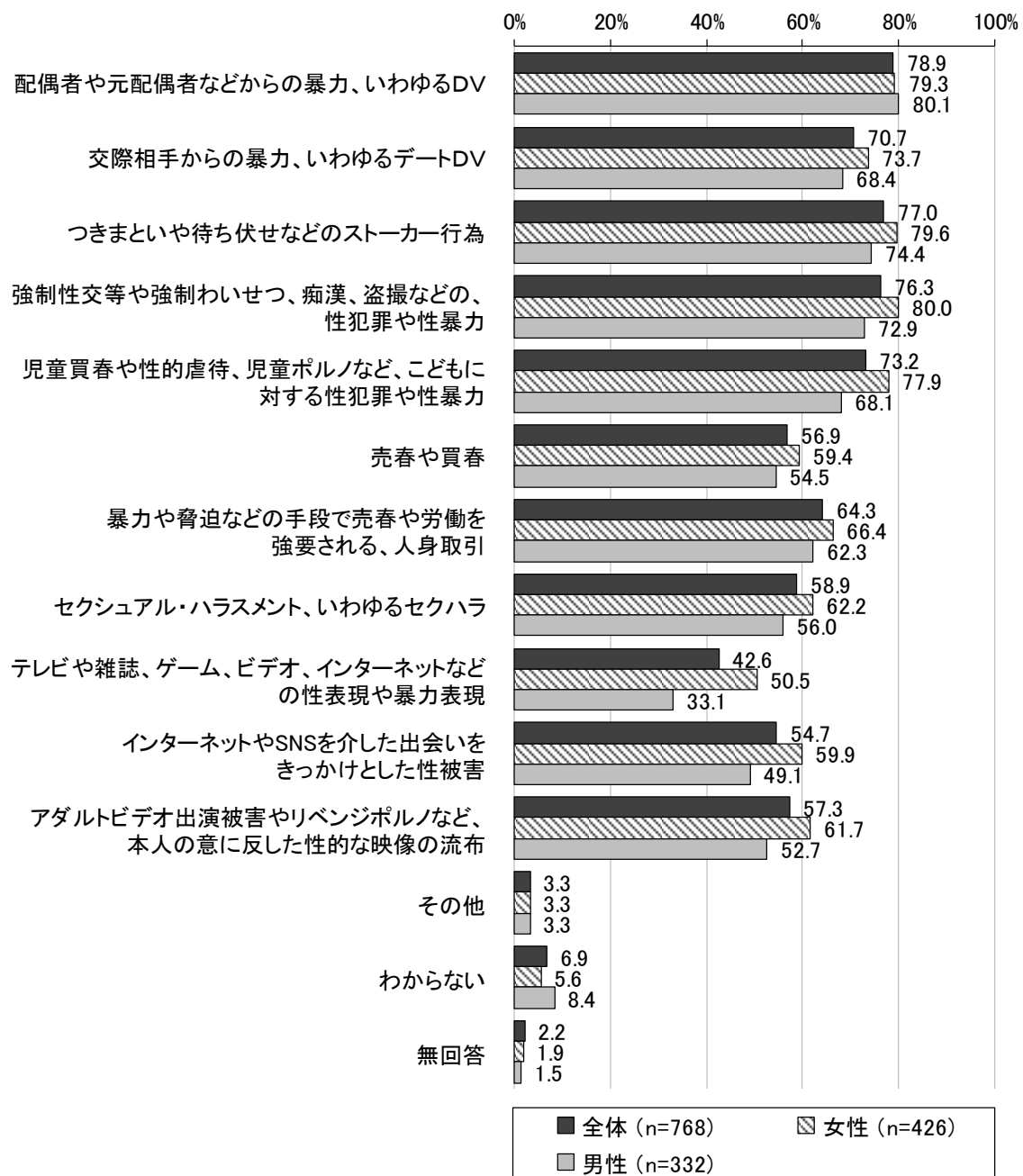
近年では、スマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、個人の尊厳を著しく傷つける暴力的な行為も深刻な問題となっています。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、女性に対する暴力の根絶を図るために対策が必要な問題として、DVに続き、ストーカー行為や性犯罪・性暴力との回答が多く、市民にとっても関心の高い問題となっています。

国では、令和5年（2023年）の刑法改正等により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたほか、「性的姿態撮影等処罰法」が成立し、「リベンジポルノ」などへの対策が講じられています。

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる生活の場において、市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、性犯罪・性暴力等の行為に対して、引き続き適切な対応と支援体制の整備が重要です。

●○女性に対する暴力根絶のために対策が必要なこと（市民意識調査）



施策の方向（１）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントやストーカー、性犯罪・性暴力等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を進めます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	
		具体的な事業	担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援【再掲】	企画政策課
		・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の実施【再掲】	市民課
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施	企画政策課
		・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課
		・国のハラスメント撲滅月間に合わせた啓発の実施	企画政策課
		・人権 110 番の周知	広報秘書課
		・庁内におけるハラスメント防止に対する啓発の実施	職員課
		・小中学校教職員に対する服務自己研修の実施	指導室
42	若年層への性犯罪・性暴力等への対策の推進	国の「若年層の性暴力被害予防月間」や小中学校での「生命（いのち）の安全教育」を通じて、若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談先の周知、被害を受けた際の対応方法などの啓発を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・若年層の性暴力被害予防月間での啓発の実施	企画政策課
		・「生命（いのち）の安全教育」の実施	指導室

主要課題5 生涯を通じた心と身体健康支援（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら、思いやりをもって共に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に女性は、妊娠や出産をはじめ、生涯を通じて男性とは異なる身体的・健康的な課題に直面することがあります。こうした女性特有の健康課題に対する支援を進めるとともに、女性自身の自己決定が尊重され、的確な自己管理が行えるよう支援することが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、こうした視点に基づく概念であり、女性だけではなく社会全体で理解を深めることが求められます。

また、生涯を通じて心身の健康を維持することは、自立した生活を営む上で欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが健康で安全な暮らしを続けられるよう、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを支援していく必要があります。

さらに、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済的・生活上の困難が背景にある自殺の増加などの課題についても、引き続き支援を行うとともに、相談支援体制のさらなる強化を図ることが求められます。

施策の方向（１）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期の女性に対する母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	
43	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・妊婦健康診査	こども家庭センター
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・就労している妊婦のためのリーフレットの配布	こども家庭センター
45	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供の実施	企画政策課

施策の方向（２）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

すべての人が生涯にわたり、健康で安定した生活を送れるよう、各年代に応じた心身の健康づくりを支援します。あわせて、健康や性に関する啓発と学習の機会を提供し、誰もが自分らしく生きられる環境づくりを進めます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容	
46	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 特定健診、特定保健指導	保険年金課
		・ 集団健康診査	健康課
		・ 各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等）	健康課
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 健康相談会や健康講演会の開催	健康課
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 「健康手帳」の交付	健康課
49	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・ メンタルチェックシステムの活用	健康課
		・ ゲートキーパー養成研修	健康課
		・ 相談先の周知	健康課

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容	
50	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・エイズに関するパンフレット・ポスター等の掲示	健康課
51	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	
		具体的な事業	担当課
		・「生命（いのち）の安全教育」の実施【再掲】	指導室
		・性教育の授業の実施	指導室

主要課題６ 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本 計画)

晩婚化・未婚化、高齢者人口の増加など、社会状況の変化に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用の多さなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況が指摘されています。

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育ての負担に加え、経済的な負担も大きく、子育ても仕事も一人で抱え、不安定な就労形態を余儀なくされるケースが多くなっています。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことや、暴力による被害等が背景にある場合があることにも留意し、令和6年（2024年）年4月に施行された困難女性支援法によって整備が進められている相談支援体制等により、必要な支援につなげていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える女性等に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないよう、きめ細かな支援を行うことが重要です。すべての人が安心して暮らせる環境を整備するとともに、地域社会の一員として心豊かな生活を実現できるように、支援を必要とする人が安心して相談でき、必要な支援につながる体制づくりを引き続き推進していくことが求められます。

施策の方向（１）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を支えるため、生活・就労・養育などに課題を抱える家庭に対して、それぞれのニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	
52	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	こども家庭センター
53	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障がある家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の実施	子育て支援課

施策の方向（２）自立した生活への支援

ひとり親家庭をはじめ、様々な困難や複合的な課題を抱える家庭が地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援を実施するとともに、相談機関の周知を進めます。あわせて、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることで、切れ目のない支援の提供に努めます。

施策① 各種相談支援の実施【重点】

No	事業名	事業内容	
54	困難な問題を抱える女性への支援体制の整備の検討	児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護その他多岐にわたる分野で支援に携わる関係部署と連携し、複合的な問題を抱えた女性を支援するための支援調整会議の設置を検討します。	
		具体的な事業	担当課
		・困難な問題を抱える女性への支援体制の整備の検討	企画政策課 地域福祉課 子育て支援課
		・関係職員の研修参加	関係各課

No	事業名	事業内容	
55	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・生活困窮者自立相談支援事業の実施	地域福祉課
56	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
57	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	子育て支援課
58	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・各種相談支援の実施	広報秘書課
59	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・福祉総合相談窓口	地域福祉課

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題１ 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに、仕事・子育て・介護・地域活動などにおいて、自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、家庭や地域における支援環境の整備が欠かせません。

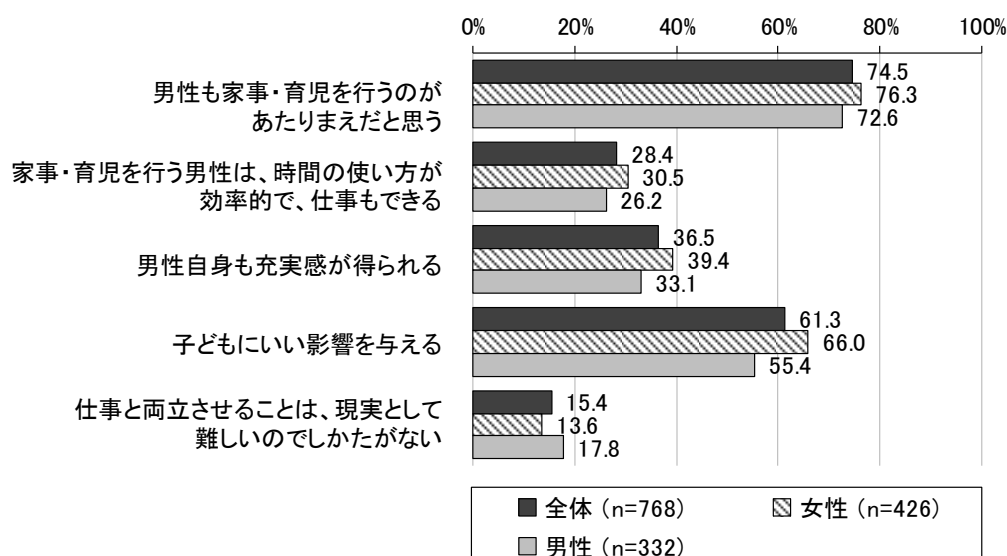
女性の就業率の高まりやライフスタイル・世帯構造の変化が進む一方で、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にもその影響が見られます。

本市では、これまでも各個別計画に基づき、子育て支援や介護サービスの充実に取り組んできました。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、男性の家事・育児への参加を当然とする意識や、実際に携わる時間の高まりが見られる一方で、依然として女性が家事や育児に多くの時間を割いている状況も見受けられます。

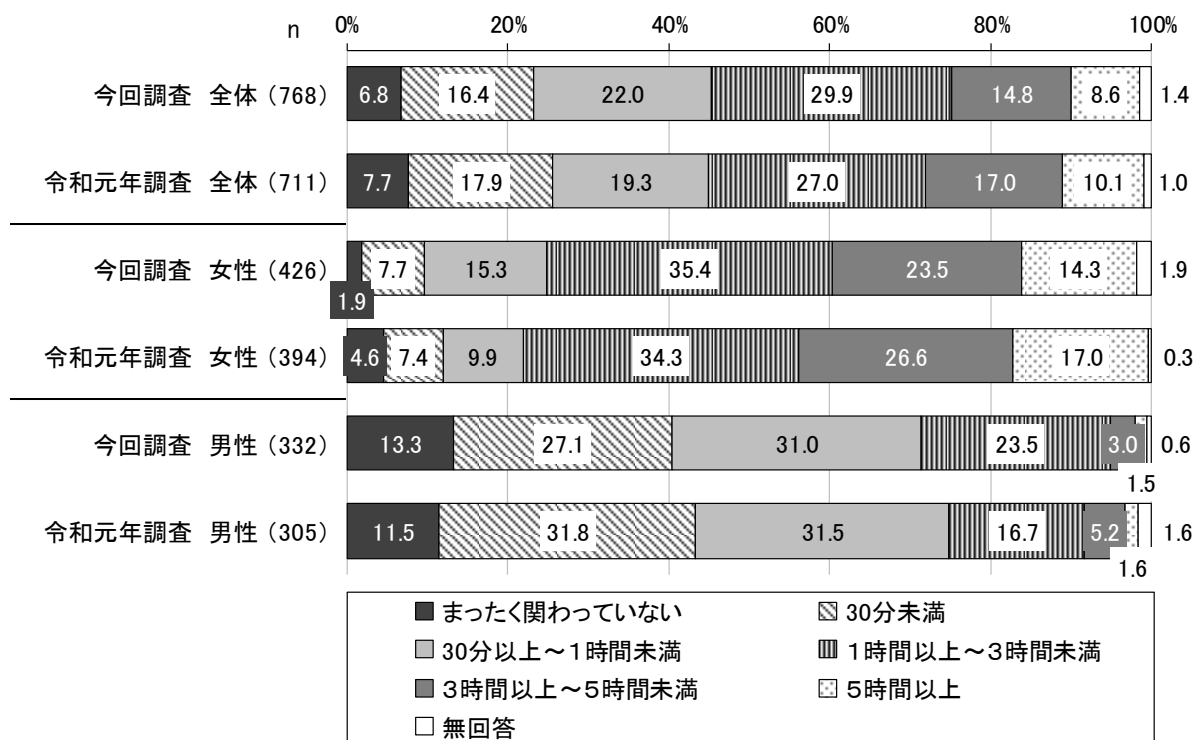
小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小中学生ともに3割台半ば、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で3割台後半、中学生で4割強となっています。家庭内での役割分担の状況なども影響し、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、男女がともに家事・育児・介護などを担いながら、家庭生活においてもワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭内の役割分担に対する固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女双方の意識改革を促すとともに、男性が家事・育児・介護に積極的に関われるよう、家庭・地域・職場を含めた周囲の理解と意識の変革を進める環境づくりが求められます。あわせて、子育て・介護と仕事の両立を支援するサービスの充実が必要です。

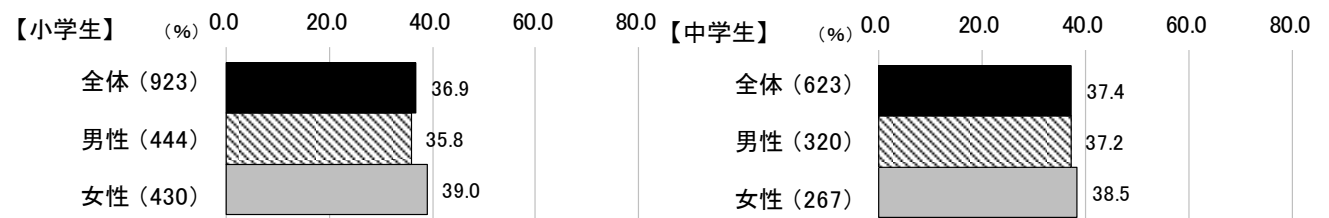
●○男性の家事・育児の参加について（市民意識調査）



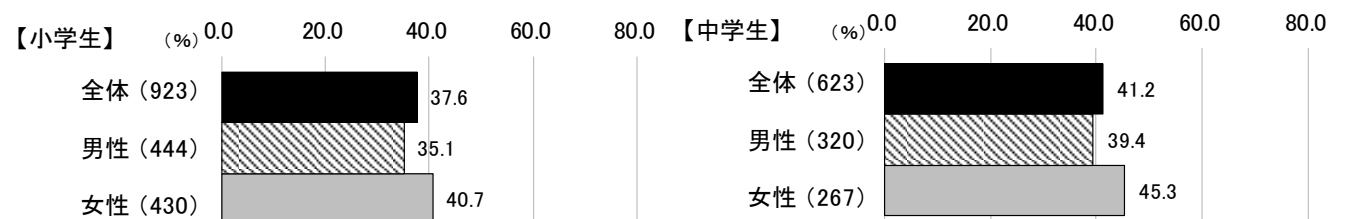
●○家事に携わる時間〔平日〕（市民意識調査）



●○家事について〈女性の方が得意〉だと思う割合（小中学生アンケート）



●○育児について〈女性の方が得意〉だと思う割合（小中学生アンケート）



施策の方向（１）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実と、必要な情報の提供に取り組みます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	
60	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・保育サービスの充実	保育課
61	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校１年生から３年生まで（障がいのある児童は４年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・学童保育の推進	児童青少年課
62	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	こども家庭センター
		・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	こども家庭センター
63	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・こども家庭センター「親子あそびひろば」	こども家庭センター
64	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・放課後子ども教室の実施	生涯学習課

No	事業名	事業内容	
65	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	こども家庭センター
		・こども家庭センターにおける子育て相談、子育て講座他	こども家庭センター
		・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課

施策の方向（２）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、意識改革を図るとともに、子育てや介護に関する知識を身につけることができるよう、支援します。あわせて、男性の地域参加へのきっかけづくりと参加促進を行います。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進

No	事業名	事業内容	
66	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	
		具体的な事業	担当課
		・「父親ハンドブック」の配布	こども家庭センター
67	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	
		具体的な事業	担当課
		・両親学級	こども家庭センター
		・エンジェル教室・カルガモ教室	こども家庭センター
68	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	
		具体的な事業	担当課
		・こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター
		・児童館の子育てひろば	児童青少年課

No	事業名	事業内容	
69	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	
70	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	
		具体的な事業	担当課
		・男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	公民館
71	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・地域参加講座の開催	生涯学習課

施策の方向（３）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者などの介護に積極的に関わるとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実を進めます。あわせて、サービス利用に関する情報提供や相談支援に取り組み、誰もが安心して介護に向き合える環境づくりを進めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	
72	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課
		・介護保険サービスの正しい使い方の発行	介護福祉課

No	事業名	事業内容	
73	障がい福祉サービスの推進と相談支援	家族介護者のワーク・ライフ・バランスを推進するため、家族介護者のレスパイトを目的とした在宅レスパイト事業等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・日中一時支援事業、緊急一時保護事業、重症心身障害者（児）等在宅レスパイト事業等の実施	自立生活支援課
74	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課

主要課題２ 働く場における男女共同参画の推進

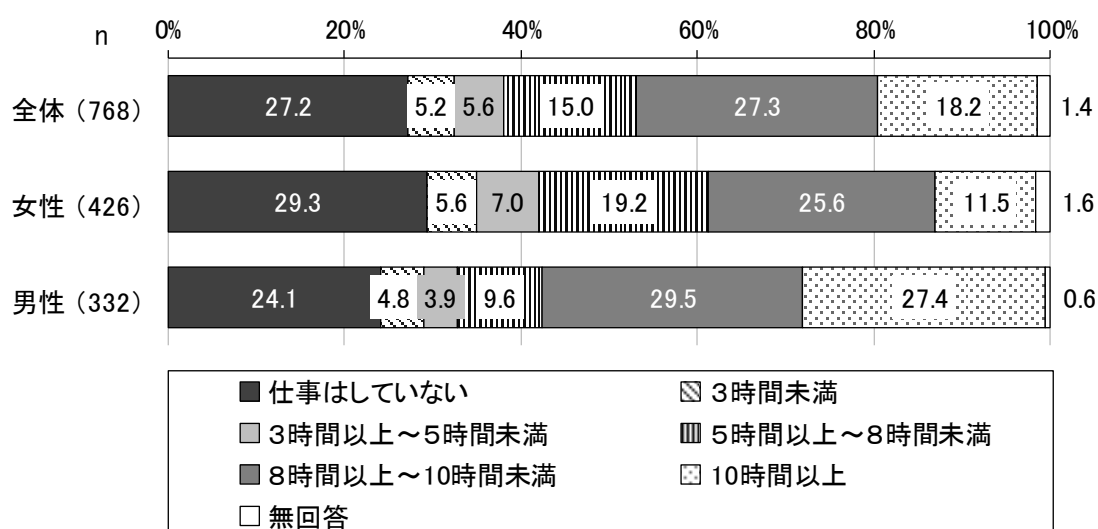
仕事・家庭生活・個人の生活などのバランスを取りながら、多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生涯を通じて誰もがやりがいや充実感を持っていきいきと生活するために、必要不可欠な要素です。事業所にとっても、多様な人材の確保や生産性の向上といった効果が期待されます。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる課題は多く残されています。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査によると、仕事に携わる時間が「8時間以上」と回答した割合は、女性で37.1%、男性で56.9%となっており、特に男性では「10時間以上」が27.4%と高く、長時間労働の傾向が見られます。

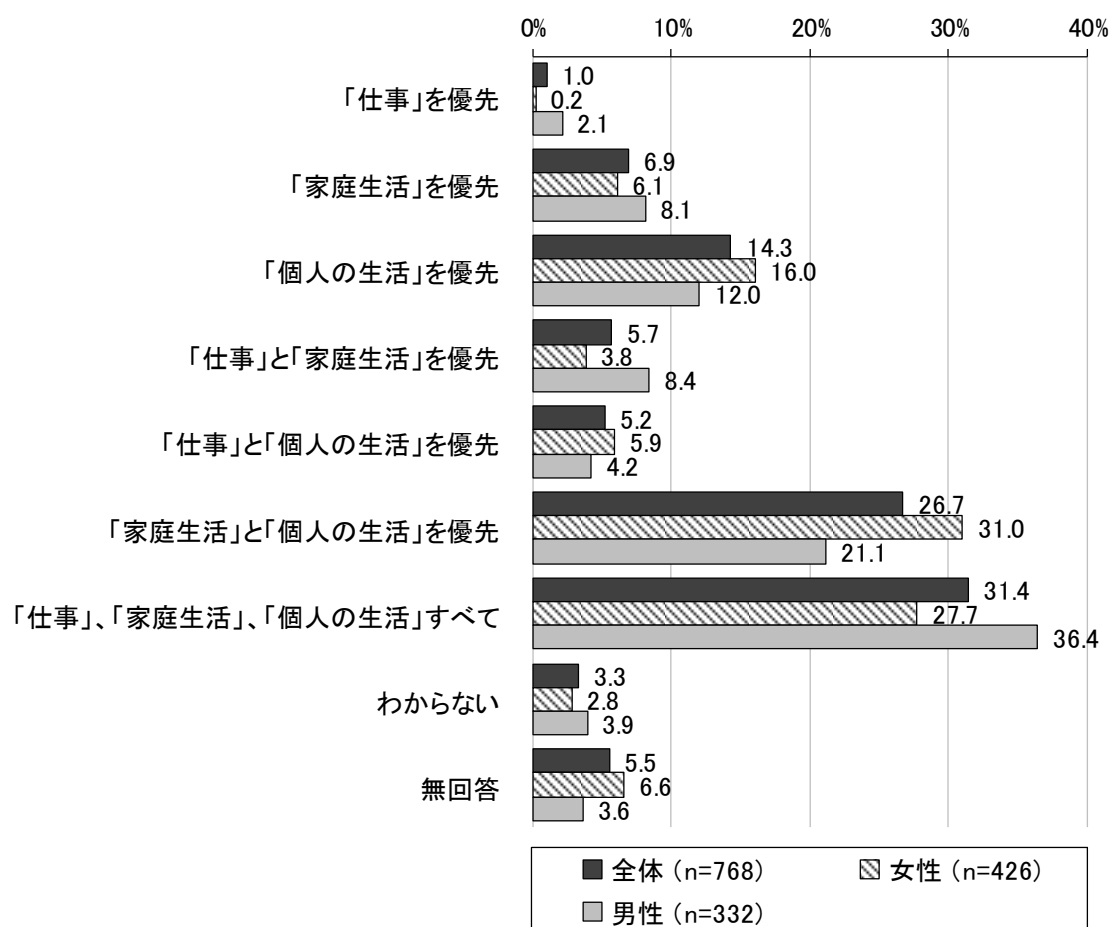
一方で、生活における理想の優先度については、男女ともに「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したいとする回答が比較的多く、バランスの取れた生活を望む意識がうかがえます。また、育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男女を問わず、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方の整備」「職場や上司の理解・協力」「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価」など、働きやすい職場環境の整備が求められます。

人生100年時代を見据え、性別にかかわらず、働きたい人がやりがいを持って職業生活を送ることができる社会の実現に向けて、一人ひとりが働きやすく、自らの能力を高め、活躍できる環境づくりが重要です。今後も、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図りながら、男女ともにライフステージに応じて、調和のとれた働き方を実現できるよう、取組を推進することが求められます。

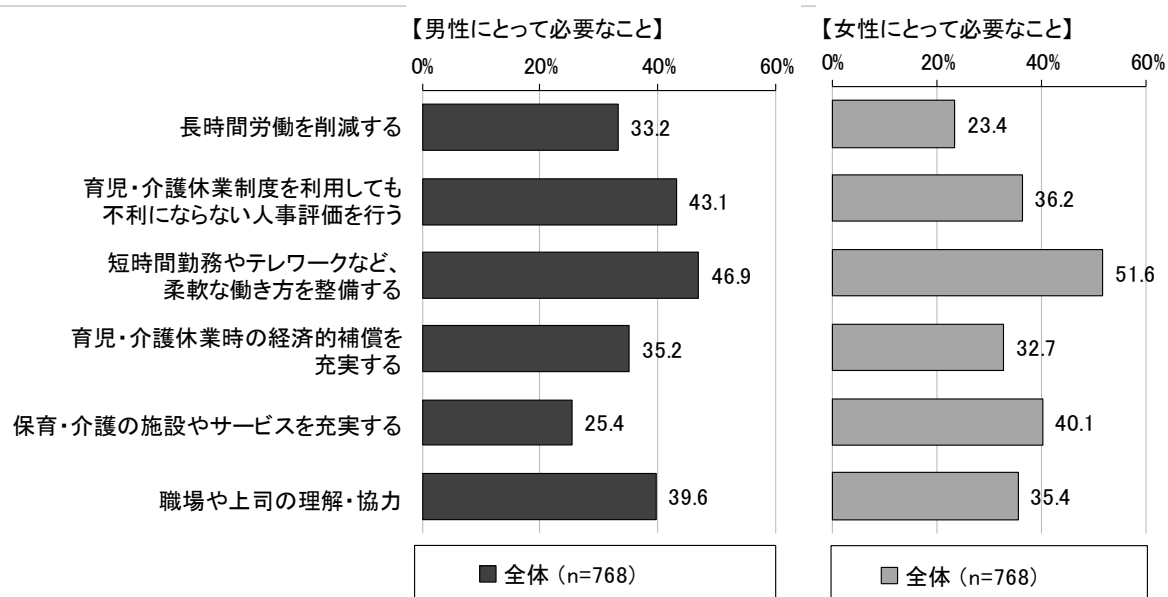
●○仕事に携わる時間（市民意識調査）



●○生活における優先度〔理想〕（市民意識調査）



●○育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと（市民意識調査）



施策の方向（１）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解促進と考え方や取組の普及に向けて、市民、事業者双方に対し、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	
75	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	
		具体的な事業	担当課
		・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	企画政策課
76	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・各種リーフレットの配布	経済課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供	経済課
		・東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー	経済課

施策の方向（２）働く場における男女平等の推進

性別にかかわらず、すべての人が個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇が公平に確保されるよう、相談窓口の周知や情報提供に取り組みます。あわせて、事業所による主体的な取組を促進し、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容	
77	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・ 労務相談	広報秘書課
		・ 「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課
		・ 就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課
78	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用【再掲】	経済課
		・ 「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布【再掲】	経済課
79	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	
		具体的な事業	担当課
		・ 総合評価落札方式における男女共同参画を推進している企業への入札加点項目の設定	管財課

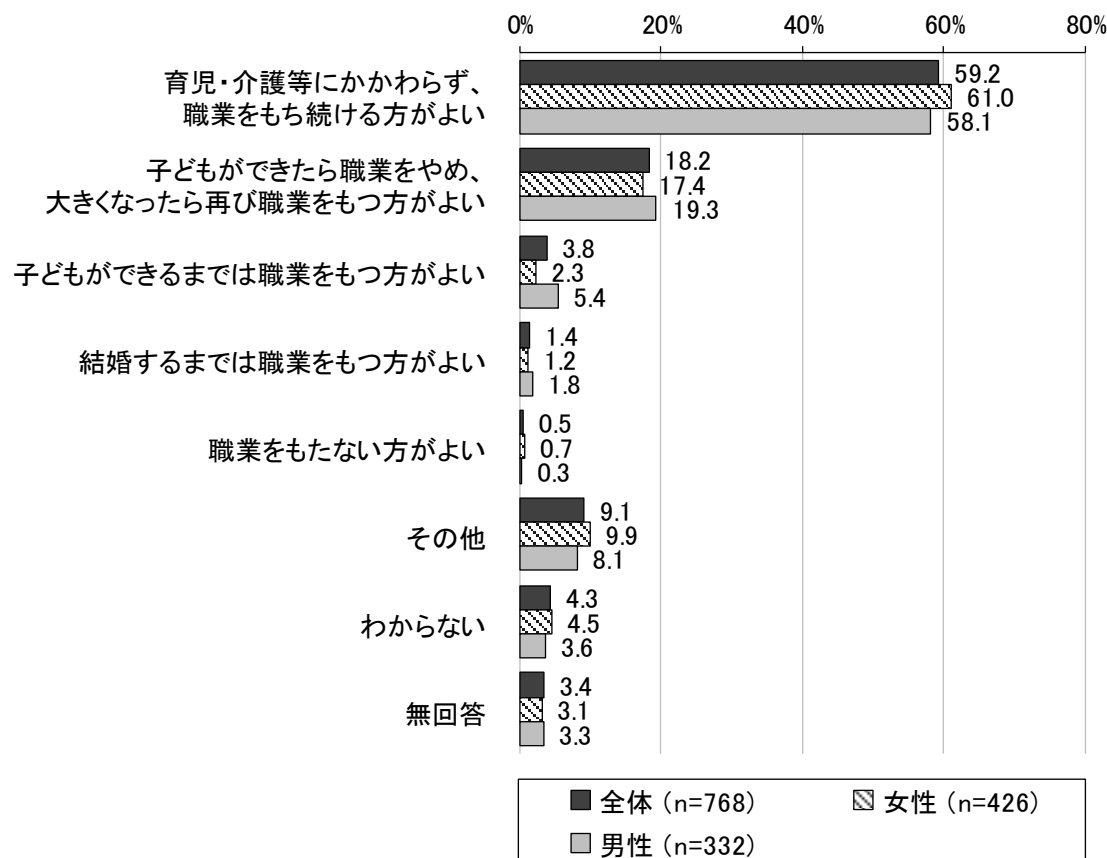
主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながる重要な要素です。男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善にもつながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものです。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、女性が仕事を持つことについて、「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」と回答した割合が男女ともに約6割を占めており、女性の就業継続に対する意識は高い傾向が見られます。一方で、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答も2割弱となっています。

こうした意識を踏まえ、様々な生き方や働き方があることを前提に、各人が自らの希望に応じて就業形態を選択し、能力を十分に発揮できる環境づくりが求められます。女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリ・スキリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。

●○女性が職業を持つことに退位する考え（市民意識調査）



施策の方向（１）女性の就労に関する支援

就職・再就職・起業などを希望する女性に対し、情報提供や相談支援をはじめ、就業促進、職域の拡大、キャリアアップに向けた多様な支援を行います。あわせて、農業や自営業などに携わる男女がともに快適に働けるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容	
80	女性のための就職支援講座	就労を希望する方に対し、関係団体と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・女性のための就職支援講座の開催	企画政策課
		・就職イベント（東京しごとセンター多摩共催）の開催	経済課
81	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課
82	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	
		具体的な事業	担当課
		・こがねい仕事ネットを活用した就業支援の実施	経済課
83	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・東小金井事業創造センターを活用した起業支援の実施	経済課
84	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・事業所との連携及び情報提供	経済課

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容	
85	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	
		具体的な事業	担当課
		・女性農業者への研修の促進	経済課
86	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・家族経営協定の締結促進	経済課
87	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・商工会等との連携	経済課

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

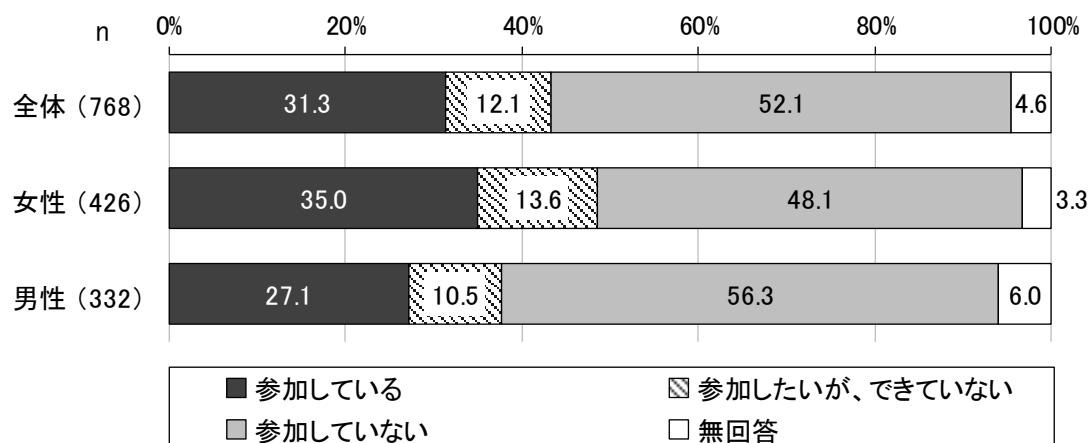
性別や年齢にかかわらず、個人が自らの能力や知識を活かし、生きがいを持って地域社会に関わることは、一人ひとりの充実した生活の実現につながります。市内には、市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人など、地域で活動を展開する団体が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近なものとなっています。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが不可欠です。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、地域活動への参加状況は男女ともに「特に参加していない」が最も多く、参加していない理由としては、仕事や家事、育児・介護などによる多忙感を挙げる割合が高くなっています。

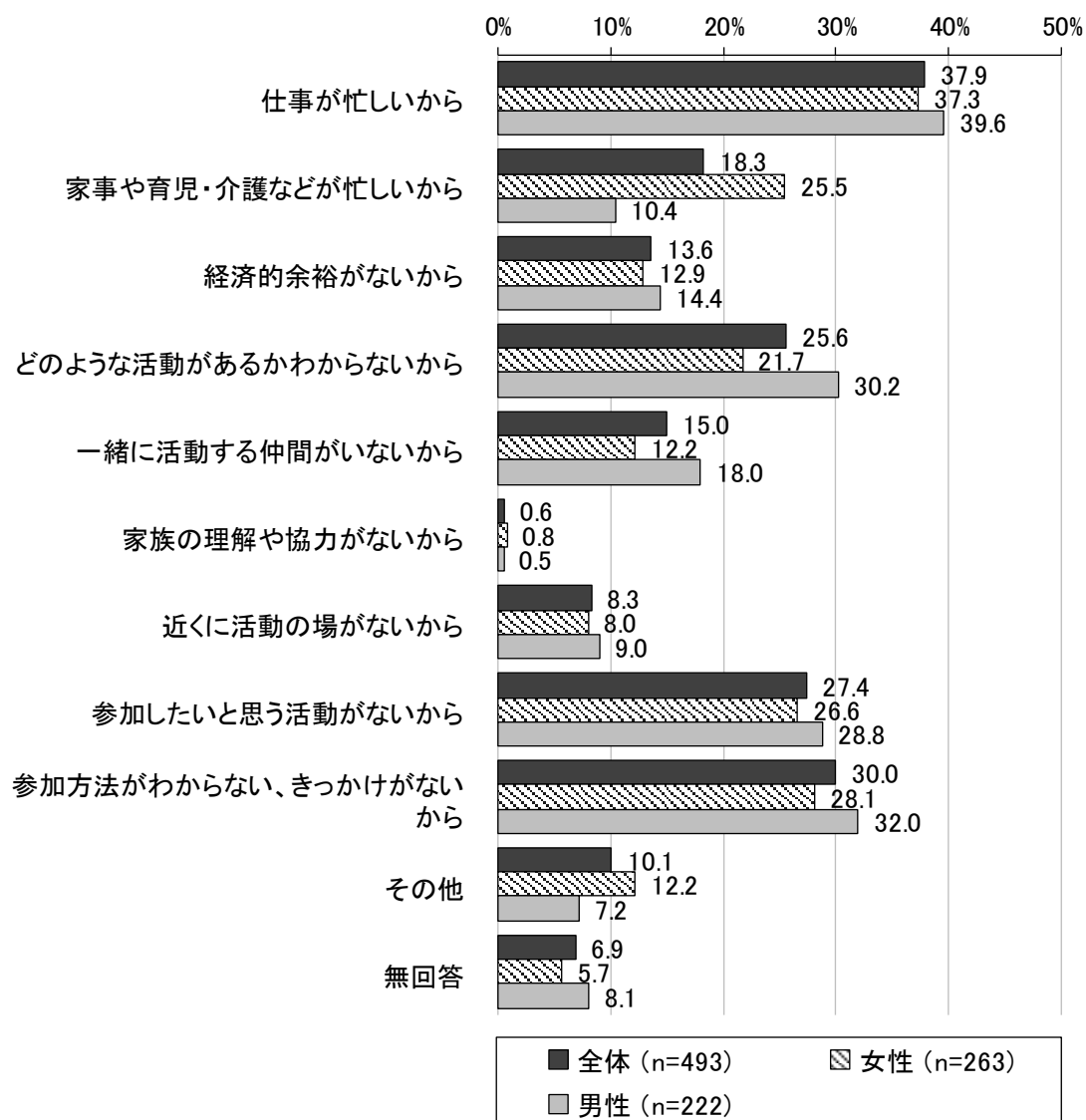
一方で、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化により、地域社会の活力は低下しつつあります。担い手の確保という観点からも、地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりが、ますます重要となっています。

そのため、活動団体等に対しては、女性の登用やエンパワーメントなど、男女共同参画に向けた積極的な取組を働きかけていくことが求められます。あわせて、地域活動に関する情報提供、団体支援、活動の場の提供などを通じて、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、市民の参画を引き続き促進していく必要があります。

●○地域活動の参加状況（市民意識調査）



●○地域活動に参加できない理由（市民意識調査）



施策の方向（１）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりを支援します。あわせて、地域における男女共同参画の意識を高め、自治会長などの地域リーダーに女性が起用される機会の拡大を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	
88	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内ＮＰＯ法人により構成されるＮＰＯ法人連絡会と共催して講演会を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・協働講演会の実施	コミュニティ文化課
89	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会	介護福祉課
		・子育て・子育て支援ネットワーク協議会	子育て支援課
		・青少年健全育成地区委員会及び子供会育成連合会	児童青少年課

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	
90	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	
		具体的な事業	担当課
		・児童館ボランティアの育成	児童青少年課
91	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・公園花壇の植え替えイベントの開催	環境政策課
		・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課
		・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課

No	事業名	事業内容	
92	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民活動団体リストの活用	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題 1 政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平かつ公正に反映させることができ、市民があらゆる分野で利益を享受することにつながります。

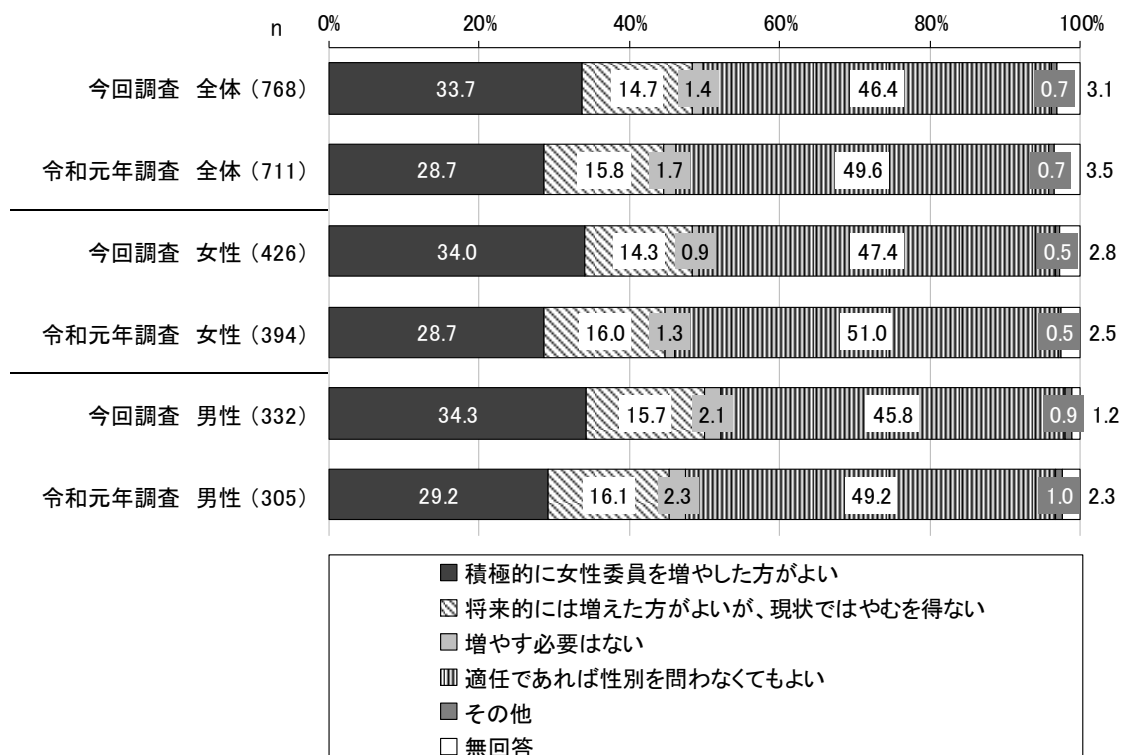
本市ではこれまで、多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、審議会等の女性比率については、「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と最も高くなっているものの、「積極的に女性を増やした方がよい」との回答も前回調査と比較して高くなっています。

社会の多様化・複雑化が進む中、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女双方の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた、多様性が尊重される豊かで活力ある社会の実現にもつながります。

今後も、あらゆる分野において政策・方針決定過程への男女双方の参画を着実に推進していくことが求められます。

●○審議会等の女性委員比率について（市民意識調査）



施策の方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会などへの女性委員及び庁内における女性職員の参画比率の向上に向けた取組を進めます。あわせて、地域と行政が連携して課題解決を図るため、防災・防犯などの分野において、男女がともに参画し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	
93	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	
		具体的な事業	担当課
		・審議会委員等への女性の登用の促進	企画政策課
94	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、様々な意見を得られるよう男女の偏りがないう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・防災・防犯分野における男女共同参画の推進	地域安全課
95	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性キャリア支援研修の実施	職員課
		・学校における管理職候補者選考への受験勧奨	指導室

主要課題２ 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市が実施する施策だけではなく、市民・事業所・関係団体など地域社会全体で課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的かつ主体的に取り組むことが重要です。

本市では、平成 16 年（2004 年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政との協働によるまちづくりを推進しています。また、平成 15 年（2003 年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民、事業者や団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することが明記されています。

また、令和 7 年 6 月に施行された「独立行政法人男女共同参画機構法」において、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構の新設が明記されました。さらに、独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、男女共同参画センターが法的に位置付けられました。

市民一人ひとりが、それぞれの立場で男女共同参画の意義と必要性を認識し、主体的に取り組めるよう、今後も市民参加と協働を基盤とした施策の推進に努める必要があります。

施策の方向（１）市民参加・協働による事業展開

市民や市民活動団体などとパートナーシップを築き、市民参加と協働による男女共同参画の取組を推進します。あわせて、参画しやすい環境づくりに努めます。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	
96	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課
		・男女共同参画関係団体への支援・連携	コミュニティ文化課

No	事業名	事業内容	
97	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課
		・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施	企画政策課
		・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課
		・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	
98	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがないうように配慮し、多様な市民参加を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・多様な市民参加の推進	企画政策課
99	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・(仮称)男女平等推進センター整備の検討	企画政策課
100	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・女性談話室の活用	企画政策課

主要課題３ 推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な場面に深く関わるものです。そのため、市民・ボランティア・NPO・企業など多様な主体と連携し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら取り組むことが求められます。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、その視点を持って業務に取り組むことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づき、子育てや介護との両立に対する理解の促進や職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。令和7年4月1日現在、管理職に占める女性の割合は20.3%と増加傾向となっていますが、庁内の各部門において男女平等の視点に立った職員配置をさらに進め、多角的な視野による行政運営に取り組む必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、日々の業務に取り組むことができるよう、庁内の連携を強化し、有効かつ総合的な計画推進体制の確立を図る必要があります。

あわせて、市が率先して職員の働きやすい環境づくりを進め、男女共同参画のモデルを示すことは、市民や市内事業所における男女共同参画の実現に向けて重要です。市民や事業所の模範となれるよう、職員一人ひとりが働きやすい職場環境の整備に取り組むことが求められます。

施策の方向（１）庁内の男女平等の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市内事業所の模範となれるよう、一人ひとりが働きやすい職場環境を整備します。あわせて、小金井市特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の管理職等への登用や個人の能力・適性を踏まえた職務配置を行います。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	
101	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	
		具体的な事業	担当課
		・育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透	職員課
102	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課

施策の方向（２）計画の推進体制の強化

本計画を着実かつ総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。あわせて、事業の進捗状況について定期的に点検・調査を行い、必要に応じて改善を検討するなど、適切な進行管理に努めます。

また、「男女平等推進審議会」の意見を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて、計画の着実な推進を図ります。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	
103	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画施策推進行政連絡会議の開催	企画政策課

No	事業名	事業内容	
104	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等推進審議会の運営	企画政策課
105	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	
		具体的な事業	担当課
		・推進状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
106	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課

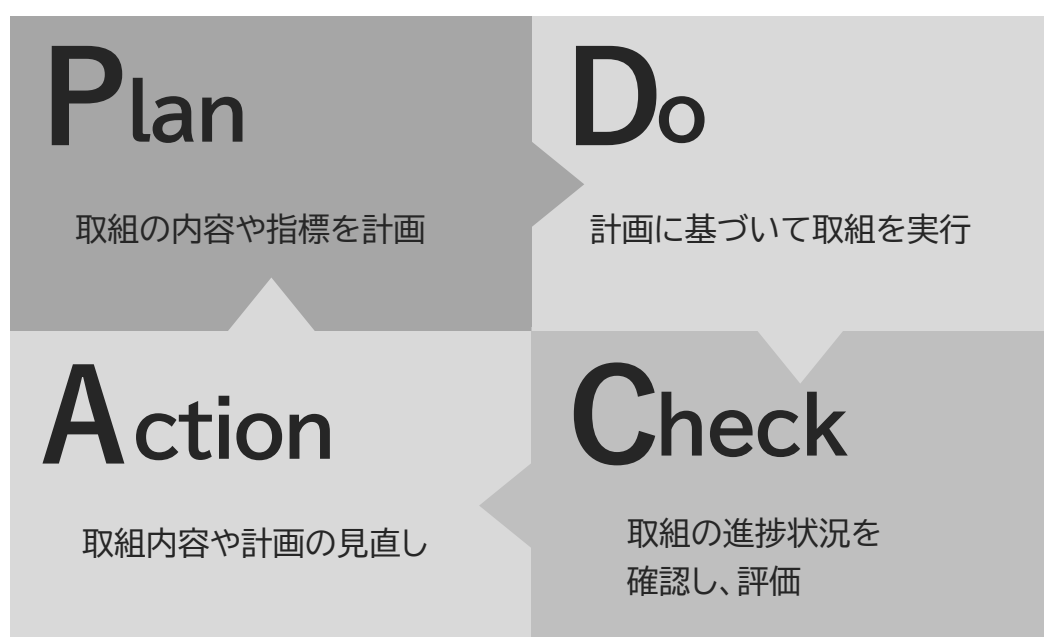
第5章 計画の推進

本計画の進行にあたっては、市民や地域、教育機関、企業、NPO等と連携し、協働の輪を広げながら施策を推進していきます。

より効率的・効果的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を適切に行い、公募市民や学識経験者等で構成する「小金井市男女平等推進審議会」及び庁内の関係各課で構成する「小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議」において、施策の進捗状況の報告や達成度の評価を行い、改善につなげます。

また、男女共同参画の取組をより一層効果的に進めるため、都、近隣自治体や関係機関との連携・協力関係を強化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や都に要望します。

▶PDCAサイクルのプロセスイメージ



市民懇談会の概要について

- 1 日 時 令和7年11月8日（土）午後2時～午後4時
市民会館 萌え木ホール 商工会館3階
（要事前申込。市広報・市政だより・市HPへの情報掲載）
※保育士、手話通訳あり
- 2 内 容 ①素案の説明 ②質問・意見聴取
- 3 主 催 男女平等推進審議会
- 4 参加人数 15人程度
- 5 進 め 方
 - (1) 市民懇談会の開催趣旨説明
 - 素案についての説明及び周知を主な開催趣旨とし、意見は今後の審議の参考とする。
 - 意見は、挙手による発言及び意見用紙（当日配付）に記入しての提出をお願いする。
 - 【留意点】
 - ・パブリックコメントではないので、出された意見への個別回答はしない。
 - ・意見に対し発言の趣旨、理由、方策等を伺う。
 - ・聴取した意見は、今後審議する際の参考とする。
 - (2) 資料説明
 - 素案について審議会を代表して会長が説明
 - (3) 質疑応答
 - 素案の内容及び審議会での議論の経過等の質疑応答
 - 素案への意見聴取（意見用紙の提出も可。ただし個別回答はしない。）
 - 回答は委員、市職員、コンサルタントが行う。
（分担は、審議会での検討経過は委員、市の取組は市職員、法制度・掲載データ説明はコンサルタントとする。）
 - (4) 今後の予定等
 - パブリックコメントの実施（12月中旬～令和8年1月中旬）
 - パブリックコメントに対する回答時期（令和8年2月予定）の説明
市HP等での公表による回答（個別の回答は行わない。）
 - パブリックコメント後の計画策定に関する予定の説明
 - (5) スケジュール（案）

14：00 開会	全体進行：企画政策課
14：00 挨拶・趣旨説明 【10分】	倉持会長
14：10 委員自己紹介 【10分】	（出席委員）

14 : 20	素案説明	【30 分】	倉持会長
14 : 50	質疑応答	【30 分】	進行：井口委員
15 : 40	今後の予定等説明	【5 分】	企画政策課
15 : 45	閉会挨拶	【5 分】	倉持会長
15 : 50	閉会	※意見用紙の回収（企画政策課）	

(6) 配布資料

①素案 ②概略 ③意見用紙

小金井市 (仮称) 第7次男女 共同参画行動計画策定に 向けた市民懇談会 (案)

令和7年11月8日(土)
小金井市男女平等推進審議会

はじめに

この懇談会は、市の男女共同参画施策を推進するために開催するものです。現在の「第6次男女共同参画行動計画」の計画期間が終了するのに先立ち、令和8年度から始まる（仮称）「第7次男女共同参画行動計画」の素案を、市長の諮問を受けた小金井市男女平等推進審議会が作成しました。

本会では、その素案をご説明し、市民の皆さまに理解を深めていただくとともに、広くご意見を伺います。

① 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

- ✓ 小金井市では、「男女平等都市宣言」や「小金井市男女平等基本条例」の制定、6次にわたる「男女共同参画行動計画」の策定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。
- ✓ しかしながら、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）のほか、配偶者等からの暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など取り組まなければならない課題は多く、それらに対応する法律の制定や改正も行われています。
- ✓ 新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「（仮称）小金井市第7次男女共同参画行動計画」を策定します。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法 第二条）

平成11年(1999年)に公布施行された「男女共同参画社会基本法」において、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられています。3

② 男女共同参画をめぐる近年の動き（社会情勢）

持続可能な開発目標 “SDGs”

<基本情報>

- “SDGs(Sustainable Development Goals)”は、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)である。
- 女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17のゴールの一つに「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられている。

<現状>

- 国際研究機関のSDSNが令和7年(2025年)6月に公表した、世界各国のSDGsの達成状況をまとめたレポートによると、日本の全体順位は167か国中19位とアジアでは最高順位であったものの、「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」では、4段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されている。
- そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっている。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

<基本情報>

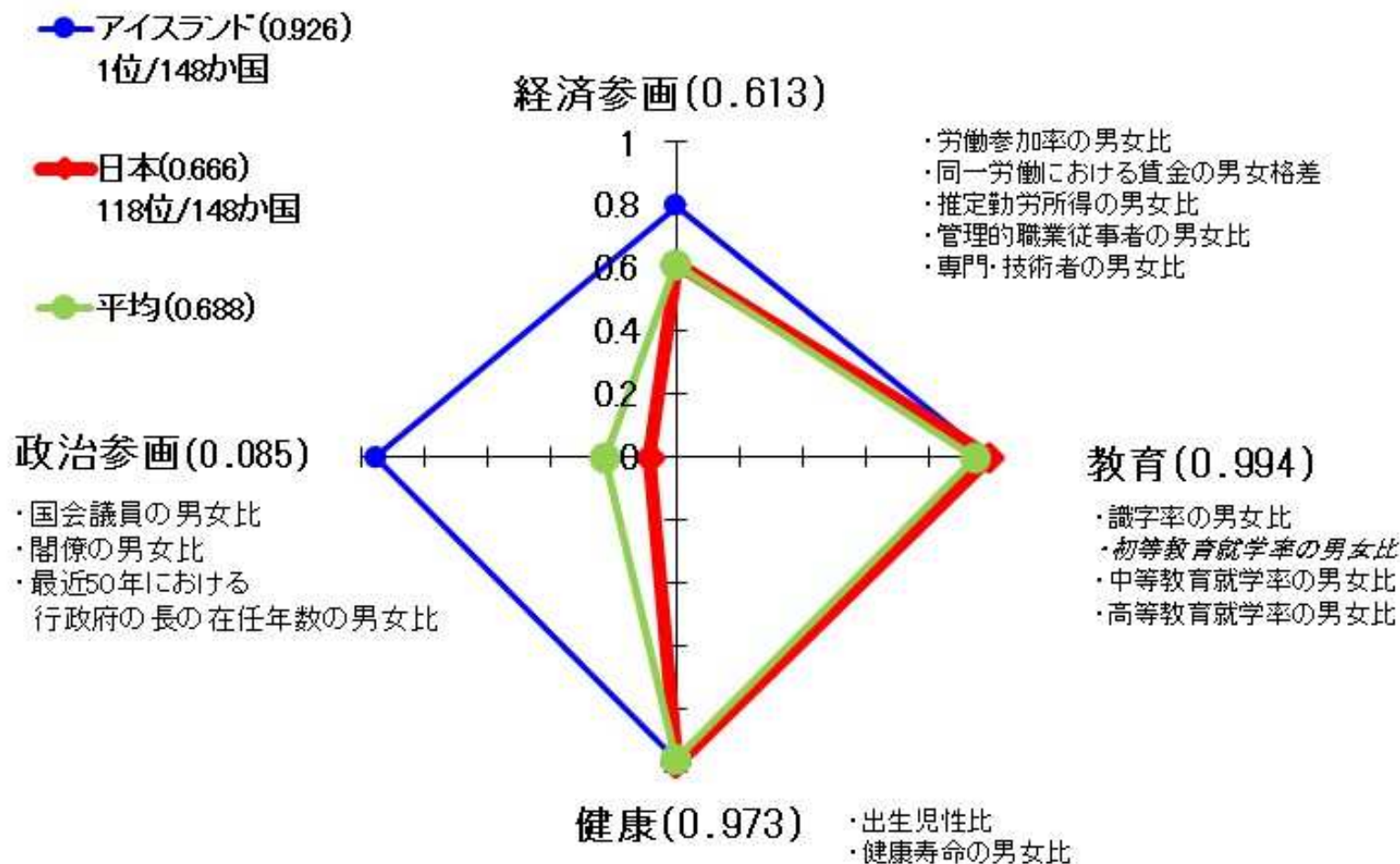
- 世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の1つとなっている。

<現状>

- 令和7年(2025年)の日本の順位は148か国中118位で、令和6年(2024年)の日本の順位146か国中118位と同位という結果となった。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況である。
- 日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では148か国中125位、経済分野では148か国中112位と、全体の順位を引き下げている。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
 3. 分野別の順位: 経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

② 男女共同参画をめぐる近年の動き（国）

第6次男女共同参画基本計画 <令和7年（2025年）12月>

<基本情報>

- 令和7年（2025年）12月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」（以下「第6次計画」という。）が閣議決定される予定となっている。
- 第6次計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされている。

<目指すべき社会>

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 <令和3年（2021年）6月改正法施行>

<基本理念>

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
- 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。【新設】

<区市町村の役割>

- 公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。
- 公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。【新設】
- 議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催など、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

② 男女共同参画をめぐる近年の動き（国）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

<令和7年（2025年）6月施改正法公布>

<基本情報>

<基本原則>

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

<R4改正>

- 「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務づけられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大。
- 常時雇用の従業員数301人以上の企業を対象に、男女間の賃金差異・給与差異(国・地方公共団体)の公表が義務化。

<R7改正>

- 女性活躍推進法の期限を10年間(令和18年(2036年)3月31日まで)延長。
- 女性特有の健康課題への取組を促進。
- 求職者に対するセクシュアル・ハラスメント対策の義務化に伴い、政府が策定する基本方針にハラスメント対策を位置付けることが明記された。

<区市町村の役割>

- 当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。
- 地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

② 男女共同参画をめぐる近年の動き（国）

育児・介護休業法 <令和7年（2025年）4月改正法施行>

<改正内容>

- ① 子の看護休暇の見直し…対象となる子の範囲が小学校3年生修了まで拡大、取得事由の拡大、名称が「子の看護等休暇」に変更。
 - ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大…小学校就学前の子を養育する労働者まで請求可能。
 - ③ 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加。
 - ④ 育児、介護のためのテレワーク導入…3歳未満の子を養育または要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、努力義務化。
 - ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大…従業員数300人超の企業に公表義務が適用。
 - ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和。
 - ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備。
 - ⑧ 柔軟な働き方を実現するための措置等。
 - ⑨ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮。
- ※（⑧⑨は、令和7年10月1日から施行。）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 <令和5年（2023年）6月>

<基本理念>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

<区市町村の役割>

基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

② 男女共同参画をめぐる近年の動き（国）

困難女性支援法 <令和6年（2024年）4月施行>

<基本原則>

- 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

<区市町村の役割>

- 当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を策定（努力義務）。
- 困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（女性相談支援員）を置くように努めることとする。
- 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う会議（支援調整会議）を組織するよう努めるものとする。

性犯罪に関する刑法等 <令和5年（2023年）7月改正法施行>

<改正内容>

- 不同意わいせつ罪…「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は犯罪であることが明記。
- 性的姿態撮影等処罰法…わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰。
- 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針…
令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づける。
性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化。

DV防止法 <令和6年（2024年）4月改正法施行>

<基本情報>

<基本原則>

- 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る。

<改正内容>

- 保護命令制度の拡充
- 保護命令違反の厳罰化
- 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充
- 協議会の法定化

② 男女共同参画をめぐる近年の動き（都）

東京都男女平等参画推進総合計画 <令和4年（2022年）3月>

<基本理念>

- ①男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- ②男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会
- ③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

<重点課題>

- 誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- 根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 <令和5年（2023年）3月>

<基本方針>

- ①性的マイノリティ当事者に寄り添う
- ②多様な性に関する相互理解を一層推進する
- ③東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す

<施策の柱>

- ①相談・支援体制の充実
- ②啓発・教育の推進
- ③職員理解の推進
- ④庁内外の取組の推進

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画

<令和6年（2024年）3月>

<基本理念>

困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現

<基本目標>

- ①対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供
- ②本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施
- ③同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化
- ④困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進
- ⑤女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

③ 計画の位置づけ

男女共同参画計画・DV対策基本計画および女性活躍推進計画の3計画及び新たな計画として、**困難女性支援法に基づく、市町村基本計画を包含して策定。**

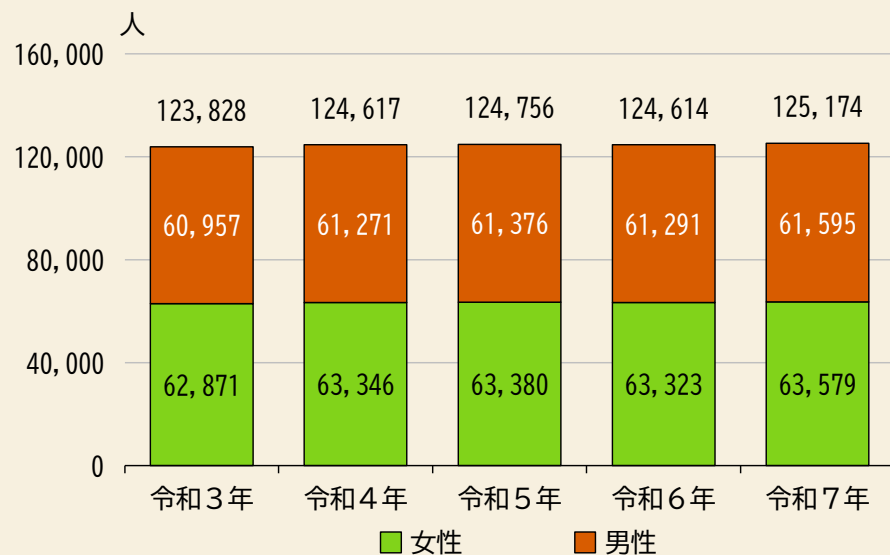
	男女共同参画計画	女性活躍推進計画	DV対策基本計画	困難女性支援基本計画
根拠法	男女共同参画社会基本法	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
内容	男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・推進計画 ・事業主行動計画	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
国	第5次男女共同参画基本計画 R2.12閣議決定 (R12年度末までの基本認識とR7年度末までを見通した実施計画)	基本方針 R元.12改正 (女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針)	基本方針 R5.9改正 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針)	基本方針 R5.3閣議決定 (困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針)
都	東京都女性活躍推進計画 (東京都男女平等参画推進総合計画) R4.3策定		東京都配偶者暴力対策基本計画 (東京都男女平等参画推進総合計画) R4.3策定	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 R6.3策定
市	第6次男女共同参画行動計画 計画期間：R3年度～R7年度			—
	—	(市町村女性活躍推進計画)	(市町村配偶者暴力対策基本計画)	(市町村困難女性支援基本計画)

(仮称)第7次男女共同参画行動計画
【計画期間：令和8年度～令和12年度】

④ 市の現状

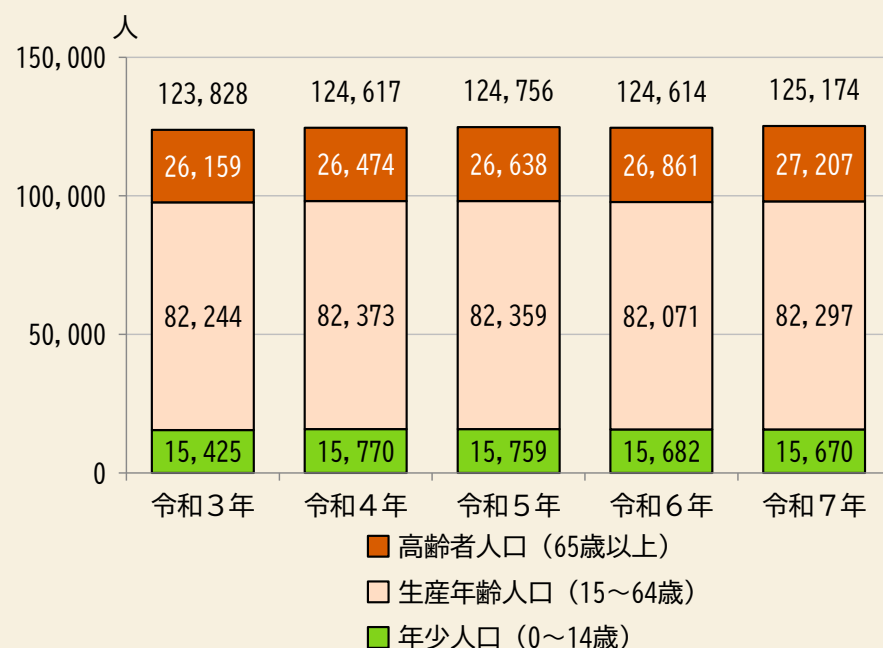
男女別人口

市の人口は増加傾向にあり、令和7年1月1日現在、125,174人となっています。
男女別にみると、女性が男性より2,000人ほど上回っています。



年齢構成

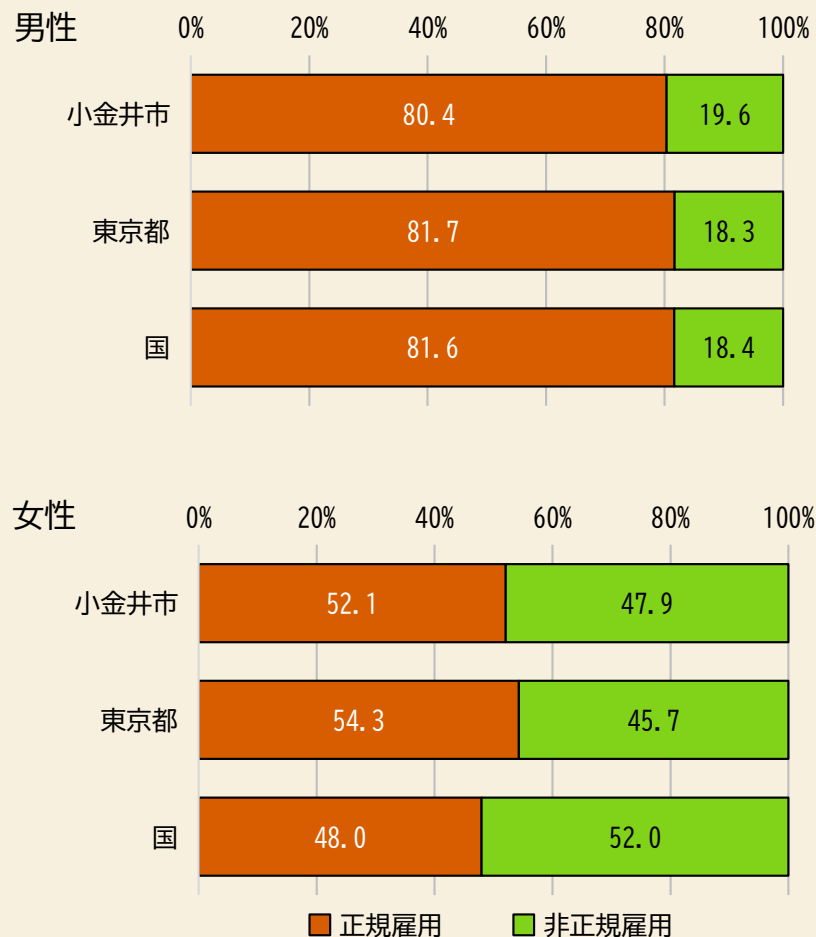
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口はほぼ横ばいとなっているものの、高齢者人口は増加傾向にあります。



④ 市の現状

雇用状況

雇用形態別にみると、男性が市・都・国ともに正規雇用の割合が8割を超えているのに対し、女性は市で52.1%、東京都で54.3%、国で48.0%と、男性と比較して大幅に下回っています。

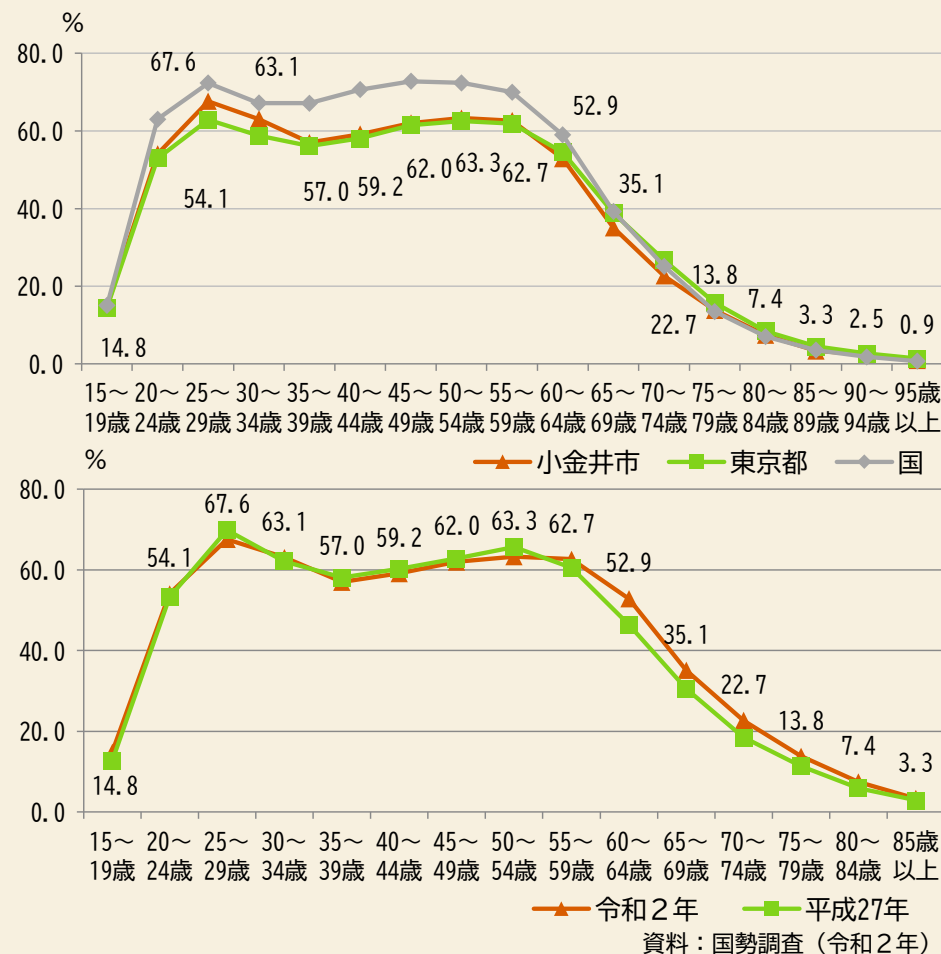


資料：国勢調査（令和2年）

女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、出産・育児期にあたる30歳代を中心に労働力率が減少するいわゆるM字型となっています。市の女性の労働力率は東京都よりも高く、国よりも低い状況にありますが、30～34歳からの労働力率の減少の幅が国や東京都よりも大きくなっています。

また、平成27年と比較すると、60歳以上で労働力率が高くなっています。



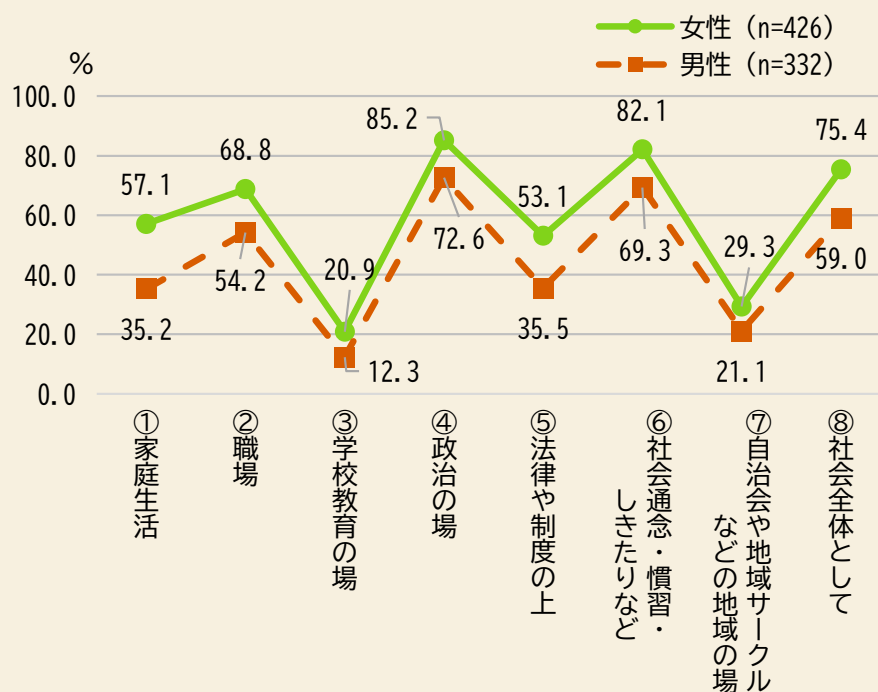
⑤ アンケート結果

【実施概要】 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
 調査期間：令和6年10月1日（火）～10月15日（火）
 回収結果：768件／2,000件（有効回収率：38.4%）

男女平等観（各分野における《男性優遇》の割合）

多くの場面で《男性優遇》という評価になっています。特に「政治の場」における《男性優遇》の評価は、女性で85.2%、男性で72.6%、「社会通念・慣習・しきたりなど」においては、女性で82.1%、男性で69.3%となっており、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。

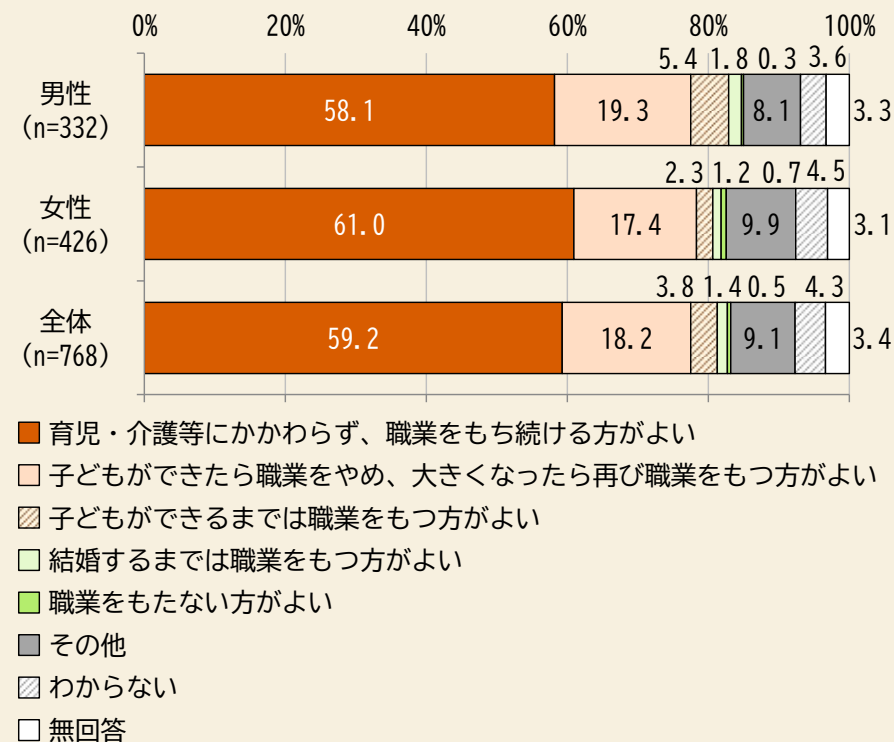
また、《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、「家庭生活」では、女性が男性と比較して20ポイント以上上回るなど、平等感には男女差が現れています。



女性と職業の考え方

男女ともに「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」が半数を超えており、女性が仕事を持つことに対する意識は高い傾向にあることが分かります。

一方、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は全体で2割程度となっており、育児と仕事の両立に難しさを感じている人がいることもうかがえます。



⑤ アンケート結果

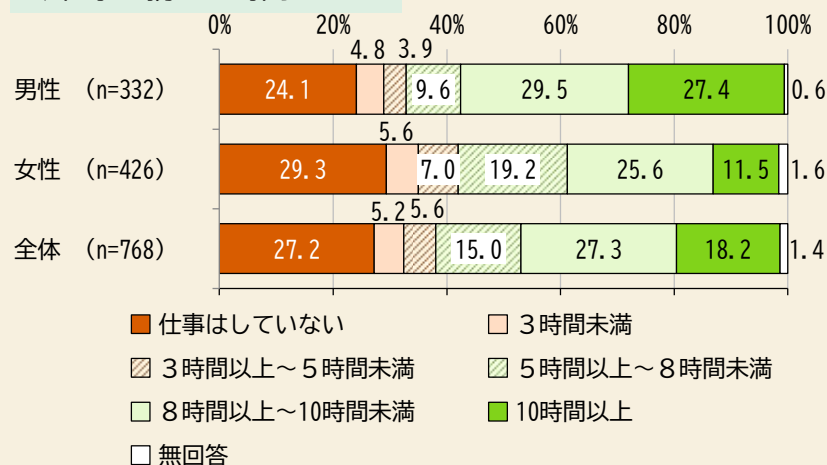
【実施概要】 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
調査期間：令和6年10月1日（火）～10月15日（火）
回収結果：768件／2,000件（有効回収率：38.4%）

ワーク・ライフ・バランス

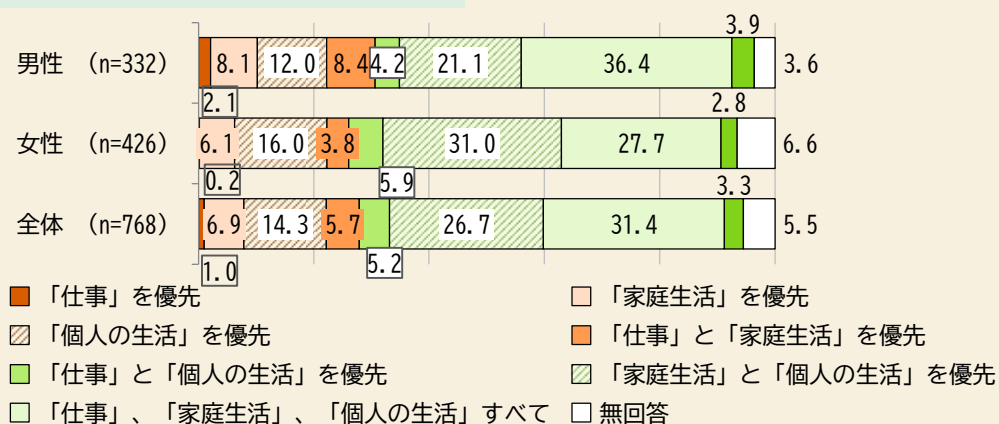
仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で37.1%、男性で56.9%となっており、特に男性は「10時間以上」でみても27.4%と高く、長時間労働の傾向があります。

生活における理想の優先度については、男女ともに「仕事」「家庭生活」「個人の生活」をともに優先したいとする回答が比較的多く、バランスの取れた生活を望む意識がうかがえます。

◆仕事に携わる時間

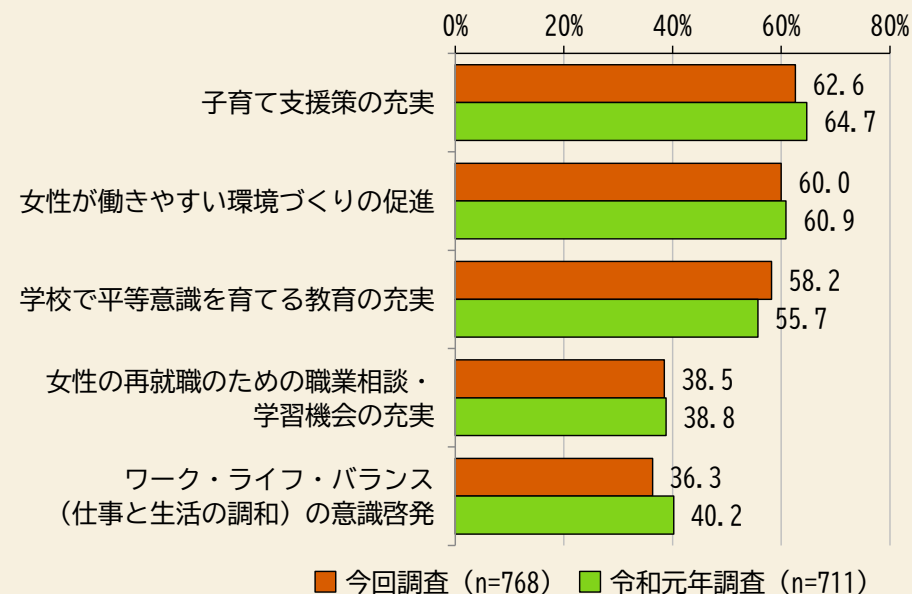


◆生活における優先度【理想】



男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策（上位5項目）

男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策は、「子育て支援策の充実」が高くなっています。

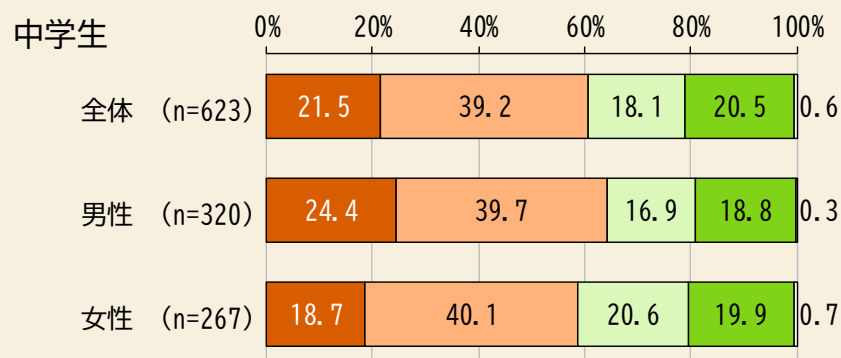
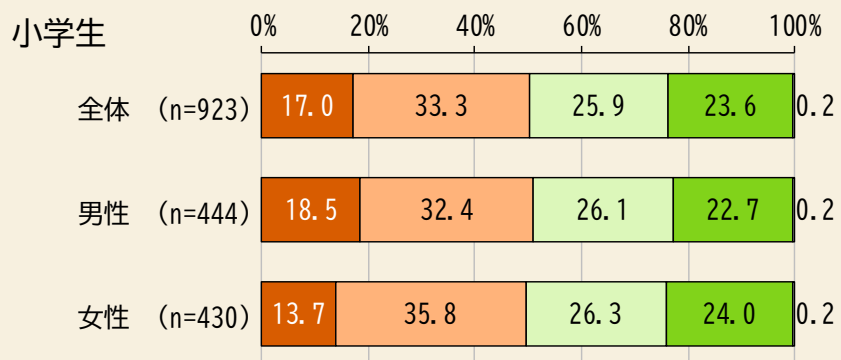


⑤ アンケート結果

【実施概要】 調査対象：市内公立小学校6年生・市内公立中学校3年生 調査期間：令和7年5月9日（金）～5月19日（月）
回収結果：小学校6年生 923件／1,013件（有効回収率：91.1%） 中学校3年生 623件／754件（有効回収率：82.6%）

「男の子だから」「女の子だから」 と思うことがあるか

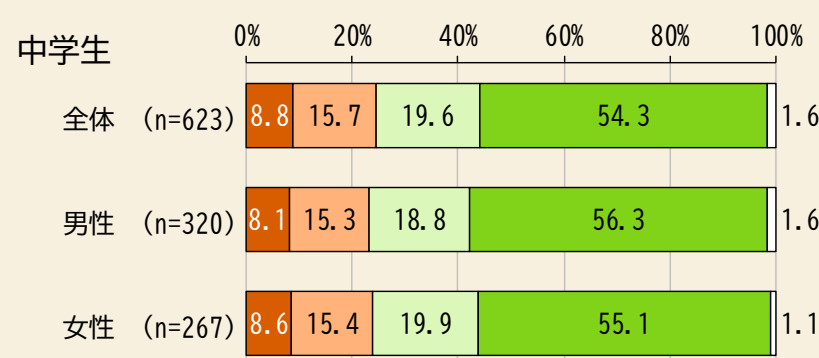
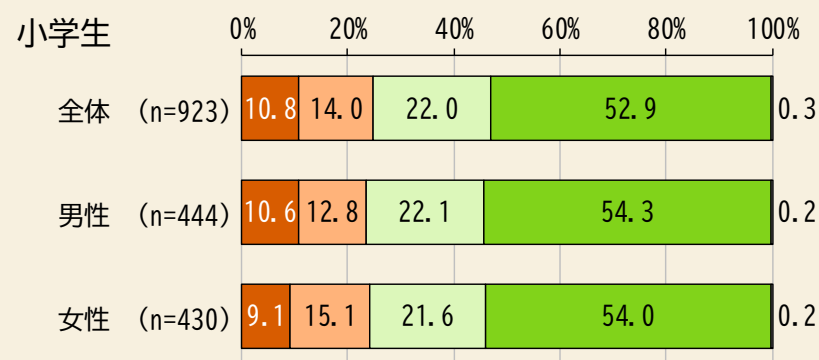
「そう思う」「どちらかというと思う」の合計は、小学生では男女ともに5割程度、中学生では男性で64.1%、女性で58.8%となっています。



■ そう思う
■ どちらかというと思う
■ どちらかというと思わない
■ そう思わない
□ 不明・無回答

性別を理由に思ったことが 言えなかったことがあるか

「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」は、男女、小中学生ともに2割を超えています。



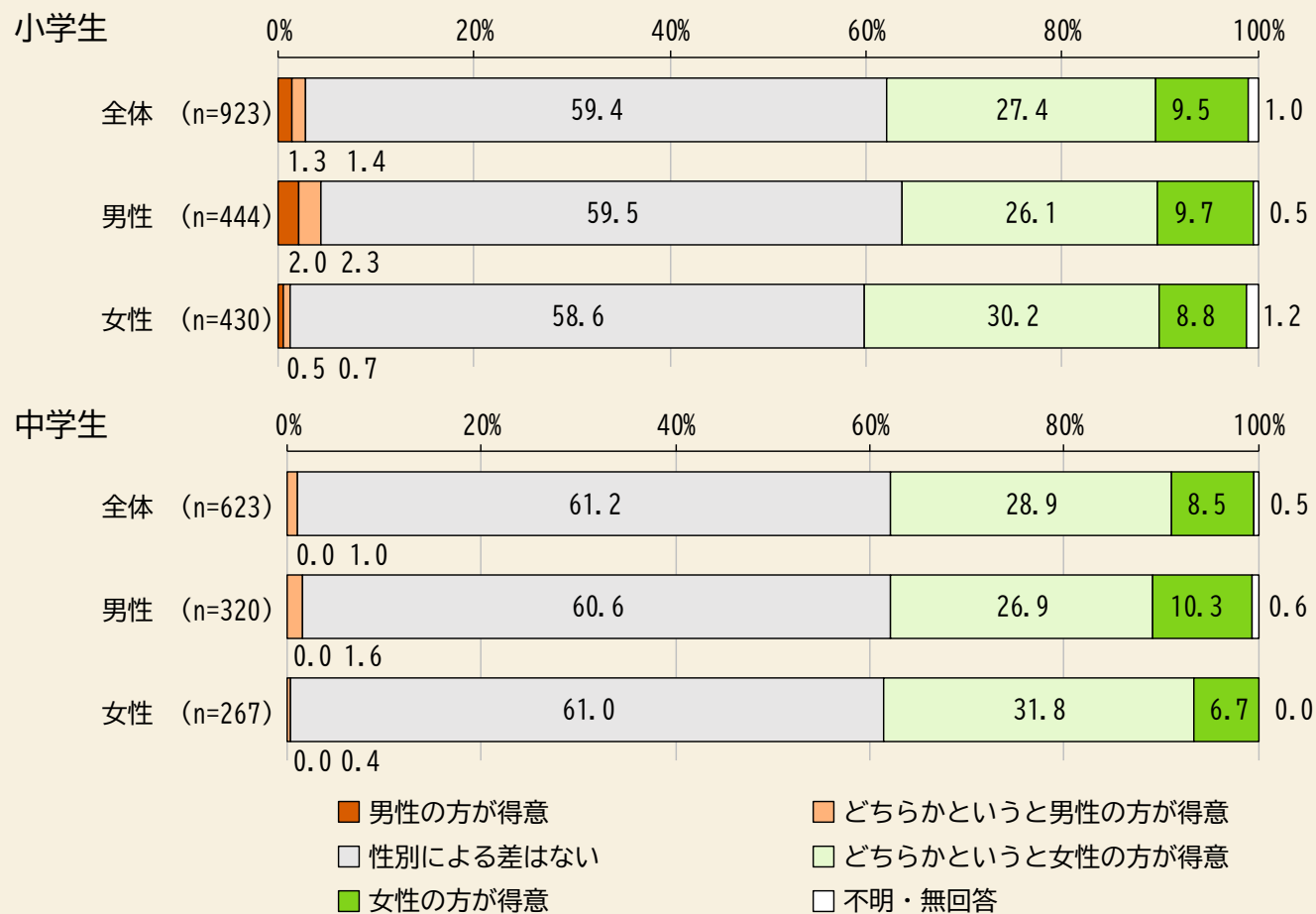
■ あてはまる
■ どちらかというにあてはまる
■ どちらかというにあてはまらない
■ あてはまらない
□ 不明・無回答

⑤ アンケート結果

【実施概要】 調査対象：市内公立小学校6年生・市内公立中学校3年生 調査期間：令和7年5月9日（金）～5月19日（月）
回収結果：小学校6年生 923件／1,013件（有効回収率：91.1%） 中学校3年生 623件／754件（有効回収率：82.6%）

家事の得意・不得意について

家事の得意・不得意について、男女、小中学生ともに「男性の方が得意」「どちらかというとな男性の方が得意」は1割未満に留まっていることに対して、「女性の方が得意」「どちらかというとな女性の方が得意」は3割を超えています。



人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

人権尊重

暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されることが、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)

少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。

地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取り組みとして、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

7 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
Ⅰ 人権が尊重され、 多様性を認めあ う社会をつくる	1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3) 多様性への理解の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育の場における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策	(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり (2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各家庭の状況等に応じた支援 (2) 自立した生活への支援
Ⅱ ワーク・ライ フ・バランスの 実現した暮らし をめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1) 育児支援体制の整備 (2) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (3) 介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり (2) 働く場における男女平等の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女共同参画を 積極的に推進す る	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1) 市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化

困難
女性
支援
計画

⑧ 取り組みの内容

基本目標 1 人権が尊重され、多様性を認めあう社会をつくる

主要課題	取り組み内容
①人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進／人権・男女平等に関する講演会等の開催／メディア・刊行物等への配慮／人権尊重における相談対応の充実／多文化共生のまちづくり／性の多様性への理解の促進
②男女共同参画を推進する教育・学習の推進	幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進／家庭における教育・学習の推進／地域・社会における教育・学習の推進
③配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見／若い世代への啓発・教育／安全確保と自立支援の実施／相談体制の整備・充実／虐待等の防止対策・支援等の充実
④ストーカーやハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等の防止対策・支援等の充実
⑤生涯を通じた心と身体健康支援	母子保健事業等の推進／健康づくりの推進／健康と性に関する学習・啓発の充実
⑥様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	支援が必要な家庭への各種サポート／各種相談支援の実施

※赤字は重点施策

⑧ 取り組みの内容

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題	取り組み内容
①家庭における男女共同参画の推進	地域での子育て支援体制の充実／男性の家事・育児・介護への参画促進／男性の地域活動への参画促進／高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
②働く場における男女共同参画の推進	一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進／雇用の場における男女共同参画
③女性の活躍と多様な働き方への支援	女性の就業支援・起業支援／農業・自営業等における男女共同参画の推進
④市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	地域活動団体等の活動促進／地域における女性のエンパワーメントの拡大

※赤字は重点施策

⑧ 取り組みの内容

基本目標3 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題	取り組み内容
①政策・方針決定過程への 男女の参画	男女の市政参画の促進
②市民参加・協働による 男女共同参画の推進	市民や地域団体との協働／参画を促す環境づくり
③推進体制の充実・強化	市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備／計画推進体制の整備

※赤字は重点施策

おわりに

本日の市民懇談会のほかに、今後、パブリックコメントも実施いたします。

ぜひ、その機会にもご意見をお寄せください。

～パブリックコメントについて～

12月中旬～ 1月中旬予定。

計画の素案に対し、多くの皆さまからご意見をいただくために実施するものです。

詳しくは、市報12月号・市ホームページをご覧ください。

本日はありがとうございました。

市議会の報告

令和 7 年第 3 回市議会定例会

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）決算特別委員会

会派	質問議員	内容
子どもの権利 ／情報公開	No. 23 片山かおる 議員	パートナーシップ宣誓制度について (1) 事務報告書に掲載がないことについて (2) 申請件数は何件か (3) 周知方法はどのようなか 審議会の自主勉強会について (1) 発案はどこから (2) これまで開催はあったのか (3) 予算措置しないか